

監査役監査基準の実践事例

平成 17 年 9 月 22 日
社団法人日本監査役協会
ケース・スタディ委員会

目 次

はしがき

【報告書全体サマリー】

| | |
|---------------------------------------|----|
| ○各社の監査役監査基準の改定状況 | 1 |
| ○「取締役会等の意思決定」（14条）について | 3 |
| 取締役会等の議案に関する監査役に対する事前の説明・資料配布 | 3 |
| 経営判断の原則 | 4 |
| 監査役の見解陳述時における取締役会の雰囲気と監査役に対する配慮 | 6 |
| ○「内部統制システムの整備状況」（15条）について | 7 |
| ○「代表取締役と監査役との定期的会合」（26条）について | 8 |
| ○「監査役監査の環境整備」（27条）について | 9 |
| ○「企業情報開示体制の監査」（31条）について | 10 |
| ○監査役不設置の選択に関する社長の意識 | 10 |

【新監査役監査基準の実践状況に関する監査役アンケート】

| | |
|-----------------|----|
| ○集計結果サマリー | 11 |
| ○集計結果 | 13 |
| ○その他の回答集 | 49 |

【新監査役監査基準に関連した社長アンケート】

| | |
|-----------------|----|
| ○集計結果サマリー | 71 |
| ○集計結果 | 73 |

【監査役監査基準と各社の自社基準】

| | |
|--------------------------------------|-----|
| ○新監査役監査基準に対応した各社の監査役監査基準に関する分析 | 97 |
| ○（別表）新監査役監査基準と各社の監査役監査基準との比較 | 113 |

【監査役監査基準と各社の監査計画】

| | |
|------------------------------------|-----|
| ○新監査役監査基準に対応した各社の監査計画に関する分析 | 153 |
| ○（資料）新監査役監査基準に対応した各社の監査計画の実例 | 157 |

はしがき

昨年 2 月「監査役監査基準」（以下、「新基準」）が公表されて以来、1 年余りが経過した。そこで今期のケース・スタディ委員会は、「新基準が各社でどのように実践されているか」、「内部統制システムの構築・運用に監査役がいかに関与していくべきか」、「各社の社長は新基準の“こころ”をどう認識し、監査役に何を期待しているか」を浮き彫りにするべく、以下の三つの調査を行った。

（１）「新監査役監査基準の実践状況に関する監査役アンケート」

調査期間：平成 17 年 3 月 18 日～4 月 15 日

調査対象：平成 17 年 3 月 15 日現在の当協会登録会員会社 4,630 社

回答社数：1,235 社（26.7%）

調査対象条文：

- ①「取締役会等の意思決定の監査」（14 条）
- ②「内部統制システムの整備状況の監査」（15 条）
- ③「代表取締役との定期的会合」（26 条）
- ④「監査役監査の環境整備」（27 条）
- ⑤「企業情報開示体制の監査」（31 条）

（２）「新監査役監査基準に関連した社長アンケート」

調査期間：平成 17 年 6 月 15 日～8 月 10 日

調査対象：平成 17 年 3 月 15 日現在の 4,630 社中退会等した 32 社を除く 4,598 社

回答社数：1,449 社（31.5%）

調査項目：上記①～④に関連するもののほか、以下の 4 項目

- ・自社の監査役が自社独特または固有の監査基準を明文化した上で、監査活動を実践することについて
- ・「監査役は、監査を通じて企業の『持続的成長の確保』と『企業統治体制の確立』に対する責務を負っている」という新基準の認識について
- ・不祥事発生時における監査役の対応について
- ・「会社法現代化後の監査役不設置」について

※（１）、（２）両方のアンケートにご回答いただいた会社は 580 社であった。

（３）監査役監査基準と監査計画の実例の収集

収集期間：平成 17 年 3 月 17 日～4 月 1 日

収集対象：平成 17 年 3 月 15 日現在の本部・支部監査実務部会登録会社 1,736 社

収集した監査基準数：172

収集した監査計画数：75

収集条件：「新基準反映後のものであること」

「固有名詞を伏せ字にした状態で提供すること」

これらの調査にご協力いただいた会員の皆様、また、各社のトップの皆様には心から御礼申し上げたい。

新基準は、法的拘束性のない条文もあるが、監査役の行動基準のよりどころである。また、これを実践する上で各社のトップ（以下、「社長」）の理解は欠かせない。

今回の調査では、各社とも新基準をアレンジしながら自社の監査基準（以下、「自社基準」）や監査計画を改定、検討、または作成しており、実践に移しつつあること、各社の社長は新基準の実践について大変ご理解があることが分った。

新会社法が成立し、今後は、今までの委員会等設置会社と監査役設置会社という二つの選択制からさらに、多様化した機関設計が可能となり、定款自治の範囲の拡大により経営の自由度が増すことになると考えられる。そのとき監査役として、企業価値を高めていく活動をどう展開するか、内部統制システムの整備と運用について監査役がいかに関与していくかが課題となろう。「監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務執行を監査することにより、企業の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する責務を負っている」との認識に立って今回の調査結果を参考に、新基準の“こころ”を十分に反映した監査を実践していただければ幸いである。

平成 17 年 9 月

社団法人日本監査役協会
ケース・スタディ委員会
委員長 潮 田 徹

第 32 期ケース・スタディ委員会

| | | |
|-----|-------------|---------|
| 委員長 | 大成建設（株） | 潮 田 徹 |
| 委員 | 住友ベークライト（株） | 間 藤 大 和 |
| | 帝 人（株） | 大 方 彬 弘 |
| | 東日本旅客鉄道（株） | 大 森 寿 明 |
| | 東芝テック（株） | 宮 本 照 雄 |
| | 大 明（株） | 石 原 泰 弘 |
| | （社）日本監査役協会 | 高 橋 弘 幸 |
| 事務局 | （社）日本監査役協会 | 日名子 榮 |
| 事務局 | （社）日本監査役協会 | 黒 木 克 哉 |
| 事務局 | （社）日本監査役協会 | 水 上 友 徳 |

報告書全体サマリー（【 】内の参照ページ番号は、本報告書の通しページを意味する）

各社の監査役監査基準の改定状況

回答会社の約90%が新基準に照らし、自社基準を改定、検討、または作成している。「明文化した基準はないが、監査計画等に盛り込んで実践している」という会社も93社と少なからずあることが注目される【P21 設問I】。

社長アンケートにおいて、「自社の監査役が自社独特または固有の監査基準を明文化した上で、監査活動を実践することについて」を質問したところ、約70%が賛同し、約20%が「監査役に任せる」と回答した【P77 設問(1)】。

監査役アンケートと社長アンケートのクロス集計をしてみると、以下のような結果となった。

監査役アンケート設問I「自社の監査役監査基準の改定の有無」

×社長アンケート設問(1)「貴社における監査役は、法令の定めに加えて自社独特または固有の監査基準を明文化した上で、これに基づいた監査活動を実践すべきだとお考えになりますか。」

| 社長 監査役 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 未回答 | 合計 |
|-----------|-----|----|-----|---|---|-----|-----|
| 1 | 234 | 18 | 60 | 2 | 2 | 2 | 318 |
| 2 | 108 | 7 | 32 | 1 | 5 | 3 | 156 |
| 3 | 30 | 4 | 6 | | | | 40 |
| 4 | 11 | 1 | 7 | 1 | | | 20 |
| 5 | 4 | | 2 | | | | 6 |
| 6 | 25 | 2 | 10 | | | | 37 |
| 未回答 | 2 | | | | | | 2 |
| 合計 | 414 | 32 | 117 | 4 | 7 | 5 | 579 |

※上記集計表は選択肢を複数回答した1社を除いている。

横の選択肢； 1.そう考える
2.そうは考えない
3.監査役に任せる
4.わからない
5.その他

縦の選択肢；

- 1.自社基準は既にあり、改定した
- 2.自社基準は既にあり、現在改定を検討中
- 3.自社基準がなかったため、今回作成した
- 4.自社基準がなかったため、現在作成中
- 5.自社基準はなく、今後も作成する予定はない
- 6.明文化された基準はないが、監査計画等に盛り込んでいる

この結果、自社基準を検討・改定・作成している会社では、社長も「そう考える」ことが多いことが分る。

また、社長アンケートでは、「監査役は、監査を通じて企業の『持続的成長の確保』と『企業統治体制の確立』に対する責務を負っている」という新基準の認識について質問したところ、97%が賛同した【P78 設問 (2)】。

なお、社長アンケートで、「不祥事発生時における監査役の対応」について質問したところ、「取締役と共に、原因究明と事後の対応について協力してほしい」に56%、「原因究明や事後の対応は、本来執行部が考えるべきことではあるが、監査役はその対応状況の監査に徹してもらいたい」に41%がそれぞれ回答した【P79 設問 (3)】。

「不祥事発生時における監査役の対応」について、社長アンケートと会社区分のクロス集計をしてみると、以下のような結果となった。

社長アンケート設問(3)「万一、貴社で不祥事が発生した場合、どのような対応を監査役にお望みになりますか。」

×会社区分(大会社、中会社、小会社)

| 区分 | 大会社 | 中会社 | 小会社 | その他 | 合計 |
|-----|------|-----|-----|-----|------|
| 社長 | | | | | |
| 1 | 736 | 55 | 17 | 1 | 809 |
| 1.2 | 4 | | | | 4 |
| 2 | 540 | 38 | 13 | 2 | 593 |
| 3 | 17 | 3 | | 1 | 21 |
| 4 | 15 | 1 | | | 16 |
| 未回答 | 6 | | | | 6 |
| 合計 | 1318 | 97 | 30 | 4 | 1449 |

縦の選択肢；

- 1.取締役と共に、原因究明と事後の対応について協力してほしい
- 2.原因究明や事後の対応は、本来執行部が考えるべきことではあるが、監査役はその対応状況の監査に徹してもらいたい
- 3.監査役に任せるので、独自にやってもらえばよい
- 4.その他

この結果、大会社、中小会社に拘わらず、「取締役と共に、原因究明と事後の対応について協力してほしい」を回答する社長が多いことが分った。

「取締役会等の意思決定」(14条)について

取締役会等の議案に関する監査役に対する事前の説明・資料配布

社長アンケートでは、取締役会等で審議される議案に関し監査役に事前に説明することや資料配布を行うことについて、「当然必要なことである」と約77%が回答し、取締役会等における重要な意思決定時における監査役の積極的な発言にも多くの社長が期待していることが分った【P80～81 設問(4)～(5)】。

取締役会等で審議される議案に関して、監査役に事前に説明することや資料配布を行うことについて監査役アンケートと社長アンケートのクロス集計をしてみると、以下のような結果となった。

監査役アンケート設問(2-2)「取締役会における審議の実態」
 ×社長アンケート設問(4)「取締役会等で審議される議案に関して、監査役に事前に説明することや資料配布を行うことについて如何お考えになりますか。」

| 社長 \ 監査役 | 1 | 1.2 | 1.3 | 1.4 | 2 | 2.3 | 3 | 3.4 | 4 | 未回答 | 合計 |
|----------|-----|-----|-----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|-----|
| 1 | 304 | | 14 | 5 | 7 | | 53 | 2 | 4 | | 389 |
| 2 | 108 | 1 | 5 | 4 | 6 | 1 | 29 | 1 | 6 | 1 | 162 |
| 未回答 | 17 | | | | 1 | | 8 | | 3 | | 29 |
| 合計 | 429 | 1 | 19 | 9 | 14 | 1 | 90 | 3 | 13 | 1 | 580 |

横の選択肢；

- 1.取締役会等で十分な審議をはかるためには当然必要なことである
- 2.決議に参加する取締役には必要であるが、監査役にまでは必要ない
- 3.取締役会とは別の意思決定機関(常務会・経営委員会等)に監査役も同席しているため、その必要はない
- 4.その他

縦の選択肢；

- 1.監査役に対して事前に資料配布や説明が行われている
- 2.監査役に対して事前に資料配布や説明が行われていない

この結果によれば、監査役への事前の資料配布を当然だと考える社長は580名中429名(約74%)であるが、その会社の監査役のうち108名(約25%)は、事前の資料配布や説明が行われていないと感じていることが分った。

経営判断の原則

社長アンケートにおける「経営判断の原則」に対する社長の認識については、「十分審議を尽くしている」と「今後審議内容を充実させたい」を合わせて、約 92%となっている【P 82 設問 (6)】。

監査役アンケートと社長アンケートのクロス集計をしてみると、以下のような結果となった。

監査役アンケート設問(4)「取締役の『経営判断原則』の理解及び実践」

×社長アンケート設問(6)「いわゆる『経営判断の原則』について如何お考えになりますか。」

| 社長 \ 監査役 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 未回答 | 合計 |
|----------|-----|-----|----|---|---|-----|-----|
| 1 | 132 | 22 | 11 | 2 | 1 | 1 | 169 |
| 2 | 203 | 80 | 17 | 5 | 4 | 1 | 310 |
| 3 | 42 | 26 | 1 | 2 | | 1 | 72 |
| 4 | 6 | 3 | 1 | | 2 | | 12 |
| 未回答 | 8 | 1 | 2 | | | | 11 |
| 合計 | 391 | 132 | 32 | 9 | 7 | 3 | 574 |

※上記集計表は選択肢を複数回答した 6 社を除いている。

横の選択肢；

1. 自社では十分に審議を尽くしている
2. 今までは必ずしも十分でなかったので今後審議内容を充実させたい
3. 「経営判断の原則」は知っているが実際にあまり気にしたことがない
4. 「経営判断の原則」についてはよく知らない
5. その他

縦の選択肢；

1. 十分理解し、実践している
2. 概ね理解し、実践している
3. 理解しているが、実践は不十分である
4. 理解していない

なお、監査役アンケートで社長が経営判断の原則を「理解していない」と回答した会社の大半の監査役は、取締役に対して、「すでに助言・勧告等をしている」としており、監査役の積極的な活動が窺える【P 27 設問 (4)】。

次頁に掲げられた 5 項目は、98 年当時、当協会の法規委員会が同原則のポイントを実務的視点で簡潔にまとめたものである。取締役に対する説明用資料として参考にさせていただきたい。

別添

取締役各位

監査役会

取締役の経営判断についての留意点

昨今の株主代表訴訟に関連して、取締役の責任が問われないようにするため、いわゆる経営判断原則について下記の点にご留意下さいますようお願いいたします。

記

1. 意思決定内容に違法性がないこと

——取締役の経営判断行為が、商法、証取法、独禁法、刑法等の具体的・個別的な法令・定款等に違反すると保護されない。
判断に迷うときは、総務（法務）部門、監査役、弁護士等の意見を聴取する。

2. 意思決定過程（プロセス）が合理的であること

——取締役会規則に規定された付議事項等は付議しなければ、それ自体が法令違反となる。
判断に迷うときは、会議事務局、監査役等の意見を聴取する。
——会議の議事録等に、①合理的な意思決定を行ったことを証明する資料が作成され、かつ保管されていること、②専門家の第三者的見解の付記とか甲乙両案を併記して慎重に検討したことを立証できることが必要である。

3. 事実認識に不注意な誤りがないこと

——経営判断の基礎となる事実認識に通常の企業人として不注意な過誤・欠落がないこと。
——取締役が当該状況のもとで適切と判断したのが合理的であるといえる程度に、十分な知識や事実認識を有していたこと。

4. 意思決定の内容が同じ立場にある企業人の目から見て明らかに不合理でないこと

——例えば、会社の売上、利益等に照らして、投資等が回復不可能なバランス感覚を大幅に失わないこと。

5. 意思決定が会社の利益第一に考えられていたこと

——当然のことであるが、取締役が自己または第三者の利益をはかるためになしたものは「経営判断原則」の適用なし。 以上

監査役の意見陳述時における取締役会の雰囲気と監査役に対する配慮

社長アンケートでは、「取締役会等重要な意思決定時における監査役への配慮」については、「監査役の見解も積極的に聞きたいので、意思決定時には監査役の見解も求めている」に回答が集中した【P81 設問 (5)】。

監査役アンケートでも約 81%が「監査役が忌憚なく意見陳述できる雰囲気である」と回答している【P28 設問 (6)】。

監査役アンケートと社長アンケートのクロス集計をしてみると、以下のような結果となった。

監査役アンケート設問(6)「監査役が意見陳述する際の実務取締役会の雰囲気」
 ×社長アンケート設問(5)「取締役会等における重要な意思決定時、監査役に対してどのような配慮をなさいますか。」

| 社長 \ 監査役 | 1 | 1.2 | 1.2.3 | 1.3 | 1.3.5 | 1.4 | 2 | 2.3 | 2.4 | 2.5 | 3 | 5 | 未回答 | 合計 |
|----------|-----|-----|-------|-----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|----|---|-----|-----|
| 1 | 212 | 5 | 4 | 13 | 1 | 2 | 117 | 44 | | 3 | 66 | 3 | 1 | 471 |
| 2 | 20 | | 1 | 2 | | | 26 | 9 | 1 | | 18 | | | 77 |
| 3 | 4 | | | | | | 7 | | | | 4 | | | 15 |
| 4 | 4 | | | | | | 3 | 2 | | 1 | 2 | | | 12 |
| 未回答 | 1 | | | | | | 1 | 2 | | | 1 | | | 5 |
| 合計 | 241 | 5 | 5 | 15 | 1 | 2 | 154 | 57 | 1 | 4 | 91 | 3 | 1 | 580 |

横の選択肢；

1. 監査役の見解も積極的に聞きたいので、意思決定時には監査役の見解も求めている
2. 特に意見を求めないが、必要に応じた積極的な発言を期待している
3. 特に意見を求めないが、監査役が自由に発言できる雰囲気を作るようにしている
4. 監査役は決議に参加する立場にはないから、オブザーバーの役割を果たしてもらえばよい
5. その他

縦の選択肢；

1. 忌憚なく意見陳述ができる雰囲気である
2. 最低限の意見陳述しかできない雰囲気である
3. 意見陳述がしにくい雰囲気である
4. その他

この結果からは、監査役に「オブザーバー的なスタンス」を求める社長がいる会社の「取締役会の雰囲気」を、監査役はどう感じているのかを分析すると、監査役の認識に違いが生じていることが分る。

「内部統制システムの整備状況」（15条）について

今回の調査では、内部統制システムを法令等遵守、リスク管理、企業情報開示の3つに絞り込んで質問した。監査役アンケートにおける、「(代表)取締役の内部統制システム整備の重要性に対する認識度」については、全体の約95%が認識しており、法令等遵守やリスク管理における社内体制構築と、それらに対する監査についても実践できている会社が多い【P35 設問(15)】。一方、実践できていない会社は、自社における各々の定義が明確になっていないことを多く理由に挙げている。

社長アンケート結果からは、法令遵守体制、リスク管理体制については、「体制は整えつつも、一方で不安を完全に拭えない」という社長の心境が窺えた【P83～84 設問(7)～(8)】。内部統制システムの整備に関する監査役への関与については、積極的な関与を望む声と、監査に徹した関与を望む声とにほぼ二分された【P88 設問(11)】。

監査役アンケートと社長アンケートのクロス集計をしてみると、以下のような結果となった。

監査役アンケート設問(15)「(代表)取締役の、内部統制システム整備の重要性に対する認識度」

×社長アンケート設問(11)「内部統制システムの整備に関する監査役への関与について如何お考えになりますか。」

| 社長 監査役 | 1 | 1.2 | 1.3 | 2 | 3 | 未回答 | 合計 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|---|-----|-----|
| 1 | 136 | 1 | | 98 | 2 | 3 | 240 |
| 2 | 98 | 1 | 1 | 88 | 3 | 2 | 193 |
| 3 | 70 | | | 49 | 1 | 1 | 121 |
| 4 | 8 | | | 11 | | | 19 |
| 5 | 2 | | | 2 | | | 4 |
| 未回答 | 1 | | | 1 | 1 | | 3 |
| 合計 | 315 | 2 | 1 | 249 | 7 | 6 | 580 |

横の選択肢；

1. 監査役の本来の業務ではないが積極的に協力してもらいたい
2. 内部統制システムの整備は取締役が行うが、監査役にはその整備状況の監査に徹してもらいたい
3. その他

縦の選択肢；

1. 十分認識し、整備に努めている
2. 概ね認識し、整備に努めている
3. 認識しているが、整備は不十分である
4. 認識が不十分である
5. 認識していない

この結果からは、内部統制システムの整備に関する監査役への関与について、「監査役の本来の業務ではないが積極的に協力してもらいたい」と認識している社長に対しては、監査役による社長の認識度についての評価も高くなる傾向が読み取れる。

監査役アンケート設問(16)「内部統制システムの構築状況及び運用状況についての取締役及び使用人(内部監査部門を除く)から監査役への報告」

×社長アンケート設問(11)「内部統制システムの整備に関する監査役の関与について如何お考えになりますか。」

| 社長 \ 監査役 | 1 | 1.2 | 1.3 | 2 | 3 | 未回答 | 合計 |
|----------|-----|-----|-----|-----|---|-----|-----|
| 1 | 42 | | | 30 | 1 | | 73 |
| 2 | 159 | 1 | 1 | 120 | 3 | 3 | 287 |
| 3 | 91 | 1 | | 72 | 3 | 2 | 169 |
| 4 | 23 | | | 24 | | 1 | 48 |
| 未回答 | | | | 3 | | | 3 |
| 合計 | 315 | 2 | 1 | 249 | 7 | 6 | 580 |

横の選択肢;

1. 監査役の本来の業務ではないが積極的に協力してもらいたい
2. 内部統制システムの整備は取締役が行うが、監査役にはその整備状況の監査に徹してもらいたい
3. その他

縦の選択肢;

1. 十分行われている
2. 概ね行われている
3. 不十分である
4. 殆ど行われていない

この結果からは、内部統制システムの整備に関する監査役の関与について、「監査役の本来の業務ではないが積極的に協力してもらいたい」と認識している社長に対し、「内部統制システムの構築状況及び運用状況についての取締役及び使用人(内部監査部門を除く)から監査役への報告状況」に対する監査役の評価では、「報告が不十分である」または「殆ど行われていない」との回答が合計で約 36%となっている。

「代表取締役と監査役との定期的会合」(26条) について

監査役アンケートによると、代表取締役との定期会合は、70%以上の会社で実施されている【P39 設問(20)】。定期的会合のテーマとしては、「会社に対処すべき課題」、「最近の監査結果の問題点」の順に回答が多かったが、「会社を取り巻くリスク」及び「経営方針の確認」もかなりの回答率であった【P41 設問(23)】。代表取締役と同じ視点に立つことが監査役に求められよう。

代表取締役との定期的会合を(「あまり、殆ど」実施していない)という会社でも、大

多数がその理由として「不定期に随時対話できるので定期的会合は不要だから」と回答していることから、回答会社の約94%がなんらかの形で代表取締役との会合機会をもっていることが分った【P41 設問 (24)】。

監査役アンケートと社長アンケートのクロス集計をしてみると、以下のような結果となった。

監査役アンケート設問(20)「監査役(会)と代表取締役との定期的会合」
 ×社長アンケート設問(12)「社長と監査役との定期的会合をもつことについて如何お考えになりますか。」

| 社長 \ 監査役 | 1 | 1.2 | 1.2.5 | 1.3 | 1.5 | 2 | 2.3 | 2.5 | 3 | 3.5 | 5 | 未回答 | 合計 |
|----------|-----|-----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|---|-----|---|-----|-----|
| 1 | 223 | 5 | 1 | 1 | 10 | 52 | 4 | | 1 | 1 | 5 | | 303 |
| 2 | 74 | 6 | | | 1 | 47 | 3 | 3 | 1 | | 1 | | 136 |
| 3 | 27 | 1 | | | | 37 | | 1 | 2 | | | 1 | 69 |
| 4 | 33 | 1 | | | | 32 | 3 | | 1 | | 1 | | 71 |
| 未回答 | | | | | | 1 | | | | | | | 1 |
| 合計 | 357 | 13 | 1 | 1 | 11 | 169 | 10 | 4 | 5 | 1 | 7 | 1 | 580 |

横の選択肢;

1. 監査役としての職責を果たしてもらうために重要と考えるので、定期的に会合をもち、積極的に自分の考えを伝え、監査役の意見も聞きたい
2. 監査役とはいつでも話し合いができるので、特に改まって定期的会合をもつことはない
3. 積極的に必要性は感じないが、要望があれば会合をもつてもよい
4. 監査役とは特に会合をもつ必要性を感じない

縦の選択肢;

1. 実施している
2. 概ね実施している
3. あまり実施していない
4. 殆ど実施していない

この結果からは、代表取締役(社長)と監査役との定期的会合をもつことについて、社長が「監査役としての職責を果たしてもらうために重要と考えるので、定期的に会合をもち、積極的に自分の考えを伝え、監査役の意見も聞きたい」と回答した会社でも、監査役の方は「(あまり、殆ど)実施していない」と回答している場合があることが分る。

「監査役監査の環境整備」(27条) について

監査役アンケートでは、取締役等における、監査役監査の重要性・有用性の理解度については、約92%が「(十分、概ね)理解している」と回答した。一方、「理解が不十分である」との回答比率では、中小会社等の方が大会社に比して5.5%高い結果となった【P42

設問 (25)】。

監査環境整備についての代表取締役との協議の機会が（十分に、適度に）あるという会社は約 60%にとどまった【P 42 設問 (26)】。代表取締役との定期的会合の機会を利用して環境整備に対する十分な理解を求めたいところである。

社長アンケートでは、自社監査役の仕事に対する認識について「監査役の監査結果の報告は、実際の経営に役立っている」と約 86%が回答した【P 90 設問 (13)】。監査役監査が効果的に行われるための環境整備については、「重要と思われる会議には、監査役にも出席してもらうようにしている」との回答がやはり約 86%あった【P 91 設問 (14)】。子会社等における監査役の配置については、「重要な子会社等の監査役には、親会社監査役が非常勤として兼任したほうがよい」、「子会社等の監査役には、親会社監査役と連係した監査を実施してほしい」という回答が多かった【P 93 設問 (15)】。

「企業情報開示体制の監査」(31 条) について

監査役アンケートでは、「適時・適切な企業情報開示の重要性に対する取締役の理解度」については、約 93%が「(十分、概ね) 理解している」と回答した【P 46 設問 (32)】。

社長アンケートでも、企業情報の開示体制については、社長の積極性が窺え、適時開示のための具体的な対策状況についても同様の傾向が見受けられた【P 85 設問 (9)】。

しかし、「開示が必要な事項については即座に社長まで情報があがってくるような体制ができている」への回答はそれほど高くなく、「情報の伝達」に不安を持つ社長が多いことが分った。

監査役不設置の選択に関する社長の意識

「株式譲渡制限のある会社」と、「株式譲渡制限のない会社」を別々に分析したが、いずれの会社においても今のところ監査役不設置の選択は「ありえない」という考えが多いことが窺える【P 94～95 設問 (16)】。

会社法制現代化に関する情報の少ない段階での回答でこの傾向を示していることから考えると、社長が監査役に一定の役割を期待していることが窺える。

以上

「新監査役監査基準の実践状況に関する監査役アンケート」集計結果サマリー

自社の監査役監査基準の改定状況

回答会社の約 90%が新監査役監査基準（以下、「新基準」）に照らし、自社基準を改定、検討、または作成している。明文化した基準はないが、監査計画等に盛り込んで実践している会社も 93 社と少なからずあることに注目したい。

「取締役会等の意思決定の監査」（14 条）について

取締役審議資料の事前配布状況や事前説明状況については、取締役よりも監査役に対してよく行われているようである。また、取締役の「経営判断原則」に対する理解度については、約 96%が「理解している」と回答し、約 82%が「実践している」と回答した。この傾向は、大会社、中小会社等いずれも同じである。一方、「理解していない」と回答した会社の約 68%の監査役は、取締役に対して、「すでに助言・勧告等をしている」としており、監査役の積極的な活動が窺える。

「内部統制システムの整備状況の監査」（15 条）について

今回のアンケートでは、内部統制システムを法令等遵守、リスク管理、企業情報開示の三つに絞り込んで質問した。取締役の内部統制システム整備の重要性に対する認識度については、全体の約 95%が認識しており、法令等遵守やリスク管理における社内体制構築と、それらに対する監査については実践できている会社が多い。

一方、実践できていない会社は、自社における各々の定義が明確になっていないことを多く理由に挙げている。

内部統制システムの整備に関する監査役的活動としては、

- ・ 代表取締役を含む全取締役に当社の内部統制の現状の調査結果と改善の勧告を文書に作成し、役員会で監査役が説明し申し入れた。
- ・ 監査役会主催「役員向け法律勉強会」を開催した。
- ・ 現地監査時「内部統制項目に関する事前アンケート調査表」に基づく管理職面談をした。

など、積極的な監査役の姿が窺える回答が多数寄せられた。

「代表取締役との定期的会合」（26 条）について

代表取締役との定期的会合は、約 74%の会社で実施されている。定期的会合のテーマとしては、「会社が対処すべき課題」が 87.2%と高率。次が「最近の監査結果の問題点」78.5%の順に回答が多かったが、「会社を取り巻くリスク」および「経営方針の確認」とした回答もかなりあった。代表取締役と同じ視点に立つことが監査役に求められよう。

代表取締役との定期的会合を（あまり、殆ど）実施していないという会社の理由として

は、「不定期に随時対話できるので定期的会合は不要だから」という回答が約 78%を占めた。

定期的会合を「実践している」、「概ね実践している」という 908 社に、この「随時対話できるので定期的会合は不要」という 251 社を加えると、1159 社となり、回答会社の約 94%がなんらかの形で代表取締役との会合機会をもっていることが分かる。

「監査役監査の環境整備」(27 条) について

取締役等における、監査役監査の重要性・有用性の理解度については、約 92%が「(十分、概ね) 理解している」と回答した。一方、中小会社等の場合は「理解が不十分である」という回答比率が大会社に比して 5.5%高い結果となった。

監査環境整備についての代表取締役との協議の機会が(十分に、適度に)あるという会社は約 60%。代表取締役との定期的会合の機会を利用して環境整備に対する十分な理解を求めたいところである。

「企業情報開示体制の監査」(31 条) について

「適時・適切な企業情報開示の重要性に対する取締役の理解度」については、90%以上が「(十分、概ね) 理解している」と回答した。

「有価証券報告書、決算短信などの企業情報の適正かつ適時な開示体制」では、87.8%の会社が「(十分、概ね) 整備されている」と回答したのと対照的に、「継続企業の前提に係る情報開示に関する基準・規程等の整備状況」について「(十分、概ね) 整備されている」と回答したのは、66.1%であった。しかし、この基準・規程等を 66.7%が「(十分、概ね) 運用されている」と回答している。つまり、基準・規程等整備後の運用状況はよいものと考えられる。

以上

「新監査役監査基準の実践状況に関する監査役アンケート」集計結果

- 対象 会員会社 4,630社 (うち、大会社4,028社：87%、中小会社・その他法人602社：13%)
※みなし大会社25社を含む
- 調査期間 平成17年3月18日(金)9:00～4月15日(金)17:00
- 有効回答社数 1,235社 (会員会社の26.7%)
- ・大会社回答社数 1,139社※ (対象会社の28.3%) ※みなし大会社4社を含む
(有効回答社数の92.2%)
 - ・中小会社・その他法人回答社数96社 (対象会社の16.0%)
(有効回答社数の7.8%)

社団法人 日本監査役協会
ケース・スタディ委員会

【目次】

| | |
|---|----|
| 一.集計結果について | 1 |
| 二.集計結果の構成等 | 2 |
| 三.集計結果 | |
| 1.企業統治区分 | 3 |
| 2.会社区分 | 3 |
| 会社区分・上場分類のクロス集計 | 3 |
| 3-1.取締役人数(社外含む) | 4 |
| 3-2.監査役の人数 | 4 |
| 3-3.監査委員の人数 | 5 |
| 3-4.執行役の人数 | 5 |
| 4.当協会の実務部会への登録の有無 | 5 |
| Ⅰ.自社の監査役監査基準等の改定の有無 | 6 |
| Ⅱ.自社基準改定状況 | 7 |
| Ⅲ.新基準の監査計画への盛り込み状況 | 8 |
| 現時点までの監査活動における新基準 | |
| 14条、15条、26条、27条、31条の実践状況 | |
| ⅰ.「取締役会等の意思決定の監査」(14条)について | |
| (1)監査役に対する稟議書の回覧状況 | 9 |
| (2-1)～(2-4)取締役会における審議の実態 | 10 |
| 取締役会の審議状況(2-3)(2-4)におけるクロス集計 | 11 |
| (3)実質的な意思決定機関(経営会議・常務会等) がある場合における監査役の出席状況 | 12 |
| (4)取締役の「経営判断原則」の理解及び実践 | 12 |
| (5)前問(4)で、「理解していない」場合 | 12 |
| (6)監査役が意見陳述する際の取締役会の雰囲気 | 13 |
| ⅱ.「内部統制システムの整備状況の監査」(15条)について | |
| (7)法令遵守の社内体制整備状況 | 13 |
| (8)法令等遵守状況のチェック | 14 |

| | |
|---|----|
| (9)監査役による法令等遵守体制の監査 | 14 |
| (9-2)「あまり実践していない」、「殆ど実践していない」理由 | 14 |
| (10)リスク管理体制 | 15 |
| (11)リスク管理状況のチェック | 15 |
| (12)監査役によるリスク管理体制の監査 | 16 |
| (12-2)「あまり実践していない」、「殆ど実践していない」理由 | 16 |
| (13)有価証券報告書、決算短信などの企業情報の適正かつ適時な開示体制 | 16 |
| 【全回答会社】設問(13)と上場分類とのクロス集計 | 17 |
| 【大会社】設問(13)と上場分類とのクロス集計 | 17 |
| 【中小会社等】設問(13)と上場分類とのクロス集計 | 17 |
| (14)企業情報の適正かつ適時な開示体制の監査 | 18 |
| 【全回答会社】設問(14)と上場分類とのクロス集計 | 18 |
| 【大会社】設問(14)と上場分類とのクロス集計 | 18 |
| 【中小会社等】設問(14)と上場分類とのクロス集計 | 19 |
| (14-2)「あまり実践していない」、「殆ど実践していない」理由 | 19 |
| (15)(代表)取締役の、内部統制システム整備の重要性に対する認識度 | 20 |
| (16)内部統制システムの構築状況及び運用状況についての取締役及び 使用人(内部監査部門を除く)から監査役への報告 | 20 |
| (16-2)「不十分である」、「殆ど行われていない」理由 | 21 |
| (17)内部統制システムの構築状況及び運用状況についての 内部監査部門から監査役への報告 | 21 |
| (17-2)「行われているが不十分」、「殆ど行われていない」理由 | 21 |
| (18)会計監査人から監査役への財務情報に関する内部統制システムの 構築状況及び運用状況についての報告 | 22 |
| (18-2)「行われているが不十分」、「殆ど行われていない」理由 | 22 |
| (19)内部統制システムに関する監査の結果に関する、監査役から 取締役(会)への報告、内部統制システムの改善の助言または勧告 | 23 |
| (19-3)「あまり実践していない」、「殆ど実践していない」理由 | 23 |
| (19-2)(19)で「実践している」「概ね実践している」の回答 | 23 |

iii. 「代表取締役との定期的会合」(26 条)について

| | |
|---|----|
| (20) 監査役(会)と代表取締役との定期的会合 | 24 |
| (21) 「実施している」、「概ね実施している」回数 | 24 |
| (22) 定期的会合への監査役側の出席者 | 25 |
| (22-2) 定期的会合への取締役側の出席者 | 25 |
| (23) 定期的会合での意見交換のテーマ | 26 |
| (24) 代表取締役との定期的会合を 「あまり実施していない」「殆ど実施していない」理由 | 26 |

iv. 「監査役監査の環境整備」(27 条)について

| | |
|---|----|
| (25) (代表)取締役等における、監査役監査の 重要性・有用性の理解度 | 27 |
| (26) 監査環境整備に関する(代表)取締役との協議の機会 | 27 |
| (27) 取締役及び使用人から監査役に対しての日常の報告 | 28 |
| (28) 取締役及び使用人から監査役への報告の仕組み | 28 |
| (29) 業務執行から独立した監査役スタッフ | 28 |

v. 「企業情報開示体制の監査」(31 条)について

| | |
|--|----|
| (30) 継続企業の前提に係る情報開示に関する基準・規程等の整 備状況 | 29 |
| 【全回答会社】設問 30 と上場分類のクロス集計 | 29 |
| 【大会社】設問 30 と上場分類のクロス集計 | 30 |
| 【中小会社等】設問 30 と上場分類のクロス集計 | 30 |
| (31) 前問(30)の基準・規程等の運用状況 | 31 |
| (32) 適時・適切な企業情報開示の重要性に対する 取締役の理解度 | 31 |
| (33) 前問(30)で掲げた事項についての監査役における 情報の入手環境 | 31 |
| 設問(30)と(33)とのクロス集計 | 32 |

平成17年3月18日から4月15日まで実施された標記アンケート調査は、全会員会社4,630社を対象にインターネットを利用して実施された。回答は1,235社から寄せられ、回答率は26.7%であった。

アンケートにご協力いただいた皆様に厚く御礼申し上げたい。

一.集計結果について

- 上場会社は、非上場会社よりも回答比率が高かった。

新基準はもともと上場大会社を念頭に策定されているため、より関心が高かったものと思われる。

- 大会社は、他の会社よりも回答比率が高かった。

これも、新基準がもともと上場大会社を念頭に策定されていることが原因であると考えられる。

二.集計結果の構成等

集計結果は、「全回答会社版」、「大会社版」、「中小会社等版」に分けて作成している。本集計結果では、データをまとめて示し、特にお断りのない限り、「全回答会社版」のデータについて適宜コメントを付している。

また、有価証券報告書提出会社か否かによって回答に差異が生じる設問については、適宜、「一部上場」、「二部上場」などの上場区分とのクロス集計を行って分析精度の向上を図ったほか、回答者の誤答（監査役設置会社が執行役と執行役員を混同して回答した場合など）があった場合には、これらを除外して集計した。

なお、個別の記述回答については、多数の事例が寄せられたため、設問ごとに主な回答例を抜粋して収録したものを「新監査役監査基準の実践状況に関する監査役アンケートその他の回答集」として49頁以降に掲載したので、参考にしていただきたい。

三.集計結果

1. 企業統治区分

| | 全 体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|------------------|------|--------|------|--------|-------|--------|
| 監査役設置会社(「監事」を含む) | 1223 | 99.0% | 1127 | 98.9% | 96 | 100.0% |
| 委員会等設置会社 | 12 | 1.0% | 12 | 1.1% | 0 | 0.0% |
| 未回答 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| 合計 | 1235 | 100.0% | 1139 | 100.0% | 96 | 100.0% |

2. 会社区分

| | 全 体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|------|------|--------|------|--------|-------|--------|
| 大会社 | 1139 | 92.2% | 1139 | 100.0% | 0 | 0.0% |
| 中会社 | 75 | 6.1% | 0 | 0.0% | 75 | 78.1% |
| 小会社 | 16 | 1.3% | 0 | 0.0% | 16 | 16.7% |
| 相互会社 | 4 | 0.3% | 0 | 0.0% | 4 | 4.2% |
| その他 | 1 | 0.1% | 0 | 0.0% | 1 | 1.0% |
| 合計 | 1235 | 100.0% | 1139 | 100.0% | 96 | 100.0% |

会社区分・上場分類のクロス集計

(上場分類は平成 17 年3月 15日現在の会員データによる)

| 会社区分 | 上場分類 | | | | | | | | | | 合計 |
|------|------|-----|--------|------|------|-------|-----|-----|-----|------|----|
| | 一 部 | 二 部 | ジャスダック | マザーズ | 地方単独 | ヘラクレス | その他 | 非上場 | 未回答 | | |
| 大会社 | 513 | 166 | 93 | 17 | 9 | 5 | 2 | 331 | 3 | 1139 | |
| 中会社 | | 2 | 6 | | 1 | | 1 | 64 | 1 | 75 | |
| 小会社 | | | | | | | | 16 | | 16 | |
| 相互会社 | | | | | | | | 4 | | 4 | |
| その他 | | | | | | | | 1 | | 1 | |
| 合計 | 513 | 168 | 99 | 17 | 10 | 5 | 3 | 416 | 4 | 1235 | |

回答会社のうち、株式を上場している会社は、815 社であり、全回答会社の 66%を占める。

| 3-1. 取締役人数（社外含む） | 全 体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|------------------|----------|--------|------|--------|-------|--------|
| | 1人以上5人未満 | 99 | 8.0% | 81 | 7.1% | 18 |
| 5人以上10人未満 | 640 | 51.8% | 580 | 50.9% | 60 | 62.5% |
| 10人以上15人未満 | 347 | 28.1% | 334 | 29.3% | 13 | 13.5% |
| 15人以上20人未満 | 105 | 8.5% | 101 | 8.9% | 4 | 4.2% |
| 20人以上 | 40 | 3.2% | 39 | 3.4% | 1 | 1.0% |
| 未回答 | 4 | 0.3% | 4 | 0.4% | 0 | 0.0% |
| 合計 | 1235 | 100.0% | 1139 | 100.0% | 96 | 100.0% |

取締役の人数は、全体的に5人以上10人未満という体制が多い。

| 3-2. 監査役の人数 | 全 体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|-------------|------|--------|------|--------|-------|--------|
| | 1人 | 15 | 1.2% | 0 | 0.0% | 15 |
| 2人 | 46 | 3.7% | 0 | 0.0% | 46 | 47.9% |
| 3人 | 550 | 44.5% | 524 | 46.0% | 26 | 27.1% |
| 4人 | 515 | 41.7% | 510 | 44.8% | 5 | 5.2% |
| 5人 | 83 | 6.7% | 79 | 6.9% | 4 | 4.2% |
| 6人 | 8 | 0.6% | 8 | 0.7% | 0 | 0.0% |
| 7人以上 | 6 | 0.5% | 6 | 0.5% | 0 | 0.0% |
| 未回答 | 12 | 1.0% | 12 | 1.1% | 0 | 0.0% |
| 合計 | 1235 | 100.0% | 1139 | 100.0% | 96 | 100.0% |

監査役の人数は、大会社では、3人、中小会社等では2名という体制が多い。大会社のみで見ると、3人体制と4人体制が拮抗している。

3-3. 監査委員の人数

| | 全 体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|----|-----|--------|-----|--------|-------|------|
| 1人 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| 2人 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| 3人 | 9 | 75.0% | 9 | 75.0% | 0 | 0.0% |
| 4人 | 1 | 8.3% | 1 | 8.3% | 0 | 0.0% |
| 5人 | 2 | 16.7% | 2 | 16.7% | 0 | 0.0% |
| 6人 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| 7人 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| 合計 | 12 | 100.0% | 12 | 100.0% | 0 | 0.0% |

現行法上、委員会等設置会社は、大会社のみ選択できる。監査委員の人数は3名という体制が多い。前問3-2では、監査役が7人以上という会社もあるが、監査委員の場合は、最高人数は5名となっている。

3-4. 執行役の人数

| | 全 体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|------------|-----|--------|-----|--------|-------|------|
| 1人以上5人未満 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| 5人以上10人未満 | 2 | 16.7% | 2 | 16.7% | 0 | 0.0% |
| 10人以上15人未満 | 5 | 41.7% | 5 | 41.7% | 0 | 0.0% |
| 15人以上20人未満 | 1 | 8.3% | 1 | 8.3% | 0 | 0.0% |
| 20人以上 | 4 | 33.3% | 4 | 33.3% | 0 | 0.0% |
| 合計 | 12 | 100.0% | 12 | 100.0% | 0 | 0.0% |

4. 当協会の実務部会への登録の有無

| | 全 体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|-----|------|--------|------|--------|-------|--------|
| いる | 651 | 52.7% | 606 | 53.2% | 45 | 46.9% |
| いない | 582 | 47.1% | 531 | 46.6% | 51 | 53.1% |
| 未回答 | 2 | 0.2% | 2 | 0.2% | 0 | 0.0% |
| 合計 | 1235 | 100.0% | 1139 | 100.0% | 96 | 100.0% |

全回答会社の半数以上に当協会実務部会への登録者がいる。大会社のほうが中小会社等と比して実務部会に登録しているという回答比率が高い。

| I. 自社の監査役監査基準等の改定の有無 | 全 体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|----------------------------|------|--------|------|--------|-------|--------|
| | 数 | 割合 | 数 | 割合 | 数 | 割合 |
| 自社基準は既にあり、改定した | 636 | 51.5% | 611 | 53.6% | 25 | 26.0% |
| 自社基準は既にあり、現在改定を検討中 | 334 | 27.0% | 307 | 27.0% | 27 | 28.1% |
| 自社基準がなかったため、今回作成した | 86 | 7.0% | 69 | 6.1% | 17 | 17.7% |
| 自社基準がなかったため、現在作成中 | 67 | 5.4% | 57 | 5.0% | 10 | 10.4% |
| 自社基準はなく、今後も作成する予定はない | 13 | 1.1% | 10 | 0.9% | 3 | 3.1% |
| 明文化された基準はないが、監査計画等に盛り込んでいる | 93 | 7.5% | 80 | 7.0% | 13 | 13.5% |
| その他 | 1 | 0.1% | 0 | 0.0% | 1 | 1.0% |
| 未回答 | 5 | 0.4% | 5 | 0.4% | 0 | 0.0% |
| 合計 | 1235 | 100.0% | 1139 | 100.0% | 96 | 100.0% |

その他の回答は、「自社基準を検討した結果改定しなかった」というものである。

回答会社の約90%が新監査役監査基準（以下、「新基準」）に照らし、自社基準を改定、検討、または作成している。明文化した基準はないが、監査計画に盛り込んで実践している会社も少なからずあることに注目したい。

「自社基準がなかったため、今回作成した」、「自社基準がなかったため、現在作成中」、「明文化された基準はないが、監査計画等に盛り込んでいる」のいずれの選択肢においても中小会社等のほうが大会社よりも回答比率が高い。

II. 自社基準改定状況

| i. 「取締役会等の意思決定の監査」(14条)について | | | | | | | | | | |
|---------------------------------|-----|-------|------------|-------|-----------|-------|-----|-------|------|--------|
| 盛り込まれている | | | 一部盛り込まれている | | 盛り込まれていない | | 未回答 | | 合計 | |
| 全体 | 874 | 70.8% | 157 | 12.7% | 112 | 9.1% | 92 | 7.4% | 1235 | 100.0% |
| 大会社 | 821 | 72.1% | 139 | 12.2% | 97 | 8.5% | 82 | 7.2% | 1139 | 100.0% |
| 中小会社等 | 53 | 55.2% | 18 | 18.8% | 15 | 15.6% | 10 | 10.4% | 96 | 100.0% |
| ii. 「内部統制システムの整備状況の監査」(15条)について | | | | | | | | | | |
| 盛り込まれている | | | 一部盛り込まれている | | 盛り込まれていない | | 未回答 | | 合計 | |
| 全体 | 796 | 64.5% | 221 | 17.9% | 127 | 10.3% | 91 | 7.4% | 1235 | 100.0% |
| 大会社 | 752 | 66.0% | 197 | 17.3% | 109 | 9.6% | 81 | 7.1% | 1139 | 100.0% |
| 中小会社等 | 44 | 45.8% | 24 | 25.0% | 18 | 18.8% | 10 | 10.4% | 96 | 100.0% |
| iii. 「代表取締役との定期的会合」(26条)について | | | | | | | | | | |
| 盛り込まれている | | | 一部盛り込まれている | | 盛り込まれていない | | 未回答 | | 合計 | |
| 全体 | 736 | 59.6% | 128 | 10.4% | 279 | 22.6% | 92 | 7.4% | 1235 | 100.0% |
| 大会社 | 698 | 61.3% | 113 | 9.9% | 246 | 21.6% | 82 | 7.2% | 1139 | 100.0% |
| 中小会社等 | 38 | 39.6% | 15 | 15.6% | 33 | 34.4% | 10 | 10.4% | 96 | 100.0% |
| iv. 「監査役監査の環境整備」(27条)について | | | | | | | | | | |
| 盛り込まれている | | | 一部盛り込まれている | | 盛り込まれていない | | 未回答 | | 合計 | |
| 全体 | 647 | 52.4% | 244 | 19.8% | 247 | 20.0% | 97 | 7.9% | 1235 | 100.0% |
| 大会社 | 615 | 54.0% | 218 | 19.1% | 219 | 19.2% | 87 | 7.6% | 1139 | 100.0% |
| 中小会社等 | 32 | 33.3% | 26 | 27.1% | 28 | 29.2% | 10 | 10.4% | 96 | 100.0% |
| v. 「企業情報開示体制の監査」(31条)について | | | | | | | | | | |
| 盛り込まれている | | | 一部盛り込まれている | | 盛り込まれていない | | 未回答 | | 合計 | |
| 全体 | 719 | 58.2% | 170 | 13.8% | 253 | 20.5% | 93 | 7.5% | 1235 | 100.0% |
| 大会社 | 686 | 60.2% | 143 | 12.6% | 227 | 19.9% | 83 | 7.3% | 1139 | 100.0% |
| 中小会社等 | 33 | 34.4% | 27 | 28.1% | 26 | 27.1% | 10 | 10.4% | 96 | 100.0% |

新基準の盛り込み状況は、自社基準においては70%以上の会社でなんらかの形で盛り込まれているが、調査の対象となった条文の盛り込み方に特徴が出ている。

Ⅲ. 新基準の監査計画への盛り込み状況

| i. 「取締役会等の意思決定の監査」(14条)について | | | | | | | | | | |
|---------------------------------|-----|-------|------------|-------|-----------|-------|-----|------|------|--------|
| 盛り込まれている | | | 一部盛り込まれている | | 盛り込まれていない | | 未回答 | | 合計 | |
| 全体 | 696 | 56.4% | 315 | 25.5% | 161 | 13.0% | 63 | 5.1% | 1235 | 100.0% |
| 大会社 | 649 | 57.0% | 288 | 25.3% | 145 | 12.7% | 57 | 5.0% | 1139 | 100.0% |
| 中小会社等 | 47 | 49.0% | 27 | 28.1% | 16 | 16.7% | 6 | 6.3% | 96 | 100.0% |
| ii. 「内部統制システムの整備状況の監査」(15条)について | | | | | | | | | | |
| 盛り込まれている | | | 一部盛り込まれている | | 盛り込まれていない | | 未回答 | | 合計 | |
| 全体 | 718 | 58.1% | 352 | 28.5% | 103 | 8.3% | 62 | 5.0% | 1235 | 100.0% |
| 大会社 | 673 | 59.1% | 319 | 28.0% | 91 | 8.0% | 56 | 4.9% | 1139 | 100.0% |
| 中小会社等 | 45 | 46.9% | 33 | 34.4% | 12 | 12.5% | 6 | 6.3% | 96 | 100.0% |
| iii. 「代表取締役との定期的会合」(26条)について | | | | | | | | | | |
| 盛り込まれている | | | 一部盛り込まれている | | 盛り込まれていない | | 未回答 | | 合計 | |
| 全体 | 608 | 49.2% | 207 | 16.8% | 351 | 28.4% | 69 | 5.6% | 1235 | 100.0% |
| 大会社 | 573 | 50.3% | 185 | 16.2% | 318 | 27.9% | 63 | 5.5% | 1139 | 100.0% |
| 中小会社等 | 35 | 36.5% | 22 | 22.9% | 33 | 34.4% | 6 | 6.3% | 96 | 100.0% |
| iv. 「監査役監査の環境整備」(27条)について | | | | | | | | | | |
| 盛り込まれている | | | 一部盛り込まれている | | 盛り込まれていない | | 未回答 | | 合計 | |
| 全体 | 326 | 26.4% | 390 | 31.6% | 449 | 36.4% | 70 | 5.7% | 1235 | 100.0% |
| 大会社 | 309 | 27.1% | 354 | 31.1% | 412 | 36.2% | 64 | 5.6% | 1139 | 100.0% |
| 中小会社等 | 17 | 17.7% | 36 | 37.5% | 37 | 38.5% | 6 | 6.3% | 96 | 100.0% |
| v. 「企業情報開示体制の監査」(31条)について | | | | | | | | | | |
| 盛り込まれている | | | 一部盛り込まれている | | 盛り込まれていない | | 未回答 | | 合計 | |
| 全体 | 463 | 37.5% | 386 | 31.3% | 321 | 26.0% | 65 | 5.3% | 1235 | 100.0% |
| 大会社 | 440 | 38.6% | 347 | 30.5% | 293 | 25.7% | 59 | 5.2% | 1139 | 100.0% |
| 中小会社等 | 23 | 24.0% | 39 | 40.6% | 28 | 29.2% | 6 | 6.3% | 96 | 100.0% |

監査計画においては、

- i. 「取締役会等の意思決定の監査」(14条)
- ii. 「内部統制システムの整備状況の監査」(15条)

は、80%以上の会社でなんらかの形で盛り込まれているが、

- iii. 「代表取締役との定期的会合」(26条)
- iv. 「監査役監査の環境整備」(27条)

は、直接の監査対象ではないためか、監査計画への盛り込みは60%前後となっている。また、

- v. 「企業情報開示体制の監査」(31条)

は、約70%の会社でなんらかの形で盛り込まれており、今後更に盛り込まれるであろうと考える。一方、中小会社等においては、盛り込みの状況については大会社に比して不十分である。

現時点までの監査活動における新基準14条、15条、26条、27条、31条の実践状況

i. 「取締役会等の意思決定の監査」(14条)について

| (1) 監査役に対する稟議書の回覧状況 | 全 体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|-------------------------|------|--------|------|--------|-------|--------|
| すべての稟議書が決裁前に監査役にも回覧される | 156 | 12.6% | 149 | 13.1% | 7 | 7.3% |
| すべての稟議書が決裁後に監査役にも回覧される | 507 | 41.1% | 476 | 41.8% | 31 | 32.3% |
| 重要な稟議書のみが決裁前に監査役にも回覧される | 135 | 10.9% | 125 | 11.0% | 10 | 10.4% |
| 重要な稟議書のみが決裁後に監査役にも回覧される | 211 | 17.1% | 192 | 16.9% | 19 | 19.8% |
| 監査役には稟議書が回覧されない | 218 | 17.7% | 189 | 16.6% | 29 | 30.2% |
| 未回答 | 8 | 0.6% | 8 | 0.7% | 0 | 0.0% |
| 合計 | 1235 | 100.0% | 1139 | 100.0% | 96 | 100.0% |

監査役への稟議書の回覧状況については、決裁前後問わず、81.7%の会社で回覧されているようである。

(2-1)～(2-4)取締役会における審議の実態

| (2-1) | 全 体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|---------------------------|------|--------|------|--------|-------|--------|
| 取締役に対して事前に資料配布や説明が行われている | 772 | 62.5% | 715 | 62.8% | 57 | 59.4% |
| 取締役に対して事前に資料配布や説明が行われていない | 367 | 29.7% | 336 | 29.5% | 31 | 32.3% |
| 未回答 | 96 | 7.8% | 88 | 7.7% | 8 | 8.3% |
| 合計 | 1235 | 100.0% | 1139 | 100.0% | 96 | 100.0% |

| (2-2) | 全 体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|---------------------------|------|--------|------|--------|-------|--------|
| 監査役に対して事前に資料配布や説明が行われている | 799 | 64.7% | 744 | 65.3% | 55 | 57.3% |
| 監査役に対して事前に資料配布や説明が行われていない | 366 | 29.6% | 334 | 29.3% | 32 | 33.3% |
| 未回答 | 70 | 5.7% | 61 | 5.4% | 9 | 9.4% |
| 合計 | 1235 | 100.0% | 1139 | 100.0% | 96 | 100.0% |

| (2-3) | 全 体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|----------------------|------|--------|------|--------|-------|--------|
| 質疑応答に基づく実質的な審議をしている | 839 | 67.9% | 774 | 68.0% | 65 | 67.7% |
| 質疑応答に基づく実質的な審議をしていない | 281 | 22.8% | 257 | 22.6% | 24 | 25.0% |
| 未回答 | 115 | 9.3% | 108 | 9.5% | 7 | 7.3% |
| 合計 | 1235 | 100.0% | 1139 | 100.0% | 96 | 100.0% |

| (2-4) | 全 体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|--------------------------|------|--------|------|--------|-------|--------|
| 取締役会は形式的で実質的な意思決定機関が別にある | 592 | 47.9% | 544 | 47.8% | 48 | 50.0% |
| 取締役会は形式的で実質的な意思決定機関が別がない | 475 | 38.5% | 437 | 38.4% | 38 | 39.6% |
| 未回答 | 168 | 13.6% | 158 | 13.9% | 10 | 10.4% |
| 合計 | 1235 | 100.0% | 1139 | 100.0% | 96 | 100.0% |

取締役審議資料の事前配布状況や事前説明状況については、取締役よりも監査役に対してよく行われているようである。

取締役会の審議状況（2-3）（2-4）におけるクロス集計

質疑応答に基づく実質的な審議を

| | している | | | していない | | | 未回答 | | | 合計 | | | 全体 | 大会社 | 等 中小会社 | |
|--------------------------------------|------|-------|--------|-------|-------|--------|-------|------|--------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 全体 | 大会社 | 等 中小会社 | 全体 | 大会社 | 等 中小会社 | 全体 | 大会社 | 等 中小会社 | 全体 | 大会社 | 等 中小会社 | | | | |
| 取締役会 は形式的 で実質的 な意思決 定機関が | ある | 300 | 274 | 26 | 243 | 223 | 20 | 49 | 47 | 2 | 592 | 544 | 48 | 47.9% | 47.8% | 50.0% |
| | ない | 433 | 399 | 34 | 36 | 32 | 4 | 6 | 6 | | 475 | 437 | 38 | 38.5% | 38.4% | 39.6% |
| | 未回答 | 106 | 101 | 5 | 2 | 2 | | 60 | 55 | 5 | 168 | 158 | 10 | 13.6% | 13.9% | 10.4% |
| | 合計 | 839 | 774 | 65 | 281 | 257 | 24 | 115 | 108 | 7 | 1235 | 1139 | 96 | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| | | 67.9% | 68.0% | 67.7% | 22.8% | 22.6% | 25.0% | 9.3% | 9.5% | 7.3% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | | | |

- 1
26 | 取締役会において実質的な審議をしている会社は 67.9%であった。
- 1 | 常務会や経営会議のような取締役会とは別の意思決定機関があるかどうかについては「取締役会は形式的で実質的な意思決定機関が別にある」という選択肢を入れたため、回答に迷った会社が多くあったようである。設問の仕方に考慮すべきであった。
- 「取締役会における審議状況」と、「意思決定機関の有無」でクロス集計をしてみると、取締役会で実質的な審議をしていない 281 社中、別の意思決定機関もないという会社が 36 社あることが分った。

(3) 実質的な意思決定機関（経営会議・常務会等）がある場合における監査役の出席状況

| | 全 体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|----------------|------|--------|------|--------|-------|--------|
| 全監査役が出席している | 94 | 7.6% | 77 | 6.8% | 17 | 17.7% |
| 常勤監査役全員が出席している | 583 | 47.2% | 539 | 47.3% | 44 | 45.8% |
| 監査役代表が出席している | 167 | 13.5% | 155 | 13.6% | 12 | 12.5% |
| 監査役は誰も出席していない | 141 | 11.4% | 135 | 11.9% | 6 | 6.3% |
| 未回答 | 250 | 20.2% | 233 | 20.5% | 17 | 17.7% |
| 合計 | 1235 | 100.0% | 1139 | 100.0% | 96 | 100.0% |

実質的な意思決定機関への監査役の出席状況については、68.3%がなんらかの形で出席しているようである。「全監査役が出席している」状況を見ると、中小会社等のほうが大会社に比して約10%高い回答比率となっている。逆に、「監査役は誰も出席していない」状況を見ると、大会社のほうが中小会社等に比して5.6%高い回答比率となっている。

(4) 取締役の「経営判断原則」の理解及び実践

| | 全 体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|-------------------|------|--------|------|--------|-------|--------|
| 十分理解し、実践している | 350 | 28.3% | 334 | 29.3% | 16 | 16.7% |
| 概ね理解し、実践している | 665 | 53.8% | 604 | 53.0% | 61 | 63.5% |
| 理解しているが、実践は不十分である | 171 | 13.8% | 156 | 13.7% | 15 | 15.6% |
| 理解していない | 25 | 2.0% | 22 | 1.9% | 3 | 3.1% |
| 未回答 | 24 | 1.9% | 23 | 2.0% | 1 | 1.0% |
| 合計 | 1235 | 100.0% | 1139 | 100.0% | 96 | 100.0% |

「経営判断の原則」については、95.9%が「理解している」と回答し、82.1%が「実践している」と回答した。この傾向は、大会社、中小会社等いずれも同じである。

(5) 前問(4)で、「理解していない」場合

| 取締役への「経営判断原則」の助言・勧告等 | 全 体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|----------------------|-----|--------|-----|--------|-------|--------|
| すでに助言・勧告等をしている | 17 | 68.0% | 17 | 77.3% | | |
| まだ助言・勧告等をしていない | 8 | 32.0% | 5 | 22.7% | 3 | 100.0% |
| 未回答 | | 0.0% | | | | |
| 合計 | 25 | 100.0% | 22 | 100.0% | 3 | 100.0% |

68%が、すでに助言・勧告等を行っているようである。

| (6) 監査役が意見陳述する際の取締役会の雰囲気 | 全 体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|--------------------------|------|--------|------|--------|-------|--------|
| 忌憚なく意見陳述ができる雰囲気である | 999 | 80.9% | 917 | 80.5% | 82 | 85.4% |
| 最低限の意見陳述しかできない雰囲気である | 163 | 13.2% | 154 | 13.5% | 9 | 9.4% |
| 意見陳述がしにくい雰囲気である | 39 | 3.2% | 37 | 3.2% | 2 | 2.1% |
| その他(報告書 49 頁参照) | 21 | 1.7% | 19 | 1.7% | 2 | 2.1% |
| 未回答 | 13 | 1.1% | 12 | 1.1% | 1 | 1.0% |
| 合計 | 1235 | 100.0% | 1139 | 100.0% | 96 | 100.0% |

「取締役会は、監査役が忌憚のない意見陳述ができる雰囲気だ」という回答が 80.9%であった。ただし、中小会社等のほうが大会社と比して 4.9%高い回答比率となっている。

ii. 「内部統制システムの整備状況の監査」(15 条) について

| (7) 法令遵守の社内体制整備状況 (複数回答) | 全 体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|---------------------------|------|-------|------|-------|-------|-------|
| 自社の行動基準が制定されている | 873 | 70.7% | 811 | 71.2% | 62 | 64.6% |
| コンプライアンス委員会等が設置されている | 656 | 53.1% | 620 | 54.4% | 36 | 37.5% |
| 社内(外)通報制度が設置されている | 629 | 50.9% | 596 | 52.3% | 33 | 34.4% |
| 内部監査部門等による法令等遵守状況の監査体制がある | 812 | 65.7% | 758 | 66.5% | 54 | 56.3% |
| 各部門に法令等遵守のための機能がある | 402 | 32.6% | 382 | 33.5% | 20 | 20.8% |
| 法令等遵守に関する教育を行っている | 700 | 56.7% | 649 | 57.0% | 51 | 53.1% |
| その他(報告書 49~50 頁参照) | 70 | 5.7% | 63 | 5.5% | 7 | 7.3% |
| 合計 | 1235 | ※ | 1139 | ※ | 96 | ※ |

※比率は、アンケート回答者総数に基づいて、各々算出している。

一般的に実施状況は高い回答率となっているが、中小会社等のほうが大会社に比して低い傾向が見られる。

(8) 法令等遵守状況のチェック

| | 全 体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|----------------|------|--------|------|--------|-------|--------|
| 各部門が自主的に行っている | 544 | 44.0% | 499 | 43.8% | 45 | 46.9% |
| 内部監査部門等が行っている | 654 | 53.0% | 606 | 53.2% | 48 | 50.0% |
| チェックは全く行われていない | 25 | 2.0% | 22 | 1.9% | 3 | 3.1% |
| 未回答 | 12 | 1.0% | 12 | 1.1% | 0 | 0.0% |
| 合計 | 1235 | 100.0% | 1139 | 100.0% | 96 | 100.0% |

社内の各部門や内部監査部門等による法令遵守状況のチェックは、97%と高率。特に、「各部門が自主的に行っている」については、中小会社等のほうが大会社に比して3.1%高い回答比率となっている。

(9) 監査役による法令等遵守体制の監査

| | 全 体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|------------|------|--------|------|--------|-------|--------|
| 実践している | 392 | 31.7% | 372 | 32.7% | 20 | 20.8% |
| 概ね実践している | 728 | 58.9% | 664 | 58.3% | 64 | 66.7% |
| あまり実践していない | 90 | 7.3% | 81 | 7.1% | 9 | 9.4% |
| 殆ど実践していない | 18 | 1.5% | 15 | 1.3% | 3 | 3.1% |
| 未回答 | 7 | 0.6% | 7 | 0.6% | 0 | 0.0% |
| 合計 | 1235 | 100.0% | 1139 | 100.0% | 96 | 100.0% |

(9-2)「あまり実践していない」、「殆ど実践していない」理由(複数回答)

| | | | | | | |
|-------------------------------|-----|-------|----|-------|----|-------|
| 法令等遵守体制の整備に代表取締役が深く関与しないから | 17 | 15.7% | 15 | 15.6% | 2 | 16.7% |
| 遵守すべき法令等の定義が自社において明確になっていないから | 54 | 50.0% | 46 | 47.9% | 8 | 66.7% |
| 法令等遵守体制が殆ど整備できていないから | 53 | 49.1% | 46 | 47.9% | 7 | 58.3% |
| 社風が業績至上主義で法令等遵守は二の次になっているから | 10 | 9.3% | 9 | 9.4% | 1 | 8.3% |
| 監査役として、法令等遵守体制の監査の手法がわからないから | 26 | 24.1% | 21 | 21.9% | 5 | 41.7% |
| その他(報告書 50~51 頁参照) | 20 | 18.5% | 20 | 20.8% | 0 | 0.0% |
| 合計※ | 108 | | 96 | | 12 | |

※設問(9)「あまり実践していない」、「殆ど実践していない」の回答数の合計

監査役による法令等遵守体制の監査は「実践している」、「概ね実践している」という回答が多い。(あまり、殆ど) 実践していない理由には、体制不備や定義の不明確、監査手法の未確立に回答が集まった。なお、中小会社等のほうが大会社に比して「実践していない」の回答比率が高い。

| (10) リスク管理体制（複数回答） | 全 体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|--|------|-------|------|-------|-------|-------|
| リスクマネジメント委員会等が設置されている | 407 | 33.0% | 387 | 34.0% | 20 | 20.8% |
| 事業リスクの洗出しが行われている | 680 | 55.1% | 637 | 55.9% | 43 | 44.8% |
| 洗い出された事業リスクは社内に周知・徹底が図られている | 332 | 26.9% | 308 | 27.0% | 24 | 25.0% |
| リスクについて管理責任者が明確にされ、影響度の評価と対応方針の選択が行われている | 376 | 30.4% | 350 | 30.7% | 26 | 27.1% |
| その他（報告書 51～52 頁参照） | 187 | 15.1% | 170 | 14.9% | 17 | 17.7% |
| 合計 | 1235 | | 1139 | ※ | 96 | ※ |

※比率は、アンケート回答者総数に基づいて、各々算出している。

すべての項目において大会社のほうが中小会社等に比して「実践している」回答比率が高い。

| (11) リスク管理状況のチェック | 全 体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|-------------------|------|--------|------|--------|-------|--------|
| 各部門が自主的に行っている | 723 | 58.5% | 669 | 58.7% | 54 | 56.3% |
| 内部監査部門等が行っている | 427 | 34.6% | 396 | 34.8% | 31 | 32.3% |
| チェックは全く行われていない | 69 | 5.6% | 59 | 5.2% | 10 | 10.4% |
| 未回答 | 16 | 1.3% | 15 | 1.3% | 1 | 1.0% |
| 合計 | 1235 | 100.0% | 1139 | 100.0% | 96 | 100.0% |

リスク管理体制のチェックは、内部監査部門のような特定の部門だけでなく、各部門が自主的にチェックしているという回答が 58.5% を占めた。特に大会社において、この傾向が強い。

| (12) 監査役によるリスク管理体制の監査 | 全 体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|-----------------------|------|--------|------|--------|-------|--------|
| 実践している | 254 | 20.6% | 240 | 21.1% | 14 | 14.6% |
| 概ね実践している | 719 | 58.2% | 665 | 58.4% | 54 | 56.3% |
| あまり実践していない | 199 | 16.1% | 183 | 16.1% | 16 | 16.7% |
| 殆ど実践していない | 55 | 4.5% | 44 | 3.9% | 11 | 11.5% |
| 未回答 | 8 | 0.6% | 7 | 0.6% | 1 | 1.0% |
| 合計 | 1235 | 100.0% | 1139 | 100.0% | 96 | 100.0% |

(12-2)「あまり実践していない」、「殆ど実践していない」理由(複数回答)

| | | | | | | |
|------------------------------|-----|-------|-----|-------|----|-------|
| リスク管理体制整備に代表取締役が深く関与しないから | 27 | 10.6% | 26 | 11.5% | 1 | 3.7% |
| リスクの定義が自社において明確になっていないから | 123 | 48.4% | 109 | 48.0% | 14 | 51.9% |
| リスク管理体制が殆ど整備できていないから | 152 | 59.8% | 135 | 59.5% | 17 | 63.0% |
| 監査役として、リスク管理体制の監査の手法がわからないから | 68 | 26.8% | 56 | 24.7% | 12 | 44.4% |
| その他(報告書 52～53 頁参照) | 27 | 10.6% | 25 | 11.0% | 2 | 7.4% |
| 合計※ | 254 | | 227 | | 27 | |

※設問(12)「あまり実践していない」、「実践していない」の回答数の合計

「実践している」、「概ね実践している」という回答が多い。(あまり、殆ど) 実践していない理由には、体制不備や定義の不明確、監査手法の未確立に回答が集まった。なお、中小会社等のほうが大会社に比して「実践していない」の回答比率が高い。

(13) 有価証券報告書、決算短信などの企業情報の適正かつ適時な開示体制

| | 全 体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|--------------|------|--------|------|--------|-------|--------|
| 十分整備されている | 638 | 51.7% | 619 | 54.3% | 19 | 19.8% |
| 概ね整備されている | 446 | 36.1% | 393 | 34.5% | 53 | 55.2% |
| 体制はあるが不十分である | 56 | 4.5% | 48 | 4.2% | 8 | 8.3% |
| 殆ど整備されていない | 49 | 4.0% | 39 | 3.4% | 10 | 10.4% |
| 未回答 | 46 | 3.7% | 40 | 3.5% | 6 | 6.3% |
| 合計 | 1235 | 100.0% | 1139 | 100.0% | 96 | 100.0% |

有価証券報告書、決算短信などの企業情報の適正かつ適時な開示体制の整備状況については、87.8%の会社で(十分、概ね)整備されている。上場分類別に見た場合は、次頁のとおりとなる。

【全回答会社】設問(13)と上場分類とのクロス集計(上場分類は平成17年3月15日現在の会員データによる)

| 設問(13) | 上場分類 | | | | | | | 未回答 | 合計 | |
|--------------|---------------|---------------|--------------|--------------|--------------|-------------|-------------|---------------|-------------|----------------|
| | 一部 | 二部 | ジャスダック | マザーズ | 地方単独 | ヘラクレス | その他 | | | |
| 十分整備されている | 355 69.2% | 91 54.2% | 52 52.5% | 8 47.1% | 6 60.0% | 4 80.0% | 1 33.3% | 119 28.6% | 2 50.0% | 638 51.7% |
| 概ね整備されている | 148 28.8% | 67 39.9% | 40 40.4% | 8 47.1% | 3 30.0% | 1 20.0% | 2 66.7% | 176 42.3% | 1 25.0% | 446 36.1% |
| 体制はあるが不十分である | 8 1.6% | 6 3.6% | 4 4.0% | 1 5.9% | 1 10.0% | | | 35 8.4% | 1 25.0% | 56 4.5% |
| 殆ど整備されていない | 1 0.2% | 1 0.6% | | | | | | 48 11.5% | | 49 4.0% |
| 未回答 | 2 0.4% | 3 1.8% | 3 3.0% | | | | | 38 9.1% | | 46 3.7% |
| 合計 | 513 100.0% | 168 100.0% | 99 100.0% | 17 100.0% | 10 100.0% | 5 100.0% | 3 100.0% | 416 100.0% | 4 100.0% | 1235 100.0% |

【大会社】設問(13)と上場分類とのクロス集計(上場分類は平成17年3月15日現在の会員データによる)

| 設問(13) | 上場分類 | | | | | | | 未回答 | 合計 | |
|--------------|---------------|---------------|--------------|--------------|-------------|-------------|-------------|---------------|-------------|----------------|
| | 一部 | 二部 | ジャスダック | マザーズ | 地方単独 | ヘラクレス | その他 | | | |
| 十分整備されている | 355 69.2% | 90 54.2% | 51 54.8% | 8 47.1% | 6 66.7% | 4 80.0% | | 104 31.4% | 1 33.3% | 619 54.3% |
| 概ね整備されている | 148 28.8% | 66 39.8% | 35 37.6% | 8 47.1% | 3 33.3% | 1 20.0% | 2 100.0% | 129 39.0% | 1 33.3% | 393 34.5% |
| 体制はあるが不十分である | 8 1.6% | 6 3.6% | 4 4.3% | 1 5.9% | | | | 28 8.5% | 1 33.3% | 48 4.2% |
| 殆ど整備されていない | | 1 0.6% | | | | | | 38 11.5% | | 39 3.4% |
| 未回答 | 2 0.4% | 3 1.8% | 3 3.2% | | | | | 32 9.7% | | 40 3.5% |
| 合計 | 513 100.0% | 166 100.0% | 93 100.0% | 17 100.0% | 9 100.0% | 5 100.0% | 2 100.0% | 331 100.0% | 3 100.0% | 1139 100.0% |

【中小会社等】設問(13)と上場分類とのクロス集計(上場分類は平成17年3月15日現在の会員データによる)

| 設問(13) | 上場分類 | | | | | | 合計 |
|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|--------------|
| | 二部 | ジャスダック | 地方単独 | その他 | 非上場 | 未回答 | |
| 十分整備されている | 1 50.0% | 1 16.7% | | 1 100.0% | 15 17.6% | 1 100.0% | 19 19.8% |
| 概ね整備されている | 1 50.0% | 5 83.3% | | | 47 55.3% | | 53 55.2% |
| 体制はあるが不十分である | | | 1 100.0% | | 7 8.2% | | 8 8.3% |
| 殆ど整備されていない | | | | | 10 11.8% | | 10 10.4% |
| 未回答 | | | | | 6 7.1% | | 6 6.3% |
| 合計 | 2 100.0% | 6 100.0% | 1 100.0% | 1 100.0% | 85 100.0% | 1 100.0% | 96 100.0% |

開示体制の整備状況については、上場会社では96.4%、非上場会社では70.9%の会社で(十分、概ね)整備されている。

| (14) 企業情報の適正かつ適時な開示体制の監査 | 全体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|--------------------------|------|--------|------|--------|-------|--------|
| 実践している | 507 | 41.1% | 491 | 43.1% | 16 | 16.7% |
| 概ね実践している | 533 | 43.2% | 483 | 42.4% | 50 | 52.1% |
| あまり実践していない | 87 | 7.0% | 80 | 7.0% | 7 | 7.3% |
| 殆ど実践していない | 62 | 5.0% | 50 | 4.4% | 12 | 12.5% |
| 未回答 | 46 | 3.7% | 35 | 3.1% | 11 | 11.5% |
| 合計 | 1235 | 100.0% | 1139 | 100.0% | 96 | 100.0% |

企業情報の適正かつ適時な開示体制の監査については、全体では、84.3%の会社において実践されている。上場分類別に見た場合、上場会社では92.6%、非上場会社では67.9%の会社で実践されている（下記各表参照）。

【全回答会社】設問(14)と上場分類のクロス集計(上場分類は平成17年3月15日現在の会員データによる)

| 設問(14) | 上場分類 | | | | | | | | | |
|------------|---------------|---------------|--------------|--------------|--------------|-------------|-------------|---------------|-------------|----------------|
| | 一部 | 二部 | ジャスダック | マザーズ | 地方単独 | ヘラクレス | その他 | 非上場 | 未回答 | 合計 |
| 実践している | 274 53.4% | 77 45.8% | 38 38.4% | 6 35.3% | 6 60.0% | 4 80.0% | | 100 24.0% | 2 50.0% | 507 41.1% |
| 概ね実践している | 206 40.2% | 79 47.0% | 50 50.5% | 9 52.9% | 2 20.0% | 1 20.0% | 3 100.0% | 183 44.0% | | 533 43.2% |
| あまり実践していない | 29 5.7% | 7 4.2% | 6 6.1% | 1 5.9% | 1 10.0% | | | 41 9.9% | 2 50.0% | 87 7.0% |
| 殆ど実践していない | 2 0.4% | 3 1.8% | 2 2.0% | 1 5.9% | 1 10.0% | | | 53 12.7% | | 62 5.0% |
| 未回答 | 2 0.4% | 2 1.2% | 3 3.0% | | | | | 39 9.4% | | 46 3.7% |
| 合計 | 513 100.0% | 168 100.0% | 99 100.0% | 17 100.0% | 10 100.0% | 5 100.0% | 3 100.0% | 416 100.0% | 4 100.0% | 1235 100.0% |

【大会社】設問(14)と上場分類のクロス集計(上場分類は平成17年3月15日現在の会員データによる)

| 設問(14) | 上場分類 | | | | | | | | | |
|------------|---------------|---------------|--------------|--------------|-------------|-------------|-------------|---------------|-------------|----------------|
| | 一部 | 二部 | ジャスダック | マザーズ | 地方単独 | ヘラクレス | その他 | 非上場 | 未回答 | 合計 |
| 実践している | 274 53.4% | 77 46.4% | 37 39.8% | 6 35.3% | 6 66.7% | 4 80.0% | | 86 26.0% | 1 33.3% | 491 43.1% |
| 概ね実践している | 206 40.2% | 78 47.0% | 46 49.5% | 9 52.9% | 2 22.2% | 1 20.0% | 2 100.0% | 139 42.0% | | 483 42.4% |
| あまり実践していない | 29 5.7% | 6 3.6% | 6 6.5% | 1 5.9% | 1 11.1% | | | 35 10.6% | 2 66.7% | 80 7.0% |
| 殆ど実践していない | 2 0.4% | 3 1.8% | 2 2.2% | 1 5.9% | | | | 42 12.7% | | 50 4.4% |
| 未回答 | 2 0.4% | 2 1.2% | 2 2.2% | | | | | 29 8.8% | | 35 3.1% |
| 合計 | 513 100.0% | 166 100.0% | 93 100.0% | 17 100.0% | 9 100.0% | 5 100.0% | 2 100.0% | 331 100.0% | 3 100.0% | 1139 100.0% |

【中小会社等】設問(14)と上場分類のクロス集計(上場分類は平成17年3月15日現在の会員データによる)

| | 上場分類 | | | | | | 合計 |
|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|--------------|
| | 二部 | ジャスダック | 地方単独 | その他 | 非上場 | 未回答 | |
| 設問(14) | | | | | | | |
| 実践している | | 1 16.7% | | | 14 16.5% | 1 100.0% | 16 16.7% |
| 概ね実践している | 1 50.0% | 4 66.7% | | 1 100.0% | 44 51.8% | | 50 52.1% |
| あまり実践していない | 1 50.0% | | | | 6 7.1% | | 7 7.3% |
| 殆ど実践していない | | | 1 100.0% | | 11 12.9% | | 12 12.5% |
| 未回答 | | 1 16.7% | | | 10 11.8% | | 11 11.5% |
| 合計 | 2 100.0% | 6 100.0% | 1 100.0% | 1 100.0% | 85 100.0% | 1 100.0% | 96 100.0% |

(14-2) 「あまり実践していない」、「殆ど実践していない」理由(複数回答)

| | 全体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|--------------------------------|-----|-------|-----|-------|-------|--------|
| 適正・適時開示体制整備に代表取締役が深く関与しないから | 8 | 5.4% | 7 | 5.4% | 1 | 5.3% |
| 適正・適時開示体制が殆ど整備できていないから | 44 | 29.5% | 32 | 24.6% | 12 | 63.2% |
| 監査役として、適正・適時開示体制の監査の手法がわからないから | 30 | 20.1% | 28 | 21.5% | 2 | 10.5% |
| その他(報告書 53 頁参照) | 62 | 41.6% | 58 | 44.6% | 4 | 21.1% |
| 合計※ | 149 | | 130 | | 19 | 100.0% |

※設問(14)「あまり実践していない」、「実践していない」の回答数の合計

「適正・適時開示体制が殆ど整備できていないから」を理由としたのは、中小会社等のほうが大会社に比して 38.6%回答比率が高く、体制の不十分さが見られる。

(15) (代表) 取締役の、内部統制システム整備の重要性に対する認識度

| | 全 体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|-------------------|------|--------|------|--------|-------|--------|
| | 数 | 比率 | 数 | 比率 | 数 | 比率 |
| 十分認識し、整備に努めている | 474 | 38.4% | 447 | 39.2% | 27 | 28.1% |
| 概ね認識し、整備に努めている | 444 | 36.0% | 409 | 35.9% | 35 | 36.5% |
| 認識しているが、整備は不十分である | 253 | 20.5% | 225 | 19.8% | 28 | 29.2% |
| 認識が不十分である | 50 | 4.0% | 44 | 3.9% | 6 | 6.3% |
| 認識していない | 5 | 0.4% | 5 | 0.4% | 0 | 0.0% |
| 未回答 | 9 | 0.7% | 9 | 0.8% | 0 | 0.0% |
| 合計 | 1235 | 100.0% | 1139 | 100.0% | 96 | 100.0% |

「(十分、概ね) 認識し、整備に努めている」の回答比率は、大会社のほうが中小会社等に比して 10.5%高いが、逆に「整備が不十分」、「認識が不十分」の回答比率は、中小会社等のほうが大会社に比して 11.8%高い。

(16) 内部統制システムの構築状況及び運用状況についての取締役及び使用人

(内部監査部門を除く) から監査役への報告

| | 全 体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|-----------|------|--------|------|--------|-------|--------|
| | 数 | 比率 | 数 | 比率 | 数 | 比率 |
| 十分行われている | 149 | 12.1% | 140 | 12.3% | 9 | 9.4% |
| 概ね行われている | 632 | 51.2% | 590 | 51.8% | 42 | 43.8% |
| 不十分である | 343 | 27.8% | 308 | 27.0% | 35 | 36.5% |
| 殆ど行われていない | 105 | 8.5% | 95 | 8.3% | 10 | 10.4% |
| 未回答 | 6 | 0.5% | 6 | 0.5% | 0 | 0.0% |
| 合計 | 1235 | 100.0% | 1139 | 100.0% | 96 | 100.0% |

内部統制システムの構築状況及び運営状況に関する取締役及び使用人（内部監査部門を除く）から監査役への報告状況については、(十分、概ね) 行われているという回答率が 63.3%とこれまでの設問と比して低下する。

「不十分である」、「殆ど行われていない」と回答したのは、中小会社等のほうが大会社に比して 11.6%回答比率が高い。

| (16-2)「不十分である」、「殆ど行われていない」理由(複数回答) | 全 体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|------------------------------------|-----|-------|-----|-------|-------|-------|
| 内部統制システムの構築・運用に代表取締役が深く関与しないから | 70 | 15.6% | 64 | 15.9% | 6 | 13.3% |
| 内部統制システムの定義が自社において明確になっていないから | 273 | 60.9% | 249 | 61.8% | 24 | 53.3% |
| 内部統制システムがあまり整備できていないから | 219 | 48.9% | 198 | 49.1% | 21 | 46.7% |
| その他(報告書 54～55 頁参照) | 47 | 10.5% | 43 | 10.7% | 4 | 8.9% |
| 合計※ | 448 | | 403 | | 45 | |

※設問(16)「不十分である」、「殆ど行われていない」回答数の合計

「不十分である」、「殆ど行われていない」理由には、体制不備や定義の不明確に回答が集まった。

(17) 内部統制システムの構築状況及び運用状況についての内部監査部門から監査役への報告

| | 全 体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|---------------|------|--------|------|--------|-------|--------|
| 十分行われている | 317 | 25.7% | 299 | 26.3% | 18 | 18.8% |
| 概ね行われている | 511 | 41.4% | 477 | 41.9% | 34 | 35.4% |
| 行われているが不十分である | 171 | 13.8% | 157 | 13.8% | 14 | 14.6% |
| 殆ど行われていない | 216 | 17.5% | 190 | 16.7% | 26 | 27.1% |
| 未回答 | 20 | 1.6% | 16 | 1.4% | 4 | 4.2% |
| 合計 | 1235 | 100.0% | 1139 | 100.0% | 96 | 100.0% |

内部統制システムの構築状況及び運用状況についての内部監査部門から監査役への報告が、(十分、概ね)行われているという回答率は、67.1%であった。

「不十分である」、「殆ど行われていない」と回答したのは、中小会社等のほうが大会社に比して11.2%回答比率が高い。

(17-2)「行われているが不十分」、「殆ど行われていない」理由(複数回答)

| | 全 体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|-----------------------------------|-----|-------|-----|-------|-------|-------|
| 内部監査部門等からの報告が遅かったり、内容が不十分だったりするから | 114 | 29.5% | 105 | 30.3% | 9 | 22.5% |
| 内部監査部門等からの報告が来ないから | 55 | 14.2% | 44 | 12.7% | 11 | 27.5% |
| 内部監査部門とどのように関係すればよいかわからないから | 28 | 7.2% | 25 | 7.2% | 3 | 7.5% |
| 内部監査部門がないから | 149 | 38.5% | 131 | 37.8% | 18 | 45.0% |
| その他(報告書 55 頁参照) | 58 | 15.0% | 53 | 15.3% | 5 | 12.5% |
| 合計※ | 387 | | 347 | | 40 | |

※設問(17)「行われているが不十分である」、「殆ど行われていない」の回答数の合計

「不十分である」、「殆ど行われていない」理由には、報告のタイミングや内容の不十分さが多く挙げられた。

(18) 会計監査人から監査役への財務情報に関する内部統制システムの構築状況及び運用状況についての報告

| | 全 体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|---------------|------|--------|------|--------|-------|--------|
| | 数 | 割合 | 数 | 割合 | 数 | 割合 |
| 十分行われている | 338 | 27.4% | 323 | 28.4% | 15 | 15.6% |
| 概ね行われている | 653 | 52.9% | 618 | 54.3% | 35 | 36.5% |
| 行われているが不十分である | 131 | 10.6% | 123 | 10.8% | 8 | 8.3% |
| 殆ど行われていない | 99 | 8.0% | 69 | 6.1% | 30 | 31.3% |
| 未回答 | 14 | 1.1% | 6 | 0.5% | 8 | 8.3% |
| 合計 | 1235 | 100.0% | 1139 | 100.0% | 96 | 100.0% |

会計監査人から監査役への報告状況については、(十分、概ね)行われているという回答率が大会社では 80.3%となった。

「不十分である」、「殆ど行われていない」と回答したのは、中小会社等のほうが大会社に比して 22.7%回答比率が高いが、これは、中小会社等に会計監査人の設置が義務付けられていないことが原因と考えられる。

(18-2) 「行われているが不十分」、「殆ど行われていない」理由(複数回答)

| | 全 体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|---------------------------------|-----|-------|-----|-------|-------|-------|
| | 数 | 割合 | 数 | 割合 | 数 | 割合 |
| 会計監査人からの報告が遅かったり、内容が不十分だったりするから | 84 | 36.5% | 82 | 42.7% | 2 | 5.3% |
| 会計監査人からの報告が来ないから | 87 | 37.8% | 72 | 37.5% | 15 | 39.5% |
| 会計監査人とどのように関係すればよいかわからないから | 26 | 11.3% | 24 | 12.5% | 2 | 5.3% |
| 会計監査人がいないから | 20 | 8.7% | 0 | 0.0% | 20 | 52.6% |
| その他(報告書 56～65 頁参照) | 29 | 12.6% | 26 | 13.5% | 3 | 7.9% |
| 合計※ | 230 | | 192 | | 38 | |

※設問(18)「行われているが不十分である」、「殆ど行われていない」の回答数の合計

特に、会計監査人設置義務のある大会社において、「会計監査人からの報告が来ないから」を理由にした会社が 37.5%あることが注目される。

(19) 内部統制システムに関する監査の結果に関する、監査役から取締役（会）への報告、内部統制システムの改善の助言または勧告

| | 全 体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|------------|------|--------|------|--------|-------|--------|
| | 数 | 割合 | 数 | 割合 | 数 | 割合 |
| 実践している | 308 | 24.9% | 283 | 24.8% | 25 | 26.0% |
| 概ね実践している | 501 | 40.6% | 472 | 41.4% | 29 | 30.2% |
| あまり実践していない | 313 | 25.3% | 285 | 25.0% | 28 | 29.2% |
| 殆ど実践していない | 107 | 8.7% | 93 | 8.2% | 14 | 14.6% |
| 未回答 | 6 | 0.5% | 6 | 0.5% | 0 | 0.0% |
| 合計 | 1235 | 100.0% | 1139 | 100.0% | 96 | 100.0% |

(19-2) (19) で「実践している」「概ね実践している」の回答

内部統制システムに関する改善の助言や勧告等の実践状況報告が、642社から寄せられた(報告書 56～65 頁参照)。

(19-3) 「あまり実践していない」、「殆ど実践していない」理由（複数回答）

| | 全 体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|------------------------------|-----|-------|-----|-------|-------|-------|
| | 数 | 割合 | 数 | 割合 | 数 | 割合 |
| 内部統制システムに関する監査を意識して実施していないから | 117 | 27.9% | 104 | 27.5% | 13 | 31.0% |
| 助言や勧告の実践が必要な場面に遭遇したことがないから | 245 | 58.3% | 225 | 59.5% | 20 | 47.6% |
| その他(報告書 66～67 頁参照) | 56 | 13.3% | 50 | 13.2% | 6 | 14.3% |
| 合計※ | 420 | | 378 | | 42 | |

※設問(19)「あまり実践していない」、「実践していない」の回答数の合計

「実践している」の回答比率は、中小会社等のほうが大会社に比して 1.2%高い。一方で、「あまり実践していない」、「殆ど実践していない」の場合は中小会社等のほうが大会社に比して 10.6%高くなっている。「内部統制システムに関する監査を意識して実施していないから」を理由とする回答比率も大会社のそれより 3.5%高い。

iii. 「代表取締役との定期的会合」(26条)について

| (20) 監査役(会)と代表取締役との定期的会合 | 全 体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|--------------------------|------|--------|------|--------|-------|--------|
| 実施している | 585 | 47.4% | 553 | 48.6% | 32 | 33.3% |
| 概ね実施している | 323 | 26.2% | 298 | 26.2% | 25 | 26.0% |
| あまり実施していない | 157 | 12.7% | 141 | 12.4% | 16 | 16.7% |
| 殆ど実施していない | 165 | 13.4% | 142 | 12.5% | 23 | 24.0% |
| 未回答 | 5 | 0.4% | 5 | 0.4% | 0 | 0.0% |
| 合計 | 1235 | 100.0% | 1139 | 100.0% | 96 | 100.0% |

| (21) 「実施している」、「概ね実施している」回数 | 全 体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|----------------------------|-----|--------|-----|--------|-------|--------|
| 1回～2回 | 289 | 31.8% | 279 | 32.8% | 10 | 17.5% |
| 3回～6回 | 441 | 48.6% | 410 | 48.2% | 31 | 54.4% |
| 7回～12回 | 109 | 12.0% | 100 | 11.8% | 9 | 15.8% |
| 12回以上 | 63 | 6.9% | 56 | 6.6% | 7 | 12.3% |
| 未回答 | 6 | 0.7% | 6 | 0.7% | 0 | 0.0% |
| 合計※ | 908 | 100.0% | 851 | 100.0% | 57 | 100.0% |

※設問(20)「実施している」、「概ね実施している」の回答数の合計

代表取締役との定期的会合は、73.6%の会社で実施されており、「実施している」、「概ね実施している」の合計では、大会社のほうが中小会社等より15.5%回答比率が高い。実施回数では、中小会社等のほうが大会社より、「3回～6回」で6.2%、「7回～12回」で4%、「12回以上」で5.7%それぞれ回答比率が高くなっている。なお、年間12回以上実施している会社が全体で63社ある。

| (22) 定期的会合への監査役側の出席者 | 全 体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|----------------------|-----|--------|-----|--------|-------|--------|
| 全監査役 | 421 | 46.4% | 401 | 47.1% | 20 | 35.1% |
| 常勤監査役の全員 | 414 | 45.6% | 386 | 45.4% | 28 | 49.1% |
| 監査役の代表 | 71 | 7.8% | 62 | 7.3% | 9 | 15.8% |
| 未回答 | 2 | 0.2% | 2 | 0.2% | 0 | 0.0% |
| 合計※ | 908 | 100.0% | 851 | 100.0% | 57 | 100.0% |

※設問(20)「実施している」、「概ね実施している」の回答数の合計

代表取締役との定期的会合への出席者について、「全監査役」と回答したのは、大会社のほうが中小会社等より12%回答比率が高いが、逆に「常勤監査役の全員」、「監査役の代表」の回答比率を見ると、中小会社等のほうが大会社よりそれぞれ3.7%、8.5%高い。

| (22-2) 定期的会合への取締役側の出席者 | 全 体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|-------------------------|-----|--------|-----|--------|-------|--------|
| 代表取締役社長 | 611 | 67.3% | 575 | 67.6% | 36 | 63.2% |
| 代表取締役社長+関係取締役(事務局含む) | 261 | 28.7% | 240 | 28.2% | 21 | 36.8% |
| 社長以外の代表取締役 | 23 | 2.5% | 23 | 2.7% | 0 | 0.0% |
| 社長以外の代表取締役+関係取締役(事務局含む) | 8 | 0.9% | 8 | 0.9% | 0 | 0.0% |
| 未回答 | 5 | 0.6% | 5 | 0.6% | 0 | 0.0% |
| 合計※ | 908 | 100.0% | 851 | 100.0% | 57 | 100.0% |

※設問(20)「実施している」、「概ね実施している」の回答数の合計

「代表取締役社長」では、大会社のほうが中小会社等に比して4.4%回答比率が高い。一方で、「代表取締役社長+関係取締役(事務局含む)」では中小会社等のほうが大会社に比して8.6%回答比率が高い。

(23) 定期的会合での意見交換のテーマ（複数回答）

| | 全 体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|-----------------|-----|-------|-----|-------|-------|-------|
| 経営方針の確認 | 519 | 57.2% | 480 | 56.4% | 39 | 70.2% |
| 会社に対処すべき課題 | 788 | 87.2% | 739 | 86.8% | 49 | 87.7% |
| 会社を取り巻くリスク | 586 | 65.1% | 548 | 64.4% | 38 | 68.4% |
| 監査役監査の環境整備の状況 | 212 | 23.6% | 197 | 23.1% | 15 | 26.3% |
| 最近の監査結果の問題点 | 709 | 78.5% | 665 | 78.1% | 44 | 77.2% |
| その他(報告書 68 頁参照) | 31 | 3.4% | 30 | 3.5% | 1 | 1.8% |
| 合計※ | 908 | ※ | 851 | ※ | 57 | ※ |

※比率は、設問(20)「実施している」、「概ね実施している」の回答数の合計に基づいて、各々算出している。

定期的会合のテーマとしては、「会社に対処すべき課題」が87.2%と高率。次が「最近の監査結果の問題点」78.5%である。代表取締役と同じ視点に立つことが監査役に求められよう。ただし、「会社を取り巻くリスク」および「経営方針の確認」とした回答もかなりあった。

(24) 代表取締役との定期的会合を「あまり実施していない」「殆ど実施していない」理由（複数回答）

| | 全 体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|-----------------------------|-----|-------|-----|-------|-------|-------|
| 代表取締役が必要性を感じてくれないから | 26 | 8.1% | 22 | 7.7% | 4 | 10.3% |
| 不定期に随時対話できるので定期的会合は不要だから | 251 | 78.0% | 221 | 77.8% | 30 | 76.9% |
| 代表取締役と同程度の経営情報を監査役が持っていないから | 15 | 4.7% | 14 | 4.9% | 1 | 2.6% |
| 他の取締役との会合を開催しているから | 32 | 9.9% | 29 | 10.2% | 3 | 7.7% |
| その他(報告書 69 頁参照) | 36 | 11.2% | 32 | 11.3% | 4 | 10.3% |
| 合計 | 322 | ※ | 283 | ※ | 39 | ※ |

※比率は、設問(20)「あまり実施していない」「殆ど実施していない」の回答数の合計に基づいて、各々算出している。

代表取締役との定期的会合を（あまり、殆ど）実施していないという会社の理由としては、「不定期に随時対話できるので定期的会合は不要だから」という回答が78%を占めた。

定期的会合を「実践している」、「概ね実践している」という908社に、この「随時対話できるので定期的会合は不要」という251社を加えると、1159社となり、回答会社の93.8%がなんらかの形で代表取締役との会合機会を持っていることが分る。

iv. 「監査役監査の環境整備」(27条)について

(25) (代表) 取締役等における、監査役監査の重要性・有用性の理解度

| | 全 体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|-----------|------|--------|------|--------|-------|--------|
| | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 |
| 十分理解している | 536 | 43.4% | 495 | 43.5% | 41 | 42.7% |
| 概ね理解している | 595 | 48.2% | 553 | 48.6% | 42 | 43.8% |
| 理解が不十分である | 92 | 7.4% | 80 | 7.0% | 12 | 12.5% |
| 殆ど理解していない | 6 | 0.5% | 6 | 0.5% | 0 | 0.0% |
| 未回答 | 6 | 0.5% | 5 | 0.4% | 1 | 1.0% |
| 合計 | 1235 | 100.0% | 1139 | 100.0% | 96 | 100.0% |

(十分、概ね)理解しているという会社は91.6%である。中小会社等の場合は「理解が不十分である」という回答比率が大会社に比して5.5%高い。

(26) 監査環境整備に関する(代表)取締役との協議の機会

| | 全 体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|-----------------|------|--------|------|--------|-------|--------|
| | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 |
| 十分にある | 211 | 17.1% | 188 | 16.5% | 23 | 24.0% |
| 適度にある | 533 | 43.2% | 496 | 43.5% | 37 | 38.5% |
| あまりない | 291 | 23.6% | 272 | 23.9% | 19 | 19.8% |
| まったくない | 32 | 2.6% | 27 | 2.4% | 5 | 5.2% |
| 今のところ協議する必要性がない | 159 | 12.9% | 148 | 13.0% | 11 | 11.5% |
| 未回答 | 9 | 0.7% | 8 | 0.7% | 1 | 1.0% |
| 合計 | 1235 | 100.0% | 1139 | 100.0% | 96 | 100.0% |

監査環境整備についての代表取締役との協議の機会が(十分に、適度に)あるという会社は60.3%。代表取締役との定期的会合の機会を利用して環境整備に対して十分理解を求めたいところである。

| (27) 取締役及び使用人から監査役に対しての日常の報告 | 全 体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|------------------------------|------|--------|------|--------|-------|--------|
| 十分なされている | 232 | 18.8% | 216 | 19.0% | 16 | 16.7% |
| 概ねなされている | 765 | 61.9% | 706 | 62.0% | 59 | 61.5% |
| あまりなされていない | 204 | 16.5% | 191 | 16.8% | 13 | 13.5% |
| まったくなされていない | 31 | 2.5% | 24 | 2.1% | 7 | 7.3% |
| 未回答 | 3 | 0.2% | 2 | 0.2% | 1 | 1.0% |
| 合計 | 1235 | 100.0% | 1139 | 100.0% | 96 | 100.0% |

取締役及び使用人から監査役に対する日常報告が（十分、概ね）なされている会社は80.7%。

先述の内部統制システムの構築状況及び運営状況に関する報告についても、日常報告に含めていただきたいものである。

| (28) 取締役及び使用人から監査役への報告の仕組み | 全 体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|----------------------------|------|--------|------|--------|-------|--------|
| 十分整備されている | 217 | 17.6% | 204 | 17.9% | 13 | 13.5% |
| 概ね整備されている | 685 | 55.5% | 638 | 56.0% | 47 | 49.0% |
| 不十分である | 278 | 22.5% | 252 | 22.1% | 26 | 27.1% |
| 殆ど整備されていない | 51 | 4.1% | 42 | 3.7% | 9 | 9.4% |
| 未回答 | 4 | 0.3% | 3 | 0.3% | 1 | 1.0% |
| 合計 | 1235 | 100.0% | 1139 | 100.0% | 96 | 100.0% |

取締役及び使用人から監査役への報告の仕組みが（十分、概ね）整備されている会社は73.1%。前問（27）の「日常の報告」と比した場合、仕組みはなくても報告はされていることが窺える。

| (29) 業務執行から独立した監査役スタッフ | 全 体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|------------------------|------|--------|------|--------|-------|--------|
| 十分いる | 91 | 7.4% | 86 | 7.6% | 5 | 5.2% |
| 一応いる | 231 | 18.7% | 223 | 19.6% | 8 | 8.3% |
| いないので必要 | 285 | 23.1% | 258 | 22.7% | 27 | 28.1% |
| いないが代わるべき機能はある | 612 | 49.6% | 559 | 49.1% | 53 | 55.2% |
| 未回答 | 16 | 1.3% | 13 | 1.1% | 3 | 3.1% |
| 合計 | 1235 | 100.0% | 1139 | 100.0% | 96 | 100.0% |

業務執行から独立した監査役スタッフが求められている。

v. 「企業情報開示体制の監査」(31条)について

(30) 継続企業の前提に係る情報開示に関する基準・規程等の整備状況

| | 全体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|------------|------|--------|------|--------|-------|--------|
| 十分整備されている | 262 | 21.2% | 255 | 22.4% | 7 | 7.3% |
| 概ね整備されている | 555 | 44.9% | 516 | 45.3% | 39 | 40.6% |
| 不十分である | 282 | 22.8% | 249 | 21.9% | 33 | 34.4% |
| 殆ど整備されていない | 122 | 9.9% | 108 | 9.5% | 14 | 14.6% |
| 未回答 | 14 | 1.1% | 11 | 1.0% | 3 | 3.1% |
| 合計 | 1235 | 100.0% | 1139 | 100.0% | 96 | 100.0% |

継続企業の前提に係る情報開示に関する基準・規程等の整備状況については、66.1%の会社で(十分、概ね)整備されている。設問(13)「有価証券報告書、決算短信などの企業情報の適正かつ適時な開示体制」では、87.8%の会社が「(十分、概ね)整備されている」と回答したのと対照的である。上場分類別に見た場合、回答にばらつきが多く生じているのが分る(下記各表参照)。

【全回答会社】設問30と上場分類のクロス集計(上場分類は平成17年3月15日現在の会員データによる)

| 設問(30) | 上場分類 | | | | | | | | 未回答 | 合計 |
|------------|---------------|---------------|--------------|--------------|--------------|-------------|-------------|---------------|----------------|----|
| | 一部 | 二部 | ジャスダック | マザーズ | 地方単独 | ヘラクレス | その他 | 非上場 | | |
| 十分整備されている | 158 30.8% | 29 17.3% | 17 17.2% | 1 5.9% | 2 20.0% | 2 40.0% | | 53 12.7% | 262 21.2% | |
| 概ね整備されている | 235 45.8% | 72 42.9% | 46 46.5% | 10 58.8% | 5 50.0% | 1 20.0% | 1 33.3% | 183 44.0% | 555 44.9% | |
| 不十分である | 94 18.3% | 51 30.4% | 29 29.3% | 3 17.6% | 3 30.0% | 2 40.0% | 1 33.3% | 98 23.6% | 282 22.8% | |
| 殆ど整備されていない | 23 4.5% | 14 8.3% | 6 6.1% | 3 17.6% | | | 1 33.3% | 74 17.8% | 122 9.9% | |
| 未回答 | 3 0.6% | 2 1.2% | 1 1.0% | | | | | 8 1.9% | 14 1.1% | |
| 合計 | 513 100.0% | 168 100.0% | 99 100.0% | 17 100.0% | 10 100.0% | 5 100.0% | 3 100.0% | 416 100.0% | 1235 100.0% | |

【大会社】設問 30 と上場分類のクロス集計(上場分類は平成 17 年3月15日現在の会員データによる)

| 設問(30) | 上場分類 | | | | | | | | 未回答 | 合計 |
|------------|---------------|---------------|--------------|--------------|-------------|-------------|-------------|---------------|-------------|----------------|
| | 一部 | 二部 | ジャスダック | マザーズ | 地方単独 | ヘラクレス | その他 | 非上場 | | |
| 十分整備されている | 158 30.8% | 29 17.5% | 17 18.3% | 1 5.9% | 2 22.2% | 2 40.0% | | 46 13.9% | | 255 22.4% |
| 概ね整備されている | 235 45.8% | 71 42.8% | 44 47.3% | 10 58.8% | 5 55.6% | 1 20.0% | 1 50.0% | 147 44.4% | 2 66.7% | 516 45.3% |
| 不十分である | 94 18.3% | 50 30.1% | 26 28.0% | 3 17.6% | 2 22.2% | 2 40.0% | | 71 21.5% | 1 33.3% | 249 21.9% |
| 殆ど整備されていない | 23 4.5% | 14 8.4% | 5 5.4% | 3 17.6% | | | 1 50.0% | 62 18.7% | | 108 9.5% |
| 未回答 | 3 0.6% | 2 1.2% | 1 1.1% | | | | | 5 1.5% | | 11 1.0% |
| 合計 | 513 100.0% | 166 100.0% | 93 100.0% | 17 100.0% | 9 100.0% | 5 100.0% | 2 100.0% | 331 100.0% | 3 100.0% | 1139 100.0% |

【中小会社等】設問 30 と上場分類のクロス集計(上場分類は平成 17 年3月15日現在の会員データによる)

| 設問(30) | 上場分類 | | | | | | |
|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|--------------|
| | 二部 | ジャスダック | 地方単独 | その他 | 非上場 | 未回答 | 合計 |
| 十分整備されている | | | | | 7 8.2% | | 7 7.3% |
| 概ね整備されている | 1 50.0% | 2 33.3% | | | 36 42.4% | | 39 40.6% |
| 不十分である | 1 50.0% | 3 50.0% | 1 100.0% | 1 100.0% | 27 31.8% | | 33 34.4% |
| 殆ど整備されていない | | 1 16.7% | | | 12 14.1% | 1 100.0% | 14 14.6% |
| 未回答 | | | | | 3 3.5% | | 3 3.1% |
| 合計 | 2 100.0% | 6 100.0% | 1 100.0% | 1 100.0% | 85 100.0% | 1 100.0% | 96 100.0% |

| (31) 前問 (30) の基準・規程等の運用状況 | 全 体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|---------------------------|------|--------|------|--------|-------|--------|
| 十分運用されている | 232 | 18.8% | 225 | 19.8% | 7 | 7.3% |
| 概ね運用されている | 592 | 47.9% | 553 | 48.6% | 39 | 40.6% |
| 運用は不十分である | 238 | 19.3% | 211 | 18.5% | 27 | 28.1% |
| 殆ど運用されていない | 112 | 9.1% | 98 | 8.6% | 14 | 14.6% |
| 未回答 | 61 | 4.9% | 52 | 4.6% | 9 | 9.4% |
| 合計 | 1235 | 100.0% | 1139 | 100.0% | 96 | 100.0% |

継続企業的前提に係る情報開示に関する基準・規程等の運用状況については、66.7%の会社で（十分、概ね）運用されている。基準・規程等の整備状況に比して、回答比率の増加が見られるため、整備後の運用状況は良いものと考えられる。

| (32) 適時・適切な企業情報開示の重要性に対する取締役の理解度 | 全 体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|----------------------------------|------|--------|------|--------|-------|--------|
| 十分理解している | 620 | 50.2% | 589 | 51.7% | 31 | 32.3% |
| 概ね理解している | 525 | 42.5% | 472 | 41.4% | 53 | 55.2% |
| 理解が不十分である | 71 | 5.7% | 63 | 5.5% | 8 | 8.3% |
| 殆ど理解していない | 7 | 0.6% | 6 | 0.5% | 1 | 1.0% |
| 未回答 | 12 | 1.0% | 9 | 0.8% | 3 | 3.1% |
| 合計 | 1235 | 100.0% | 1139 | 100.0% | 96 | 100.0% |

92.7%が（十分、概ね）理解していると回答した。中小会社等でも87.5%となっている。

(33) 前問 (30) で掲げた事項についての監査役における情報の入手環境

| | 全 体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|--------------------|------|--------|------|--------|-------|--------|
| 速やかに入手できている | 704 | 57.0% | 658 | 57.8% | 46 | 47.9% |
| 入手できているが、遅い | 467 | 37.8% | 425 | 37.3% | 42 | 43.8% |
| 殆ど入手できていない | 22 | 1.8% | 17 | 1.5% | 5 | 5.2% |
| その他(報告書 67～68 頁参照) | 24 | 1.9% | 23 | 2.0% | 1 | 1.0% |
| 未回答 | 18 | 1.5% | 16 | 1.4% | 2 | 2.1% |
| 合計 | 1235 | 100.0% | 1139 | 100.0% | 96 | 100.0% |

監査役における情報の入手環境で見ると、「速やかに入手できている」が57%にとどまっている。大会社では、情報伝達スピードが極端に分かれるのに対し、中小会社等では、それがほぼ拮抗していることが分る。

設問(30)と(33)とのクロス集計

| | | 設問(33) | | 速やかに入手できている | | 入手できているが、遅い | | 殆ど入手できていない | | その他 | | 未回答 | | 合計 | |
|----------|------------|--------|-------|-------------|-------|-------------|------|------------|------|------|------|-------|--------|--------|--|
| 設問 30 | 十分整備されている | 全体 | 231 | 88.2% | 28 | 10.7% | | | 1 | 0.4% | 2 | 0.8% | 262 | 100.0% | |
| | | 大会社 | 225 | 88.2% | 27 | 10.6% | | | 1 | 0.4% | 2 | 0.8% | 255 | 100.0% | |
| | | 中小会社等 | 6 | 85.7% | 1 | 14.3% | | | | | | | 7 | 100.0% | |
| | 概ね整備されている | 全体 | 340 | 61.3% | 206 | 37.1% | 1 | 0.2% | 6 | 1.1% | 2 | 0.4% | 555 | 100.0% | |
| | | 大会社 | 318 | 61.6% | 190 | 36.8% | 1 | 0.2% | 6 | 1.2% | 1 | 0.2% | 516 | 100.0% | |
| | | 中小会社等 | 22 | 56.4% | 16 | 41.0% | | | | | 1 | 2.6% | 39 | 100.0% | |
| | 不十分である | 全体 | 85 | 30.1% | 168 | 59.6% | 14 | 5.0% | 10 | 3.5% | 5 | 1.8% | 282 | 100.0% | |
| | | 大会社 | 76 | 30.5% | 146 | 58.6% | 12 | 4.8% | 10 | 4.0% | 5 | 2.0% | 249 | 100.0% | |
| | | 中小会社等 | 9 | 27.3% | 22 | 66.7% | 2 | 6.1% | | | | | 33 | 100.0% | |
| | 殆ど整備されていない | 全体 | 41 | 33.6% | 64 | 52.5% | 7 | 5.7% | 7 | 5.7% | 3 | 2.5% | 122 | 100.0% | |
| | | 大会社 | 34 | 31.5% | 61 | 56.5% | 4 | 3.7% | 6 | 5.6% | 3 | 2.8% | 108 | 100.0% | |
| | | 中小会社等 | 7 | 50.0% | 3 | 21.4% | 3 | 21.4% | 1 | 7.1% | | | 14 | 100.0% | |
| | 未回答 | 全体 | 7 | 50.0% | 1 | 7.1% | | | | | 6 | 42.9% | 14 | 100.0% | |
| | | 大会社 | 5 | 45.5% | 1 | 9.1% | | | | | 5 | 45.5% | 11 | 100.0% | |
| | | 中小会社等 | 2 | 66.7% | | | | | | | 1 | 33.3% | 3 | 100.0% | |
| 合計 | 全体 | 704 | 57.0% | 467 | 37.8% | 22 | 1.8% | 24 | 1.9% | 18 | 1.5% | 1235 | 100.0% | | |
| | 大会社 | 658 | 57.8% | 425 | 37.3% | 17 | 1.5% | 23 | 2.0% | 16 | 1.4% | 1139 | 100.0% | | |
| | 中小会社等 | 46 | 47.9% | 42 | 43.8% | 5 | 5.2% | 1 | 1.0% | 2 | 2.1% | 96 | 100.0% | | |

「十分整備されている」と回答した大会社で見た場合、「速やかに入手できている」と「入手できているが遅い」の回答比率の差は約 8 倍。「概ね整備されている」と回答した大会社で見ると、「速やかに入手できている」と「入手できているが遅い」の回答比率の差は約 1.7 倍ある。

以上

「新監査役監査基準の実践状況に関する監査役アンケート」その他の回答集

I. 「取締役会等の意思決定」(新基準第14条)について

設問(6)「監査役が意見陳述する際の取締役会の雰囲気」主なその他の回答

| | |
|----|--|
| 1 | 全ての議題について、議長から意見を求められる。 |
| 2 | 概ね意見陳述ができる雰囲気である。 |
| 3 | 実質的な意思決定があり、忌憚なく意見陳述している。 |
| 4 | 稟議書は決裁前、決裁後いつでも見られる環境にあり、いつでも意見がいえる。 |
| 5 | 必要に応じ、議長から振ってもらっている。 |
| 6 | 雰囲気、意見陳述の有無が左右されることはない。必要であれば、意見陳述を行う。 |
| 7 | 意見陳述がない場合に於いても、議長から敢えて、意見が無いか確認されている。 |
| 8 | 実質的な意思決定機関で意見陳述し議論・審議されるので、取締役会では補足的な議論になる。 |
| 9 | 未だ未だ意見陳述には気を使う状況である。但し事前の経営会議では忌憚なく意見を述べる事が出来るし、問題ある時は事前に社長に意見具申するよう努めている。 |
| 10 | 実質審議は事前に「部長会議」で実施しており、取締役会では意見陳述をする必要は少ない。部長会議では忌憚無く意見陳述が出来る。 |
| 11 | 意見陳述ができる雰囲気ではあるが、資料の事前配布がないため、事前の監査役会での意見調整や調査が不十分なため、自信を持った意見陳述が出来ない。 |
| 12 | 自分自身が「経営判断原則」を理解できていないため、意見陳述ができない。 |
| 13 | 意見陳述は自由である、しかし、効果が認められない。 |

設問(7)「法令遵守の社内体制整備状況」主なその他の回答

| | |
|---|---|
| 1 | 非通例取引基準を制定し、法令等遵守に疑義のある場合は決裁を行う。 |
| 2 | 法務マニュアルを作成している。 |
| 3 | コンプライアンス統括部署を設け重要書類等の法令審査を行う体制としている。 |
| 4 | 各部の定例会議(週一回又は隔週。監査役、内部監査室長出席)での報告や討議時に法令等遵守状況を確認。 |
| 5 | CSRやコンプライアンスの徹底を図るため、担当取締役を置いている。リスク管理室を設置し、事件、事故、災害に関わる情報を一元管理し法令遵守を徹底することにより企業リスクを最小限に抑えるようにしている。「特別監査室」「内部監査室」「事務改善プロジェクト」等でコンプライアンス体制のチェックを行っている。 |
| 6 | 会社組織上、「コンプライアンス統括室」が設置されている。 |
| 7 | 内部統制室を新規に設置した。 |
| 8 | コンプライアンス委員会は設置されていないが、コンプライアンスオフィサーが任命されている。 |
| 9 | 「全ての法律に対して、内部監査機能があるか」と問われると必ずしも十分でない。主要な法律については実務担当部署(人事、経理、総務、環境、特許等)が監査を担っている。 |

| | |
|----|---|
| 10 | コンプライアンス本部を設置、外部有識者による企業倫理監視委員会を設置。 |
| 11 | 本年度より内部監査部門を設置、従前のライン主義から移行し監査役との協業により全社統一的対応策を立案中。 |
| 12 | 企業行動規範・コンプライアンス規程等が制定されたばかりで、今後より一層全役職員に周知徹底させる必要がある。 |
| 13 | 行動基準は立案している。平成17年度中を目処に内部統制システムを構築し、運営実施に移る計画である。 |
| 14 | 中核となる全社ベースの「リスク管理及び危機管理規程」を制定作業中（完了目処3月末）。 |
| 15 | 監査役監査基準を全取締役の説明し、法・株主・社会が求めている取締役のあり方について講義。内部統制システム構築段階。 |
| 16 | 今年度（17年度）に総合的な内部統制システムの構築を行い、その一環としてコンプライアンス体制を充実させることで意思決定がなされている。 |
| 17 | 法令遵守については理解が深まりつつありますが社内体制は整っていません。監査役として社長に対し体制作りを依頼しているところです。 |
| 18 | 内部統制全般に関する「セルフチェックシート」を計画中である。 |
| 19 | コンプライアンスの教育に監査役も一役買うこともある。 |
| 20 | 現在、内部統制、リスク管理確立の為、委員会を作り審議中であります。 |

設問（9-2）「監査役による法令等遵守体制の監査を“あまり実践していない”、“殆ど実践していない”理由」主なその他の回答

| | |
|---|---|
| 1 | 全社的に法令遵守風土が強く、重点監査対象としては意識していない。 |
| 2 | 法令上の問題が全くなかったため。 |
| 3 | 代表取締役の意識が高く、目下は隅々まで目を光らしているため特に監査役の出番の必要性を感じない。 |
| 4 | 法令遵守の社風は定着している。 |
| 5 | 法令遵守の風土が十分に醸成されていると判断している。問題があれば、監査役に情報が入ってくる体制にあると判断している。 |
| 6 | 内部監査部との連動を強化しており、月1回内部監査部より報告を行わせているため。 |
| 7 | 社内マニュアルが法令に準じて作成されているため、現場の監督者や内部監査が適宜実施している。 |
| 8 | 法令遵守という枠組みではないが、いろいろなことをやっている。問題になりそうな事項は弁護士にも相談する。体制を問題にしたことは無い。 |
| 9 | 各部門ごとに法令が多岐に亘っているため、特定部門のみチェック、他は担当部門に任せている。 |

| | |
|----|--|
| 10 | 監査対象が明確でないのと、対象範囲が広く十分な監査が行えていない。 |
| 11 | コンプライアンス室等明確な組織体制は監査しているが、その他は体制が未整備で監査すべき対象を特定する事が難しい。 |
| 12 | 製品品質・環境保全に関する体制は整備されているが、それ以外はこれからであり、監査の基準となる文書が整備されていない。 |

設問 (10) 「リスク管理体制」主なその他の回答

| | |
|----|---|
| 1 | 幹部社員から毎週月曜日に業務報告あり、全ての役員・幹部社員が閲覧し、相互チェックしている。この中での問題、懸案事項は役員の朝会（月曜）で討議される。 |
| 2 | 内部監査部門の指導により、自部門のリスク対応に関し、自己評価を行うこととなっている。 |
| 3 | 日常業務の一環として、当該業務におけるリスクの種類と程度について評価し、対策を実施している。 |
| 4 | 今期チェックリストによる内部統制システムの監査役監査を実施し、リスク管理体制が他に比して比較的弱いことを指摘。来期の経営方針にリスク管理体制の整備を盛り込み実施する。 |
| 5 | 部署毎にリスク管理をそれなりに行っているが、監査役が往査で主にチェックしている。 |
| 6 | 担当取締役を定めている。内部監査室、特別監査室、リスク管理室、お客様相談センター、個人情報取扱部署を設け対応している。 |
| 7 | 主要リスク（安全、防災、環境）への対応は行っているが、全リスクの洗い出しとそれへの対応を行っているわけではない。 |
| 8 | リスクの洗い出しは為されているが、その管理体制は未整備である。 |
| 9 | 現状は、部署管理責任者により本件対応、特に技術部門、安全部門については、定期的には業務監査を、全社危機管理組織の構築並びに危機管理規則の見直し等を進行中。 |
| 10 | リスク管理は言われるものの、形式的なものに留まっており、全社員の意識として十分に徹底されているとは思えない。今後の意識教育で浸透を図ろうとしている。 |
| 11 | リスクの組織的洗い出し及び組織的対応はなされていないが、リスク認識は各部署で保持し、それぞれに対応を心がけている。 |
| 12 | 各取引等個々にはリスクがチェックされ、場合によっては回避策も取られているが、会社全体での管理体制は構築されていない。 |
| 13 | 危機管理マニュアルを作成している。 |
| 14 | リスクマネジメント委員会を新たに設け、リスク管理規程等が制定され個々のリスクの洗い出しも行ったが、これからという段階である。 |
| 15 | 緊急性・重要性の高い事業リスクが明確に出ていないので、全社的な活動は実施していない。事業リスクが想定されるような場合には、その都度個々に対応するレベルである。 |
| 16 | 個人情報保護法の施行に伴い、情報リスクの洗い出し、評価、対応は行ったが、事業リスク管理に |

| | |
|----|---|
| | については完全にはなされていない。 |
| 17 | 予想可能な重大なリスクについては、毎月の取締役会、経営会議の場で議論されていると判断できるが、リスクの洗い出しや対応方法など厳密なリスクマネジメントはできていない。 |
| 18 | リスク管理は各部門で自主的に行っており、そのチェックは内部監査部門等で行っている。 |
| 19 | 財務、情報セキュリティ、安全衛生、品質、コンプライアンス、環境等のリスクは各分野別には管理する体制になっているが、事業リスクを面で捉えて体系化し管理できるようになっていない。 |
| 20 | 工場の事故など一部リスクについての体制は整備されているが、全部門におけるリスクの洗い出しや評価・対応その他の体制を整備中であり、今年中に完成予定である。 |
| 21 | 全社的なリスク洗い出しと対応策整理は今後実施予定。現在は各部門長による自主的管理の状況。但し、社外取引に関するリスク管理は内部統制部門主管で全社的なチェックを実施している。 |
| 22 | 市場リスクに対しては ALM 委員会が有り定期的にポジションの見直しが行われ、運営方針は担当取締役より経営会議を経て取締役会にも報告される。 |
| 23 | 様々な緊急事態を想定した対応マニュアルを作成し、発生したトラブルは所定の書式で報告、回付している。 |
| 24 | トップの指示及び ISO/QS9000&ISO14001 の関連等で必要な危機管理項目に付き各基準書を作成し管理責任者が運用している。 |
| 25 | 各部門に対して、自主的に事業リスクの洗い出しを監査役から要請している。一方、総務部門が中心となって、リスク管理の体制を構築する原案を作成中。 |
| 26 | 新年度より新たに CRO を任命し、体制整備・強化を図る。 |
| 27 | リスク管理について、監査役より提言を実施したばかりであり、今後、COSOフレームワークの研究、リスクの洗い出しなどを助言していきたい。 |
| 28 | リスク管理に対して認識がなすすぎる。各部門“何をリスクとして捉えているか”理解されていない。 |
| 29 | 社内全体のリスクに対する認知度が低いように思われる。防災訓練程度のものである。 |
| 30 | 米国企業改革法 302 条対応の為、内部統制評価シートを各営業単位、主要関係会社等から取り付けて、分析、管理している。 |

設問（12-2）「監査役によるリスク管理体制の監査を“あまり実践していない”、“殆ど実践していない”理由」主なその他の回答

| | |
|---|---|
| 1 | リスク管理統括部署があり、定期的に状況把握し報告を受けている。 |
| 2 | 受注産業のため、リスク管理体制は徹底されている（現場から本社まで）。 |
| 3 | 内部監査部との連動を強化しており、月 1 回内部監査部より報告を行わせているため。 |
| 4 | リスク管理委員会での活動に依拠。 |
| 5 | 社内の体制整備が終った段階で、これからが監査の対象になる。 |

| | |
|----|--|
| 6 | リスク管理の監査まで手が回らなかった。次年度にリスク管理についてその構築と監査を実施したい。 |
| 7 | 今年度からRM体制を整備し、リスクの識別・評価に従って実施することになっている。 |
| 8 | 業務監査の中で、各部門長にリスクマップの作成と自己評価を実施。これをもとに取締役会で現状を報告し、さらなる管理体制を整備中。 |
| 9 | リスク管理体制の構築は、これからであり監査の基準となる文書が整備されていない。 |
| 10 | リスク管理の手法を社内的に構築・教育するのが先ず必要。 |
| 11 | 各部門の抱えるリスクを中心に調査及び監査している。全社システムにすべく、提言/取り組み中。 |
| 12 | そこまで監査の手が回っていないから。 |

設問（14-2）「企業情報の適正かつ適時な開示体制の監査を“あまり実践していない”、“殆ど実践していない”理由」主なその他の回答

| | |
|----|---|
| 1 | 所管部門において当該事項につき、監査法人や監査役と十分相談しながら進めており、重大な問題がない限り、力点を置かない。 |
| 2 | 必ず取締役会にて報告および決議が行われている。 |
| 3 | 監査役と関係部門とのコミュニケーションで大丈夫との心証は得ている。 |
| 4 | 今期より主要テーマとして監査する予定である。 |
| 5 | 監査役監査基準（規程）改定後、当社は来期（05年6月）より予定。 |
| 6 | 従来、商法監査に特化して来たが、某鉄道会社問題を契機に金融庁、東証の動きに併せ監査役としても積極的に関与を開始した。 |
| 7 | 開示体制はあるが、自社の開示基準の整備はこれからである（現在は、東京証券取引所の開示ガイドブックを基準としている）。 |
| 8 | 常勤監査役一人の現状では、時間的に、能力的に十分なチェックが出来ていない。また、有価証券作成部署もぎりぎりの人数であり、作成事務で繁忙な時に十分なヒヤリングなどは難しい。 |
| 9 | 財務情報の完成後すぐに発表のため監査する時間が無い為。 |
| 10 | 有価証券報告書は時間的に間に合わなくて、事後的に確認する程度（監査役の当該情報に対する無関心も少なからず影響）。 |
| 11 | 証取法関係は監査役は無関係という雰囲気が社内にある。 |
| 12 | 組織あるいは体制が既に整備され、かつ機能しており、体制について監査をする意識はない。 |

設問（16-2）「内部統制システムの構築状況及び運用状況についての取締役及び使用人（内部監査部門を除く）から監査役への報告が“行われているが不十分である”、“殆ど行われていない”理由」主なその他の回答

| | |
|----|--|
| 1 | 全部門の監査役監査を実施しており、監査時に監査役より内部統制システムの構築状況、運用状況を確認している。 |
| 2 | 担当役員によって、監査役に対する報告姿勢に違いがある。経営会議においては、重要事項は報告され、聴取している。代表者に対する報告は適時、適切に実施されているようである。 |
| 3 | 内部監査部門からの報告で充分と考えられるから。 |
| 4 | 監査時に指摘してその回答を得てP D C Aをまわすようにしている。 |
| 5 | 内部統制システムの構築・運用は概ねできており、大きな問題はないから。 |
| 6 | 内部統制システムについても各部門で自主的に構築・運用し、内部監査部門等がチェックを行っている。 |
| 7 | 内部監査部門が直接、内部統制システムの構築状況および運用状況をチェックし、そこから監査役が報告を受けている。 |
| 8 | 法令遵守、財務報告の信頼性確保の為に内規等々統制環境も含め十分あるが、それらがシステムとして統合された形にはなっていない。COSO等の考えを基本にはたしてシステムとして統合すべきか否か考え方の整理が出来ていない。 |
| 9 | 内部統制システム（近年急速にクローズアップされている新しい概念）の理解、実践はこれからである。 |
| 10 | 内部統制システムが構築されていない。 |
| 11 | 社長、取締役及び部門長に内部統制解説資料を基に説明。第一段階終了。コンプライアンス、リスクの洗い出しへ。 |
| 12 | 前述のコンプライアンス管理並びにリスク管理と同様内部監査部門の設置に伴い監査役と協業の上システムを構築中。 |
| 13 | 内部統制システム監査は、これから実施することを考えている。 |
| 14 | 現在SOX法対応の為に外部コンサルタントが調査に入っており、会社としてのシステム改善中。中間報告は受けている。 |
| 15 | 当職に対し、自ら報告にくる場合が少なく、内部統制システムの基礎になる諸規程の浸透度が不十分。 |
| 16 | 監査役への報告の必要性に関する認識が、取締役および使用人に薄いと思われる。 |
| 17 | 取締役が自主的に監査役に報告する習慣がないから。 |
| 18 | 取締役、使用人共に内部統制システムというプロセスを遂行する当事者であるとの自覚が希薄である。 |

| | |
|----|--|
| 19 | 監査役が内部統制の重要性を取締役会で訴えている段階で、取締役の意識が醸成できていない状況にあったから。今後は良い方向に向かうものと思われる。 |
| 20 | 組織が単純役員数も少なく代表取締役の執行状況も良く見えるので。 |

設問（17-2）「内部統制システムの構築状況及び運用状況についての内部監査部門から監査役への報告が“行われているが不十分である”、“殆ど行われていない”理由」主なその他の回答

| | |
|----|---|
| 1 | 内部統制システムの構築・運用は概ねできており、大きな問題はないから。 |
| 2 | 内部統制システムとして構築されていないが、内部監査に随行し各部署へ監査を実施し、問題点を提起している。 |
| 3 | 内部統制システムが構築されていない。 |
| 4 | 社内で内部統制の定義が定着していないため、内部監査の手法にも反映されていない。 |
| 5 | 現在システム整備中であり、整えば報告体制も整備される。 |
| 6 | 組織内に内部監査部門という意識がない。 |
| 7 | 常設の内部監査部門はない。業務手続につき規程により監査チームを編成全社一斉に監査実施。その後、指摘事項につきフォローアップ会議を開催。編成チームは約70名、課長以上、丸一日をかけて実施。フォローアップ会議も同様、会議には監査役も出席。 |
| 8 | 当社には、内部監査部門がないので、経理部、経営企画室、総務人事部、技術部等が内部牽制機能を働かせることが要請されている。回答は、内部牽制部門の役割実施状況を示す。 |
| 9 | 内部監査部門に代わる業務担当部門からも、ほとんど報告されず監査役が要請してからチェックし報告が来る。 |
| 10 | 内部監査部門が弱体であり、形式的なチェック作業に終わっている。 |
| 11 | 内部監査体制が脆弱であるため、監査の回数、質において不十分。 |
| 12 | 内部監査部門の専任要員がない。兼務体制で機能が弱体である。また、内部統制システムの定義の理解が不十分である。 |
| 13 | 内部監査部門からは定期的に報告を受けているが、法令遵守が主で、本来の企業理念等については、定義が不十分であり、再構築の途上にある。 |
| 14 | 内部監査部門自らが監視機能を通じて内部統制システムのプロセス遂行の一翼を担っているとの意識が未成熟。 |
| 15 | 内部監査部門はまだ内部統制システムという切り口で作業を行っているという認識が薄い。 |
| 16 | 結局、期末監査などの折に監査役として内部監査の監査をしなければ機能したとはいえない。 |
| 17 | 監査役への報告の必要性に関する認識が、内部監査部門に薄いと思われる。 |
| 18 | 親会社の内部監査部門からの報告が遅い。こちらからの問い合わせが必要。 |

設問（18-2）「会計監査人から監査役への財務情報に関する内部統制システムの構築状況及び運用状況についての報告が“行われているが不十分である”、“殆ど行われていない”理由」主なその他の回答

| | |
|----|--|
| 1 | 内部統制システムの構築・運用は概ねできており、大きな問題はないから。 |
| 2 | 問題ある場合は、経理担当部長よりの報告が有る。 |
| 3 | 会計監査人が、内部統制の整備状況について、未だ、充分な関心を払っていない為、と思われる。 |
| 4 | 内部統制システムに関する内容の報告がない。 |
| 5 | 会計監査人の具体的な監査テーマになっていない。 |
| 6 | 監査法人の公認会計士が会社の実情を把握していないため。 |
| 7 | 財務情報に係る内部統制システムの監査に関し、監査役との連携の重要性に対するCPAサイドの認識が不十分。 |
| 8 | リスク評価の結果が開示されない。 |
| 9 | 会計監査人の内部統制システムの認識とギャップがある。 |
| 10 | 個々の問題点は指摘されているが、全体的な評価は積極的には行われたい。 |
| 11 | 監査役（会）から会計監査人への働きかけも少ない。 |
| 12 | 両者の間で「どの程度報告したらよいか」についての共通認識が確立していないから。 |
| 13 | 監査人も内部統制システムの理解が曖昧。 |
| 14 | 会計監査人に対しては、監査役より積極的に聴取しない限り、定例の報告体制は整っていない。 |
| 15 | 本件で会計監査人と会合。今後内部統制システムについて監査するとの意見表明を行うことを依頼、検討するとの回答。 |
| 16 | 現在積極的に監査役に報告する、という仕組みになっていない。監査役から期中、期末監査時にヒアリングする程度である。 |

設問（19-2）「内部統制システムに関する監査の結果に関する、監査役から取締役（会）への報告、内部統制システムの改善の助言または勧告の実践状況」主な回答

| | |
|-------------|--|
| ◎内部統制システム全般 | |
| 1 | ・未整備の諸規程の勧告・内部牽制体制不備の勧告・内部統制システムの説明（予定）。 |
| 2 | 取締役会運営の改善、コンプライアンス確立の提言、内部監査機能の強化、情報セキュリティ体制の改善など。 |
| 3 | ・法令遵守事項の体制の整備・債権管理の強化・個人情報保護体制の整備・事故・災害対策の強化。 |

| | |
|----|---|
| 4 | 経営会議で、内部統制の定義・目的について啓蒙活動。内部監査部門設置の意見具申中。 |
| 5 | 経営者の法令遵守姿勢表明機会の増加、倫理綱領の露出度向上、資産評価のシステム構築、職務権限・分掌規定の見直し、業務マニュアルの制定等。 |
| 6 | 職務権限表のタイムリーな更新、規定の作成・整備、内部監査・巡視の実施等について助言。不祥事が発生した場合の改善勧告と助言。 |
| 7 | 技術部門は、企業持続に関わる重要問題につき、横断的対策並びに効率的な進め方を指摘し、改善改良の助言を実施。安全管理部門マニュアルの見直しを指摘、改善。2事業所に会計改善指摘。 |
| 8 | 雇用形態の多様化を踏まえ、要因の把握管理とアウトソーシング是非の判断基準の明確化を助言。案件属性に基づく意思決定ルート・手続・稟議・機関決定等)の明確化と透明性向上を助言。 |
| 9 | 過去の監査役協会作成の参考フォームを当社の実情に合わせ手直しし(全体評価)、構成要素、細目等の評価を3段階に分けて監査役会で協議し、評価結果を代表取締役へ報告し、改善と合わせ取締役による自己評価、部門別の統制評価等を定期的実施するよう勧告した。 |
| 10 | 社内各部門および子会社の往査時点で発見された内部統制を含む問題点は、報告書に記載すると同時に各部門の担当取締役、執行役員に報告し改善提言を行っている。 |
| 11 | 各事業毎の管理機能を組織的に統合し、リスクマネジメントの視点から一体化したシステムとして再構築すべきこと。 |
| 12 | 内部統制、意思決定プロセスについて改善を要する具体的事例について、代表取締役社長に意見提起した。 |
| 13 | COSO報告書に基づいて社内の内部統制状況をチェックし、その問題点を取締役との定例意見交換会の場で報告した。 |
| 14 | 代表取締役を含む全取締役に当社の内部統制の現状の調査結果と改善の勧告を文書に作成し、役員会で監査役が説明、申し入れた。 |
| 15 | 全社「リスク管理及び危機管理規程」制定に際し、内部統制システムとの相関からその重要性、意義、規定内容の不備に対する助言、修正を行った。 |
| 16 | ①監査役会主催「内部統制システム整備のためのグループ連絡協議会」の定期的開催とその内容を取締役に説明②監査役会主催「役員向け法律勉強会」開催③現地監査時「内部統制項目に関する事前アンケート調査表に基づく管理職面談」④現地監査時「管理職向けコンプライアンス研修会」開催⑤監査調書の内容(含む内部統制項目)を取締役に適宜説明。 |
| 17 | ①内部統制自己診断システムの充実 ②各種管理業務の点検と不具合箇所の改善。 |
| 18 | COSO勉強会の開催。各部とのヒアリングにおいて、内部統制について説明を行って、理解向上に努めている。 |
| 19 | 協会資料「企業経営における内部統制と監査役(月刊監査役430号)」を参考に「内部統制の評価に関するチェックリスト」等で具体的に説明(弊社の取締役は若い)している。 |
| 20 | コンプライアンス規程・リスク管理規程・企業行動規範等は出来たが、全役職員への周知徹底が十分出来ていないため、速やかに実践されるように意見を述べた。 |

| | |
|------|--|
| 21 | 期中の往査結果を踏まえた個別ベースによる内部統制システム構築・改善・整備の必要性勧告並びに内部統制と関連付けたリスク管理体制およびコンプライアンス体制の確立、重要内規の整備等について全取締役宛にEメールで助言・勧告した。 |
| 22 | 資産管理プロセス・システムの改善、時間外勤務管理業務の改善、情報セキュリティ業務改善、情報開示体制整備への助言等。 |
| 23 | 内部統制、リスクマネジメントに関するセルフチェック（自主点検）を不定期に実施し、取締役、幹部職への自覚と担当部門への落としこみを促す。 |
| 24 | グループ経営者会議で内部統制システムをリスクマネジメントと一体となって機能するために危機管理委員会のないところは早急に設置するように促している。 |
| 25 | 体制の若返りとしてかなりの社員が退職し新規採用を行ったので、時に管理面の人材の交代には内部統制システムが崩壊しないよう体制構築に留意するよう監査役会で社長に進言し、社長も十分な配慮をしていく旨を表明。 |
| 26 | 稟議書内容不備/後付決済への勧告、個人情報管理実態定期モニタリングの提言、下請法対象取引先のリストアップと定期メンテ体制構築など。 |
| 27 | 監査結果10数項目の助言等を行うが、大半が内部統制関連である・統制上問題や矛盾がある権限規程とその運用に関して勧告・業務規程、手続書の不備等に関する助言など。 |
| 28 | 代表取締役に対し内部統制システムの構築についての提案書を作成・提案をし、結果として委員会の設置など一連のコンプライアンス体制が確立した。 |
| 29 | 平成15年9月25日付で「内部統制システムの構築に関する提言」書として、監査役（会）から提言をした。その内容は、①内部統制とはとして、定義、必要性、COSOの概要、②構築の準備から具体的体制、③当社の具体的不具合事例、を10ページにまとめて代表取締役社長に提言した。 |
| 30 | 1. COSOの定義の説明会を行い、理解を深めた。2. 監査基準改定の報告会を行った時に、特に内部統制の部分について詳細説明した。 |
| 31 | 内部統制研究会で検討した資料等を材料にCEO、CFOに対し、COSOシステムの構築を意見具申した。監査役として内部統制の現状を近々モニタリング予定。 |
| 32 | 内部統制の整備、運用の状況および内部統制システム（構築）の重要性、必要性を再認識していただくための 内部統制システム構築についての助言、提言を実施 1. 計画のプロセス 2. 内部統制の概要 3. 内部統制の評価表 4. その他社内規定、基準類の体系だった整備と運用等管理面での向上について。 |
| 33 | 内部統制システムは自社のみ止まる問題でなく、例えば会計士法の改定による監査法人の監査視点の変化等についても注意を喚起する。 |
| ◎規定類 | |
| 34 | 責任権限規定(案)等の具体的制定案の提言。 |
| 35 | 例えば、責任・権限に関する規程の運用解釈等について曖昧な部分がある場合には改善を勧告する。 |

| | |
|--------|---|
| 36 | 社内諸規程の整備状況、管理組織、現場での実践状況、稟議事項のフォロー等につき監査し、改善を要する事項を都度指摘している。 |
| 37 | 決裁書の協議先について、組織の縦の関係が主になっており、関係部署長のコメントが少ない。チームとしての連携と牽制機能が働かない可能性がある。 |
| 38 | 取締役会、株主総会招集手続きの適正化及び関係社内規程等の見直し。計算書類準備の法令期限厳守のための手当て。 |
| 39 | 各職制の「職務権限」と「責任の範囲」を見直し、明文化する必要性について。 |
| 40 | ①与信管理（権限体系の整備）②営業事務の牽制システムの導入（フロント機能とバック機能との整備）③交際費・会議費の自己決裁の禁止（上司決裁制の導入）。 |
| 41 | 規程・規則等の整備状況について一部にメンテナンス不備がありその不備項目を含む関連規程の見直しを勧告。 |
| 42 | 1、関連会社管理規程の遵守と見直し2、稟議ルート、特に関係部署の役割の見直し3、研究開発工事についての予算管理システムの改善（決裁前の工事着手の回避）。 |
| 43 | 稟議書・伺書の閲覧の際に発見した手続上の疑問、内容の矛盾について指摘(意見書の提出)し、再提案させている。 |
| 44 | 検印規程等の整備・運用状況コンプライアンス・リスク管理安全衛生・環境管理。 |
| 45 | 持株会社制分社化に際し、①社内規定類の整備・充実②事業に関連した法規の整理等を取締役に提言した。 |
| 46 | 1 3 3 条監査について職務権限規程の遵守について関係するリスク、法令の整理について。 |
| 47 | 交際費などの使用について不適正な場合など、内部監査体制の強化、問題点の改善など。 |
| 48 | 社内規定は3 9 規程あるが、内容については当初からあまり改定がなされていない。必要に応じ、監査役の方より指摘、助言している。 |
| ◎法令等遵守 | |
| 49 | コンプライアンス委員会の委員長が事務局案では、常務役員であったが社長が自ら進んで引き受けた、という話を聞いて「その姿勢が大事である」ということを皆の前で話した。 |
| 50 | ・稟議書添付資料の不備を指摘。・ペーパー取締役会は商法違反であることを指摘、実質開催するよう助言。 |
| 51 | 法令（商法・労働法等）の制定・改正に伴う業務・規程等についての改善及び関係会社支援のルール化。 |
| 52 | ・CSR 取組みのスタンスに関する助言・監査役視点からする経営幹部に対するコンプライアンスの啓発・職務権限規程の遵守・運用に関する助言・適時的確な情報開示や広報のあり方に関する勧告。 |

| | |
|----|--|
| 53 | 公正取引委員会に価格カルテルの容疑で立入り検査を受けたが、新しく赴任した新社長に対して、独禁法違反のおそれを指摘して是正するよう意見を述べた。 |
| 54 | 受注・売上計上裏付け資料の添付の徹底指導。売掛金の完全回収指導（特に長期滞留の撲滅）など。 |
| 55 | 新規法令及び法令改正への対応、他社不祥事・法令違反に対する自社の体制・対応状況、自社特有のリスク管理状況等々について調査・検証して助言・勧告を行っている。 |
| 56 | 法令等の改正に伴う社内諸規程の見直しと改定の徹底。 |
| 57 | 下請法に関する監査において、委託業務管理システム上の運用不備（注文書の事前交付や一式見積もりの禁止等）を指摘している。 |
| 58 | 環境関係法規違反事例について改善勧告。コンプライアンス委員会の設置の推進新規に施行される法令への対応体制の整備助言。 |
| 59 | コンプライアンス問題の時宜にあった報告、コンプライアンス委員会の実質化、事例の社内共有化、内部統制体制の整備など。 |
| 60 | 労働基準監督署からの是正勧告・指導を受けた事実が、即時に取締役会に上がってこなかったことに対し、是正のための体制構築を進言した。 |
| 61 | 社内通報制度が更に機能するように秘密は厳守した上で相談内容の対応、処置をもっとオープンにするべき。 |
| 62 | 各種研修等の実施によるコンプライアンス意識の醸成を図っているが、さらにコンプライアンス経営の実践に向けた施策を展開する必要がある。 |
| 63 | 子会社を含めた全事業所にヘルプライン窓口を設置済み（その本部は監査役室長）。定期的に取り締役会にて状況報告を行っている。 |
| 64 | 私用車輛の業務使用、及び通勤使用している者の免許証、車検、自賠責・任意各保険の期限切れのチェックの徹底と改善による法令遵守を助言。 |
| 65 | ①コンプライアンス教育が不十分②収益至上主義から会計コンプライアンス意識が未成熟③相互牽制機能が不足。 |
| 66 | コンプライアンス統括部や内部監査部門等との報告会における社内部門の法令・社内規程の遵守不備などの改善指摘。（政治資金規正法パーティ券、社内決裁規程の解釈など）。 |
| 67 | 交際費の支払いに関する決裁は本部長となっているが、某事例は多額でその内容が不明確で、社長に報告がなされていない、内容に応じて社長決裁が必要だ。 |
| 68 | ①輸入商品取扱の許可及び仕入体制②特許取扱等の管理状況③情報システムに関するリスク管理④海外との契約及び取引に関する法的管理。 |
| 69 | 労基法（36協定）に抵触する労働実態発生に伴う実態調査と役員面談（社長含む）。 |
| 70 | 公正な取引活動では社会的使命、自覚、法令遵守は会社が当然すべき行動倫理であることの徹底。利害が抵触する場面では、すすんでその旨を上司に申告し、第三者からの疑惑を受けることのなきよう公正な態度を持すること。 |

| | |
|--------|---|
| 71 | 下請法や派遣法に抵触するおそれがある事例に対し、注意を促す。 |
| ◎経理・会計 | |
| 72 | *売上の前倒し、*資産・商品の長期貸出（法令違反）、売上計上処理の不備、*売掛債権の未回収。 |
| 73 | 経費支出の際の自己承認の禁止（承認者による支出の場合、上位者の承認の徹底）。 |
| 74 | 棚卸資産の管理体制について、組織の見直し等の改善を提案。 |
| 75 | 仕掛品棚卸体制の基準を文書で明確化するとともに責任部署の立会いを要請した。事業部の内部統制部門の意識改善を要請した。 |
| 76 | 100%子会社の経理事務システムの改善（ダブルチェックが働くように）。未収金管理システム運用の徹底。 |
| 77 | 文書管理規定の早期制定。 |
| 78 | 器具代、工事代の売掛金の管理について、全社統一的なシステムを構築すべき旨を代表取締役役に指摘、提言。 |
| 79 | 棚卸システムの改善、出納帳、金種表システムの改善等。 |
| 80 | 事業費支払い基準の遵守について、改善の助言を行った。 |
| 81 | オフバランス取引について、管理体制の構築と関連内規の改定を経営会議などで提言。結果管理体制の構築と内規の改定がなされた。 |
| 82 | 売掛金、棚卸資産等の資産管理並びに一部の業績不振の子会社管理について具体的に問題点を指摘した。 |
| 83 | 適正在庫管理システムの構築。 |
| 84 | ・会計監査人の期中監査指摘事項を取締役会にて報告・「内部統制」の要点をまとめた書類の配布（子会社社長会にて説明）。 |
| 85 | 残業管理、予算管理、伝票システム等について気づいた点があれば助言・勧告を実施している。 |
| 86 | 債権管理の徹底を意見具申。 |
| 87 | 1.領収書・納品書の管理体制が不十分な点を指摘 2.売掛残高確認書の管理チェックが不十分な点を指摘。 |
| 88 | 会計監査人との打合せ等から改善指導事項として報告。実務部会での他社の取組状況を報告。その重要性を提言。改善を勧告している。 |
| 89 | 売上から資金回収までのプロセスと購買のプロセス、並びに財務報告の改善に関する助言、勧告。 |

| ◎リスクマネジメント | |
|------------|--|
| 90 | グループ企業のキャッシュフローの管理が不適切な為、ある子会社では現金が余っているのに他の子会社では資金不足で借入れを行い、グループ全体では不必要な借入れを行っていた。改善及び助言。 |
| 91 | (例) リスクマネジメントの強化を助言→特定プロジェクト・リスク管理実施マニュアルが制定され、管理強化がなされた。 |
| 92 | (1) 部門毎の事業リスクの洗い出し、(2) 事業リスク回避・緩和のための規程・制度の整備状況の点検。 |
| 93 | ①リスクマネジメント委員会及び危機管理本部の設置の進言 (いずれも設置済み)、②リスクの未然防止のための横展開、③環境・知財等のリスク管理を、グループ会社まで拡大等。 |
| 94 | リスク関連問題の取締役会での提起と回避策の協議参加。 |
| 95 | リスク管理委員会の設置と定期レビューの実施等。 |
| 96 | 業務監査によってリスク評価やそのコントロールについて適正や指摘を報告している。 |
| 97 | ①重大損失や不祥事 (またはその予兆) の要因としてのマネジメントシステムと責任体制の不備に対する問題提起②リスクの洗い出しの必要性について等。 |
| 98 | 例えば、法令遵守体制やリスク管理体制につき、監査役が全部門ヒヤリングを行い、実態把握し、問題提起と仕組み等を提案する等。その後担当部署が具体的提案を行う。 |
| 99 | RM 監査を実施し役員会で報告している。 |
| 100 | 1)災害復旧対策に関し、緊急避難場所の指定改善勧告 2)リスク管理に関し CSA(Control Self Assessment)導入助言。 |
| 101 | 取引先の倒産による貸し倒れ等の偶発リスク及び情報システム等業務リスクに対する内部統制システムの強化、拡充。 |
| 102 | 事業リスク、リスクへの対応及び統制活動の文書が、抽象的な表現のものは、具体的・実践的内容に修正させる。 |
| 103 | リスクに関する各種管理規程類及び内部監査実施体制の整備・強化。 |
| 104 | 1. 会社に重大な損失を発生させる虞のある滞留在庫の処理、2. 会社業績に影響を及ぼす不採算業務収支分析、3. 監視センター機器の投資効果の検証等。 |
| 105 | 火力発電所における既発生ヒューマンエラー事故をテーマに、再発防止のための内部統制システムが構築されているか。 |
| 106 | 効率的経営—生産・営業の連携体制の欠陥による未納・過大在庫・製品廃棄・原価差異の発生。 |
| 107 | ソフトウェア開発におけるリスク発生の回避および発生後の統制・牽制の体制強化策。 |

| ◎内部監査体制 | |
|---------|---|
| 108 | 社内監査部門の独立性強化のため経営管理部門の兼務業務縮小について。 |
| 109 | 内部監査部門の増員等を進言。 |
| 110 | 内部監査部門の独立性について。 |
| 111 | 内部監査部門の監査は、重点を内部統制システムの整備状況に絞って、頻度をあげるようにしてはどうか。 |
| 112 | 従来独立した内部監査部門が組織として存在していなかったが、業務本部長・経理部長・総務部長からなる「内部統制委員会」を設立させた。 |
| 113 | グループ全体の管理機能を有する組織の整備及び内部監査部門の機能・人員の拡充を助言。 |
| 114 | コンプライアンスの浸透状況 ⇒ 取締役から機会あるごとに繰り返し徹底をはかる必要がある。 |
| 115 | 内部監査室長を兼任から専任にすべしと勧告した。 |
| 116 | 内部監査の実施要請。コンプライアンスに関する取組を勧告。 |
| 117 | 内部監査部門による海外子会社の定期的な検査を指示。 |
| ◎情報管理 | |
| 118 | 個人情報保護法施行に伴い、当社の扱っている個人情報の取り扱いについて、現状と確認（監査の実施）と、リスク再検討、規程の運用と再徹底を助言。 |
| 119 | ・苦情受付態勢の強化・個人情報保護法対応の営業点への十分な徹底。 |
| 120 | 1. 個人情報保護法に関する内部体制の早期確立の必要性を進言 2. クレーム処理に関する社内ルーチンの確立。 |
| 121 | 情報セキュリティーに関する事項 適正な業務遂行に関する事項。 |
| 122 | ・個人情報保護に関する誓約書を全員から取得するよう提言・生産品質強化の為の組織化・業務執行確認書の実施。 |
| ◎組織 | |
| 123 | ①ミドル・バック部門の体制整備・強化のための「基盤整備委員会」設置を提言。②社内システムのアクセス・コントロールの態勢整備を勧告、他 |
| 124 | 「子会社の中間管理者兼務体制見直し」、「海外のコンプライアンス事務局体制見直し」に関する意見具申。 |
| 125 | 組織体制における牽制部門の機能不能業務におけるチェック体制の不備社内における情報の伝達の不備。 |
| 126 | 牽制機能発揮の為の組織再編、信賞必罰の徹底、内部監査体制強化、SELF-ASSESSMENT 体 |

| | |
|---------|--|
| | 制の構築、等。 |
| 127 | 取締役会、経営会議、営業会議等各級会議、委員会における審議・決定・報告等の明確化、適正化他。 |
| 128 | 組織上の問題 業務内容と権限の問題。 |
| 129 | 経営の有効性からのサプライチェーン上の助言、組織機構の制度設計の見直し助言、等。 |
| 130 | 職務体系の整備・各業務のコード化、ユニット化。 |
| ◎営業・事業 | |
| 131 | 民需むけ事業体制の不備(細分化・複雑・非効率)が認められたことから、改善を提言し、05年度より新体制に移行することとなった。 |
| 132 | 営業担当者と顧客との受注取決めに変更が生じた場合、トップへの報告を早急に行わせ、的確な指示を出す事。 |
| 133 | 伝票作成と決済の分離データのアクセス権の変更調達の指示、検収、決済の分離。 |
| 134 | 営業担当者の個人企画による営業推進ツールに対する、コンプライアンス上等の組織的なチェックプロセスの構築・運用。 |
| 135 | 工事受注活動に於いて、活動開始時の決裁印及び受注金額決定時の決裁印が規程通りに捺印されていなかった。 |
| 136 | 例えば、営業部門における販売実績入力と管理部門(経理含む)での仕入れ数量との整合性をチェックさせる。これをビジネスプロセスとして明示させ監査役へ報告し監査役のチェックを受ける。 |
| 137 | ・経営目標達成への管理者層(部署長)個々への明確なミッションの合意と業績評価尺度(数値)の設定・海外子会社経営層とのコミュニケーション充実・他社のガバナンス体制と効果の紹介から自社の改善内容等々。 |
| ◎子会社管理 | |
| 138 | 子会社の入出金マニュアルの見直し、大株主との取引についての助言等。 |
| 139 | 100%子会社の代表取締役を発注部門の担当取締役が兼務しており、牽制機能が働かない。 |
| 140 | ある子会社において、管理部門の体制が弱く、外部委託により財務諸表の信頼性は確保されているが、内部牽制の機能が十分に発揮されていない状況であったため、改善を勧告した。 |
| 141 | 国内子会社における内部統制システムの監査について。 |
| 142 | 当社は持ち株会社であり、子会社の経営管理という側面から、グループ全体の内部統制システムに問題がある場合に指摘を行っている。 |
| 143 | 子会社監査の結果、法令遵守の立場から取締役会議事録の整備につき改善を勧告。 |
| 144 | 連結子会社の管理体制改善、経営会議の定常化、等。 |
| ◎情報システム | |
| 145 | システム構築に当たっては、必ず2人以上の連帯で指示・作業・報告・チェックを得て実行させる。 |
| 146 | システム整備の必要性の勧告および関連資料などにより啓蒙を始めている。また組織・機能の不備を指摘し改善を促している。 |
| 147 | 監査の結果不十分である旨報告し、システム改善(構築)のために、改善(設置)委員会等の立ち上げを |

| | |
|---------|---|
| | 要請。 |
| 148 | 社長、財務担当取締役がシステム整備の必要性を助言し、現在整備に着手している。経営会議でも論議中。 |
| ◎不祥事防止 | |
| 149 | 或る不祥事発生の際、再発防止とチェック体制の再構築を要求。結果、遵法委員会の設置が実現した。 |
| 150 | 取引先との癒着防止に関する購買システムの改善を助言。 |
| 151 | 代表取締役との定期的会合時に、発生した不祥事等に関する防止策等の対応策或いは店往査時の不備内容等について、改善提言を実施。 |
| 152 | ・社内不祥事防止のための社内ルール・決済基準等の改善・取引先との契約の厳正化並びに取引実態の健全化のための自主管理体制の強化・商品・設備・備品に係る減損処理基準の明確化。 |
| ◎安全 | |
| 153 | 安全対策や情報システム運用に関して監査報告を行った。 |
| ◎支店・営業所 | |
| 154 | 支店、営業所監査において、長の交代時に明確な引継書がないことが判明。担当取締役に話をし、総務部に引継書案を提示した。 |
| 155 | 営業所における経費、在庫、売掛金に係る管理について助言または勧告。 |
| ◎契約 | |
| 156 | 契約業務に関して、契約に伴う取引行為を行う部署が契約業務もしている実情に対して、牽制する仕組みを構築すべき旨助言した。 |
| ◎取締役等 | |
| 157 | ①取締役会の日程変更が多いことの是正勧告②取締役会決議の正常化助言（事前説明の充実、事後承認の削減等）。 |
| 158 | 取締役、執行役員が末端の組織（部署長）に対し、組織原則を逸脱した指示・命令を発することがあったので改善を依頼した。 |
| 159 | 取締役の更なるリーダーシップの発揮・取締役相互間の牽制強化。 |
| ◎開示体制 | |
| 160 | 企業情報開示体制について、適時開示の充実を図るため事務局と協議し社内規程を新設しチェック体制を強化。 |
| 161 | 情報開示委員会の設置による情報開示体制の整備。 |
| ◎人事 | |
| 162 | 人事の中途採用に当たっても人事規程、給与規程に則って対応すること。 |

設問（19-3）「内部統制システムに関する監査の結果に関する、監査役から取締役（会）への報告、内部統制システムの改善の助言または勧告を“あまり実践していない”、“殆ど実践していない”理由」主なその他の回答

| | |
|----|--|
| 1 | 内部統制システムの構築・運用は概ねできており、大きな問題はないから。 |
| 2 | 現状では、社内の内部統制システムがうまく機能しているのでシステム改善の助言勧告は必要ない。 |
| 3 | 代表取締役は常にフランクに対話できる人格であり、よく雑談等にも応じてもらえる性格のため、必要をあまり感じない。しかし、今後はテーマをつくり実践予定。 |
| 4 | 経営の具体的管理問題として対処しており「内部統制システム」として監査する意義もないと思うから。 |
| 5 | 相互牽制(チェック)体制、効率的組織の観点から監査しているが、とりたてて報告することもなかったのだ。 |
| 6 | 代表取締役との定期会合のテーマの1つとしている。 |
| 7 | 内部監査部門等から取締役会へ報告がなされ、監査役と監査部門も定期的に情報交換会を設けている。特に問題があれば、社長との意見交換会で意見具申している。 |
| 8 | 担当部門における打合せに出席したり、相談を受けたりして、事前に監査役としての意見を反映させている。 |
| 9 | 直接報告や助言、勧告をする代わりに、監査役会議事録に記載して代表取締役等関係役員に送付している。 |
| 10 | 助言等は代表取締役との面談時及び会議の席上で行っている。又、部門固有の問題については、担当役員、部門長と話をしている。「勧告」については未だ必要な場面に遭遇していない。 |
| 11 | 役員、社員全員合わせて21名と規模が小さい上、常に取締役と同じフロアにおり、常に接触している。 |
| 12 | 社長に報告しており、取締役会では必要に応じてということである。 |
| 13 | 内部統制システムに関する監査をしているが、取締役(会)があまり関心がないので、報告は行っていません。 |
| 14 | “監査調書”に指摘した事項に対しての改善意識が乏しい(関連する取締役)。しかし助言や勧告は続けている。 |
| 15 | 内部統制システムを構築する際、代表取締役に助言、勧告し、やっと社内的に構築し始めたところ。 |
| 16 | 個々の事象についてその場で助言をしているが、全般的な内部統制システムに関する助言は不十分。 |
| 17 | 内部統制システムの具体的な活動指針が十分把握できていないため。 |

| | |
|----|--|
| 18 | どのような助言や勧告が内部統制システムに該当するのか。 |
| 19 | 内部統制システムの構築、運用に取締役（会）が深くは関与していないから。 |
| 20 | 取締役の内部統制に対する理解が不十分だから。 |
| 21 | 代表取締役が体制整備の必要性を感じていない。 |
| 22 | 内部統制システムの監査の方針・方法が明確になっていない。 |
| 23 | 内部統制に当たる人を配置する人的余裕が無いことを、会社として認識しているから。 |
| 24 | 取締役が内部統制システムは不要であると考えているため。 |
| 25 | 持株会社としての内部統制システム構築を検討中。 |
| 26 | 内部統制システム導入第一段階は終了したので、構築とは無関係に助言、勧告を積極的に行う。 |
| 27 | 改善の助言または勧告しなければならぬとの意思が弱いと認識している。 |
| 28 | 監査役も内部統制システムという観点からの監査は、必ずしも意識していなかった。 |
| 29 | 内部統制システムが無い現況では、監査状況を報告するレベルでは無いと判断している。システムよりは個人レベル業務が主力の状況。打破はしたい。 |
| 30 | 完璧な内部統制システムを求めれば大変なコスト、迅速性等も課題になる。求めるレベルの判断に迷うことから具体的な提案は弱いものとなっているのではと懸念。 |

設問（33）「継続企業の前提に係る情報開示に関する基準・規定等の整備状況の情報入手」に関する主なその他の回答

| | |
|---|--|
| 1 | 監査役、社長、経理部長は3人共管理畑出身でお仲間。個人的にも情報は速く伝え合う。 |
| 2 | 概ね速やかに入手できているが、監査役への速やかな情報提供について、適宜社内に注意を促している。 |
| 3 | 規程等はないが、子会社として事由が発生の場合速やかに親会社に連絡し、情報開示の必要性について相談する仕組みはできている。 |
| 4 | 説明会議には必ず出席し説明を受けており、取締役と同じタイミングでの情報入手。 |
| 5 | 監査役に第一番に情報が入る場合もある。遅れて入る場合もある。情報の種類によって違いがある。 |
| 6 | 有価証券報告書に基づく事項は入手出来ている。 |
| 7 | 重要会議出席での情報入手および各部門報告/1回/週が中心。問題発生時に監査役に情報が直ちに伝わる体制ではない。 |

| | |
|----|---|
| 8 | 情報開示の規程や基準がないだけで（新基準で作る予定）、実際には「情報は速やかに入手できている」という意味です。 |
| 9 | 能動的に情報をキャッチし、実行されるよう注意している。 |
| 10 | 最近これに該当するような事例がないので何とも言えません。 |

設問 (23) 「代表取締役との定期的会合における意見交換のテーマ」主なその他の回答

| | |
|----|---|
| 1 | 監査業務に対するトップとのベクトル合せ。 |
| 2 | 新監査役監査基準の概要について話題として取り上げた。 |
| 3 | 監査方針、監査計画。 |
| 4 | 往査結果、監査役会結果等。 |
| 5 | 社外監査役の持っている他社情報の交換。 |
| 6 | ①常勤の社外監査役として就任3ヶ月の印象②監査役監査基準の制定。 |
| 7 | 社外監査役の意見紹介、今後の監査テーマ。 |
| 8 | 定期的会合は半期に1回。大型投資案件、会社設立等法令または会計基準にかかわる事項については、早期に意見交換を行う等、都度意見交換に力点を置いている。 |
| 9 | Topicsとして、商法改正、商法現代化に関する事項、証取法改正、監査役監査基準改正、会計士監査基準改正、総会白書等で主にコーポレート・ガバナンス関連事項を重点的に説明。 |
| 10 | 法制度の改正動向等。 |
| 11 | 商法改正などの社会的情報の交換。 |
| 12 | M&A案件の事前報告・意見交換。 |
| 13 | 全取締役と個別にヒアリングを行い、業務の現況と課題を聴取し、あわせて監査役活動の理解を求めてきた。 |
| 14 | 独立した内部統制システム確立についての要請。 |
| 15 | 代表取締役から監査役（会）への要望。 |
| 16 | リクルート、社員の精神衛生問題等の会社体制強化案等。 |
| 17 | RISKが確認された都度報告はしているものの、四半期ごとにRISKの担保の取り方等、問題点を整理して伝える事と、過去の指摘事項のfollowup状況の確認をし、潜在的なRISKの共有をする。共有する主なRISKは次の3点；Legal、Brand、Insider。 |
| 18 | 営業に関する動向、戦略など。 |

設問 (24) 「代表取締役との定期的会合を“あまり実践していない”、“殆ど実践していない”理由」主なその他の回答

| | |
|----|--|
| 1 | 随時会合を持っているが、定期的ではない。来期から定期的を開催するよう働きかけている。 |
| 2 | 毎日、社長とは顔を合わせ、会話をしており、日常的に提案、批判、情報交換をしており、少なくとも、常勤監査役としての定期的会合の必要性は感じない。 |
| 3 | 定期は期首監査計画策定時のみ、他は随時実施。 |
| 4 | 毎月の経営会議の冒頭、部門の会議の冒頭などで社長からの方針・考え・現状等の説明を受けている。これらでほぼ十分な経営情報が得られる。 |
| 5 | 経営会議（取締役全員出席）で監査役は自由に意見を述べられるため、代表取締役との定期会合の必要性を感じてない。 |
| 6 | 毎月2回行われる経営会議への出席、及び全取締役出席の戦略会議議事録を監査し、必要に応じて質問等意見を交わしているから。 |
| 7 | 毎日、早朝役員ミーティングで情報・意見交換している為。 |
| 8 | 規模の小さな中会社なので重要会議出席時に十分意見交換可能。 |
| 9 | 従来、月次の取締役会で顔を合わせてきたので、その必要性を感じなかった。しかし、今後は定期的会合を持つ必要があると思う。 |
| 10 | 従前は、常勤監査役が不定期に随時対話してきた。17年度からは、監査役全員で定期的会合を実施する。 |
| 11 | 代表取締役は常にフランクに対話できる人格であり、よく雑談等にも応じてもらえる性格のため、必要をあまり感じない。しかし、今後はテーマをつくり実践予定。 |
| 12 | 現在定期的会合のルールがないので実施していない。今後ルール化を考えている。 |
| 13 | 社長との定期的会合に実際上の意味があるとは思えない。 |
| 14 | 取締役及び監査役の一部に代表取締役との会合に消極的な意見があるから。 |
| 15 | 社長と社外監査役の日程調整が困難が主たる要因。常勤監査役とは、適宜面談、メール等で意思疎通を図っている。 |

「新監査役監査基準に関連した社長アンケート」集計結果サマリー

平成17年6月15日から8月10日まで実施された標記アンケート調査は、同年3月15日現在の4,630社中、退会等した32社を除く4,598社を対象に実施された。回答は1,449社から寄せられ、回答率は31.5%であった。アンケートにご協力いただいた皆様に厚く御礼申し上げます。

1. 自社の監査役が自社独特または固有の監査基準を明文化した上で、監査活動を実践することについて

約70%が賛同し、約20%が「監査役に任せる」と回答した。

2. 「監査役は、監査を通じて企業の『持続的成長の確保』と『企業統治体制の確立』に対する責務を負っている」という新基準の認識について

97%が賛同した。

3. 不祥事発生時における監査役の対応について

「取締役と共に、原因究明と事後の対応について協力してほしい」に56%、「原因究明や事後の対応は、本来執行部が考えるべきことではあるが、監査役はその対応状況の監査に徹してもらいたい」に41%がそれぞれ回答した。

4. 「取締役会等の意思決定」(14条)について

取締役会等で審議される議案に関し監査役に事前に説明することや資料配布を行うことについて、「当然必要なことである」と70%以上が回答した。取締役会等における重要な意思決定時における監査役の積極的な発言にも多くの社長が期待していることが分かった。

5. 「内部統制システムの整備状況」(15条)について

コンプライアンス体制、リスクマネジメント体制を伺ったところ、「体制は整えつつも、一方で不安を完全に拭えない」という社長の心境が窺えた。情報開示体制については各社とも積極的である。内部統制システムの整備に関する監査役の関与については、積極的な関与を望む声、監査に徹した関与を望む声が多く挙げられた。

6. 「代表取締役と監査役との定期的会合」(26条)について

「定期的」か「随時」かに拘わらず殆どの会社において代表取締役と監査役との会合が実施されている模様である。

7. 「監査役監査の有用性と監査環境の整備等」(27条)について

自社監査役の仕事に対する認識について「監査役は、実際の経営に役立っている」と約85%が回答した。監査役監査が効果的に行われるための環境整備については、「重要と思われる会議には、監査役にも出席してもらおうようにしている」と約86%が回答した。子会社等における監査役の配置については、「重要な子会社等の監査役には、親会社監査役が非常勤として兼任したほうがよい」、「子会社等の監査役には、親会社監査役と連携した監査を実施してほしい」に回答が集中した。

8. 「会社法現代化後の監査役不設置」について

70%以上が株式譲渡制限のない大会社で、監査役不設置についての選択は、自社においては80%、子会社等においては40%が「ありえない」と回答した。

以上

「新監査役監査基準に関連した社長アンケート」集計結果

■対象 会員会社 4,598社（平成17年3月15日現在の4,630社中、退会等した32社を除く）
（大会社4,002社：87%、中小会社・その他法人596社：13%）
※みなし大会社25社を含む

■調査期間 平成17年6月15日（水）～8月10日（水）

■有効回答社数 1,449社（会員会社の31.5%）
・大会社回答社数 1,318社※（対象会社の28.7%）※みなし大会社9社を含む
（有効回答社数の91.0%）
・中小会社・その他法人回答社数131社（対象会社の2.8%）
（有効回答社数の9.0%）

社団法人 日本監査役協会
ケース・スタディ委員会

| | |
|--|----|
| 一.集計結果について | 1 |
| 二.集計結果の構成等 | 2 |
| 三.集計結果 | |
| 1. 自社の監査役が自社独特または固有の監査基準を 明文化した上で、監査活動を実践することについて..... | 3 |
| 2. 「監査役は、監査を通じて企業の『持続的成長の確保』 と『企業統治体制の確立』に対する責務を負っている」と いう新基準の認識について | 4 |
| 3.不祥事発生時における監査役の対応について | 5 |
| I.「取締役会等の意思決定」(14条)について | |
| 4.取締役会等の議案に関する監査役への事前の 説明・資料配布について | 6 |
| 5.取締役会等重要な意思決定時における 監査役への配慮について..... | 7 |
| 6.「経営判断の原則」について | 8 |
| II.「内部統制システムの整備状況」(15条)について | |
| 7.コンプライアンス体制の整備状況について | 9 |
| 8.リスクマネジメント体制の整備状況について | 10 |

【 目 次 】

| | |
|---|----|
| 9.財務情報その他企業情報の適正かつ適時の 開示体制について | 11 |
| 10. 適時開示のための具体的な対策について | 12 |
| 11. 内部統制システムの整備に関する 監査役の関与について | 14 |
| III.「代表取締役と監査役との定期的会合」(26条)について | |
| 12. 社長と監査役との定期的会合をもつことについて | 15 |
| IV.「監査役監査の有用性と監査環境の整備等」(27条)について | |
| 13.自社監査役の仕事に対する認識について..... | 16 |
| 14. 監査役監査が効果的に行われるための環境整備について | 17 |
| 15.子会社等における監査役の配置について..... | 19 |
| 16. 会社法現代化後の監査役不設置について | 20 |
| V. アンケート内容について | |
| 17. 後日の面談について..... | 22 |

平成17年6月15日から8月10日まで実施された標記アンケート調査は、同年3月15日現在の4,630社中、退会等した32社を除く4,598社を対象に実施された。回答は1,449社から寄せられ、回答率は31.5%であった。アンケートにご協力いただいた皆様に厚く御礼申し上げたい。

一.集計結果について

- 上場会社は、非上場会社よりも回答比率が高かった。
新基準はもともと上場大会社を念頭に策定されているため、より関心が高かったものと思われる。
- 大会社は、他の会社よりも回答比率が高かった。
これも新基準がもともと上場大会社を念頭に策定されていることが原因であると考えられる。

二.集計結果の構成等

集計結果は、「全回答会社版」、「大会社版」、「中小会社等版」に分けて作成している。本集計結果では、データをまとめて示し、特にお断りのない限り、「全回答会社版」のデータについて適宜コメントを付している。

なお、具体的な記述による回答は、大変量が多いため、数例を紹介するにとどめた。

各データの母数が回答社数合計と異なる設問がある。これは、1つしか選択肢を選べない設問に対して、2つ以上を回答したものを除外したためである。

三.集計結果

1. 自社の監査役が自社独特または固有の監査基準を明文化した上で、監査活動を実践することについて

(1) 貴社における監査役は、法令の定めに加えて自社独特または固有の監査基準を明文化した上で、これに基づいた監査活動を実践するべきだとお考えになりますか。

| 選択肢 | 全 体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|-----------|------|--------|------|--------|-------|--------|
| 1.そう考える | 1016 | 70.2% | 927 | 70.4% | 89 | 67.9% |
| 2.そうは考えない | 103 | 7.1% | 92 | 7.0% | 11 | 8.4% |
| 3.監査役に任せる | 290 | 20.0% | 265 | 20.1% | 25 | 19.1% |
| 4.わからない | 10 | 0.7% | 9 | 0.7% | 1 | 0.8% |
| 5.その他 | 16 | 1.1% | 13 | 1.0% | 3 | 2.3% |
| 未回答 | 13 | 0.9% | 11 | 0.8% | 2 | 1.5% |
| 合計 | 1448 | 100.0% | 1317 | 100.0% | 131 | 100.0% |

約70%が「そう考える」と回答した。「監査役に任せる」も少なからずあることに注目したい。

その他の回答として、

- ・ 多くの監査・審査を受ける組織や社員の負担を軽減し、法令に定める監査役監査が有効に行えるようISOの監査との相互補完を図っていきたいと考えている。
- ・ 監査基準ではないが年度監査計画が策定・公開されており、監査の方針・考え方が明示されている。
- ・ 規程マニュアルにしばられない大所高所からの監査に期待する。
- ・ 但し、経営効率を妨げない工夫が必要。
- ・ 幅広い取り組みで執行側を啓蒙してほしい。
- ・ 日本監査役協会作成の監査役監査基準を参考に監査活動を実施すべき。

などがあった。

2. 「監査役は、監査を通じて企業の『持続的成長の確保』と『企業統治体制の確立』に対する責務を負っている」という新基準の認識について

(2) 昨年2月、当協会の「監査役監査基準」が全面改定されました（以下、「新基準」と称します）。新基準は「監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務執行を監査することにより、企業の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する責務を負っている」との認識に立って構成されていますが、この点について如何お考えになりますか。

| 選択肢 | 全体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|---------|------|--------|------|--------|-------|--------|
| | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 |
| 1.賛成である | 1405 | 97.0% | 1276 | 96.8% | 129 | 99.2% |
| 2.反対である | 5 | 0.3% | 5 | 0.4% | 0 | 0.0% |
| 3.わからない | 13 | 0.9% | 13 | 1.0% | 0 | 0.0% |
| 4.その他 | 19 | 1.3% | 18 | 1.4% | 1 | 0.8% |
| 未回答 | 6 | 0.4% | 6 | 0.5% | 0 | 0.0% |
| 合計 | 1448 | 100.0% | 1318 | 100.0% | 130 | 100.0% |

アンケート対象会社の社長には、新基準を調査票とともに同封して郵送したが、殆どの社長が新基準の基本的スタンスに賛成している。

その他の回答として、

- ・ 株主からの視点でなく、社会性からの視点も必要。
- ・ 株主至上主義的な考えで監査を行うことには疑問がある。
- ・ 現実に全ての企業において監査役がそのような責務を果たせるのか疑問。
- ・ 企業統治体制の確立と運用に寄与することが責務と認識している。
- ・ 株主の負託のみならず、企業からも同様の責務を期待されている。
- ・ 企業統治体制については、取締役が直接的に確立する責務を負っているのであって、監査役はその実効性につきモニタリングするという意味で間接的に寄与する程度でよいのではないのでしょうか。

などがあった。

3. 不祥事発生時における監査役の対応について

(3) 万一、貴社で不祥事が発生した場合、どのような対応を監査役にお望みにになりますか。

| 選択肢 | 全 体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|---|------|--------|------|--------|-------|--------|
| | 数 | 割合 | 数 | 割合 | 数 | 割合 |
| 1.取締役と共に、原因究明と事後の対応について協力してほしい | 809 | 56.0% | 736 | 56.0% | 73 | 55.7% |
| 2.原因究明や事後の対応は、本来執行部が考えるべきことではあるが、監査役はその対応状況の監査に徹してもらいたい | 593 | 41.0% | 540 | 41.1% | 53 | 40.5% |
| 3.監査役に任せるので、独自にやってもらえばよい | 21 | 1.5% | 17 | 1.3% | 4 | 3.1% |
| 4. その他 | 16 | 1.1% | 15 | 1.1% | 1 | 0.8% |
| 未回答 | 6 | 0.4% | 6 | 0.5% | 0 | 0.0% |
| 合計 | 1445 | 100.0% | 1314 | 100.0% | 131 | 100.0% |

自社に不祥事が発生した場合における監査役の対応については、選択肢1と選択肢2に大別された。

その他の回答として、

- ・ 当社は監査を重視してきた。特に原因究明に当たり、監査役の日常的な監査活動に基づく協力が不可欠。
- ・ 取締役と監査役は、各々の立場で原因究明に当たり、連携して事後の対応を考えてもらいたい。
- ・ 監査役個人の資質・経歴等による。
- ・ 監査役は対応状況の監査をきっちり行うとともに、原因究明と事後の対応についても取締役とは違った視点でのサポートを期待している。

などがあった。

I. 「取締役会等の意思決定」(14条)について

4. 取締役会等の議案に関する監査役への事前の説明・資料配布について

(4) 取締役会等で審議される議案に関して、監査役に事前に説明することや資料配布を行うことについて如何お考えになりますか。
(複数回答)

1. 取締役会等で十分な審議をはかるためには当然必要なことである
2. 決議に参加する取締役には必要であるが、監査役にまでは必要ない
3. 取締役会とは別の意思決定機関(常務会・経営委員会等)に監査役も同席しているため、その必要はない
4. その他

選択肢別集計(複数回答)

| 選択肢 | 全体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|-----|--------|-------|--------|-------|-------|-------|
| | 数 | 割合 | 数 | 割合 | 数 | 割合 |
| 1 | 1120 | 77.3% | 1026 | 77.8% | 94 | 71.8% |
| 2 | 37 | 2.6% | 34 | 2.6% | 3 | 2.3% |
| 3 | 304 | 21.0% | 275 | 20.9% | 29 | 22.1% |
| 4 | 64 | 4.4% | 54 | 4.1% | 10 | 7.6% |
| 未回答 | 5 | 0.3% | 4 | 0.3% | 1 | 0.8% |
| | N=1449 | | N=1318 | | N=131 | |

70%以上が、選択肢1を回答した。監査役アンケートの集計結果(2-2)でも64.7%が「監査役に対して事前に資料配布や説明が行われている」と回答している。

その他の回答として、

- ・ 適正に審議する為の資料の事前配布は必要だが、昔風の根回しは不要。
- ・ 事前の説明については議案によりなくても可の場合もあるが、取締役監査役は区別されるべきではない。
- ・ 重要会議については、非常勤監査役に対し事前説明を実施している。

などがあった。

回答パターン別集計(※)

| 選択肢 | 全体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|-----|------|--------|------|--------|-------|--------|
| | 数 | 割合 | 数 | 割合 | 数 | 割合 |
| 1 | 1049 | 72.4% | 960 | 72.8% | 89 | 67.9% |
| 3 | 241 | 16.6% | 215 | 16.3% | 26 | 19.8% |
| 1.3 | 54 | 3.7% | 52 | 3.9% | 2 | 1.5% |
| 4 | 42 | 2.9% | 36 | 2.7% | 6 | 4.6% |
| 2 | 32 | 2.2% | 29 | 2.2% | 3 | 2.3% |
| 1.4 | 14 | 1.0% | 11 | 0.8% | 3 | 2.3% |
| 合計 | 1449 | 100.0% | 1318 | 100.0% | 131 | 100.0% |

※Q4のように複数回答の設問の場合は、どの選択肢を選んだかが分かるように主な回答パターン別の集計を抜粋している。Q4で選択肢「1.3」とあるのは、1と3に〇を付けた社長が54名いることを意味する。また、選択肢単体の集計表では、純粋に選択肢別の回答数を示している。以下、複数回答の設問は同様。

5. 取締役会等重要な意思決定時における監査役への配慮について

(5) 取締役会等における重要な意思決定時、監査役に対してどのような配慮をなさいますか。

(複数回答)

1. 監査役の意見も積極的に聞きたいので、意思決定時には監査役の意見も求めている
2. 特に意見を求めないが、必要に応じた積極的な発言を期待している
3. 特に意見を求めないが、監査役が自由に発言できる雰囲気を作るようにしている
4. 監査役は決議に参加する立場にはないから、オブザーバーの役割を果たしてもらえばよい
5. その他

回答パターン別集計

| 選択肢 | 全 体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|-------|------|--------|------|--------|-------|--------|
| 1 | 602 | 41.5% | 548 | 41.6% | 54 | 41.2% |
| 2 | 412 | 28.4% | 369 | 28.0% | 43 | 32.8% |
| 3 | 215 | 14.8% | 197 | 14.9% | 18 | 13.7% |
| 2.3 | 128 | 8.8% | 122 | 9.3% | 6 | 4.6% |
| 1.3 | 37 | 2.6% | 34 | 2.6% | 3 | 2.3% |
| 1.2 | 17 | 1.2% | 16 | 1.2% | 1 | 0.8% |
| 1.2.3 | 14 | 1.0% | 13 | 1.0% | 1 | 0.8% |
| 5 | 8 | 0.6% | 6 | 0.5% | 2 | 1.5% |
| 2.5 | 5 | 0.3% | 4 | 0.3% | 1 | 0.8% |
| 1.4 | 2 | 0.1% | 2 | 0.2% | 0 | 0.0% |
| 1.5 | 1 | 0.1% | 1 | 0.8% | 0 | 0.0% |
| 2.4 | 1 | 0.1% | 1 | 0.1% | 0 | 0.0% |
| 3.4 | 2 | 0.1% | 2 | 0.2% | 0 | 0.0% |
| 4 | 1 | 0.1% | 1 | 0.1% | 0 | 0.0% |
| 1.3.5 | 1 | 0.1% | 0 | 0.0% | 1 | 0.8% |
| 未回答 | 3 | 0.2% | 3 | 0.2% | 0 | 0.0% |
| 合計 | 1449 | 100.0% | 1318 | 100.0% | 131 | 100.0% |

回答パターン別集計、選択肢別集計ともに選択肢1に回答が集中した。監査役アンケートの集計結果(6)でも約80%が「監査役が忌憚なく意見陳述できる雰囲気である」と回答している。

その他の回答として、

- ・ 具体的な議事においては、取締役・監査役の区別なく出席者は自由に発言できる。
- ・ 但し、議題によっては監査役の意見は必ず求めることにしている。
- ・ 必要に応じて意見を求めているし、監査役も自ら職務上必要なことであると考えるときは、積極的に発言して欲しい。

などがあった。

選択肢別集計 (複数回答)

| 選択肢 | 全 体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|-----|--------|-------|--------|-------|-------|-------|
| 1 | 674 | 46.5% | 613 | 46.5% | 61 | 46.6% |
| 2 | 577 | 39.8% | 525 | 39.8% | 52 | 39.7% |
| 3 | 397 | 27.4% | 368 | 27.9% | 29 | 22.1% |
| 4 | 6 | 0.4% | 6 | 0.5% | 0 | 0.0% |
| 5 | 15 | 1.0% | 10 | 0.8% | 5 | 3.8% |
| 未回答 | 3 | 0.2% | 3 | 0.2% | 0 | 0.0% |
| | N=1449 | | N=1318 | | N=131 | |

6. 「経営判断の原則」について

(6) いわゆる「経営判断の原則」について如何お考えになりますか。

| 選択肢 | 全 体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|--|------|--------|------|--------|-------|--------|
| | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 |
| 1. 自社では十分に審議を尽くしている | 945 | 65.8% | 871 | 66.6% | 74 | 56.9% |
| 2. 今までは必ずしも十分でなかったので 今後審議内容を充実させたい | 372 | 25.9% | 328 | 25.1% | 44 | 33.8% |
| 3. 「経営判断の原則」は知っているが実 際にあまり気にしたことがない | 76 | 5.3% | 69 | 5.3% | 7 | 5.4% |
| 4. 「経営判断の原則」についてはよく知 らない | 20 | 1.4% | 17 | 1.3% | 3 | 2.3% |
| 5. その他 | 16 | 1.1% | 14 | 1.1% | 2 | 1.5% |
| 未回答 | 8 | 0.6% | 8 | 0.6% | 0 | 0.0% |
| 合計 | 1437 | 100.0% | 1307 | 100.0% | 130 | 100.0% |

大会社と中小会社等で比較すると、選択肢1と選択肢2に約9ポイントの差があることが分る。

その他の回答として、

- ・ 取締役会において監査役からも内容・留意点等の説明があり、よく承知している。
- ・ 社内の目線で考えるのではなく、外部の価値基準で判断することが必要と思う。
- ・ 「経営判断の原則」については知らないが、この条文自体を当然のことと考えている。
- ・ 十分審議していると考えていますが、特に重要と思われる点や自分自身確信に至らない場合等、監査役の意見を求めている。
- ・ 特に意識したわけではないが、全て必要なことであり、意思決定に際しては結果的に原則に則っていたと考える。後は意識して実践していきたい。

などがあった。

Ⅱ.「内部統制システムの整備状況」(15条)について

7. コンプライアンス体制の整備状況について

(7) 貴社のコンプライアンス体制の整備状況について如何お考えになりますか。

| 選択肢 | 全 体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|--------------------------------------|------|--------|------|--------|-------|--------|
| | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 |
| 1.体制は十分整えており、コンプライアンス面の不安はまずない | 94 | 6.5% | 89 | 6.8% | 5 | 3.8% |
| 2.体制は十分整えているつもりであるが、予期せぬ事態が発生する不安はある | 803 | 55.9% | 731 | 55.9% | 72 | 55.4% |
| 3.体制は一応整えているが、まだ不十分な部分がある | 464 | 32.3% | 417 | 31.9% | 47 | 36.2% |
| 4.体制の整備は今後の課題である | 53 | 3.7% | 48 | 3.7% | 5 | 3.8% |
| 5.その他 | 9 | 0.6% | 8 | 0.6% | 1 | 0.8% |
| 未回答 | 14 | 1.0% | 14 | 1.1% | 0 | 0.0% |
| 合計 | 1437 | 100.0% | 1307 | 100.0% | 130 | 100.0% |

コンプライアンス体制は整えつつも、一方で不安を完全に拭えないという社長の心境が窺える。

大会社と中小会社等で比較すると、選択肢1と選択肢3に3ポイント以上の差があることが分る。

その他の回答として、

- ・ コンプライアンス体制とは何を意味しているのか。
- ・ 形式として体制を整えても、社長以下取締役の行動規範がおかしければ役に立たないという立場で指導している。
- ・ 体制は十分整えているとの認識はあるが、不安がまずないとは言い切れない。
- ・ 体制は十分整えているつもりだが、予期せぬ事態が発生する可能性がないとはいえないので、常に改善の努力をしている。

などがあった。

8. リスクマネジメント体制の整備状況について

(8) 貴社のリスクマネジメント体制の整備状況について如何お考えになりますか。

| 選択肢 | 全 体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|---------------------------------------|------|--------|------|--------|-------|--------|
| | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 |
| 1.体制は十分整えており、リスクマネジメント面の不安はまずない | 49 | 3.4% | 46 | 3.5% | 3 | 2.3% |
| 2.体制は十分整えているつもりであるが、予期せぬリスクが発生する不安はある | 784 | 54.4% | 718 | 54.8% | 66 | 50.4% |
| 3.体制は一応整えているが、まだ不十分な部分がある | 520 | 36.1% | 472 | 36.0% | 48 | 36.6% |
| 4.体制の整備は今後の課題である | 69 | 4.8% | 56 | 4.3% | 13 | 9.9% |
| 5.その他 | 8 | 0.6% | 7 | 0.5% | 1 | 0.8% |
| 未回答 | 11 | 0.8% | 11 | 0.8% | 0 | 0.0% |
| 合計 | 1441 | 100.0% | 1310 | 100.0% | 131 | 100.0% |

リスクマネジメント体制は整えつつも、一方で不安を完全に拭えないという社長の心境が窺える。

リスクマネジメント体制の整備状況について「今後の課題」とした回答比率は、コンプライアンス体制と情報開示体制のそれよりも若干高くなっている。

その他の回答として、

- ・ 日常業務における判断でも常にリスクが付きまとう。整備することが大切だが、絶えずリスクを考慮する習慣をつけることが大切である。
- ・ 企業体質はオープンな経営を志向しているが、外部からの影響や知見のなさからくるリスクは発生の可能性も否定できない。17年4月よりリスク管理委員会を設置。
- ・ 体制問題と運用問題の両面に注意する必要がある。
- ・ 体制は十分整えているつもりだが、予期せぬ事態が発生する可能性がないとはいえないので、常に改善の努力をしている。

などがあった。

9. 財務情報その他企業情報の適正かつ適時の開示体制について

(9) 貴社の財務情報その他企業情報の適正かつ適時の開示体制について如何お考えになりますか。(複数回答)

1. 積極的に開示する方針である
2. 情報の開示については自分が責任を持って判断している
3. 開示が必要な事項については即座に社長まで情報があがってくるような体制ができている
4. 都合の悪い情報が正確・迅速に伝達されない不安はある
5. 財務情報の開示体制は概ね整えているが、その他の情報開示の体制についてはまだ不十分な部分がある
6. 情報開示体制の構築はこれからの課題である
7. その他

選択肢別集計回答、パターン別集計ともに選択肢1に回答が集中した。

その他の回答として、

- ・ 情報開示のスピード面で改善の必要性あり。情報共有化の意識面をより徹底する必要性あり。
- ・ これからの企業には積極的開示が重要である。
- ・ 情報開示委員会を設置して適切な情報開示を行っている。
- ・ お客様への責任、社会的責任に鑑み、必要な情報は適時開示している。
- ・ 定期的な経営陣の情報交換の場を利用し、企業の情報開示について議論されており、適正な企業情報をサポートする開示委員会を設置している。

などがあった。

選択肢別集計 (複数回答)

| 選択肢 | 全 体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|-----|--------|-------|--------|-------|-------|-------|
| | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 |
| 1 | 1027 | 70.9% | 948 | 71.9% | 79 | 60.3% |
| 2 | 312 | 21.5% | 290 | 22.0% | 22 | 16.8% |
| 3 | 609 | 42.0% | 580 | 44.0% | 29 | 22.1% |
| 4 | 137 | 9.5% | 126 | 9.6% | 11 | 8.4% |
| 5 | 318 | 21.9% | 284 | 21.5% | 34 | 26.0% |
| 6 | 36 | 2.5% | 28 | 2.1% | 8 | 6.1% |
| 7 | 30 | 2.1% | 26 | 2.0% | 4 | 3.1% |
| 未回答 | 6 | 0.4% | 5 | 0.4% | 1 | 0.8% |
| | N=1449 | | N=1318 | | N=131 | |

回答パターン別集計

| 選択肢 | 全 体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|-------|------|---------|------|---------|-------|---------|
| | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 |
| 1 | 380 | 26.20% | 335 | 25.40% | 45 | 34.40% |
| 1.3 | 236 | 16.30% | 230 | 17.50% | 6 | 4.60% |
| 3 | 125 | 8.60% | 117 | 8.90% | 8 | 6.10% |
| 1.2.3 | 118 | 8.10% | 112 | 8.50% | 6 | 4.60% |
| 1.5 | 114 | 7.90% | 101 | 7.70% | 13 | 9.90% |
| 5 | 84 | 5.80% | 70 | 5.30% | 14 | 10.70% |
| 2.3 | 52 | 3.60% | 48 | 3.60% | 4 | 3.10% |
| 2 | 29 | 2.00% | 23 | 1.70% | 6 | 4.60% |
| 合計 | 1449 | 100.00% | 1318 | 100.00% | 131 | 100.00% |

10. 適時開示のための具体的な対策について

(10) 各証券取引所から「適時開示に係る宣誓書」及び「有価証券等の記載内容の適正性に関する確認書」の提出が義務付けられましたが、適時開示のための具体的な対策を講じられましたか。

1. 講じた
2. 講じる予定
3. 既に対策を講じており、新たな対策を実施する予定（必要性）はない
4. 当社は当該義務の適用がない会社である
5. その他

| 選択肢 | 全 体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|-----------------------------------|------|--------|------|--------|-------|--------|
| 1.講じた | 283 | 19.7% | 273 | 20.9% | 10 | 7.6% |
| 2.講じる予定 | 118 | 8.2% | 108 | 8.3% | 10 | 7.6% |
| 3.既に対策を講じており、新たな対策を実施する予定(必要性)はない | 527 | 36.7% | 513 | 39.3% | 14 | 10.7% |
| 4.当社は当該義務の適用がない会社である | 377 | 26.2% | 297 | 22.7% | 80 | 61.1% |
| 5.その他 | 55 | 3.8% | 48 | 3.7% | 7 | 5.3% |
| 未回答 | 77 | 5.4% | 67 | 5.1% | 10 | 7.6% |
| 合計 | 1437 | 100.0% | 1306 | 100.0% | 131 | 100.0% |

大会社では、有価証券報告書提出会社が多く、適時開示のための新たな対策を実施する必要性がないと約4割が回答した。

選択肢1の例示として、以下のようなものがあった。

| | |
|----|--|
| 1 | 適時開示のためルールの明確化・規程化 |
| 2 | 有価証券等の記載内容のチェック体制整備 |
| 3 | 社内権限規定の見直し |
| 4 | 適時開示に係る社内体制の整備、周知、コンプライアンス教育の実施 |
| 5 | 会社情報の流れを一元化し、情報発信機関(管理本部)を明確化した |
| 6 | IR専任者任命、財務部の強化、内部監査体制強化、監査役・会計監査人の協働体制への協力 |
| 7 | 内部統制の専任を設置し、内部監査を実施 |
| 8 | ディスクロージャー委員会を設置し、内部統制の有効性を評価 |
| 9 | 開示検討グループの開設、有報の経営会議、取締役会での審議・決定 |
| 10 | 責任部署の明確化、重要な経営情報の取締役会への適切な付議、報告 |
| 11 | 取締役会でチェック、確認 |
| 12 | 主体は、社長であるが、執行役員及び監査役とも協議している |
| 13 | 開示にあわせ、役員会を適当な時期に変更した |
| 14 | 宣誓書、確認書提出にあたり、経営会議(最高意思決定機関)で審議、確認している |

選択肢2の例示としては、上記のほか、以下のようなものがあった。

| | |
|---|--|
| 1 | 明らかに減益になる場合には、ルール内でも開示する |
| 2 | ディスクロージャーポリシーの制度。適正と判断した理由が書けるように、作成プロセスを明文化する |

その他の回答として、以下のようなものがあった。

| | |
|---|--|
| 1 | 従来から適時開示、適正性について、組織、各関係部が意識し、対策を講じてきたところだが、監査役・監査法人との関係を一層深めたい |
| 2 | 情報交換のため監査法人、常勤監査役と代表取締役との定例ミーティング設定、並びに監査法人、常勤監査役、内部監査部門との連携強化 |
| 3 | 監査役による取締役の業務執行及び有報作成業務の妥当性の検証すべき体制の確立 |
| 4 | 有報等開示委員会を設置するとともに、作成体制を構築し、プロセスの明確化を図った |
| 5 | 米SOX法要請に対応し、「COSOプロジェクトチーム」を設置して、COSOフレームワークに基づく、財務情報の信頼性を確保するための内部統制システムを構築・整備中 |
| 6 | 東証ルールに則り、全社員にパンフレットを配布の上、教育、研修をした |

11. 内部統制システムの整備に関する監査役の関与について

(11) 内部統制システムの整備に関する監査役の関与について如何お考えになりますか。

| 選択肢 | 全 体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|---|------|--------|------|--------|-------|--------|
| 1.監査役の本来の業務ではないが積極的に協力してもらいたい | 804 | 55.6% | 728 | 55.4% | 76 | 58.5% |
| 2.内部統制システムの整備は取締役が行うが、監査役にはその整備状況の監査に徹してもらいたい | 608 | 42.1% | 558 | 42.4% | 50 | 38.5% |
| 3.その他 | 16 | 1.1% | 13 | 1.0% | 3 | 2.3% |
| 未回答 | 17 | 1.2% | 16 | 1.2% | 1 | 0.8% |
| 合計 | 1445 | 100.0% | 1315 | 100.0% | 130 | 100.0% |

中小会社等の社長は、大会社の社長に比べ監査役の積極的な協力を望む傾向が見られる。

その他の回答として、

- ・ 監査役の意見等を参考に、体系的なシステム構築を図りたい。
- ・ 特に常勤監査役については、チェック機能面だけでなく、知識・経験が大きな経営資源と考えている。
- ・ 監査役には整備状況の監査のみならず、整備の過程において積極的なアドバイスをお願いしたい。
- ・ 内部統制システムの整備は、取締役が監査役と協議、コンセンサスを形成の上、進めるべきものと認識している。
- ・ 経営トップ、取締役が行うが、監査役には社会の状況などにつき助言もいただきたい。

などがあった。

Ⅲ.「代表取締役と監査役との定期的会合」(26条)について

12. 社長と監査役との定期的会合をもつことについて

(12) 社長と監査役との定期的会合をもつことについて如何お考えになりますか。

(複数回答)

1. 監査役としての職責を果たしてもらうために重要と考えるので、定期的に会合をもち、積極的に自分の考えを伝え、監査役の意見も聞きたい
2. 監査役とはいつでも話し合いができるので、特に改めて定期的会合をもつことはない
3. 積極的に必要性は感じないが、要望があれば会合をもつてもよい
4. 監査役とは特に会合をもつ必要性を感じない
5. その他

回答パターン別集計

| 選択肢 | 全 体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|-------|------|--------|------|--------|-------|--------|
| 1 | 818 | 56.5% | 759 | 57.6% | 59 | 45.0% |
| 2 | 473 | 32.6% | 415 | 31.5% | 58 | 44.3% |
| 1.2 | 42 | 2.9% | 38 | 2.9% | 4 | 3.1% |
| 2.3 | 36 | 2.5% | 34 | 2.6% | 2 | 1.5% |
| 3 | 26 | 1.8% | 23 | 1.7% | 3 | 2.3% |
| 1.5 | 20 | 1.4% | 17 | 1.3% | 3 | 2.3% |
| 5 | 15 | 1.0% | 14 | 1.1% | 1 | 0.8% |
| 2.5 | 9 | 0.6% | 9 | 0.7% | 0 | 0.0% |
| 1.3 | 2 | 0.1% | 2 | 0.2% | 0 | 0.0% |
| 1.4 | 1 | 0.1% | 1 | 0.1% | 0 | 0.0% |
| 3.5 | 1 | 0.1% | 1 | 0.1% | 0 | 0.0% |
| 1.2.5 | 1 | 0.1% | 1 | 0.1% | 0 | 0.0% |
| 2.3.5 | 1 | 0.1% | 0 | 0.0% | 1 | 0.8% |
| 未回答 | 4 | 0.3% | 4 | 0.3% | 0 | 0.0% |
| 合計 | 1449 | 100.0% | 1318 | 100.0% | 131 | 100.0% |

回答パターン別集計、選択肢別集計ともに選択肢1に回答が集中した。監査役アンケートの集計結果(20)でも70%以上の会社で実施されている。

その他の回答として、

- ・ 監査役との意思疎通は重要視している。
- ・ 定期的な会合はもっていないが、必要に応じ、社長が監査役室を訪問し、意見交換を実施している。
- ・ 監査役も毎週の経営会議メンバーとなっており、この点で既に定期的な会合が実現できている。2に丸を付したのは”更に”という意味である。

などがあった。

選択肢別集計(複数回答)

| 選択肢 | 全 体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|-----|--------|-------|--------|-------|-------|-------|
| 1 | 884 | 61.0% | 818 | 62.1% | 66 | 50.4% |
| 2 | 562 | 38.8% | 497 | 37.7% | 65 | 49.6% |
| 3 | 66 | 4.6% | 60 | 4.6% | 6 | 4.6% |
| 4 | 1 | 0.1% | 1 | 0.1% | 0 | 0.0% |
| 5 | 47 | 3.2% | 42 | 3.2% | 5 | 3.8% |
| 未回答 | 4 | 0.3% | 4 | 0.3% | 0 | 0.0% |
| | N=1449 | | N=1318 | | N=131 | |

IV. 「監査役監査の有用性と監査環境の整備等」(27条)について

13. 自社監査役の仕事に対する認識について

(13) 貴社の監査役の仕事についてどのように認識されていますか。(複数回答)

1. 監査役は、実際の経営に役立っている
2. 監査役から報告は受けているが、あまり役には立っていない
3. 監査役にも経営全般を俯瞰できるだけの見識を持ってほしい
4. 監査役から満足いく報告を受けたことがない
5. 監査役は、あまり期待をしていない
6. その他

回答パターン別集計

| 選択肢 | 全 体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|-----|------|--------|------|--------|-------|--------|
| | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 |
| 1 | 1031 | 71.2% | 946 | 71.8% | 85 | 64.9% |
| 1.3 | 195 | 13.5% | 173 | 13.1% | 22 | 16.8% |
| 3 | 90 | 6.2% | 80 | 6.1% | 10 | 7.6% |
| 2 | 48 | 3.3% | 44 | 3.3% | 4 | 3.1% |
| 6 | 24 | 1.7% | 21 | 1.6% | 3 | 2.3% |
| 2.3 | 22 | 1.5% | 20 | 1.5% | 2 | 1.5% |
| 1.6 | 6 | 0.4% | 5 | 0.4% | 1 | 0.8% |
| 4 | 6 | 0.4% | 6 | 0.5% | 0 | 0.0% |
| 5 | 3 | 0.2% | 2 | 0.2% | 1 | 0.8% |
| 合計 | 1449 | 100.0% | 1318 | 100.0% | 131 | 100.0% |

選択肢1に回答が集中する傾向がある。また、選択肢3を回答する社長も少なからずいる。監査役としても今後留意する必要がある。

その他の回答として、

- ・ 会社制度のめまぐるしい変化に対応できる十分な情報注入をしてもらっている。
- ・ 監査役から積極的な提言ができるような雰囲気作りを進める必要を感じている。
- ・ 監査役は、会計監査人及び内部監査部門との関係を図り、要として機能してもらいたい。
- ・ 監査結果報告はもとより、日常的に意見見解を求めており、結果報告のみならず、監査経過も役立っている。
- ・ 社外監査役から貴重な意見を頂いている。

などがあった。

選択肢別集計(複数回答)

| 選択肢 | 全 体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|-----|--------|-------|--------|-------|-------|-------|
| | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 |
| 1 | 1239 | 85.5% | 1130 | 85.7% | 109 | 83.2% |
| 2 | 77 | 5.3% | 70 | 5.3% | 7 | 5.3% |
| 3 | 316 | 21.8% | 280 | 21.2% | 36 | 27.5% |
| 4 | 9 | 0.6% | 9 | 0.7% | 0 | 0.0% |
| 5 | 8 | 0.6% | 6 | 0.5% | 2 | 1.5% |
| 6 | 32 | 2.2% | 28 | 2.1% | 4 | 3.1% |
| 未回答 | 10 | 0.7% | 9 | 0.7% | 1 | 0.8% |
| | N=1449 | | N=1318 | | N=131 | |

14. 監査役監査が効果的に行われるための環境整備について

(14) 監査役監査が効果的に行われるためにどのような環境整備をしていますか。(予定でも構いません)

(複数回答)

1. 監査役候補者の選定については、日頃から在任の監査役と意見交換をしている
2. 経営上重要な影響のある問題については、法律の定めのかんに拘わらず自分から監査役に説明している
3. 各取締役にも必要事項は積極的に監査役に説明するよう指示している
4. 重要と思われる会議には、監査役にも出席してもらうようにしている
5. すべての社内情報、グループ情報に監査役が自由にアクセスできるようにしている
6. 監査役を補佐するスタッフを監査役の要望に応じて配置している
7. 内部監査部門には監査役と連係した監査を実施するように指示している
8. 監査役が必要とする監査費用は制限しないようにしている
9. その他

選択肢別集計(複数回答)

| 選択肢 | 全体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|-----|--------|-------|--------|-------|-------|-------|
| | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 |
| 1 | 253 | 17.5% | 238 | 18.1% | 15 | 11.5% |
| 2 | 521 | 36.0% | 484 | 36.7% | 37 | 28.2% |
| 3 | 515 | 35.5% | 472 | 35.8% | 43 | 32.8% |
| 4 | 1252 | 86.4% | 1137 | 86.3% | 115 | 87.8% |
| 5 | 891 | 61.5% | 825 | 62.6% | 66 | 50.4% |
| 6 | 265 | 18.3% | 248 | 18.8% | 17 | 13.0% |
| 7 | 764 | 52.7% | 709 | 53.8% | 55 | 42.0% |
| 8 | 517 | 35.7% | 472 | 35.8% | 45 | 34.4% |
| 9 | 11 | 0.8% | 9 | 0.7% | 2 | 1.5% |
| 未回答 | 6 | 0.4% | 5 | 0.4% | 1 | 0.8% |
| | N=1449 | | N=1318 | | N=131 | |

回答パターン別集計を見ると、選択肢4と5を選ぶ社長が多いことが分る(次頁参照)。単体の集計では、選択肢4に回答が集中している。

なお、選択肢8の監査費用は、商法では279条の2(会社法388条)において、「会社は監査費用が監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除いて、これを拒むことができない」と規定されている。

その他の回答として、

- ・ 常勤監査役の知識・経験は大きな経営資源と考えている。
- ・ 重要事項については、社内会議体にて審議する体制をとっており、監査役にも参画していただいている。
- ・ 監査役を補佐する体制を早急に構築する予定。

などがあつた。

回答パターン別集計

| 選択肢 | 全 体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|---------------------|-----|------|-----|------|-------|------|
| | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 |
| 4.5 | 91 | 6.3% | 79 | 6.0% | 12 | 9.2% |
| 4.5.7 | 83 | 5.7% | 78 | 5.9% | 5 | 3.8% |
| 4 | 71 | 4.9% | 59 | 4.5% | 12 | 9.2% |
| 4.7 | 58 | 4.0% | 52 | 3.9% | 6 | 4.6% |
| 4.5.7.8 | 56 | 3.9% | 52 | 3.9% | 4 | 3.1% |
| 2.4 | 42 | 2.9% | 39 | 3.0% | 3 | 2.3% |
| 3.4 | 35 | 2.4% | 31 | 2.4% | 4 | 3.1% |
| 4.5.8 | 35 | 2.4% | 31 | 2.4% | 4 | 3.1% |
| 2.3.4.5.7. 8 | 34 | 2.3% | 29 | 2.2% | 5 | 3.8% |
| 3.4.5 | 30 | 2.1% | 27 | 2.0% | 3 | 2.3% |
| 2.4.5 | 26 | 1.8% | 25 | 1.9% | 1 | 0.8% |
| 2.3.4.5.6. 7.8 | 25 | 1.7% | 25 | 1.9% | 0 | 0.0% |
| 2.4.5.7 | 24 | 1.7% | 20 | 1.5% | 4 | 3.1% |
| 3.4.5.7 | 24 | 1.7% | 22 | 1.7% | 2 | 1.5% |
| 1.2.3.4.5. 6.7.8 | 22 | 1.5% | 20 | 1.5% | 2 | 1.5% |
| 2.4.5.8 | 20 | 1.4% | 19 | 1.4% | 1 | 0.8% |
| 2.4.7 | 20 | 1.4% | 18 | 1.4% | 2 | 1.5% |
| 3.4.5.6.7. 8 | 21 | 1.4% | 20 | 1.5% | 1 | 0.8% |
| 2.4.5.7.8 | 19 | 1.3% | 17 | 1.3% | 2 | 1.5% |
| 2 | 18 | 1.2% | 16 | 1.2% | 2 | 1.5% |
| 4.8 | 17 | 1.2% | 10 | 0.8% | 7 | 5.3% |
| 2.3.4 | 18 | 1.2% | 16 | 1.2% | 2 | 1.5% |
| 3.4.5.7.8 | 18 | 1.2% | 18 | 1.4% | 0 | 0.0% |

| 選択肢 | 全 体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|-------------------|------|--------|------|--------|-------|--------|
| | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 |
| 3.4.7 | 17 | 1.2% | 15 | 1.1% | 2 | 1.5% |
| 4.5.6.7 | 17 | 1.2% | 16 | 1.2% | 1 | 0.8% |
| 1.2.3.4.5. 7.8 | 16 | 1.1% | 15 | 1.1% | 1 | 0.8% |
| 4.7.8 | 16 | 1.1% | 13 | 1.0% | 3 | 2.3% |
| 1.4.5.7 | 14 | 1.0% | 13 | 1.0% | 1 | 0.8% |
| 2.3.4.5 | 14 | 1.0% | 14 | 1.1% | 0 | 0.0% |
| 2.3.4.5.7 | 14 | 1.0% | 13 | 1.0% | 1 | 0.8% |
| 2.3.4.7 | 14 | 1.0% | 13 | 1.0% | 1 | 0.8% |
| 3.4.5.8 | 14 | 1.0% | 12 | 0.9% | 2 | 1.5% |
| 4.5.6.7.8 | 15 | 1.0% | 15 | 1.1% | 0 | 0.0% |
| 1 | 13 | 0.9% | 10 | 0.8% | 3 | 2.3% |
| 1.4.7 | 13 | 0.9% | 12 | 0.9% | 1 | 0.8% |
| 1.4.5 | 11 | 0.8% | 11 | 0.8% | 0 | 0.0% |
| 2.4.7.8 | 12 | 0.8% | 12 | 0.9% | 0 | 0.0% |
| 4.5.6 | 11 | 0.8% | 9 | 0.7% | 2 | 1.5% |
| 1.4 | 10 | 0.7% | 9 | 0.7% | 1 | 0.8% |
| 5 | 10 | 0.7% | 9 | 0.7% | 1 | 0.8% |
| 5.7 | 10 | 0.7% | 10 | 0.8% | 0 | 0.0% |
| 1.2.3.4.5. 6.7 | 10 | 0.7% | 9 | 0.7% | 1 | 0.8% |
| 2.3.4.5.8 | 10 | 0.7% | 10 | 0.8% | 0 | 0.0% |
| 2.5 | 8 | 0.6% | 8 | 0.6% | 0 | 0.0% |
| 3.5 | 9 | 0.6% | 8 | 0.6% | 1 | 0.8% |
| 4.6 | 8 | 0.6% | 8 | 0.6% | 0 | 0.0% |
| 2.3.4.7.8 | 9 | 0.6% | 8 | 0.6% | 1 | 0.8% |
| 合計 | 1449 | 100.0% | 1318 | 100.0% | 131 | 100.0% |

15. 子会社等における監査役の配置について

(15) 子会社等における監査役の配置について如何お考えになりますか。(複数回答)

1. 重要な子会社等においては、商法特例法上の大会社でなくても常勤の監査役がいた方がよい
2. 商法特例法上の大会社でない限り常勤の監査役はいなくてもよい
3. 重要な子会社等の監査役には、親会社監査役が非常勤として兼任したほうがよい
4. 子会社等の監査役には、親会社からの派遣ではない人材を配置したほうがよい
5. 子会社等の監査役には、親会社監査役と連係した監査を実施してほしい
6. その他

選択肢別集計(複数回答)

| 選択肢 | 全 体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|-----|--------|-------|--------|-------|-------|-------|
| 1 | 490 | 33.8% | 441 | 33.5% | 49 | 37.4% |
| 2 | 360 | 24.8% | 345 | 26.2% | 15 | 11.5% |
| 3 | 600 | 41.4% | 560 | 42.5% | 40 | 30.5% |
| 4 | 51 | 3.5% | 43 | 3.3% | 8 | 6.1% |
| 5 | 634 | 43.8% | 592 | 44.9% | 42 | 32.1% |
| 6 | 81 | 5.6% | 63 | 4.8% | 18 | 13.7% |
| 未回答 | 43 | 3.0% | 35 | 2.7% | 8 | 6.1% |
| | N=1449 | | N=1318 | | N=131 | |

選択肢別集計を見ると選択肢3または選択肢5を選ぶ社長が多くいることが分る。社長は、子会社等の監査役に対して親会社監査役との連係した監査を望んでいるようである。

その他の回答として、

- ・ 4については、外部中立の人材が監査役として配置するも親会社より派遣される監査役も同時に配置する方がよい。
- ・ 当社の役員が非常勤役員を兼任しており、また、経営状況等のヒアリングを実施しているため常勤監査役の配置について必要性を感じない。
- ・ 関連会社の全てに親会社監査役が監査役に就任している
- ・ 会社の業態、規模や親会社との取引上の補完関係の強弱などが異なり、一律に定められない

などがあった。

回答パターン別集計

| 選択肢 | 全 体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|-----|-----|-------|-----|-------|-------|-------|
| 3 | 190 | 13.1% | 172 | 13.1% | 18 | 13.7% |
| 1 | 170 | 11.7% | 146 | 11.1% | 24 | 18.3% |
| 5 | 149 | 10.3% | 135 | 10.2% | 14 | 10.7% |
| 2 | 144 | 9.9% | 136 | 10.3% | 8 | 6.1% |
| 1.5 | 135 | 9.3% | 126 | 9.6% | 9 | 6.9% |
| 3.5 | 135 | 9.3% | 126 | 9.6% | 9 | 6.9% |
| 2.5 | 85 | 5.9% | 82 | 6.2% | 3 | 2.3% |

| 選択肢 | 全 体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|-------|------|--------|------|--------|-------|--------|
| 2.3 | 83 | 5.7% | 82 | 6.2% | 1 | 0.8% |
| 1.3 | 77 | 5.3% | 71 | 5.4% | 6 | 4.6% |
| 1.3.5 | 68 | 4.7% | 64 | 4.9% | 4 | 3.1% |
| 6 | 66 | 4.6% | 49 | 3.7% | 17 | 13.0% |
| 2.3.5 | 36 | 2.5% | 35 | 2.7% | 1 | 0.8% |
| 1.4 | 18 | 1.2% | 15 | 1.1% | 3 | 2.3% |
| 合計 | 1449 | 100.0% | 1318 | 100.0% | 131 | 100.0% |

16. 会社法現代化後の監査役不設置について

(16) 会社法現代化法案の中では、株式譲渡制限のある中小会社において取締役会を設置しない場合、監査役を置かないことが認められます。この点について如何お考えになりますか。該当する選択肢の番号に○印をご記入いただき、文章を完成させていただきますようお願い申し上げます。

- ・ 当社は、株式譲渡制限の（1.ある 2.ない）商法上、あるいは、商法特例法上の（3.大会社 4.中小会社）である。
当社においてこの選択は（5.ありうる 6.ありえない 7.未定である）が、
当社の子会社等においてはこの選択は（8.ありうる 9.ありえない 10.未定）。

※回答会社の「大会社」、「中小会社等」の区分は、平成17年3月15日現在の会員会社データに基づいているが、増資等の関係でアンケート回答日現在において商法・商法特例法上の会社区分が変更された会社がある。このような会社の回答は、便宜上変更前の区分に従って集計しているので、ご注意願いたい。

選択肢別集計(複数回答)

| 選択肢 | 全 体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|-----|--------|-------|--------|-------|-------|-------|
| 1 | 328 | 22.6% | 263 | 20.0% | 65 | 49.6% |
| 2 | 1026 | 70.8% | 974 | 73.9% | 52 | 39.7% |
| 3 | 1235 | 85.2% | 1216 | 92.3% | 19 | 14.5% |
| 4 | 120 | 8.3% | 21 | 1.6% | 99 | 75.6% |
| 5 | 26 | 1.8% | 22 | 1.7% | 4 | 3.1% |
| 6 | 1214 | 83.8% | 1117 | 84.7% | 97 | 74.0% |
| 7 | 59 | 4.1% | 44 | 3.3% | 15 | 11.5% |
| 8 | 307 | 21.2% | 294 | 22.3% | 13 | 9.9% |
| 9 | 597 | 41.2% | 543 | 41.2% | 54 | 41.2% |
| 10 | 344 | 23.7% | 312 | 23.7% | 32 | 24.4% |
| 未回答 | 68 | 4.7% | 57 | 4.3% | 11 | 8.4% |
| | N=1449 | | N=1318 | | N=131 | |

その他の回答として、

- ・ グループガバナンス重視。子会社でも取締役・監査役が本来の職務を果たすべきである。
- ・ 委員会制度導入も選択肢としてあるが、その得失を十分検討したい。今は、有効かつ効率的監査役機能確立を取締役と監査役との協力で確立したい。

などがあった。

Q16は、子会社等がない場合は選択肢8から10を回答できないが、選択肢別集計で見ると、回答会社の7割以上は株式譲渡制限のない大会社で、監査役不設置についての選択は、自社においては8割、子会社等においては4割が「ありえない」と回答していることが分る。

回答パターン別集計

| 選択肢 | 全 体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|----------|------|--------|------|--------|-------|--------|
| 2.3.6.9 | 414 | 28.6% | 409 | 31.0% | 5 | 3.8% |
| 2.3.6.8 | 235 | 16.2% | 233 | 17.7% | 2 | 1.5% |
| 2.3.6.10 | 213 | 14.7% | 210 | 15.9% | 3 | 2.3% |
| 1.3.6.9 | 87 | 6.0% | 86 | 6.5% | 1 | 0.8% |
| 1.3.6.10 | 58 | 4.0% | 57 | 4.3% | 1 | 0.8% |
| 1.3.6.8 | 39 | 2.7% | 39 | 3.0% | 0 | 0.0% |
| 1.4.6.9 | 28 | 1.9% | 5 | 0.4% | 23 | 17.6% |
| 2.4.6.9 | 24 | 1.7% | 4 | 0.3% | 20 | 15.3% |
| 1.3.7.10 | 16 | 1.1% | 14 | 1.1% | 2 | 1.5% |
| 2.3.7.10 | 14 | 1.0% | 14 | 1.1% | 0 | 0.0% |
| 合計 | 1449 | 100.0% | 1318 | 100.0% | 131 | 100.0% |

【表の読み方】

| 株式譲渡制限のない1026社(70.8% ※1)における選択の可能性 | | | | |
|-------------------------------------|----------------------------|----------------|----------|-------|
| ありうる | ありえない ※2 | 未定 | 未回答 | |
| 8(0.8%) | 934(91.0%) | 32(3.1%) | 52(5.1%) | |
| 区分 | 自社における選択の可能性 | 子会社等における選択の可能性 | | |
| ※3 大会社 966 94.2% N=1026 | ありうる 7 0.7% N=966 | ありうる | 1 | 14.3% |
| | | ありえない | 4 | 57.1% |
| | | 未定 | 2 | 28.6% |
| | | 未回答 | 0 | 0.0% |
| | ありえない ※4 | ありうる | 235 | 26.5% |
| | | ありえない ※5 | 414 | 46.7% |
| | | 未定 | 213 | 24.0% |
| | | 未回答 | 25 | 2.8% |
| | 未定 23 2.4% N=966 | ありうる | 3 | 13.0% |
| | | ありえない | 5 | 21.7% |
| | | 未定 | 14 | 60.9% |
| | | 未回答 | 1 | 4.3% |
| 未回答 49 5.1% N=966 | ありうる | 3 | 6.1% | |
| | ありえない | 3 | 6.1% | |
| | 未定 | 4 | 8.2% | |
| | 未回答 | 39 | 79.6% | |
| 区分 | 自社における選択の可能性 | 子会社等における選択の可能性 | | |
| 中小会社等 49 4.8% N=1026 | ありうる 0 0.0% N=49 | ありうる | 0 | 0.0% |
| | | ありえない | 0 | 0.0% |
| | | 未定 | 0 | 0.0% |
| | | 未回答 | 0 | 0.0% |
| | ありえない | ありうる | 4 | 9.8% |
| | | ありえない | 24 | 58.5% |
| | | 未定 | 10 | 24.4% |
| | | 未回答 | 3 | 7.3% |
| | 未定 8 16.3% N=49 | ありうる | 0 | 0.0% |
| | | ありえない | 1 | 12.5% |
| | | 未定 | 7 | 87.5% |
| | | 未回答 | 0 | 0.0% |
| 未回答 0 0.0% N=49 | ありうる | 0 | 0.0% | |
| | ありえない | 0 | 0.0% | |
| | 未定 | 0 | 0.0% | |
| | 未回答 | 0 | 0.0% | |

※1

回答会社 1,449 社中、株式譲渡制限のない公開会社は 1,026 社 (70.8%) である。

※2

このうち 934 社 (公開会社の 91.0%) は自社において監査役不設置の選択の可能性は「ありえない」つまり、「監査役は必ず置く」と回答した。

※3

1,026 社の公開会社のうち、966 社 (94.2%) は商法特例法上の大会社である。

※4

この 966 社の公開大会社のうち、887 社 (91.8%) は自社において監査役不設置の選択の可能性は「ありえない」つまり、「監査役は必ず置く」と回答した。

※5

さらにこの 887 社のうち、414 社 (46.7%) は子会社等においても監査役不設置の選択の可能性は「ありえない」つまり、「監査役は必ず置く」と回答した。

以下、同様とする。

| 株式譲渡制限のある328社(22.6%)における選択の可能性 | | | | |
|--------------------------------|-----------------------------|----------------|----------|-------|
| ありうる | ありえない | 未定 | 未回答 | |
| 18(5.5%) | 265(80.8%) | 27(8.2%) | 18(5.5%) | |
| 区分 | 自社における選択の可能性 | 子会社等における選択の可能性 | | |
| 大会社 256 78.0% N=328 | ありうる 11 4.3% N=256 | ありうる | 5 | 45.5% |
| | | ありえない | 5 | 45.5% |
| | | 未定 | 1 | 9.1% |
| | | 未回答 | 0 | 0.0% |
| | ありえない | ありうる | 39 | 18.8% |
| | | ありえない | 88 | 42.3% |
| | | 未定 | 58 | 27.9% |
| | | 未回答 | 23 | 11.1% |
| | 未定 21 8.2% N=256 | ありうる | 1 | 4.8% |
| | | ありえない | 1 | 4.8% |
| | | 未定 | 16 | 76.2% |
| | | 未回答 | 3 | 14.3% |
| 未回答 16 6.3% N=256 | ありうる | 1 | 6.3% | |
| | ありえない | 1 | 6.3% | |
| | 未定 | 2 | 12.5% | |
| | 未回答 | 12 | 75.0% | |
| 区分 | 自社における選択の可能性 | 子会社等における選択の可能性 | | |
| 中小会社等 70 21.3% N=328 | ありうる 7 10.0% N=70 | ありうる | 3 | 42.9% |
| | | ありえない | 3 | 42.9% |
| | | 未定 | 1 | 14.3% |
| | | 未回答 | 0 | 0.0% |
| | ありえない | ありうる | 8 | 14.3% |
| | | ありえない | 28 | 50.0% |
| | | 未定 | 10 | 17.9% |
| | | 未回答 | 10 | 17.9% |
| | 未定 6 8.6% N=70 | ありうる | 0 | 0.0% |
| | | ありえない | 1 | 16.7% |
| | | 未定 | 2 | 33.3% |
| | | 未回答 | 3 | 50.0% |
| 未回答 1 1.4% N=70 | ありうる | 0 | 0.0% | |
| | ありえない | 0 | 0.0% | |
| | 未定 | 0 | 0.0% | |
| | 未回答 | 1 | 100.0% | |

※自社の株式譲渡制限について未回答だった 95 社と、大会社・中小会社等の区分について未回答だった 13 社のデータは表から割愛した。

V. アンケート内容について

17. 後日の面談について

(17) 後日面談をお願いできますか？

| 選択肢 | 全 体 | | 大会社 | | 中小会社等 | |
|-----------------|------|--------|------|--------|-------|--------|
| 1.日時が合えば面談してもよい | 354 | 24.4% | 312 | 23.7% | 42 | 32.1% |
| 2.面談は遠慮したい | 1027 | 70.9% | 942 | 71.5% | 85 | 64.9% |
| 未回答 | 68 | 4.7% | 64 | 4.9% | 4 | 3.1% |
| 合計 | 1449 | 100.0% | 1318 | 100.0% | 131 | 100.0% |

後日の面談については、354名の社長からご了承をいただくことができた。今後適宜面談をお願いする予定である。

新監査役監査基準に対応した各社の監査役監査基準に関する分析

収集期間： 平成 17 年 3 月 17 日～4 月 1 日

収集対象： 平成 17 年 3 月 15 日現在の本部・支部監査実務部会登録会社 1,736 社

収集した監査基準数：172 社

収集条件：「新基準反映後のものであること」

総論

各社からお寄せいただいた監査役監査基準（以下、「自社基準」）のなかで、新監査役監査基準（以下、「新基準」）と現行自社基準との対比表を作成している企業が少なからずあった。これは、将来の監査役が、自社基準の改定の経緯を知る上で非常に役立つと考えられる。新基準に関しては、各社の自社基準に反映されてきている模様である。

まず、その反映状況を概観することとする。自社基準の条数という形式的な側面から検討すると、最も条数が多い企業で 46 条、最も条数が少ない企業で 13 条という状況である。

最も条数が多い企業の特徴は、非常に詳細な手続を規定しているという点である。例えば、第 26 条「代表取締役との定期的会合」の規定では、「回数は少なくとも年 2 回、監査計画策定時と期末に行う。」「監査計画書や監査報告書を取締役会で説明すると同時に、コーポレート・ガバナンスや内部統制システムの重要性等を取締役会に対し認識させる場として活用する。」等の代表取締役との会合の回数、目的等を詳細に定めている（その他、別表「新監査役監査基準と各社の監査役監査基準との比較」第 15 条、28 条、32 条についての各社監査基準状況参照）。

比較的条数が少ない企業では、アウトラインのみを規定し、商法が求める監査役職務に関する最低限の規定にとどめ、株主代表訴訟、監査役報酬、監査費用の規定は含めない点が多いことが特徴的である。この理由は、商法に該当する規定があったため、自社基準で改めて規定する必要がないと判断されたからであろうと考えられる。また、「内部統制システムの監査」についても規定されていない会社が多かった。

各論

多くの企業では、新基準を参考に、自社基準を作成しているが、業種、業態、規模、経営者や個々の監査役の考え方の相違により、各条の内容は異なってくると考えられる。以下、逐条ごとに新基準と自社基準との主な相違点について検討する。

なお、各章の冒頭の数字は、新基準の条数を表している。

第1章 本基準の目的

1. 第1章第1条の「目的」に関しては、企業理念を尊重した監査の指針とする企業、日本の法令・証券取引所規則及び内部規定の遵守を明確にした企業、遵守すべき法令の範囲に外国法令を含めた企業があった。

第2章 監査役の職責と心構え

2. 第2章第2条の「監査役の職責」については、「企業統治を構成する一員として」、「企業統治を確立する責務を取締役と共同で」、「企業統治の確立に寄与する」等と異なった表現をする企業がある一方で、当該条項を削除する企業が見られた。これは、「企業統治体制の確立は、取締役の責務である」という理由からであろう。確かに監査役には、業務執行権がなく、取締役の職務執行の監査権限しかないが、企業統治体制が未確立または未整備であれば、取締役に対しその確立または整備を求めなければならない。この意味においては、監査役は、「取締役とともに監査を通じて、企業統治体制を確立していく責務を負っている。」ということができると考える。
3. 第3条の「監査役の心構え」については、各社の特徴が最も反映されている。具体的には、「企業理念にもとづいた監査」、「現場、現物、現実を重視した監査」、「商法277条（監査役の会社に対する責任）の条文を意識して、職務に努めなければならない。」等と定められている。一方で第7項に関しては、削除する企業が多く見られた。理由としては、「企業統治体制の問題だから」、「形式的過ぎるから」等が挙げられた。

第3章 監査役及び監査役会

4. 第3章第4条の「常勤監査役」の規定に関しては、各社同様であった。この条文は、商法特例法18条第2項に規定されている条文を新基準に明文化した規定である。各社の基準で注目すべき条文は、企業理念を基本とした内部統制システムの構築状況や運用状況を監査する規定が盛り込まれていることである。また、「常勤監査役は、商法で出席を要求されている会議以外の重要な会議にも出席し、会社の現状を把握する」という旨の条文も含まれていた。
5. 第5条の「社外監査役」に関しては、各社とも表現や文章の短縮化を図っているが、いずれも同様の意味内容であった。

6. 第6条から第9条にかけては、監査役会に関する規定が設けられているが、別途定める監査役会規則等の条文と重複するものが多いため、削除または大幅に簡素化する企業が多く見られた。第6条の監査役会の機能に関する規定に特徴があった企業では、「監査役会は重要性、適時性等を考慮し監査の基本方針を立て、重点監査項目を明示し監査計画を立てる」等の規定により、監査役会の機能を明確にしている。
7. 第7条の「監査役会の運営」に関する規定についても大部分の企業は、同様の規定を定めているが、中には、「年に何回」と回数を指定する企業や、「何月の取締役会の日に開催する」といった開催月を指定する企業があったほか、招集手続について、「全員一致で省略できる」との規定を置く企業もあった。
8. 第8条の「監査役選任手続への関与」については、規定していない企業を除き、ほぼ同様の内容であった。
9. 第9条第2項の「監査役候補者の選定基準」に関連した「監査役のうち最低1名は、経理又は財務に関して十分な知見を有するものであることが望ましい」という規定は、削除している企業が多く見られた。この理由には、「監査役には、資格要件が存在しないから。」が挙げられていた。しかし、監査役には、会計監査権限があり、会計監査人が会計監査を行っている場合でも、会計監査人の監査手続が適正か否かの判断をする必要がある。よって、経理または財務に詳しい監査役が最低1人は、いたほうがよいと思われる。
10. 第10条の「監査職務を補助する体制」については、各社異なる規定があった。特徴的なものとして、「監査役は、業務遂行のため必要あるときは、監査役付のほかに、臨時に社員又は会社外より業務の応援を求めることができる」という規定や、監査役室の人事につき、取締役と会合を持つ旨の規定、監査役の業務補助の担当部署に関する規定があった。
11. 第11条の「監査役の報酬」に関する規定については、商法279条に同様の定めがあり、これと重複するため、削除している企業も見られた。しかし、この条文を規定している企業では、ほぼ同様の定めとなっている。
12. 第12条の「監査費用」については、多くの企業が明記していた。商法279条の2にも監査費用についての定めがあるが、各社の規定は、表現の違いのみで意味内容は新基準とほぼ同様であった。

第4章 業務監査

13. 第13条の「取締役の職務執行の監査」に関しては、商法274条第1項及び商法275条の2に規定されている。特徴的なものとして、「会社経営に関し特に意見をもちに至ったとき、取締役に対し、助言又は勧告を行う」、「監査役は、取締役の意思決定に関する善管注意義務や忠実義務の履行状況を監査する」などの規定があった。
14. 第14条の「取締役等の意思決定の監査」については、新基準の各号をまとめ、「経営判断に基づく取締役会等の意思決定の監査」と大きな概念のもと、「監査役は、取締役の意思決定に関して、善管注意義務、忠実義務等の法的義務の履行状況を、経営判断の原則の観点から監視し検証しなければならない」と規定している企業があった。
15. 第15条の「内部統制システムの整備状況の監査」については、各社の相違が如実に表れている。最近では、内部統制システムについて盛んに議論がなされていることもあり、各社関心の高い分野のように感じる。新基準では、内部統制システムを広い概念で規定しているが、さらに詳細な定めを置いている企業がある。例えば、「内部統制に関する環境・体制が十分整備され機能しているかを監査する。」と規定している企業では、詳細な定めを以下のように置いている。

- ① 取締役会規則等に基づく取締役会附議基準が、正しく運用されているかを確認する必要がある。取締役会附議基準がリスク管理の観点及び会社の実情に応じて不適切な場合は、同基準を改定することが望ましい。商法で抽象的に定められている事項については、会社の実情に応じて具体的、数量的な基準を設置するようにする。また、内部牽制の充実という視点から、会社の重要事項は取締役会で開示し、決議されるようにすべきである。
- ② 決裁権限、予算管理、与信管理、危険物管理、安全管理、環境管理、長期滞在在庫管理、コンプライアンス関連等の自社の内部統制上必要な規程が整備されているかを確認する。規程及びシステムについては、自社の業種業態に沿ったものであるかどうか又適切に運用されているかも確認しつつ、監査役としてこれらに精通する必要がある。
- ③ 不祥事等の監査においては、複数者による取引等のチェックを実施すること、異常処理はシステムの的に顕在化させること、通例ではない事象は社内での透明度が高く開示される仕組みを作ること等の再発防止対策を提言していく必要がある。

他社においても「米国企業改革法（SOX法）が求める内部統制システムの構築・運用状況の監査」、「三様監査会議の定期会合（年4回）」、「各種チェックリストの活用」、「棚卸規程及びその方法の正当性を確認した上での適時の立会」、「安全衛生管理及び環境管理体制の整備状況の報告聴取」等が規定されていた。各社は「内部統制システムの監査」という広い概念でなく、個別具体的な手法を規定している。監査役は、取締役の業務執行の監査を行うために、株主から負託を受けていることを考慮すると、業種業態によって異なる内部統制システムの重要性や優先順位を適切に評価し、費用対効果を考慮した内部統制システムの構築・運用に関する監査を行うべきだと考える。

16. 第16条の「競業取引等の監査」に関しては、各社の自社基準に明文化されている。第16条第2項、3項を削除している企業は存在したが、第1項に関しては、ほぼ全ての企業が規定していた。

第5章 会計監査

17. 第17条の「会計監査人の独立性の監視等」については、「監査役は会社の行った会計処理の適法性について監査する。」、「会計監査人の非監査業務について、取締役が適切な報告体制を構築・運用するかについて監視、検証する。」等と規定している企業があった。この規定は、単純に会計監査人の独立性の監視にとどまらず、内部統制システムの監査にも通じる規定であると考ええる。
18. 第18条の「財務報告体制の監査」については、各社ほぼ同様の規定だが、内部統制システムの問題として規定している企業も多かった。また、第2項に関しては、当然の事項として削除する企業も見られた。
19. 第19条の「会計方針・会計処理」についても、各社ほぼ同様の規定であった。財務諸表等は、「事実と慣習と判断の総合産物」といわれるように、その内容は、「絶対的真実」ではなく「相対的真実」である。企業会計原則をはじめ、財務諸表規則等の法令を含め、適法性の監査をしていくのは非常に困難であるが、監査役が会計監査権限を有していることを考慮すると会計監査人との関係が非常に重要になると考える。
20. 第20条の「計算書類等の監査」については、「監査役会は、取締役から貸借対照表、損益計算書、営業報告書、キャッシュフロー計算書、利益処分案又は損失処理案及び附属明細書を受領する。」と規定する企業があった。ここで注目すべきは、キャッ

キャッシュフロー計算書が含まれていることである。なぜなら商法監査においては、キャッシュフロー計算書の作成義務はないからである。しかし、自社基準に明文化することで、証券取引法監査の範囲であるキャッシュフロー計算書を含めたことは、企業の情報開示の正確性を担保するものであり、健全な企業の発展に寄与するものであると考える。

21. 第 21 条の「会計監査人からの報告の監査」については、各社ほぼ同様の規定であるが、「監査役は、会計監査人の監査報告書の調査にあたって、会計監査人に対して監査報告書につき説明を求めることができる。」と規定している企業があった。当該規定は、当然なことをあえて規定した確認規定であると考えられるが、監査役が会計監査人と連絡する上では、非常に重要な規定であると考えられる。

第 6 章 監査の方法等

22. 第 22 条の「監査計画及び業務の分担」に関して注目すべきは、「監査役会は、監査方針及び監査計画を代表取締役の説明し、取締役及び関係部門長に配布する。」とした企業である。効率的な監査を実施するためには、予め監査計画を立てることが必要である。また、時間的、人的に制約のある中で、効果的・効率的な監査を行うためには、監査役の専門的知識や経験を活用し、リスクの評価や優先順位付けを行い、監査の範囲や方法及び時期を決定すべきであると考ええる。
23. 第 23 条第 1 項の「取締役会への出席・意見陳述」については、新基準と同様の規定を設けている企業が多くあった。ここで「議事録は、10 年間本店に備え置かなければならない。」と規定している企業が存在した。この規定は、商法特例法 18 条の 3 第 2 項が準用する商法 260 条の 4 が規定している「取締役会議事録の備置期間」と同様の期間である。この規定が対象としているのは、大会社のみであるが、自社基準に明文化することで、より強調された規定になると考える。また、監査役会を組織する義務のない企業においても、ある一定期間の議事録の保存は、株主に対する報告や訴訟等の証拠としても有効であると考えられるため、必要であると考えられる。
24. 第 24 条の「重要財産委員会への出席・意見陳述」の規定については、重要財産委員会設置会社自体が少ないため、削除する企業が多かった。各企業実態に応じた自社基準の作成をすべきであると考ええる。

25. 第25条の「重要な会議等への出席」に関しては、各社同様の規定である。この規定は、商法では直接の規定がされていないが、取締役会の実態を考慮し、経営会議、常務会等の重要な会議に出席することで、意思決定の過程や業務の執行状況を把握することができるため、監査役は、これらの会議に出席し、必要がある場合には、意見を述べるべきだと考える。
26. 第26条の「代表取締役との定期的会合」の規定に関しては、以下のとおり各社各様に規定されている。

- ① 監査役は、定期的に（少なくとも年2回、監査計画策定時と期末）に社長と会合を持ち、社長の経営方針を確かめるとともに、会社が対処すべき課題、会社を取巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、代表取締役との相互認識と信頼関係を深めるよう努める。
- ② 当該年度の監査役の監査活動実績及び監査結果から得た問題点、監査役の所見・要望等を監査役から報告説明するものとし、同様の報告、意見交換を社長以外の経営陣とも行うことが望ましい。同報告のタイミングとしては、法定の監査報告書の社長・取締役会への提出の際に監査役監査の活動実績・監査所見を説明する場合と、監査報告書提出とは別に同報告を行う場合が考えられる。
- ③ 監査役が必要と判断した場合は、適宜、特定事項について社長へ報告し、意見交換を行うこととする。
- ④ 年度監査計画についても社長に報告し、意見交換を行う。
- ⑤ 監査計画書及び監査報告書は、取締役会で説明し、この機会をとらまえてコーポレート・ガバナンス・内部統制システム整備の重要性、コンプライアンスに関する社会の動向・グループの現況等を説明する場として活用する。

代表取締役との定期的会合は、監査役監査の重要性を代表取締役をはじめとする取締役理解させる意味では、非常に重要であると考ええる。

27. 第27条の「監査役監査の環境整備」については、新基準の規定のほかに、「監査役は、内部通報システム（コンプライアンスホットライン）が有効に機能しているかを監視し、検証するとともに、提供される情報を監査職務に活用するように努める。」と規定している企業があった。
28. 第28条の「取締役及び使用人からの報告受領」に関する規定に関しても、各社様々ある。詳細な規定を置く企業では、以下のように明記している。

- ① 監査役は、会社に著しい損害を及ぼす虞のある事実についての取締役の監査役（会）への報告義務（商法 274 条の 2）を取締役に強く認識させるとともに、必要に応じて社長に社内体制の整備等の措置を求める。また、何が発生後直ちに報告されるべき事項（法令違反の行為、会社に著しい損害を与える行為）に該当するかを明確に定義する。

例：不祥事等コンプライアンスに関わる事項、営業クレーム、与信事故、投融資損失、環境汚染事故、労働災害その他の事故、訴訟、税務調査結果等

- ② 取締役会その他重要会議等で報告された案件に関して、監査役監査上さらに詳細把握が必要な案件については、別途報告を受ける事とする。また、日頃、取締役会や各部門報告を聞くことがない分野について、期末に部門責任者（取締役若しくは部長）より活動状況報告を聴取する。
- ③ 各社の監査活動状況及び必要に応じて、監査役として、重点監査項目を絞り込んで調査を行い所見を得た案件については、関連部署の責任者に明確に所見を伝えるべく意見交換するものとする。重要な所見、会社の対応について十分でないと思う案件については、必要により親会社監査役との協議・意見聴取を行い、取締役会や経営トップに明確に意見表明しておく必要がある。
- ④ 業務報告を受け監査役として所見表明を行った案件については、業務聴取報告書を作成する。グループ各社の業務報告聴取記録は、極力フォーマット、標準記載事項を共通化し業務の効率性、均一化を図る。
- ⑤ 監査役は、企業倫理改善提案に関する情報の提供を受け、その機能が有効に働いているかを監視し、検証するとともに、提供される情報を監査職務に活用するよう努める。

29. 第 29 条の「内部監査部門等との関係」に関しては、内部監査部門を置いている企業のみが規定しているが、中には削除する企業もある。その理由として、「内部監査部門に監査役監査が左右されてはならない。」が挙げられる。

30. 第 30 条の「文書・情報管理の監査」に関する規定は、表現の相違はあったが、各社ほぼ同様の内容であった。

31. 第 31 条の「企業情報開示体制の監査」に関して注目すべきは、「監査役は、情報システムが適切に構築され、適性かつ安全に機能しているかを監査するものとする。」とした企業である。この規定は、企業の情報開示体制の IT 化が背景にあると考えられる。また、第 2 項の規定は、継続企業的前提に係るものや、重大な事故等、

企業の健全性について重大な影響があるものに関するものであるが、これについては、「監査役は、営業報告書に記載されていない決算期後に生じた会社の状況に関する重大な事実について取締役から報告があったときは、監査報告書に記載する。」といった後発事象に特化した規定を置く企業も数社あった。

32. 第 32 条の「取締役及び使用人に対する調査等」の規定に関しては、様々な規定があった。第 1 項では、取締役及び使用人に対する営業の報告、会社の業務及び財産の状況の調査について規定し、第 2 項では、監査意見の合理的根拠について規定しているが、もう一步踏み込んでいる企業がある。

- ① 監査役は、本支社・事業所及び子会社等に赴きその業務・財産の実情を把握し、問題があれば指摘を行う。往査は監査役にとっては業務執行の現場の実態を把握するための重要な方法である。また、定期往査を事業所・子会社等に印象付けることによる往査先・経営側の監査役監査への理解の促進、不祥事への予防的効果が期待される。
- ② 往査先の重要性を勘案した上で往査を定期的を実施し、その業務状況、内部統制の状況について調査する。また、必要に応じてテーマ監査を実施する。
- ③ 往査にあたっては往査先の基礎情報・過去の往査記録を事前チェックするとともに、往査先へ調査項目を事前送付する。重要な調査項目については書面で回答させるようにする。
- ④ 往査時はこれらへの回答をベースに討議し、往査先の事業内容に精通すべく努力する。不祥事等、前回往査時に問題が生じていた往査先については、業務改善の状況フォローを最優先に、経営マインド、企業風土等が着実に変わりつつあるかを確認する必要がある。
- ⑤ 往査先トップとのフェイス・トゥ・フェイスのコミュニケーションを図り、自社の経営の課題・懸念事項、親会社等への要望等への忌憚ない意見を聞くようにする。往査のまとめとして、指摘すべき事項があれば往査の評価・所見を伝える。
- ⑥ 企業リスクの大きい業務については、往査時に管理体制等について聴取し、必要に応じて現場・現品等の調査を行う。
- ⑦ 往査の結果については、定期的に会社の取締役・関係部署へ伝え、必要に応じて助言・勧告を行う。

33. 第 33 条の「会社財産の調査」に関しては、各社ほぼ同様の規定である。この規定は、商法 274 条の会社業務・財産調査権の規定を新基準に明文化したものである。そのため各社同一の表現になったものと考えられる。

34. 第34条の「子会社の調査等」に関する規定は、商法274条の3の子会社調査権の規定を明文化し、さらに内部統制や監査環境に言及したものであるが、内容は以下のとおり各社各様である。

- ① 監査役は、子会社の現況把握に努めるものとし、その職務を行うために必要あるときは、子会社に対し営業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査し、また株主への利益供与及び株主と通例的ではない取引について調査する。
- ② 監査役は、子会社の監査役と連携を保ち、その監査結果を活用する。また、監査役は、必要に応じ子会社の監査役を兼務する等により子会社に関する調査の有効性を高める。
- ③ 第一項及び第二項前段の規定は、子会社に準ずると認められる会社に準用する。
- ④ 第一項の規定における報告を求め又は調査をしたときはその方法及び結果を監査報告書に記載又は記録する。

また、子会社に限定せずに、グループ会社全体からの視点で新基準を規定する企業も以下のとおり見受けられる。

- ① 常勤監査役は、グループ全体の監査活動の質的向上と情報交換を目的として「グループ監査役連絡会」に原則参加する。
- ② グループ子会社に商法上の大会社が発生した場合は、その常勤監査役を対象とし、グループ全体の監査活動の質的向上と情報交換を目的として「グループ監査役連絡会」を開催する。
- ③ 監査役が子会社等を往査するとき、当該子会社等に関係する常勤監査役が置かれている場合には、往査に同席し、重要課題について意見を交換する。
- ④ 監査役は、当社が純粋持株会社であることを十分に踏まえ監査職務を遂行しなければならない。
- ⑤ 監査役は、取締役の職務執行を監査するため等職務遂行に必要なときは、連結子会社をはじめグループ会社に営業の報告を求め、又はその業務及び財産の状況を調査する。
- ⑥ 監査役は、内部統制システムがグループ内においても適切に整備運用されているかについても留意する。
- ⑦ 監査役は、グループ会社監査役と緊密な連携を保たなければならない。

35. 第 35 条の「会計監査人との関係」に関する規定に関しては、各社ほぼ同様の規定である。

第 7 章 株主代表訴訟への対応等

全体的にこの章の規定を削除する傾向が見られた。

36. 第 36 条の「取締役会社間の訴えの代表」についての規定に関しては、「株主から取締役の責任追及の訴えを定期請求されたことに関連して、会社が取締役に対して訴えを提起する場合も同様とする。」と規定している企業があった。また、この規定を削除しない企業の中で注目すべきは、36～40 条の規定を全て規定する代わりに以下のような簡潔な表現で記載している点である。

① 監査役は、会社が取締役に対し、若しくは取締役が会社に対し訴えを提起する場合、又は取締役に対しその責任を追及する訴えを提起するよう株主から請求を受けた場合には、商法に則り対応する。

37. 第 37 条の「取締役の責任免除に関する同意」では、規定していない企業が多いが、規定している企業（以下「A社」）は、新基準とほぼ同じ内容の規定であった。その中で、注目すべきは、新基準の規定より踏み込んだ取締役の責任免除の調査、審議、判断の過程を記録し、作成、保存することを以下のとおり規定していることである。

・ 第 1 項各号の同意の当否判断のために行った監査役の調査及び審議の過程と結果については、監査役は、その重要性を判断し、記録を作成し保管するものとする。

38. 第 38 条の「株主代表訴訟の提訴請求の受領」に関する規定については、前条同様、この規定自体削除している企業が多くあったが、この規定を設けている企業は、新基準とほぼ同様である。その中で、注目すべきは、以下の A 社の規定である。

(※枠内はすべて同一企業の規定)

・ 監査役は、第一項の請求を受けた日から 60 日以内に訴えを提起するか否かを判断する。また、その結果を取締役会及び被提訴取締役に通知する。

・ 監査役は、提訴の当否判断のために行った調査及び審議の過程と結果について、その重要性を判断し、記録を作成し保管するものとする。

39. 第 39 条の「補助参加の同意」に関しては、規定している企業では、ほぼ同じ内容になっていた。その中で注目すべきは、第 2 項の補助参加への同意の当否の過程と結果について、記録を作成する旨の規定の部分で、「重要性を判断し」の文言を挿入している A 社である。
40. 第 40 条の「訴訟上の和解」に関しては、規定している企業では、ほぼ同じ内容になっていた。なお、A 社では、第 39 条同様に第 2 項の補助参加への同意の当否の過程と結果について、記録を作成する旨の規定の部分で、「重要性を判断し」の文言を挿入している。

第 8 章 監査の報告

41. 第 41 条の「監査内容等の報告・説明」の規定に関しては、各社ほぼ同じ内容であった。
42. 第 42 条の「監査調書の作成」に関しては、10 年間の保存義務を規定した規定を定めた企業があった。商法において、監査調書の保存期間について明文化された規定は存在しない。しかし、10 年という期間の根拠は、商法 260 条の 4 第 5 項の規定を準用したものと推測される。他に、監査調書の保存期間を 4 年と定めた企業もあった。
43. 第 43 条の「代表取締役及び取締役会への報告」に関しては、商法 274 条の 2 の規定を新基準で明文化した条文である。この規定に関しては、各社同様であった。
44. 第 44 条の「監査報告書の作成・提出」に関しても、各社ほぼ同じ内容になっていた。
45. 第 45 条の「株主総会への報告・説明等」に関しては、商法 237 条の規定を新基準に明文化した条文である。このため、各社意味内容はほぼ同じであるが、第 2 項の監査役の説明義務に関しては、削除する企業が多かった。それとは反対に、より積極的に「監査役は、株主総会において株主が質問した事項について説明する。」と規定した企業が数社存在した。

(附則) 新基準の附則は、電磁的方法による場合について規定している。各社の自社基準では、この規定を削除している場合もある。一方で、以下のような規定を別途設けている企業も見受けられる。

- ① 本基準の改定は、監査役会の決議により行う。
- ② 改定に際しては、取締役会の意見を求めるものとする。
- ③ 適時に適切な内容で取締役会・常務会などに付議・報告された事項については、本基準における監査役及び監査役会への取締役等からの説明・報告とすることができる。

その他監査役監査基準には条文がなく、企業独自の規定をしているものを例示する。

(監査役の権限)

(※枠内はすべて同一企業の規定)

- ・ 監査役は、取締役又は各関係部署から報告を受けるとともに、会計監査人から監査報告を求めることができる。報告を受けた監査役は、監査役会に報告を行う。また、自ら業務及び財産の状況を調査することができる。
- ・ 監査役は、会社の業務に適法性を欠く事実又はその恐れのある事実を発見したときは、監査役会に報告するとともにこれを改めるよう取締役に勧告する。また、状況によってはその行為の差し止めの訴えを求めることができる。
- ・ 監査役は、会社に将来著しい損害又は重大な事故を招く恐れのある事実を発見した時は、監査役会に報告するとともにこれを改めるよう取締役に助言する。

(情報の共有)

- ・ 監査役は、実施した監査の方法、内容、結果などについて他の監査役との情報の共有に努め、必要に応じ監査役会に報告する。

(実地調査)

- ① 監査役は、本社、支店、工場等を調査し、その業務が適法かつ適正に行われており、財産が適正に管理されているかを確認するため、併せて会社の業務全般の実情を把握する。
- ② 監査役は、前項の調査の結果、必要な場合には、取締役又は使用人に対し助言又は勧告を行う。
- ③ 監査役はこれを監査役会に報告しなければならない。
- ④ ・ 監査役は、本社各部署、技術研究所、工場等を調査し、その業務が適法かつ適正に行われているかを確認し、併せて会社の業務全般の実情を把握する。
・ 監査役は、前項の調査の結果、必要な場合には取締役又は使用人に対し助言又は勧告を行う。
- ⑤ 監査役は、監査対象の実態を把握するために自ら現場に出向き、または現物(現品・原始帳簿等)を調査することにより問題点の存否を確認し、必要な

指摘・改善指示を行うように努める。

- ⑥ ・ 監査役は、適時事業所を实地調査し、その業務が適法かつ適正に行われているかを確認し、会社の業務全般の実情を把握する。
 - ・ 監査役は、前項の調査の結果、必要に応じて取締役又はその使用人に助言または勧告を行う。
- ⑦ 監査役は、取締役及び使用人に対し営業の報告を求めるとともに、会社の業務・財産の状況を調査しなければならない。
- ⑧ 監査役は、本社及びその他の事業所等への往査、その他の方法により調査を実施し、十分に事実を確かめ、監査意見を形成する上での合理的根拠を求めなければならない。

(会計監査人報告事項の報告)

(※枠内はすべて同一企業の規定)

- ・ 監査役は、会計監査人からの報告事項について、必要な場合には速やかに取締役会に報告する。
- ・ 監査役は、前項のほかに定期的に報告事項を取締役に報告する。

(取締役・監査役・執行役員業務執行確認書の受領)

(※枠内はすべて同一企業の規定)

- ・ 監査役会は、取締役及び執行役員から、取締役及び執行役員業務執行確認書を半期毎に取り付ける。
- ・ 取り付けた取締役執行役員業務執行確認書の原本は、管理部にて保管する。
- ・ 監査役については、監査役業務執行確認書は、半期毎、代表取締役に提出する。

(任意監査報告書)

(※枠内はすべて同一企業の規定)

- ・ 監査役は、法令で定められた監査報告書の他、必要であると認めるときは、監査結果の重要な事項について、その概要及び意見を記載した任意監査報告書を作成する。
- ・ 監査役は、前項の監査報告書を監査役会に報告するとともに、取締役に提出する。

(監査役監査結果の報告)

(※枠内はすべて同一企業の規定)

- ・ 監査役は、監査を終えたときは、監査役会に対し、次の各号に掲げる事項を報告しなければならない。
 - (1) 会計監査人の監査方法又は結果が相当でないと認めたときは、その旨及びその理由
 - (2) 監査役の行った監査の方法の概要

- (3) 会計以外の業務の監査の方法の概要
- (4) 営業報告書が法令及び損失の処理に関する議案が会社財産の状況その他の事情に照らし著しく不当でないか否か
- (5) 利益の処分又は損失の処理に関する議案が会社財産の状況その他の事情に照らして著しく不当でないか否か
- (6) 附属明細書について、記載漏れ若しくは不実の記載又は会計帳簿、貸借対照表、損益計算書及び営業報告書の記載と合致しないものがないか否か
- (7) 取締役の職務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実がないか否か
- (8) 子会社に対し営業の報告を求め、又は子会社等の業務及び財産の状況を調査したときは、その方法及び結果
- (9) 監査のための必要な調査ができなかった場合は、その旨及び理由

総括

以上見てきたとおり、新基準は各社各様にアレンジされ自社基準として浸透しつつある。今後、各社においてさらなる実践を期待したい。

以上

(別表) 新監査役監査基準と各社の監査役監査基準との比較

| 監査役監査基準（日本監査役協会） | 各社監査役監査基準の状況 |
|---|---|
| <p>第1章 本基準の目的</p> <p>（目的）</p> <p>第1条</p> <p>1. 本基準は、監査役の職責とそれを果たすうえでの心構えを明らかにし、併せて、その職責を遂行するための監査体制のあり方と、監査にあたっての基準及び行動の指針を定めるものである。</p> <p>2. 監査役は、企業規模、業種、経営上のリスクその他会社固有の監査環境にも配慮して本基準に則して行動するものとし、監査の実効性の確保に努めなければならない。</p> <p>第2章 監査役の職責と心構え</p> <p>（監査役の職責）</p> <p>第2条</p> <p>1. 監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務執行を監査することにより、企業の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する責務を負っている。</p> <p>2. 前項の責務を果たすため、監査役は、取締役会その他重要な会議への出席、取締役及び使用人等から受領した報告内容の検証、会社の業務及び財産の状況に関する調査等を行い、取締役又は使用人に対する助言又は勧告等の意見の表明、取締役の行為の差止めなど、必要な措置を適時に講じなければならない。</p> | <p>各社監査役監査基準の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本基準は、監査役が常に企業理念を尊重し、会社の業容、経営上のリスク、その他会社固有の監査環境の変化にも配慮し、監査の実効性の確保に努めるための指針とする。 ・ 本基準は、監査役が日本の法令、証券取引所及び内部規定に従い、その許容する限度において適用のある外国の法令及び証券取引所規則に基づき、第3章以下に定める職務を遂行するための指針とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 取締役会その他における取締役・執行役の意思決定に関して、善管注意義務の履行状況を監査する。 ・ 監査役は、会社の健全で持続的な成長に資するため、必要に応じて取締役に意見を述べる。 ・ 監査役は監査活動と監査結果に対する透明性と信頼性を確保するため、自ら職務遂行の状況や、監査の内容を必要に応じて説明しなければならない。 ・ 監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務執行を監査することにより、企業の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に寄与する責務を負っている。 ・ 企業統治体制の確立は、取締役の責任として削除。 ・ 監査役は、取締役とはその職務を異にする独立の機関であることを自覚し、監査機能を最大限に発揮することにより、〇〇がその活動拠点を置く国や地域社会において、それぞれの法規範や社会規範のもとで、企業の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える〇〇らしい良質なコーポレートガバナンス体制を確立する責務を負っている。 ・ 監査役は、〇〇並びにその子会社、連結子会社及び重要な関連会社の経営実態の把握に努め、経営課題を見出し、経営効率向上及び健全性の観点から、その解決に必要と思われる経営助成的監査活動を積極的に遂行する。 |

| | |
|---|---|
| <p>(監査役の心構え)</p> <p>第3条</p> <p>1. 監査役は、独立性の保持に努めるとともに、常に公正不偏の立場を保持し、自らの信念に基づき行動しなければならない。</p> <p>2. 監査役は、監査品質の向上のため常に自己研鑽に努めなければならない。</p> <p>3. 監査役は、適正な監査視点の形成のため、経営全般の見地から経営課題についての認識を深め、経営状況の推移と企業をめぐる環境の変化を把握するよう努めなければならない。</p> <p>4. 監査役は、平素より取締役及び使用人との意思疎通を図り、情報の収集と監査環境の整備に努めなければならない。</p> <p>5. 監査役は、監査意見を形成するにあたり、よく事実を確かめ、必要に応じて外部専門家の意見を徴し、判断の合理的根拠を求め、その適正化に努めなければならない。</p> <p>6. 監査役は、その職務の遂行上知り得た情報の秘密保持に十分注意しなければならない。</p> <p>7. 監査役は、健全で持続的な成長を可能とする良質な企業統治体制の確立と運用のために、監査役監査の環境整備が重要かつ必須であることを、代表取締役を含む取締役に理解し認識させるよう努めなければならない。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査役は、〇〇及び子会社等で働く人たちが、企業理念を実践し、伝承することも重要な監査視点として、監査活動を展開する。 ・ 監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するとともに、常に監査に有益な社内外の情報の収集と社内の各部門の業務実態の把握に努め、必要あるときは、取締役又は従業員に対する提言、助言、勧告等の意見の表明、取締役の行為の差し止めなど、必要な措置を適時に講じる。 ・ 監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するとともに、常に監査に有益な社内外の情報の収集と社内の各部門の業務実態の把握に努め、監査にあたっては、経営全般を網羅しつつも、重要性や緊急性を判断し、効率的で計画的な重点監査を指南する。 ・ 監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として、会社がその使命を全うし、健全かつ効率的な経営を遂行できるよう、法令又は定款に違反する行為、会社に著しい損害を生じさせる恐れがある行為を未然に防止する観点から厳正かつ適切な監査を行い、また、企業統治を構成する一員としてその確立に寄与することにより、会社の持続的な成長を図り、もって社会的要請に応えることを責務とする。 ・ 監査役は、前項の責務を遂行するため、会社の全事業を対象として監査を行う。 ・ 監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務執行を監査することにより、会社の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する責務を取締役と共同で負っている。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査役は、取締役と執行役との信頼関係をもとに、受注から完工までのエンジニアリング業に関する全ての業務監査を通じて、強い体質の会社作りに貢献する。 ・ 監査役は、監査品質の向上のため常に不断の努力と自己研鑽に努めなければならない。 ・ 監査役は、〇〇の基本理念である人間尊重（自立、平等、信頼）に基づき、監査活動を実施する。 ・ 監査役は、監査にあたっては経営全般を網羅しつつも、重要性や緊急性を判断し、効率的で計画的な重点監査を指南する。 ・ 監査役は、平素より取締役及び従業員との意思疎通を図り、現場、現物、現実を重視した情報の収集と監査環境の整備を行う。 ・ 監査役は、〇〇の基本理念である人間尊重・顧客第一に基づき、監査活動を実施する。 ・ 監査役は、健全で持続的な成長を可能とする良質な企業統治体制の確立と運用のために、監査役監査の環境整備が重要かつ必須であることを、取締役に理解させるように努めなければならない。 ・ 監査役は、商法 277 条（監査役の会社に対する責任「監査役が其の任務を怠りたるときは其の監査役は会社に対し連帯して損害賠償の責めに任ず」）の条文を認識して、職務に努めなければならない。 |
|---|---|

第3章 監査役及び監査役会

(常勤監査役)

第4条

1. 監査役は、常勤の監査役を互選しなければならない。
2. 常勤監査役は、常勤者としての特性を踏まえ、監査環境の整備及び社内の情報の収集に積極的に努め、かつ、内部統制システムの構築状況及び運用状況を日常的に監視し検証する。
3. 常勤監査役は、その職務の遂行上知り得た情報を、他の監査役と共有するよう努めなければならない。

(社外監査役)

第5条

1. 社外監査役は、監査体制の中立性及び独立性を一層高めるために法律上その選任が義務付けられていることを自覚しなければならない。
2. 社外監査役は、その独立性、人的影響力等を踏まえ、中立の立場から客観的に監査意見を表明することが特に期待されていることを認識し、代表取締役及び取締役会に対して忌憚のない質問をし又は意見を述べなければならない。
3. 社外監査役も、積極的に監査に必要な情報の入手に心掛け、得られた情報を他の監査役と共有することに努めるとともに、他の監査役と協力して監査環境の整備に努めなければならない。

(監査役会の機能)

第6条

1. 監査役会は、監査役全員をもって組織する。
2. 各監査役は、監査役会が監査に関する意見を形成するための唯一の協議機関かつ決議機関であることに鑑み、職務の遂行の状況を監査役会に報告するとともに、監査役会を活用して監査の実効性の確保に努めなければならない。ただし、監査役会の決議が各監査役の権限の行使を妨げるものではない。
3. 監査役会は、必要に応じて取締役及び取締役会に対し監査役会の意見を表明する。
4. 監査役会は、法律に定める事項のほか、取締役が監査役会に報告すべき事項を取締役と協議して定め、その報告を受けるものとする。

- ・ 常勤監査役は、常勤者としての特性を踏まえ、監査環境の整備及び社内の情報の収集に積極的に努め、かつ、企業理念を基本とした内部統制システムの構築状況及び運用状況を日常的に監視検証する。
- ・ 常勤監査役は努めてその他の重要な会議に出席し、会社の現状把握に努めるものとする。

- ・ 6～9条の規定は、監査役会規則等に重複するため削除。
- ・ 監査役会は、監査役会の議長を互選によって定める。
- ・ 監査役会は、重要性、適時性などを考慮して監査の基本方針を立て、重点監査項目を明示した監査計画を作成する。
- ・ 監査役会は、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議をし、監査意見を形成し、必要に応じて取締役及び取締役会に対して監査役会の意見を表明する。
- ・ 監査役会の決議を要する事項については、十分な資料に基づき審議・決定する。

(監査役会の運営)

第7条

1. 監査役会は定期的開催し、取締役会の開催日時、各監査役の出席可能性等にも配慮し、あらかじめ年間の開催日時を定めておくことが望ましい。ただし、必要あるときは随時開催するものとする。
2. 監査役会は、監査役会の議長を互選により定める。監査役会の議長は、監査役会を招集し運営するほか、監査役会の委嘱を受けた職務を遂行する。ただし、各監査役の権限の行使を妨げるものではない。
3. 監査役会は、監査に関する方針等を定め、各監査役の報告に基づき審議をし、監査意見を形成する。
4. 監査役会の決議を要する事項については、十分な資料に基づき審議のうえ、決定しなければならない。
5. 監査役は、監査役会議事録に議事の経過の要領及び結果が適切に記載されているかを確認し、出席した監査役は、これに署名又は記名捺印しなければならない。

(監査役選任手続への関与)

第8条

1. 監査役会は、取締役が株主総会に提出する監査役の選任議案について、同意の可否を審議しなければならない。
2. 監査役会は、監査役の候補者、監査役選任議案を決定する手続、補欠監査役の予選の要否等について、取締役との間であらかじめ協議の機会をもつことが望ましい。
3. 監査役会は、必要あると認めるときは、取締役に對し、監査役の選任を株主総会の議題とすることを請求し、又は株主総会に提出する監査役の候補者を提案しなければならない。
4. 監査役は、監査役の独立性に留意し、監査役の選任、解任、辞任、又は不再任について意見をもつに至ったときは、株主総会において意見を表明しなければならない。

(監査役候補者の選定基準)

第9条

1. 監査役会は、監査役の常勤・非常勤又は社内・社外の別及びその員数、現任監査役の任期、専門知識を有する者の有無、欠員が生じた場合の対応等を考慮し、監査役候補者の選定に関して一定の方針を定めるものとする。
2. 監査役候補者の選定に際しては、監査役会は、任期を全うすることが可能か、業務執行者からの独立性が確保できるか等を勘案して、監査役としての適格性を慎重に検討しなければならない。なお、監査役のうち最低1名は、経理又は財務に関して十分な知見を有する者であることが望ましい。
3. 社外監査役候補者の選定に際しては、監査役会は、会社との関係、代表取締役その他の取締役や主要な使用人との関係等を勘案して独立性に問題がないことを確認するとともに、取締役会及び監査役会等への出席可能性等を検討するものとする。

- ・ 監査役会は、原則として3ヶ月に1度開催するものとする。
- ・ 監査役は原則として定時（年8回）に開催し、必要に応じて随時開催する。
- ・ 監査役会は、毎年、1月、2月、4月、6月、7月及び10月に開催される取締役会の日に開催する。
- ・ 監査役会は、毎年、1月、4月、6月、7月及び10月に開催される取締役会の日に開催する。
- ・ 監査役会は、3月、5月、6月及び11月に開催する。
- ・ 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発する。
- ・ 監査役会は、監査役全員の同意により、招集手続を経ないで開くことができる。
- ・ 定例監査役会は、原則として月一回本店において開催し、臨時監査役会は、必要に応じ開催する。
- ・ 監査役会の招集者は、監査役会においてこれを定める。但し、他の監査役が招集することを妨げない。また、監査役会の議長は、招集者があたる。

- ・ 「なお、監査役のうち最低1名は、経理又は財務に関して十分な知見を有する者であることが望ましい。」の部分削除しているケースが散見された。

(監査職務を補助する体制)

第10条

1. 監査役は、監査の実効性を高め、かつ、監査職務を円滑に遂行するため、監査役の職務遂行を補助する体制の確保に努めなければならない。
2. 前項の体制確保のため、監査役は、必要あると認めるときは、取締役との間で協議の機会をもたなければならない。
3. 監査役及び監査役会の事務局は、専任の監査役スタッフがあたることが望ましい。
4. 監査役は、監査役スタッフの業務執行者からの独立性の確保に留意する。

(監査役報酬)

第11条

1. 各監査役が受けるべき報酬の額について定款の定め又は株主総会の決議がない場合には、監査役は、常勤・非常勤の別、監査業務の分担の状況、取締役の報酬の内容及び水準等を考慮し、監査役の協議をもって各監査役が受ける報酬の額を定めなければならない。
2. 監査役は、監査役の報酬について意見をもつに至ったときは、必要に応じて取締役会又は株主総会において意見を述べる。

(監査費用)

第12条

1. 監査役会は、職務遂行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上しておくことが望ましい。ただし、緊急又は臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求することができる。
2. 監査費用の支出にあたっては、監査役は、その効率性及び適正性に留意しなければならない。

- ・ 監査役は、監査役室のスタッフ人事及び業務執行の独立性の確保に留意する。
- ・ 監査役は、監査役スタッフの人事に関して、取締役と意見交換するものとする。
- ・ 監査役の業務補助者として監査役付若干名を置くことができる。
- ・ 監査役は、業務遂行のため必要あるときは、監査役付のほかに、臨時に社員又は会社外より業務の応援を求めることができる。
- ・ 監査役の業務補助は必要に応じて暫時総務部へ委託する。
- ・ 監査役の業務補助は、総務部が担当する。
- ・ 体制確保のため、監査役は、必要あると認めるときは、取締役との間で協議の機会をもたなければならない。
- ・ 監査役は、監査役監査を実施するため、必要あると認めるときは、代表取締役の承認を得て、前項社員以外の社員に監査役監査に関する調査その他の事務を補助させることができる。
- ・ 当社の状況を勘案し、当面選任の監査役スタッフは置かないこととする。
- ・ 監査役室の業務運営の管理統括は、監査役会議長がこれに当たる。
- ・ 監査役会議長は、監査役室の人事に関して取締役と意見交換を行う。
- ・ 監査役スタッフは、正当な理由なく、その職務上知得した秘密を他に漏らしてはならない。

- ・ 監査役会は、必要あるときは職務遂行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上しておくことが望ましい。ただし、緊急又は臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求することができる。

第4章 業務監査

(取締役の職務執行の監査)

第13条

1. 監査役は、取締役の職務執行を監査する。
2. 前項の職責を果たすため、監査役は、次の職務を行う。
 - ① 監査役は、取締役会決議その他における取締役の意思決定の状況及び取締役会の監督義務の履行状況を監視し検証する。
 - ② 監査役は、取締役が、内部統制システムを適切に構築し運用しているかを監視し検証する。
 - ③ 監査役は、取締役が会社の目的外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、又はするおそれがあると認めるとき、会社に著しい損害又は重大な事故等を招くおそれがある事実を認めるとき、会社の業務に著しく不当な事実を認めるときは、取締役に対して助言又は勧告を行うなど、必要な措置を講じる。
 - ④ 監査役又は監査役会は、取締役から会社に著しい損害が発生するおそれがある旨の報告を受けた場合には、必要な調査を行い、取締役に対して助言又は勧告を行うなど、状況に応じ適切な措置を講じる。
3. 監査役は、前項に定める事項に関し、必要あると認めるときは、取締役会の招集又は取締役の行為の差止めを求めなければならない。

(取締役会等の意思決定の監査)

第14条

1. 監査役は、取締役会決議その他において行われる取締役の意思決定に関して、善管注意義務、忠実義務等の法的義務の履行状況を、以下の観点から監視し検証しなければならない。
 - ① 事実認識に重要かつ不注意な誤りがないこと
 - ② 意思決定過程が合理的であること
 - ③ 意思決定内容が法令又は定款に違反していないこと
 - ④ 意思決定内容が通常の企業経営者として明らかに不合理ではないこと
 - ⑤ 意思決定が会社の利益を第一に考えてなされていること
2. 前項に関して必要あると認めるときは、監査役は、取締役に対し助言もしくは勧告をし、又は差止めの請求を行わなければならない。

- ・ 会社経営に関し、特に意見をもつに至ったとき。
- ・ 監査役は、取締役会決議その他において行われる取締役の意思決定に関しての善管注意義務・忠実義務の履行状況を監査する。
- ・ 監査役は、取締役が会社の目的外の行為、その他法令もしくは定款に違反する行為をし、これにより会社に著しい損害を招く恐れがある場合において、必要あると認めるときには、取締役の行為の差止めを求めなければならない。

(経営判断に基づく取締役会等の意思決定の監査)

- ・ 監査役は、取締役会決議その他において行われる取締役の意思決定に関して、善管注意義務、忠実義務等の法的義務の履行状況を、以下の経営判断原則の観点から監視し検証しなければならない。

(内部統制システムの整備状況の監査)

第 15 条

1. 監査役は、取締役が次の諸事項を含む内部統制システムを会社の規模及び事業内容等に照らして適切に構築し運用しているかを監視し検証しなければならない。

- ① 取締役及び使用人の職務執行が法令又は定款等に違反しないための法令等遵守体制
- ② 会社の重大な損失の発生を未然に防止するためのリスク管理体制
- ③ 財務情報その他企業情報を適正かつ適時に開示するための体制

2. 監査役は、内部統制システムの構築状況及び運用状況についての報告を取締役から定期的に求めなければならない。

3. 監査役は、前項に定める報告のほか、内部監査部門等との関係及び会計監査人からの報告等を通じて、内部統制システムの状況を監視し検証する。

4. 監査役は、内部統制システムに関する監査の結果について、適宜取締役会に報告し、必要あると認めるときは、取締役に対し内部統制システムの改善を助言又は勧告しなければならない。

- ・ 監査役は、取締役が、会社の情報開示につき、適正な情報作成・開示体制を構築し、明確な情報開示基準に基づいた運用を行っているかを監査する。
- ・ 三様監査会議の定期会合（年 4 回）
- ・ 監査役は、必要あると認めるときは、内部統制システムの構築状況及び運用状況についての報告を取締役から定期的に求めなければならない。
- ・ 監査役は、米国企業改革法（SOX 法）が求める内部統制システムの対応状況を監視し、検証しなければならない。
- ・ 監査役は自社にとってのリスクが何かを十分に分析把握をし、内部統制に関する環境・体制が十分整備され機能しているかを監査する。監査対象事項・方法の主な例は、以下の通り
 - a. 取締役会規則等に基づく取締役会附議基準が、正しく運用されているかを確認する必要がある。取締役会附議基準がリスク管理の観点及び会社の実情に応じて不適切な場合は、同基準を改定することが望ましい。商法で抽象的に定められている事項については、会社の実情に応じて具体的、数量的な基準を設置するようにする。また、内部牽制の充実という視点から、会社の重要事項は取締役会で開示し、決議されるようにすべきである。
 - b. 決裁権限、予算管理、与信管理、危険物管理、安全管理、環境管理、長期滞在在庫管理、コンプライアンス関連等の自社の内部統制上必要な規程が整備されているかを確認する。規程及びシステムについては、自社の業種業態に沿ったものであるかどうか又適切に運用されているかも確認しつつ、監査役としてこれらに精通する必要がある。
 - c. 不祥事等の監査においては、複数者による取引等のチェックを実施すること、異常処理はシステム的に顕在化させること、通例ではない事象は社内で透明度が高く開示される仕組みを作ること等の再発防止対策を提言していく必要がある。
- ・ 監査に際しては、グループ監査役会議の部会活動等で作成した、各種チェックリストを活用する（同チェックリストに基づき必要な監査を監査役が実施するまたは執行側の自主監査を促し、その結果の報告を受けるなど。）
- ・ また、監査役は、財務情報その他の会社の健全性に重大な影響のある事項について、取締役が、株主への情報開示を適時適切な方法によって行っているかを監視し検証しなければならない。
- ・ 棚卸規程及びその方法の正当性を確認した上で、適時棚卸に立会い事実確認を行うことが望ましい。会計監査人の棚卸監査に立ち会う場合は、会計監査人の忌憚のない所見を聞き、規程整備や現場実務負担等を勘案しつつ、棚卸制度充実に役立てる必要がある。
- ・ 監査役は日頃から会社の安全衛生管理及び環境管理の体制の整備状況について定期的な報告聴取を行い、重大労働災害事故や環境関連事故等が発生した場合は、事故原因・再発防止対策について十分把握し、必要に応じて事故現場の視察を行い所見を表明するように努める。

(競業取引等の監査)

第 16 条

1. 監査役は、次の取引等について、取締役の義務に違反する事実がないかを監視し検証しなければならない。
 - ① 競業取引及び利益相反取引
 - ② 会社がする無償の財産上の利益供与（反対給付が著しく少ない財産上の利益供与を含む）
 - ③ 子会社もしくは株主との通例的でない取引
 - ④ 自己株式の取得及び処分又は株式失効の手續
2. 前項各号に定める取引等について、社内部門等からの報告又は監査役の監査の結果、取締役の義務に違反し、又はするおそれがある事実を認めたときは、監査役は、必要な措置を講じなければならない。
3. 監査役は、第 1 項各号に掲げる事項以外の重要又は異常な取引等についても、法令又は定款に違反する事実がないかに留意し、併せて重大な損失の発生を未然に防止するよう取締役に対し助言又は勧告しなければならない。

第 5 章 会計監査

(会計監査人の独立性の監視等)

第 17 条

1. 監査役は、会計監査の適正性及び信頼性を確保するため、会計監査人が独立の立場を保持し、職業的専門家として適切な監査を実施しているかを監視し検証する。
2. 監査役は、会計監査人の再任の適否について、会計監査人の職務遂行の状況等を考慮し、毎期検討する。
3. 監査役会は、取締役に対し会計監査人の選任、解任もしくは不再任を株主総会の議題とすることを請求し、又は会計監査人の選任に関する議案を株主総会へ提出することを請求することができる。
4. 監査役は、会社が会計監査人と監査契約を締結する場合には、会計監査人に対する監査報酬及び非監査報酬の額、監査担当者その他監査契約の内容が適切であるかについて、契約毎に検証する。

(財務報告体制の監査)

第 18 条

1. 監査役は、取締役が財務諸表及び計算書類等の適正な作成及び報告のために、必要かつ適切な財務報告体制を構築し運用しているかを監視し検証しなければならない。
2. 監査役は、会社が財務情報を開示するにあたり、会計監査人のほか担当取締役又は使用人に対しその重要事項について説明を求めるとともに、開示される情報に重要な誤りがなく、かつ、内容が誤解を生ぜしめるものでないかを検証しなければならない。

- ・ 監査役会は、会計監査人が非監査業務を行うことについて、同意の当否を審議し、同意した場合には、会計監査人の非監査業務について取締役が必要かつ適切な報告体制を構築し、運用しているかを監視し、検証する。
- ・ 監査役は、会社の行った会計処理の適法性を監査する。

(会計方針・会計処理等の監査)

第 19 条

1. 監査役は、会計方針、会計処理の方法等が、会社財産の状況、計算書類等に及ぼす影響、適用すべき会計基準及び公正な会計慣行等に照らして適正であるかについて、会計監査人の意見を徴して検証しなければならない。また、必要あると認めるときは、取締役に対し助言又は勧告をしなければならない。
2. 会社が会計方針、会計処理の方法及び計算書類等の記載方法を変更する場合には、監査役及び監査役会は、あらかじめ変更の理由及びその影響について報告するよう取締役に求め、その変更の当否についての会計監査人の意見を徴し、その相当性について判断しなければならない。

(計算書類等の監査)

第 20 条

1. 監査役会は、取締役から貸借対照表、損益計算書、営業報告書、利益処分案又は損失処理案及び附属明細書を受領する。監査役は、これらの書類を監査し、その方法と結果を監査役会に報告する。
2. 監査役会は、前項の監査結果の報告を受けた後、審議を行い、監査役会としての監査意見を形成する。
3. 第 1 項の書類等の受領者は、常勤の監査役とすることができる。

(会計監査人からの報告の監査)

第 21 条

1. 監査役会は、会計監査人から監査報告書及び監査に関する資料を受領する。監査役は、会計監査上の重要事項について説明を求め、会計監査人の監査報告書の調査を行う。
2. 前項において、会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めるときは、監査役は、自ら監査を行い、相当でないと認めた旨及び理由並びに自ら行った監査の方法の概要又は結果を監査役会に報告する。
3. 監査役会は、第 1 項又は第 2 項の監査役の監査結果の報告を受け、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性について審議する。
4. 第 1 項の書類等の受領者は、常勤の監査役とすることができる。

- ・ 監査役会は、取締役から貸借対照表、損益計算書、営業報告書、キャッシュフロー計算書、利益処分案又は損失処理案及び附属明細書を受領する。監査役は、これらの書類を監査し、その方法と結果を監査役会に報告する。

- ・ 監査役は、会計監査人の監査報告書の調査にあたって、会計監査人に対して監査報告書につき説明を求めることができる。

第6章 監査の方法等

(監査計画及び業務の分担)

第22条

1. 監査役会は、内部統制システムの整備状況にも留意のうえ、重要性、適時性その他必要な要素を考慮して監査方針をたて、監査対象、監査の方法及び実施時期を適切に選定し、監査計画を作成する。この場合、監査上の重要課題については、重点監査項目として設定するものとする。
2. 監査役会は、効率的な監査を実施するため、適宜、会計監査人及び内部監査部門等と協議又は意見交換を行い、監査計画を作成する。
3. 監査役会は、組織的かつ効率的に監査を実施するため、監査業務の分担を定める。
4. 監査役会は、監査方針及び監査計画を代表取締役及び取締役会に説明する。
5. 監査方針及び監査計画は、必要に応じ適宜修正する。

(取締役会への出席・意見陳述)

第23条

1. 監査役は、取締役会に出席し、かつ、必要あると認めるときは、意見を述べなければならない。
2. 監査役は、取締役が会社の目的外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、又はするおそれがあると認められた場合には、これを取締役会に報告しなければならない。
3. 監査役は、取締役会に前項の報告をするため、必要あると認めるときは、取締役会の招集を請求しなければならない。また、請求後、一定期間内に招集の通知が発せられない場合は、自らが招集することができる。
4. 監査役は、取締役会議事録の記載内容を確認し、出席した監査役は、署名又は記名捺印しなければならない。

(重要財産委員会への出席・意見陳述)

第24条

1. 重要財産委員会が設置されているときには、監査役は、重要財産委員会に出席し、かつ、必要あると認めるときは、意見を述べなければならない。
2. 監査役は、重要財産委員会議事録の記載内容を確認し、出席した監査役は、署名又は記名捺印しなければならない。

(重要な会議等への出席)

第25条

1. 監査役は、取締役会又は重要財産委員会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議、常務会その他の重要な会議又は委員会に出席し、必要あると認めるときは、意見を述べなければならない。
2. 前項の会議に出席しない場合には、監査役は、付議事項についての説明を受け、関係資料を閲覧する。

- ・ 監査役会は、監査方針及び監査計画を代表取締役に説明し、取締役及び関係部門長に配布する。

- ・ 議事録は、10年間本店に備え置かなければならない。

※重要財産委員会の規定は、設置会社は少ないが、記載している会社と記載していない会社は、半々である。

| | |
|---|--|
| <p>(代表取締役との定期的会合)</p> <p>第 26 条</p> <p>監査役及び監査役会は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、代表取締役との相互認識と信頼関係を深めるよう努めるものとする。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査役は、定期的に（少なくとも年 2 回、監査計画策定時と期末）に社長と会合を持ち、社長の経営方針を確かめるとともに、会社が対処すべき課題、会社を取巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、代表取締役との相互認識と信頼関係を深めるよう努める。 ・ 当該年度の監査役監査活動実績及び監査結果から得た問題点、監査役の見解・要望等を監査役から報告説明するものとし、同様の報告、意見交換を社長以外の経営陣とも行うことが望ましい。同報告のタイミングとしては、法定の監査報告書の社長・取締役会への提出の際に監査役監査の活動実績・監査所見を説明する場合と、監査報告書提出とは別に同報告を行う場合が考えられる。 ・ 監査役が必要と判断した場合は、適宜、特定事項について社長へ報告し、意見交換を行うこととする。 ・ 年度監査計画についても社長に報告し、意見交換を行う。 ・ 監査計画書及び監査報告書は、取締役会で説明し、この機会をとらまえてコーポレートガバナンス・内部統制システム整備の重要性、コンプライアンスに関する社会の動向・グループの現況等を説明する場として活用する。 |
| <p>(監査役監査の環境整備)</p> <p>第 27 条</p> <p>監査役及び監査役会は、代表取締役等に対して、次の監査役監査の環境整備を含む諸事項について要請を行い、必要に応じて確認をとるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 監査役監査の重要性と有用性に対する代表取締役その他の取締役の認識及び理解 ② 監査役職務遂行を補助する体制の整備に関する事項 ③ 取締役及び使用人が監査役に対して報告すべき事項 ④ 内部監査部門等との関係に関する事項 ⑤ 内部統制システムの整備に関する事項 ⑥ その他、監査役の円滑な監査活動の保障に関する事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査役は、内部通報システム（コンプライアンスホットライン）が有効に機能しているかを監視し、検証するとともに、提供される情報を監査職務に活用するよう努める。 |
| <p>(取締役及び使用人からの報告受領)</p> <p>第 28 条</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 監査役は、取締役が会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときには、これを直ちに監査役会に報告することが自らの義務であることを強く認識するよう、取締役に対し求めなければならない。 2. 前項に定める事項のほか、あらかじめ取締役と協議して定めた監査役会に対する報告事項について実効的かつ機動的な報告がなされるよう、監査役は、社内規則の制定その他の社内体制の整備を代表取締役に求めなければならない。 3. 会社に内部通報システムがおかれているときには、監査役は、その情報の受領先に加わるなど、その内部通報システムが有効に機能しているかを監視し検証するとともに、提供される情報を監査職務に活用す | <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査役は、企業倫理改善提案に関する情報の提供を受け、その機能が有効に働いているかを監視し、検証するとともに、提供される情報を監査職務に活用するよう努める。 ・ 監査役は、オープンドア（企業倫理）提案に対する情報の提供を受け、その機能が有効に働いているかを監視し、検証するとともに、提供される情報を監査職務に活用するよう努める。 ・ 監査役は、会社に著しい損害を及ぼす虞のある事実についての取締役の監査役（会）への報告義務（商法 274 条の 2）を取締役に強く認識させるとともに、必要に応じて社長に社内体制の整備等の措置を求める。また、何が発生後直ちに報告されるべき事項（法令違反の行為、会社に著しい損害を与える行為） |

るよう努める。

(内部監査部門等との関係)

第 29 条

1. 監査役は、会社の業務及び財産の状況の調査その他の監査職務の遂行にあたり、内部監査部門等と緊密な関係を保ち、効率的な監査を実施するよう努めなければならない。
2. 監査役は、内部監査部門等に対して、内部統制システムにかかわる状況とその監査結果の報告を求める。
3. 監査役は、必要に応じ、内部監査部門等に対して調査を求めることができる。

(文書・情報管理の監査)

第 30 条

1. 監査役は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧し、必要あると認めるときは、取締役又は使用人に対しその説明を求め、又は意見を述べなければならない。
2. 監査役は、所定の文書・規程類、重要な記録その他の重要な情報が適切に整備され、かつ、保存及び管理されているかを調査し、必要あると認めるときは、取締役又は使用人に対し説明を求め、又は意見を述べなければならない。

に該当するかを明確に定義する。

例：不祥事等コンプライアンスに関わる事項、営業クレーム、与信事故、投融資損失、環境汚染事故、労働災害その他の事故、訴訟、税務調査結果等

- ・ 取締役会その他重要会議等で報告された案件に関して、監査役監査上さらに詳細把握が必要な案件については、別途報告を受ける事とする。また、日頃、取締役会や各部門報告を聞くことがない分野について、期末に部門責任者（取締役若しくは部長）より活動状況報告を聴取する。
- ・ 各社の監査活動状況及び必要に応じて、監査役として、重点監査項目を絞り込んで調査を行い所見を得た案件については、関連部署の責任者に明確に所見を伝えるべく意見交換するものとする。重要な所見、会社の対応について十分でないと思う案件については、必要により親会社監査役との協議・意見聴取を行い、取締役会や経営トップに明確に意見表明しておく必要がある。
- ・ 業務報告を受け監査役として所見表明を行った案件については、業務聴取報告書を作成する。グループ各社の業務報告聴取記録は、極力フォーマット、標準記載事項を共通化し業務の効率性、均一化を図る。

(企業情報開示体制の監査)

第 31 条

1. 監査役は、開示される企業情報の透明性と信頼性を確保するために、取締役が適切な情報作成及び情報開示の体制を構築し、明確な情報開示基準を制定し運用しているかを監視し検証しなければならない。
2. 監査役は、継続企業の前提に係る事象又は状況、重大な事故又は災害、重大な係争事件など、企業の健全性に重大な影響のある事項について、取締役が情報開示を適時適切な方法により、かつ、十分に行っているかを監視し検証しなければならない。

(取締役及び使用人に対する調査等)

第 32 条

1. 監査役は、取締役及び使用人に対し営業の報告を求め、又は会社の業務及び財産の状況を調査する。
2. 監査役は、必要に応じ、ヒアリング、往査その他の方法により調査を実施し、十分に事実を確かめ、監査意見を形成するうえでの合理的根拠を求めなければならない。

- ・ 監査役は、情報システムが適切に構築され、適正かつ安全に機能しているかを監査するものとする。
- ・ 監査役は、本支社・事業所及び子会社等に赴きその業務・財産の実情を把握し、問題があれば指摘を行う。往査は監査役にとっては業務執行の現場の実態を把握するための重要な方法である。また、定期往査を事業所・子会社等に印象付けることによる往査先・経営側の監査役監査への理解の促進、不祥事への予防的効果が期待される。
- ・ 往査先の重要性を勘案した上で往査を定期的実施し、その業務状況、内部統制の状況について調査する。また、必要に応じてテーマ監査を実施する。
- ・ 往査にあたっては往査先の基礎情報・過去の往査記録を事前チェックするとともに、往査先へ調査項目を事前送付する。重要な調査項目については書面で回答させるようにする。
- ・ 往査時はこれらへの回答をベースに討議し、往査先の事業内容に精通すべく努力する。不祥事等、前回往査時に問題が生じていた往査先については、業務改善の状況フォローを最優先に、経営マインド、企業風土等が着実に変わりつつあるかを確認する必要がある。
- ・ 往査先トップとのフェイス・トゥ・フェイスのコミュニケーションを図り、自社の経営の課題・懸念事項、親会社等への要望等への忌憚ない意見を聞くようにする。往査のまとめとして、指摘すべき事項があれば往査の評価・所見を伝える。
- ・ 企業リスクの大きい業務については、往査時に管理体制等について聴取し、必要に応じて現場・現品等の調査を行う。
- ・ 往査の結果については、定期的に会社の取締役・関係部署へ伝え、必要に応じて助言・勧告を行う。
- ・ 監査役は、前2項の調査の結果、必要あると認めるときは、取締役又は使用人に対し助言又は勧告を行う。
- ・ 監査役は、必要に応じ、本支店、事業所等を調査し、その業務が適法かつ適正に行われているかを確認することに留意しなければならない。

(会社財産の調査)

第 33 条

1. 監査役は、重要な会社財産の取得、保有及び処分について調査しなければならない。
2. 監査役は、取締役が会社の資産及び負債を適切に管理しているかを調査しなければならない。
3. 監査役は、会社財産の実質価値の把握に努めるよう心掛ける。

(子会社の調査等)

第 34 条

1. 子会社、連結子会社及び重要な関連会社（本条において「子会社等」という）を有する会社の監査役は、連結経営の視点を踏まえ、監査職務を遂行する。
2. 前項の監査役は、取締役の職務の執行を監査するため必要があるとき又は連結計算書類に関する職務を行うため必要があるときは、子会社等に対し営業の報告を求め、又はその業務及び財産の状況を調査しなければならない。
3. 第 1 項の監査役は、子会社等に対して営業の報告請求又は調査を行ったときは、その方法及び結果を監査報告書に記載しなければならない。
4. 第 1 項の監査役は、内部統制システムが企業集団内においても適切に整備されているかに留意して監査職務を遂行するとともに、企業集団全体の監査環境の整備にも努める。
5. 第 1 項の監査役は、子会社等の監査役等と緊密な連係を保ち、効率的な監査を実施するよう努めなければならない。

- ・ 監査役は、調査の結果必要あると認めるときは、取締役に対し意見を述べるものとする。
- ・ 監査役は、子会社、連結子会社及び重要な関連会社を連結経営の視点から、監査対象としなければならない。
- ・ 監査役、連結経営の視点を踏まえ、必要な範囲内において、子会社等に対し事業の概要を報告するように求め、必要な場合は調査する。
- ・ 監査役は、内部統制システムが子会社等を含む企業集団内においても適切に整備されているかに留意して監査職務を遂行するとともに、企業集団全体の監査環境の整備にも努める。
- ・ 監査役は、子会社の現況把握に努めるものとし、その職務を行うために必要あるときは、子会社に対し営業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査し、また株主への利益供与及び株主と通例的ではない取引について調査する。
- ・ 監査役は、子会社との監査役と連携を保ち、その監査結果を活用する。また、監査役は、必要に応じ子会社の監査役を兼務する等により子会社に関する調査の有効性を高める。
- ・ 第一項及び第二項前段の規定は、子会社に準ずると認められる会社に準用する。
- ・ 第一項の規定における報告を求め又は調査をしたときはその方法及び結果を監査報告書に記載又は記録する。

(グループ監査役との連携)

- ・ 常勤監査役は、グループ全体の監査活動の質的向上と情報交換を目的として「グループ監査役連絡会」に原則参加する。
- ・ グループ子会社に商法上の大会社が発生した場合は、その常勤監査役を対象とし、グループ全体の監査活動の質的向上と情報交換を目的として「グループ監査役連絡会」を開催する。
- ・ 監査役が子会社等を往査するとき、当該子会社等に関係する常勤監査役が置かれている場合には、往査に同席し、重要課題について意見を交換する。
- ・ 監査役は、当社が純粋持ち株会社であることを十分に踏まえ監査職務を遂行しなければならない。
- ・ 監査役は、取締役の職務執行を監査するため等職務遂行に必要なときは、連結子会社をはじめグループ会社に営業の報告を求め、又はその業務及び財産の状況を調査する。
- ・ 監査役は、内部統制システムがグループ内においても適切に整備運用されているかについても留意する。
- ・ 監査役は、グループ会社監査役と緊密な連携を保たなければならない。

| | |
|--|--|
| <p>(会計監査人との関係)</p> <p>第 35 条</p> <p>1. 監査役及び監査役会は、会計監査人と定期的に会合をもつなど、緊密な関係を保ち、積極的に意見及び情報の交換を行い、効率的な監査を実施するよう努めなければならない。</p> <p>2. 監査役及び監査役会は、会計監査人から監査計画の概要を受領し、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価及び監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行わなければならない。</p> <p>3. 監査役は、必要に応じて会計監査人の往査及び監査講評に立ち会うほか、会計監査人に対し監査の実施経過について、適宜報告を求めることができる。</p> <p>4. 会計監査人から取締役の職務遂行に関して不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実がある旨の報告を監査役会において受けた場合には、審議のうえ、監査役は、必要な調査を行い、取締役に対して助言又は勧告を行うなど、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第 7 章 株主代表訴訟への対応等</p> <p>(取締役会社間の訴えの代表)</p> <p>第 36 条</p> <p>監査役は、会社が取締役に対し又は取締役が会社に対し訴えを提起する場合には、会社を代表しなければならない。</p> <p>(取締役の責任免除に関する同意)</p> <p>第 37 条</p> <p>1. 監査役会が行う次の同意は、監査役全員の合意により決議しなければならない。</p> <p>① 取締役会が株主総会に提案しようとしている取締役の責任免除にかかる議案に対する同意</p> <p>② 取締役会が株主総会に提案しようとしている取締役会決議によって取締役の責任免除をすることができる旨の定款変更にかかる議案に対する同意</p> <p>③ 取締役が定款の規定に基づき取締役会に提案しようとしている取締役の責任免除にかかる議案に対する同意</p> <p>④ 取締役会が株主総会に提案しようとしている社外取締役との間で責任免除の契約をすることができる旨の定款変更にかかる議案に対する同意</p> <p>2. 前項各号の同意を行うにあたり、監査役は、定款変更にかかる議案に対する同意については定款変更の当否や提案理由の適切さ等を、責任免除にかかる議案に対する同意については免除の理由、監査役が行った調査結果、当該事案について判決が出されているときにはその内容等を十分に吟味し、かつ、必要に応じて外部専門家の意見も徴して判断を行うものとする。</p> <p>3. 第 1 項各号の同意の当否判断のために行った監査役の調査及び審議の過程と結果については、監査役は、記録を作成し保管するものとする。</p> | <p>※36～40 条の規定を全て規定する代わりに簡潔な表現で記載する企業あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 監査役は、会社が取締役に対し、若しくは取締役が会社に対し訴えを提起する場合、又は取締役に対しその責任を追及する訴えを提起するよう株主から請求を受けた場合には、商法に則り対応する。 株主から取締役の責任追及の訴えを提起請求されたことに関連して、会社が取締役に対して訴えを提起する場合も同様とする。 <p>第 1 項各号の同意の当否判断のために行った監査役の調査及び審議の過程と結果については、監査役は、その重要性を判断し、記録を作成し保管するものとする。</p> |
|--|--|

| | |
|--|---|
| <p>(株主代表訴訟の提訴請求の受領)</p> <p>第 38 条</p> <p>1. 監査役は、取締役に対しその責任を追及する訴えを提起するよう株主から請求を受けた場合には、速やかに他の監査役に通知するとともに、監査役会を招集してその対応を十分に審議のうえ、提訴の当否について判断しなければならない。</p> <p>2. 前項の提訴の当否判断にあたって、監査役は、被提訴取締役のほか関係部署から状況の報告を求め、又は意見を徴するとともに、関係資料を収集し、外部専門家から意見を徴するなど、必要な調査を適時に実施しなければならない。</p> <p>3. 監査役は、第 1 項の判断結果について、取締役会及び被提訴取締役に対して通知する。なお、当該判断結果の提訴請求株主への通知の当否及び通知する際の内容については、外部専門家の意見を徴したうえ、監査役会における審議を経て判断する。</p> <p>4. 監査役は、提訴の当否判断のために行った調査及び審議の過程と結果について、記録を作成し保管するものとする。</p> <p>(補助参加の同意)</p> <p>第 39 条</p> <p>1. 株主代表訴訟において会社が被告取締役側へ補助参加することに対する監査役会の同意は、監査役全員の合意による決議を必要とする。</p> <p>2. 前項の補助参加への同意の当否判断にあたって、監査役会は、代表取締役及び被提訴取締役のほか関係部署から状況の報告を求め、又は意見を徴し、必要に応じて外部専門家からも意見を徴するものとする。監査役は、補助参加への同意の当否判断の過程と結果について、記録を作成し保管するものとする。</p> <p>(訴訟上の和解)</p> <p>第 40 条</p> <p>1. 監査役は、株主代表訴訟について原告株主と被告取締役との間で訴訟上の和解を行う旨の通知及び催告が裁判所からなされた場合には、速やかに監査役会等においてその対応を十分に審議し、和解に異議を述べるかどうかを判断しなければならない。</p> <p>2. 前項の訴訟上の和解の当否判断にあたって、監査役は、代表取締役及び被提訴取締役のほか関係部署から状況の報告を求め、又は意見を徴し、必要に応じて外部専門家からも意見を徴するものとする。監査役は、訴訟上の和解の当否判断の過程と結果について、記録を作成し保管するものとする。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査役は、第一項の請求を受けた日から 60 日以内に訴えを提起するか否かを判断する。また、その結果を取締役会及び被提訴取締役に通知する。 ・ 監査役は、提訴の当否判断のために行った調査及び審議の過程と結果について、その重要性を判断し、記録を作成し保管するものとする。 ・ 前項の補助参加への同意の当否判断にあたって、監査役会は、代表取締役及び被提訴取締役のほか関係部署から状況の報告を求め、又は意見を徴し、必要に応じて外部専門家からも意見を徴するものとする。監査役は、補助参加への同意の当否判断の過程と結果について、その重要性を判断し、記録を作成し保管するものとする。 ・ 前項の訴訟上の和解の当否判断にあたって、監査役は、代表取締役及び被提訴取締役のほか関係部署から状況の報告を求め、又は意見を徴し、必要に応じて外部専門家からも意見を徴するものとする。監査役は、訴訟上の和解の当否判断の過程と結果について、その重要性を判断し、記録を作成し保管するものとする。 |
|--|---|

第8章 監査の報告

(監査内容等の報告・説明)

第41条

監査役は、監査活動及び監査結果に対する透明性と信頼性を確保するため、自らの職務遂行の状況や監査の内容を必要に応じて説明することが監査役の重要な責務であることを、自覚しなければならない。

(監査調書の作成)

第42条

監査役は、監査調書を作成しておかなければならない。当該監査調書には、監査役が実施した監査方法及び監査結果、並びにその監査意見の形成に至った過程及び理由等を記録する。

(代表取締役及び取締役会への報告)

第43条

1. 監査役及び監査役会は、監査の実施状況とその結果について、定期的に代表取締役及び取締役会に報告する。
2. 監査役及び監査役会は、その期の重点監査項目に関する監査及び特別に実施した調査等の経過及び結果を代表取締役及び取締役会に報告し、必要あると認めるときは、助言又は勧告を行うほか、状況に応じ適切な措置を講じなければならない。

(監査報告書の作成・提出)

第44条

1. 監査役会は、各監査役から業務監査及び会計監査についての報告を受け、審議のうえ、正確かつ明瞭に監査報告書を作成しなければならない。
2. 監査役会は、取締役から営業報告書その他の書類を受領するにあたり、法定記載事項のほか、開示すべき事項が適切に記載されているかを確認し、必要に応じて取締役に対し説明を求め、又は意見を述べなければならない。
3. 監査役会は、監査報告書を作成するにあたり、取締役の法令又は定款違反行為及び後発事象の有無等を確認するとともに、第31条第2項に掲げる事項にも留意のうえ、監査役会として監査報告書に記載すべき事項があるかを検討する。なお、異なる意見がある場合には、その監査役の意見を記載しなければならない。
4. 監査役は、監査役会の監査報告書に作成年月日及び常勤の監査役にあつてはその旨を付し、署名押印しなければならない。
5. 監査役会は、前項の監査報告書を取締役に提出し、かつ、その謄本を会計監査人に送付しなければならない。
6. 大会社である有価証券報告書提出会社については、監査役会は、連結計算書類に係る監査報告書を作成しなければならない。

- ・ 監査役は、その重要性を判断し、監査に関する記録を作成しておかなければならない。
- ・ これらの監査記録の保存年限は4年間とする。
- ・ 監査役会は、監査調書を10年間保管する。

- ・ 監査役は、監査の実施結果を関係取締役に通知する。

- ・ 監査役会は、各監査役から業務監査及び会計監査についての報告を受け、審議のうえ、正確かつ明瞭に監査報告書を作成のうえ、取締役に提出し、かつその謄本を会計監査人に送付しなければならない。

| | |
|--|---|
| <p>(株主総会への報告・説明等)</p> <p>第45条</p> <p>1. 監査役は、株主総会に提出される議案及び書類について法令もしくは定款に違反し又は著しく不当な事項の有無を調査し、当該事実があると認められた場合には、株主総会において意見を報告しなければならない。また、監査役は、監査役の説明責任を果たす観点から、必要に応じて株主総会において自らの意見を述べるものとする。</p> <p>2. 監査役は、株主総会において株主が質問した事項については、議長の議事運営に従い説明する。</p> <p>3. 監査役は、株主総会議事録に議事の要領及びその結果が正確に記載されているかを確かめる。</p> <p>(附則)</p> <p>本基準において、「記載」には、その性質に反しない限り、電磁的記録を含むものとする。また、本基準において言及される各種書類には、電磁的記録により作成されたものを含むものとする。</p> | <p>・ 監査役は、株主総会において株主が質問した事項について説明する。</p> <p>(本基準の改定)</p> <p>・ 本基準の改定は、監査役会の決議により行う。</p> <p>・ 改定に際しては、取締役会の意見を求めるものとする。</p> <p>(附則)</p> <p>・ 適時に適切な内容で取締役会・常務会などに付議・報告された事項については、本基準における監査役及び監査役会への取締役等からの説明・報告とすることができる。</p> <p>※「新基準」には記載されていないもので、各社独自の条文は以下のとおりである。</p> <p>(監査役の権限)</p> <p>・ 監査役は、取締役又は各関係部署から報告を受けるとともに、会計監査人から監査報告を求めることができる。報告を受けた監査役は、監査役会に報告を行う。また、自ら業務及び財産の状況を調査することができる。</p> <p>・ 監査役は、会社の業務に適法性を欠く事実又はその恐れのある事実を発見したときは、監査役会に報告するとともにこれを改めるよう取締役に勧告する。また、状況によってはその行為の差し止めの訴えを求めることができる。</p> <p>・ 監査役は、会社に将来著しい損害又は重大な事故を招く恐れのある事実を発見した時は、監査役会に報告するとともにこれを改めるよう取締役に助言する。</p> <p>(情報の共有)</p> <p>・ 監査役は、実施した監査の方法、内容、結果などについて他の監査役との情報の共有に努め、必要に応じて監査役会に報告する。</p> <p>(実地調査)</p> <p>・ 監査役は、本社、支店、工場等を調査し、その業務が適法かつ適正に行われており、財産が適正に管理されているかを確かめるため、あわせて会社の業務全般の実情を把握する。</p> |
|--|---|

- ・ 監査役は、前項の調査の結果、必要な場合には、取締役又は使用人に対し助言又は勧告を行う。
- ・ 前項の各号の場合には、監査役はこれを監査役会に報告しなければならない。
- ・ 監査役は、本社各部室、技術研究所、工場等を調査し、その業務が適法かつ適正に行われているかを確認、併せて会社の業務全般の実情を把握する。
- ・ 監査役は、前項の調査の結果、必要な場合には取締役又は使用人に対し助言又は勧告を行う。
- ・ 監査役は、監査対象の実態を把握するために自ら現場に出向き、または現物（現品・原始帳簿等）を調査することにより問題点の存否を確認し、必要な指摘・改善指示を行うように努める。
- ・ 監査役は、適時事業所を実地調査し、その業務が適法かつ適正に行われているかを確認し、会社の業務全般の実情を把握する。
- ・ 監査役は、前項の調査の結果、必要に応じて取締役又はその使用人に助言または勧告を行う。
- ・ 監査役は、取締役及び使用人に対し営業の報告を求めるとともに、会社の業務・財産の状況を調査しなければならない。
- ・ 監査役は、本社及びその他の事業所等への往査、その他の方法により調査を実施し、十分に事実を確認、監査意見を形成する上での合理的根拠を求めなければならない。

（会計監査人報告事項の報告）

- ・ 監査役は、会計監査人からの報告事項について、必要な場合には速やかに取締役会に報告する。
- ・ 監査役は、前項のほかに定期的に報告事項を取締役会に報告する。

（取締役・監査役・執行役員業務執行確認書の受領）

- ・ 監査役会は、取締役及び執行役員から、取締役及び執行役員業務執行確認書を半期毎に取り付ける。
- ・ 取り付けた取締役執行役員業務執行確認書の原本は、管理部にて保管する。
- ・ 監査役については、監査役業務執行確認書は、半期毎、代表取締役に提出する。

（後発事象）

- ・ 監査役は、営業報告書に記載されていない決算期後に生じた会社の状況に関する重大な事実について取締役から報告があったときは、監査報告書に記載する。

（任意監査報告書）

- ・ 監査役は、法令で定められた監査報告書の他、必要であると認めるときは、監査結果の重要な事項について、その概要及び意見を記載した任意監査報告書を作成する。
- ・ 監査役は、前項の監査報告書を監査役会に報告するとともに、取締役に提出する。

| | |
|--|---|
| | <p>(監査役監査結果の報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査役は、監査を終えたときは、監査役会に対し、次の各号に掲げる事項を報告しなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 会計監査人の監査方法又は結果が相当でないと認めたときは、その旨及びその理由 (2) 監査役が行った監査の方法の概要 (3) 会計以外の業務の監査の方法の概要 (4) 営業報告書が法令及び損失の処理に関する議案が会社財産の状況その他の事情に照らし著しく不当でないか否か (5) 利益の処分又は損失の処理に関する議案が会社財産の状況その他の事情に照らして著しく不当でないか否か (6) 附属明細書について、記載漏れ若しくは不実の記載又は会計帳簿、貸借対照表、損益計算書及び営業報告書の記載と合致しないものがないか否か (7) 取締役の職務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実がないか否か (8) 子会社に対し営業の報告を求め、又は子会社等の業務及び財産の状況を調査したときは、その方法及び結果 (9) 監査のための必要な調査ができなかった場合は、その旨及び理由 |
|--|---|

新監査役監査基準に対応した各社の監査計画に関する分析

収集期間： 平成 17 年 3 月 17 日～4 月 1 日

収集対象： 平成 17 年 3 月 15 日現在の本部・支部監査実務部会登録会社 1,736 社

収集した監査基準数：75 社

収集条件：「新基準反映後であること」

「固有名詞を伏せ字にした状態で提供すること」

総論

新基準の公表が平成 16 年 2 月であり、各社の自社基準の改定状況や、自社基準の作成・改定から監査計画の立案までの時間的余裕を考慮すると、作成・改定後の自社基準に則った監査計画の策定に間に合っていない企業も多くあったようである。また、今回計画をお寄せいただいた方からは、「次期以降に新基準を反映させたい」というコメントが多数あった。これらの状況を勘案し、各社の状況を紹介するとともに、数社の実例を参考に供する。

各論

1. 新監査役監査基準の反映状況

監査計画における新基準の反映状況を総括すると、抽象的な規定を監査計画に取り入れている企業が多く、具体的な時期や方法を立案している企業は少なかったものの、「誰が、何を、どのように」監査するのかについて、詳細に立案している企業がある。確かに監査役は独任制であるが、重複監査を避け、効果的・効率的な監査を行うためにも監査計画は、できるだけ具体的に作成する必要があると考える。

新基準の中で、多く反映されていた条文は、第 15 条の「内部統制システムの整備状況の監査」の規定であり、重点監査項目として多くの企業で立案されている。このほか、第 14 条の「取締役会等の意思決定の監査」、第 16 条の「競業取引等の監査」、第 17 条の「会計監査人の独立性の監視」、第 22 条の「監査計画及び業務の分担」、第 23 条の「取締役会への出席・意見陳述」、第 25 条の「重要な会議等への出席」、第 26 条の「代表取締役との定期的会合」、第 29 条の「内部監査部門との関係」、第 33 条の「会社財産の調査」、第 34 条の「子会社の調査」、第 35 条の「会計監査人との関係」も多くの企業の監査計画に反映されていた。

これらの規定は、監査役監査の具体的な方法を定めているが、第 3 条の「監査役の心構え」の規定、特に第 3 項の「監査役は、適正な監査視点の形成のため、経営全般の見地から経営課題についての認識を深め、経営状況の推移と企業をめぐる環境の変化を把握するように努めなければならない。」とする規定を「自主的経営監査項目」として置き換え、監査計画に立案している企業や、経営課題を監査方針の中に盛り込んで記載している企業もあった。

また、第 26 条の「代表取締役との定期的会合」については、第 3 条第 4 項に定められているように、代表取締役と監査役の相互理解を深め、経営者の視点に立った監査を可能にすることが考えられるため、是非盛り込んでいただきたい規定であるが、その立案の方法については、詳細に時期や回数等を明記したり、また、表形式でまとめたりするなど、各社工夫を凝らしているようだ。

2. 重点監査項目

重点監査項目については、前述のとおり第 15 条「内部統制システムの整備状況の監査」がほぼ全ての企業で立案されていた。しかし、その立案の方法は、企業ごとに異なっている。項目のみを列挙する企業や、重点監査項目に対する監査の方法を立案する企業等、企業によって取り組む姿勢が異なるように感じられた。

企業は、経済環境、業界動向、関係法令、事業活動等の内外の経営環境の変化によって、リスク等が変化する。また、統制環境は、社風によって影響され、すべての企業構成員の内部統制に対する意識に影響を与え、経営者の内部統制に対する態度や姿勢を反映している。内部統制を有効に機能させるためには、監査活動の適切さが大きな要素となってくると考えられる。また、上述のように制約のある監査資源でより効果的・効率的な監査を行うためには、業種業態により特徴のあるリスクを、監査役がその専門的知識・経験を持って判断し、重点的に監査を行う必要があると考える。

3. 年度監査計画

年度監査計画に関しては、表形式で作成している企業が目立ったが、文書形式で作成している企業もあった。さらに取締役会や会計監査人、内部監査部門の動きを盛り込んだ企業もあった。

年度監査計画は、取締役会、会計監査人、内部監査部門、他部門との関係や効果的・効率的な監査を行う上で非常に重要な役割を果たす。仮に 1 人の監査役が、全社的な監査を行う場合は、どのような計画で、どのような監査を行うのか、また、そのときの他部門では何が行われているのか等を把握するため、表にまとめた方がわかりやすいと考える。

4. 中間決算監査・期末決算監査

会計監査人の中間決算監査・期末決算監査の動きと連動させて、会計の分野に特化した監査計画を盛り込んでいる企業があった。この企業のように会計の分野に特化した監査を行うことは、会計監査人の監査手続の妥当性を監査できるばかりでなく、会計監査人から会計監査の際の不明な事項についてアドバイスを受けることもできるので、監査の効率性が高まるものと考えられる。

5. 監査の方法

詳細な監査の方法を監査計画で立案している企業は少なかった。

監査の方法は、企業におけるリスクの程度、法令等で求められる程度、内部統制の有効性の程度等によって異なり、企業特有の事項が多い。効果的・効率的な監査を行うた

めには、リスクの評価が高い項目、内部統制の有効性の程度が低い部門や項目、商法施行規則 133 条に列挙された監査項目等を考慮し、監査の時期や範囲及び手続を決定していく必要があると考える。

6. 監査役の業務分担

業務分担については、各監査役の専門分野別や常勤・非常勤別など、企業によって区別の仕方が異なる。また、監査手続まで詳細に分担表を作成する企業や、監査項目でとどめておき、具体的な監査方法については、監査役の裁量の範囲を多く認める分担表を作成するなど、そのまとめ方は各社各様であった。

限られた時間の中で、監査役監査を効率的・効果的に行うためには、監査役の業務分担を設ける必要があると考える。会計監査人における監査のように「リスクアプローチ」により監査リスクを合理的に低く抑えるため、リスクの高い監査項目や内部統制の弱い所に関して、より強力な監査手続を採用し、優先的に人員を投下する等の工夫が必要であろう。

7. 会計監査人・内部監査部門との関係

新基準第 5 章に規定されている「会計監査」、第 29 条の「内部監査部門との関係」について立案している企業は、多くあった。具体的には、第 17 条の「会計監査人の独立性の監査」、第 18 条の「財務報告体制の監査」、第 19 条の「会計方針・会計処理等の監査」を立案する企業が多かった。その立案の仕方に関しては、詳細な監査の方法を定めている企業、チェックリストを利用している企業、会計監査人・内部監査部門・その他関連部門との日程の調整表の作成をしている企業など、様々な工夫を凝らしている。会計監査人、内部監査部門、その他関連部門との関係を考えていく場合には、予め日程調整を行い、協力体制を構築し、円滑な情報交換を行うことが必要であろう。

8. 総括

新基準の公表により、これに則した監査計画を立案する企業が増加しつつあるようである。監査計画立案のポイントとして、「いつ、どこで、誰が、何を、どのように行うのか」という 4W1H を明示することが挙げられる。そうすることで、監査役間、あるいは、執行部との関係がよりスムーズに運ぶものと思われる。

以上

第〇〇期 監査計画書

1. 基本方針

監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務執行を監査することにより、企業の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する。

そのため、取締役会その他重要な会議への出席、取締役及び使用人等から受領した報告内容の検証、会社の業務及び財産の状況に関する調査等を行い、取締役又は使用人に対する助言又は勧告等の意見の表明、取締役の行為の差止めなど、必要な措置を適時に講じるものとする。

2. 実務方針（日常の取引に関する事項）

(1) 取締役の職務執行状況の監査。

（分担 主として常勤監査役①～④ 非常勤監査役①④）

① 「取締役会等の意思決定の監査」

取締役会決議その他における取締役の意思決定の状況及び取締役会の監督義務の履行状況を監視し検証する。

② 「内部統制システムの整備状況の監査」

取締役が、内部統制システムを適切に構築し運用しているかを監視し検証する。

③ 「競業取引等の監査」

競業取引等について、取締役の義務に違反する事実がないかを監視し検証する。

④ 「取締役及び使用人からの報告受領」

取締役から会社に著しい損害が発生するおそれがある旨の報告を受けた場合には、必要な調査を行い、取締役に対して助言又は勧告を行うなど、状況に応じ適切な措置を講じる。

(2) 代表取締役との定期的会合（分担 全ての監査役）

代表取締役と定期的に会合を持ち、代表取締役の経営方針を確認するとともに、会社に対処すべき課題、会社を取巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、代表取締役との相互認識と信頼関係を深めるよう努める。

(3) 内部監査部門との関係（分担 主として常勤監査役）

会社の業務及び財産の状況の調査その他監査職務の遂行にあたり、内部監査部門と緊密な関係を保ち、効率的な監査を実施する。

(4) 会計監査人との関係（分担 主として常勤監査役）

会計監査人と定期的に会合を持つなど、緊密な関係を保ち、積極的に意見及び情報の交換を行い、効率的な監査を実施する。

(5) 文書・情報管理の監査（分担 常勤監査役）

主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧し、必要であると認めるときは、取締役又は使用人に対しその説明を求め、又は意見を述べる。

【実例1】

また、所定の文書・規程類、重要な記録その他重要な情報が適切に整備され、かつ、保存及び管理されているかを調査する。

(6) 企業情報開示体制の監査（分担 常勤監査役）

開示される企業情報の透明性と信頼性を確保するために、取締役が適切な情報作成及び情報開示の体制を構築し、明確な情報開示基準を制定し運用しているかを監視し検証する。

継続企業の前提に係る事象又は状況、重大な事故又は災害、重大な係争事件など、企業の健全性に重大な影響のある事項について、取締役が情報開示を適時適切な方法により、かつ、十分に行っているかを監視し検証する。

(7) 会社財産の調査（分担 常勤監査役）

重要な会社財産の取得、保有及び処分状況についての調査。

取締役が資産及び負債を適切に管理しているかを調査。

会社財産の実質価値の把握。等に努める。

(8) 子会社等の調査（分担 常勤監査役）

連結経営等の視点を踏まえ、子会社等の状況も調査する。

(9) 会計監査（分担 常勤監査役）

会計監査人の独立性の監視等を行う他、会計監査人と協力して、財務報告体制の監査、会計方針・会計処理等の監査、計算書類等の監査を行い、会計監査人から提出された監査報告書の調査を行う。

(10) 監査役会の開催（分担 全ての監査役）

監査役会は原則として3ヵ月に1回開催、常勤監査役が招集する。但し、特定の事項について監査役会の協議が必要であると認められる場合には、随時開催する。

3. 中間決算に関する事項

(1) 事前準備（分担 全ての監査役）

会計監査人の中間監査に先立ち、今回の中間決算でとくに重要となる事項を監査役会で協議し、会計監査人に重点監査項目として申し入れる。

(2) 中間監査（分担 常勤監査役）

① 監査人の中間監査に立ち会って、会計監査人の指摘した検出事項および要改善事項について検討を行い、疑問点があれば会計監査人および会社の担当者に対し質問を行う。また、会計監査人の出した監査結果について、監査役としての意見を述べる。

② 会社が中間配当を行う場合、当該配当額が配当可能利益を超えていないか確認する。以上①、②について監査役会へ報告し監査役会で協議する。

4. 期末決算に関する事項

(1) 事前準備（分担 常勤監査役）

期中において指摘した事項が適切に修正されているか確認する。

(2) 期末監査（分担 ①④全ての監査役 ①～⑤常勤監査役）

① 会計監査人の期末監査に先立ち、今回の決算で特に重要となる事項を監査役会で協

議決定し、会計監査人に対して重点監査項目として申し入れる。

- ② 会計監査人の期末監査に立ち会って会計監査人の指摘した検出事項および要改善事項について検討を行い、疑問点があれば会計監査人および会社の担当者に対し質問を行う。
- ③ 会計監査人の出した監査結果について、検討する。また、取締役から受領した営業報告書、貸借対照表、損益計算書、利益処分案又は損失処理案、附属明細書について、法令および定款に違反せずに、会社の財政状態および経営成績を正しく反映しているかどうかの観点から監査を実施する。
- ④ 以上②、③について監査役会へ報告し、監査役会で協議検討のうえ監査報告書を作成する。
- ⑤ 株主総会関係の調査、確認を行う。

5. その他（分担 常勤監査役）

(1) 主要な事業所の調査

今期は×××事業部、×××支社等に対し、情報リスクマネジメントの状況を含めて調査を行う予定。

(2) グループ監査役との連携

×××グループ監査役会への出席。

(3) 監査役関連法務知識・実務知識の研修

監査役協会他の諸会合、研修会への参加。

(4) その他特に必要と考えられる事項

期中を通じ必要に応じて適宜項目を定め実施する。

以 上

第〇〇期監査計画書（月次計画）

| 年月 | 区分 | 監査議題等 | 備考 |
|-------|-----------------|--|----------------------------------|
| 17年4月 | (常勤監査役) | ・業務監査 ・取締役会から決算書類受領 ・会計監査人より監査結果報告 | 実地棚卸等立会 計算書類等監査 決算開示(4.26) |
| 5月 | 決算のための 監査役会 | ・会計監査人から監査報告受領 ・監査報告書の作成、提出 ・監査役候補選任に関する同意 ・会計監査人の再任の検討 | 総会召集通知等 監査 |
| 6月 | (常勤監査役) 監査役会 | ・業務監査 ・監査方針、監査計画の決定 | 総会手続等監査 定時総会(6.17) |
| 7月 | (常勤監査役) | ・業務監査 | 1/四開示 |
| 8月 | (常勤監査役) | ・会計監査人の監査計画概要書 の報告 | |
| 9月 | (常勤監査役) | ・業務監査 | 実地棚卸立会 ×××実地調査 |
| 10月 | (常勤監査役) | ・会計監査人からの中間監査実 施概要報告の受領 | 中間開示 |
| 11月 | (常勤監査役) | ・業務監査 | |
| 12月 | (常勤監査役) | ・業務監査 | |
| 18年1月 | (常勤監査役) | ・業務監査 | 3/四開示 |
| 2月 | (常勤監査役) | ・業務監査 | |
| 3月 | (常勤監査役) | ・業務監査 ・決算スケジュールの確認 | 実地棚卸立会 ××実地調査 |
| 4月 | (常勤監査役) | ・業務監査 ・取締役会からの決算書類受領 ・会計監査人より監査結果報告 | 実地棚卸立会 計算書類等監査 決算開示(4.) |
| 5月 | 決算のための 監査役会 | ・会計監査人から監査報告受領 ・監査報告書の作成、提出 ・監査役候補選任に関する同意 ・会計監査人再任の検討 | 総会召集通知等 監査 |
| 6月 | (常勤監査役) | ・業務監査 | 総会手続等監査 定時総会(6.16) |

監査役会は原則として毎月開催。そこで前月迄の業務監査の報告・検討を行う。

2005年3月30日

| |
|--------------|
| 2005年度 監査計画書 |
|--------------|

I. 監査方針立案の前提

II. 監査方針

1. 2005年度監査方針
2. 重点監査事項

III. 監査計画

1. 監査の対象期間
2. 監査の活動期間
3. 監査業務の分野別分担
4. 監査実施計画
5. 2005年度監査スケジュール
6. 2005年度本社部門との意見交換
7. 2005年度事業所往査における監査の主眼点
8. 会計監査人との連携
9. 内部監査部門(監理室)との連携
10. 代表取締役への報告
11. 監査役会
12. 関連会社の監査
13. 海外現地法人の監査
14. 監査役に報告していただきたい事項の依頼

以 上

〇〇〇〇会社 監査役会

2005年度 監査役監査方針及び監査計画

I. 監査方針立案の前提

1. 監査役を取巻く環境

(1) 社会環境

- ・ 有価証券報告書の虚偽記載事件に端を発し、適正な情報開示及びその確認が改めて求められており、又引き続き企業のコーポレートガバナンス機能の強化と企業の社会的責任（CSR）が要求されている。
- ・ 独占禁止法改正による不正取引防止策が閣議決定し、更に日本経済団体連合会等の各種団体においても企業行動憲章を踏まえたコンプライアンス体制の整備、見直し、徹底並びに不祥事が起きた場合の情報開示、再発防止策の実施等を呼びかけている。

(2) 企業環境

- ・ 国内景気は底打ちし底堅さが見え始め、業績は向上してきてはいるものの、いまだ受注環境、利益環境とも厳しい状況が続いており、企業が安定的に成長していくためには、「安定した経営維持・差別化のための基盤の構築」が重要課題となっている。
- ・ 企業単体ではなく、「グループ戦略として総合力の強化」が必要になっている。

2. 社長方針

2005～2007年の新経営3か年計画においては、お客様指向を徹底し、更なる収益性の向上、将来に向けての経営資源の拡充を図り、目標の達成はもとより、品質経営に優れた企業として社会より再認識されることを目指す。

1. 安全・品質問題の絶無に向けた取組の強化
2. 生産原価の低減による収益力の向上
3. 創り込みによる安定的受注高の確保
4. 経営資源（技術力・人的能力）の拡充
(1)技術・研究開発の強化 (2)人材育成の強化 (3)IT基盤の拡充

II. 監査方針

1. 2005年度監査方針

「安定した経営の維持・差別化のための基盤の構築実現」に貢献できる監査活動を行う。

2. 重点監査事項

1. 健全なコーポレートガバナンス確保のための内部統制システム並びにリスク管理体制の整備・運用状況の監査
2. 信頼・信用力確保のための安全管理・品質管理への取組状況の監査
3. 企業の社会的責任維持のためのコンプライアンスへの管理体制の運用状況の監査
4. 経営資源の拡充、基盤強化のための人材育成・組織改革の実施状況の監査
5. グループ総合力向上のためのグループ経営監査体制の構築

Ⅲ. 監査計画

1. 監査の対象期間

- ・ 監査の対象期間は、2005年1月1日から2005年12月末までとする。

2. 監査の活動期間

- ・ 本年度の監査の活動期間は、2005年定時株主総会（3月30日）直後から2006年定時株主総会終了までとする。

3. 監査業務の分野別分担

〇〇監査役・・・・・・監査役会議長及び主として総務・人事、品質、技術、情報、海外分野

〇〇監査役・・・・・・主として財務・経理、関連会社営業、工務・調達分野

〇〇監査役(非常勤)・・経営全般及び主として管理会計関連分野

〇〇監査役(非常勤)・・経営全般及び主として法務関連分野

4. 監査実施計画

| 項 目 | 内 容 |
|-------------|---|
| (1) 日常監査 | ① 重要会議への出席 1) 取締役会出席 2) その他重要会議出席 3) 重要会議議事録閲覧 ② 稟議等決裁書類他重要文書の閲覧 ③ 営業報告の聴取及び会社業務・財産の調査 |
| (2) 実地調査 | ① 事業所（本社・本支店・営業所・作業所）の往査 ② 傍系・関連会社の会社業務・財産の調査 |
| (3) 会計・決算監査 | ① 会計監査人の会計監査意見の聴求 ② 決算に関する監査(中間決算、期末決算監査) ③ 競業取引等（133条）監査 |
| (4) 総会関係 | ① 総会日程の確認 ② 総会議案の承認 ③ 総会関係の適法性判断 |
| (5) 監査役会 | ① 監査計画の作成 ② 監査報告書の作成 |

(注) ①2005年度監査役監査の監査実施事項及び分担は、(別紙1)による。

②期末決算監査日程、定時総会日程は、12月の監査役会にて決定する。

5. 2005年度監査スケジュール

- ① 2005年度事業所往査日程表 (別紙2)

【実例2】

6. 2005年度本社部門との意見交換

本社部門については、コーポレートガバナンス（経営重要事項決裁、内部統制、リスク管理）及び安全管理、品質管理並びにグループ経営、人材育成に係る部門を中心に意見交換会を実施する。（総務室、企画室、社長室、財務室、営業本部、生産本部、設計本部、関連事業室）

| 監査対象者 | 項目 | 主な検討事項 |
|-------|---|---|
| 総務室 | ①経営重要事項決裁 ②内部統制 ③リスク管理 ④コンプライアンス | ・決裁機関の区分、明確な規則 ・行動規範、責任権限、牽制・監視機能 ・管理の仕組、マニュアル、対応策 ・法令遵守方針・基準、教育、監視、対策 |
| 企画室 | ①経営重要事項決裁 ②グループ経営 ③生産体制 | ・決裁機関の区分 ・長短構想、G全体整合、各社ミッション ・工事・設計、内作・外注・G、人材 |
| 社長室 | ①経営重要事項決裁 ②コンプライアンス | ・決裁機関の区分 ・法令遵守方針・基準、周知 |
| 財務室 | ①経営重要事項決裁 ②内部統制 ③リスク管理 | ・決裁機関の区分、明確な規則、フォロー ・責任権限、牽制、監視対策確認フォロー ・管理の仕組、マニュアル、対応策 |
| 営業本部 | ①内部統制 ②リスク管理 ③コンプライアンス | ・行動規範周知、責任権限、牽制、監視 ・管理の仕組、マニュアル、対応策 ・法令遵守方針・基準、教育、監視、対策 |
| 生産本部 | ①安全管理 ②品質管理 ③生産体制 | ・指導体制、確認(現地・現物・現実) ・指導体制、確認(現地・現物・現実) ・内作・外注・G、人材、建築・設備・事務 |
| 設計本部 | ①品質監理 | ・指導体制、確認(現地・現物・現実) |
| 人事室 | ①人材育成 ②生産体制 ③内部統制 | ・OJT、指導体制、確認(現地・現物・現実) ・工事・設計・外注人材・設備・事務 ・内部統制・コンプライアンス・リスク管理に係る人事評価・賞罰 |
| 関連事業室 | ①グループ経営 | ・長期構想、グループ整合、各社ミッション |

7. 2005年度事業所往査における監査の主眼点

(1) 本支店往査

本年度は、下記の部門（長）に対して、テーマを絞って事業所監査を実施する。

| 監査対象者 | 項目 | 監査の主眼 |
|-------------------------|---|---|
| 本支店長 | ①方針管理 ②内部統制 ③コンプライアンス ④安全・品質管理 ⑤リスク管理 | ・下部への展開、成果・対策確認 ・不正、不祥事防止の内部統制機能の確認 ・遵守すべき法令等の把握、確認 ・指導体制、対策の確認 ・リスクの把握、対策の確認、フォロー |
| 総務・経理・人事部長 (監査実施は部毎) | ①内部統制(総・経・人) ②リスク管理(総・経・人) ③人材育成(人) ④コンプライアンス(総) ⑤生産体制(人) | ・規程の遵守、確認、牽制活動、フォロー ・リスクの把握、対策の確認、フォロー ・OJT指導体制、OFJT計画確認フォロー ・遵守すべき法令等の把握、教宣、確認 ・工事・設計、内作・外注・G、人材 |

| 監査対象者 | 項 目 | 監査の主眼 |
|-------------------------|--|--|
| 営業・設計・見積部長 (監査実施は部毎) | ①内部統制(営・設・見) ②コンプライアンス(営) ③品質管理(設) ④CS活動(顧客指向) | ・決定権限、委譲権限の実行状況確認 ・遵守すべき法令等の把握、指導、確認 ・管理体制確認(現地・現物・現実) ・捉え方と活動指針、確認フォロー |
| 生産統括部長 (監査実施は部毎) | ①安全管理(安全) ②内部統制(全) ③生産体制(工務・技術・設備) ④コンプライアンス(全) | ・管理体制、対応策確認(現地・現物・現実) ・決定権限、委譲権限の実行状況確認 ・工事・設計、内作・外注・G、人材建築・設備・事務、現状把握、構想・対策 ・遵守すべき法令等の把握、教宣、確認 |
| 生産調達部長 | ①内部統制 | ・決定権限、委譲権限の実行状況確認 |
| 品質監理部 | ①品質管理 | ・管理体制、対策確認(現地・現物・現実) |
| F M部 | ①内部統制 ②CS活動(顧客指向) ③コンプライアンス | ・決定権限、委譲権限の実行状況確認 ・捉え方と活動指針、確認フォロー ・遵守すべき法令等の把握、教宣、確認 |
| 営業所 | ①内部統制 ②コンプライアンス ③CS活動(顧客指向) | ・決定権限、委譲権限の実行状況確認 ・遵守すべき法令等の把握、教宣、確認 ・捉え方と活動指針、確認フォロー |
| 作業所 | ①内部統制 ②安全管理 ③品質管理 ④生産体制 ⑤コンプライアンス | ・決定権限、委譲権限の実行状況確認 ・管理体制、対策確認(現地・現物・現実) ・管理体制、対策確認(現地・現物・現実) ・内作・外注・G、人材建築・設備・事務 ・遵守すべき法令等の把握、教宣、確認 |

8. 会計監査人との連携

| 会 議 名 | 開催回数 | 主な議題 |
|------------|--------------------------|--|
| 会計監査人との懇談会 | 年 6 回 (4、5、8、12、2、3月) | 監査方針・監査計画の調整 会計監査報告・意見交換 期中監査の連携 |

9. 内部監査部門(監理室)との連携

| 会 議 名 | 開催回数 | 主な議題 |
|----------|-----------------------------|-------------------------|
| 監理室との懇談会 | ①内部監査事項 年 2 回(7,1月) | 監査スケジュール調整 内部監査結果の報告 |
| | ②品質問題報告 年 4 回(4,7,10,1月) | 品質問題に関する報告 |

10. 代表取締役への報告

| 会 議 名 | 開催回数 | 主な議題 |
|----------------------|----------------------|--|
| 社長報告会 | 年 2 回程度 | 監査方針・監査計画の説明 監査結果の報告 |
| 副社長・担当取締役との 意見交換会 | 年 4 回 (4、7、9、12月) | 本社部門・本支店事業所往査等の 監査レポート(気付き事項、所見 等)による意見交換等 |

【実例2】

1.1. 監査役会

(1) 2005年度監査役会の開催内容

監査役会は、原則として年7回定例的に開催する。必要に応じて監査役ミーティングを行う。

(2) 監査役会のテーマ

監査役会の検討テーマを設定して、監査役会の中で協議・検討し経営基盤の強化に資する。

[2005年度の検討テーマ]

- 1) コーポレートガバナンス（経営重要事項決裁、内部統制、リスク管理）体制の検討
- 2) グループ経営戦略のあり方の検討
- 3) コンプライアンス体制の検討（企業の社会的責任）

<2005年度監査役会日程表>

| 回 | 月 | 日 | (曜) | 場所 | 監査役会・主な議題 | 取締役会 | 経審 | 支店長会 |
|---|-----------|----|-----|----|---|-------------------------------|-----------------------|----------------|
| 1 | 3 | 30 | 水 | 大阪 | 監査役報酬の協議 監査方針・監査計画の作成・承認 監査役監査基準(案)の検討 事業所往査の日程確認 | 3/30 (TV) | 3/30 (TV) | |
| 2 | 4 | 28 | 木 | 大阪 | 事業所往査の詳細日程 監査役監査基準案の作成 監査役職務遂行の情報交換 | 4/28 (TV) | 4/28 (TV) | 4/27 (東京) |
| 3 | 7 | 28 | 木 | 大阪 | 上期決算内容の確認 事業所往査結果の報告 監査役職務遂行の情報交換 | 7/28 (TV) | 7/30 (TV) | 7/27 (東京) |
| 4 | 10 | 28 | 金 | 大阪 | 事業所往査結果の報告 監査役職務遂行の情報交換 | 10/24 (TV) | 10/24 (TV) | 10/27 (大阪) |
| 5 | 12 | 16 | 金 | 大阪 | 定時総会スケジュール 決算監査日程 監査役監査調書のまとめ 監査役職務遂行の情報交換 | 12/13 (東京) | 12/13 (東京) | 12/13 経営幹部会 |
| 6 | 2006 1 | 30 | 月 | 大阪 | 計算書類等の受理及び確認 監査役監査結果報告書の承認 | 1/30 (TV) | 1/30 (TV) | |
| 7 | 2 | 22 | 水 | 大阪 | 会計監査人の監査報告書確認 監査役会の監査報告書の承認 株主総会提出議案の承認 監査役職務遂行の情報交換 | 2006年 2/18 (大阪) 創立記念 | 2006年 2/18 (大阪) | |

(注) () 内は開催場所、TVは東京・大阪のテレビ会議による開催を示す。

1 2. 関連会社の監査

(1) 関連会社監査役連絡会の開催

| 会 議 名 | 開催回数 | 主な議題 |
|------------|------------------|------------------------------------|
| 関連会社監査役連絡会 | 年 2 回 (5、2 月) | ①監査計画書の作成 ②監査活動報告 ③連結監査の意思統一 |

(2) 主要傍系・関連会社の監査

主な傍系・関連会社の監査の担当を次の通りとし、監査の結果を監査役会に報告する。

| 会社名 | 担当監査役 | 備考（常勤監査役） |
|------|-------|-----------|
| 〇〇〇〇 | 〇〇監査役 | (〇〇常勤監査役) |
| 〇〇〇〇 | 〇〇監査役 | |

(3) 2005年度関連会社の往査

業務分社系4社（〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇）及び経営再建中の2社（〇〇〇〇、〇〇〇〇）について10月頃に往査する。

(4) その他の関連会社の監査

その他の関連会社については、各監査役の担当を決めて適宜必要に応じて実施し、その結果を監査役会に報告する。

1 3. 海外現地法人の監査

本年は、昨年に引き続き「海外現地法人及び海外プロジェクトの監査」を実施する。対象地域は、東南アジアとし、国際支店、監理室業務監査グループと調整する。監査の実施は、国際支店と同行して行う。

1 4. 監査役に報告していただきたい事項の依頼（別紙3）

「監査役に報告していただきたい事項」を本社担当部門に依頼する。

以 上

【実例2】

(別紙1) 2005年度 監査役監査の監査項目及び分担

| 区分 | 監査項目 | 関連法規 | 監査項目の内容 | 実施時期 | 監査項目の分担(◎:主担当) | | | | |
|------------------------------------|--|---|---|--------------------|----------------|---|---|---|---|
| | | | | | A | B | C | D | |
| I 日 常 監 査 | 1. 重要会議出席及び議事録閲覧 | 商法第260条の3 " 第260条の4 監査基準第9条 | (1) 取締役会・経営幹部会出席 | 2,4,7,10,12月 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | |
| | | | (2) 重要会議への出席 | 開催都度 | ○ | ○ | | | |
| | | | (3) 重要会議資料及び議事録閲覧 | " | ○ | ◎ | | | |
| | 2. 決裁書類他重要文書の閲覧 (取締役職務執行の監査) | 商法第274条① " 第274条の2 監査基準第10条 | (1) 経営計画立案及び推進状況聴取 | その都度 | ◎ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | (2) 稟議書他主要決裁書類閲覧 | " | ◎ | ○ | | | |
| | | | (3) 重要な契約書他重要文書閲覧 | " | ◎ | ○ | | | |
| | 3. 営業報告の聴取及び会社業務・財産の状況の調査 (取締役職務執行の監査) | 商法第274条② " 第274条の2 監査基準第19条 監査基準第24条 | (1) 営業実績調査 | その都度 | ○ | ◎ | | | |
| | | | (2) 重要課題・臨時課題ヒヤリング | " | ◎ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | (3) 資産管理・保全状況の把握 | " | ○ | ◎ | | | |
| (4) 債権債務状況の把握 | | | " | ○ | ◎ | | | | |
| (5) 予算執行状況の調査(損益・資金・設備予算等) | | | " | ○ | ◎ | | | | |
| II 実 地 調 査 | 1. 事業所(本社・各本支店・営業所・作業所)の往査 | 商法第274条の2 監査基準第18条 | (1) 本社部門との意見交換 | 5~11月 | ○ | ◎ | ○ | ○ | |
| | | | (2) 各事業部門責任者とのヒヤリング | " | ◎ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | (3) 内部統制・リスクマネジメント整備運用状況の調査 | " | ○ | ◎ | ○ | ○ | |
| | 2. 傍系・関連会社の会社業務・財産状況の調査 | 商法第274条の3 " 第276条 監査基準第22条 | (1) 傍系・関連会社の往査 | その都度 | ○ | ◎ | | | |
| | | | (2) 営業実績の把握 | その都度 | ○ | ◎ | | | |
| | | | (3) 決算書類の調査・決算の妥当性 | 6, 12月 | ○ | ◎ | | | |
| | | | (4) 関連会社監査役連絡会の開催 | 5, 2月 | ○ | ◎ | ○ | ○ | |
| | | | (5) 海外現地法人の往査 | 8月 | ○ | ◎ | | | |
| | III 会 計 ・ 決 算 | 1. 会計監査人の監査報告 | 商特法第8条② " 第13条 監査基準第23条 監査基準第28条 | (1) 監査計画の説明聴取 | 4月 | ◎ | ○ | ○ | ○ |
| | | | | (2) 会計監査人との定期的意見交換 | 2, 3, 8, 12月 | ◎ | ○ | ○ | ○ |
| (3) 会計監査・実査、棚卸の立会い | | | | その都度 | ◎ | ○ | | | |
| (4) 監査報告書の受理 | | | | 2月 | ◎ | ○ | | | |
| 2. 決算に関する監査 | | 商法第281条 " 第281条の2 商特法第12条 施行規則第7章 監査基準第11条 証取法第24条 | (1) 決算方針・内容の説明聴取 | 2, 8月 | ○ | ◎ | ○ | ○ | |
| | | | (2) 計算書類等の監査 | " | ○ | ◎ | ○ | ○ | |
| | | | (3) 決算の妥当性の調査 | " | ○ | ◎ | ○ | ○ | |
| | | | (4) 損益状況の把握 | 4半期ごと | ○ | ◎ | | | |
| | | | (5) 有価証券報告書・半期報告書 | 5月 | ○ | ◎ | | | |
| 3. 競争禁止等の監査 (商法施行規則第133条に基づく監査) | 商法第264条 " 第265条 監査基準第20条 " 第21条 商法第210条 | (1) 競争取引・利益相反の監査 | その都度 | ○ | ◎ | | | | |
| | | (2) 無償の利益供与の監査 | " | ○ | ◎ | | | | |
| | | (3) 通例的でない取引の監査 | " | ○ | ◎ | | | | |
| | | (4) 自己株式取得・処分の監査 | " | ○ | ◎ | | | | |
| IV 総 会 関 係 | 商法第275条 監査基準第15条 " 第16条 | (1) 総会日程確認 | 12月 | ◎ | ○ | ○ | ○ | | |
| | | (2) 総会提出議案、添付書類の確認 | 2月 | ◎ | ○ | ○ | ○ | | |
| | | (3) 総会招集通知等の確認 | " | ◎ | ○ | ○ | ○ | | |
| | | (4) 総会関係事項の適法性確認 | " | ◎ | ○ | ○ | ○ | | |
| V 監 査 役 会 | 1. 監査基本計画の作成 監査役会の運営 | 商特法第18条の2 監査基準第17条 商特法第18条の3 | (1) 監査方針立案・監査計画書作成 | 3月 | ○ | ◎ | ○ | ○ | |
| | | | (2) 監査役会議事録作成 | その都度 | ○ | ◎ | ○ | ○ | |
| | | | (3) 監査計画のフォロー | " | ○ | ◎ | | | |
| | | | (4) 監理室内部監査の内容聴取 | 3, 6, 9, 12月 | ○ | ◎ | | | |
| | | | (5) 監査役監査実施記録 | その都度 | ○ | ◎ | | | |
| 2. 監査報告書の作成 | 商法第281条の3 商特法第14条 施行規則127条・ 132~134条 監査基準25~27 | (1) 監査報告書の協議検討・作成 | 2月 | ◎ | ○ | ○ | ○ | | |
| | | (2) 監査調査の確認・意見形成 | " | ◎ | ○ | ○ | ○ | | |
| | | (3) 後発事象の確認 | " | ◎ | ○ | ○ | ○ | | |
| | | (4) 監査報告書の署名 | " | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | | |

(注) 各監査事項は、各監査役それぞれが担当するが、その中で主担当を◎印、協同遂行を○印で示した。

(別紙2)

2005年度事業所往査日

| 監査時期 | 監査対象事業所 | 監査担当 | | | |
|-------|--------------------------------|------|---|-----------|-----------|
| | | A | B | C | D |
| 5月初旬 | 本社部門との意見交換会 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 5月中旬 | 九州支店、鹿児島営業所 | ○ | ○ | | |
| 6月初旬 | 広島支店、松江営業所 | ○ | ○ | | |
| 6月下旬 | 東北支店、青森営業所 | ○ | ○ | | |
| 7月中旬 | 北海道支店、道北営業所 | ○ | ○ | | |
| 7月下旬 | 名古屋支店、静岡・北陸営業所 | ○ | ○ | ○ | |
| 9月初旬 | 大阪本店、京都・神戸・四国支店 滋賀・姫路・奈良営業所 | ○ | ○ | ○ (本店) | ○ (本店) |
| 10月初旬 | 東京本店、横浜・北関東・東関東 支店、新潟・群馬営業所 | ○ | ○ | ○ (本店) | ○ (本店) |
| 11月初旬 | 国際支店、開発事業本部、IMC | ○ | ○ | ○ | |

【実例2】

(別紙3)

監査役に報告していただきたい事項

(1) 会議議案及び議事録

| 部署名 | 報告いただきたい事項 | 報告時期 | 備考 |
|-------|--------------|-------------|----|
| [総務室] | 取締役会 議案書 | 取締役会開催前日まで | |
| [総務室] | 取締役会 議事録 | 会議開催後 | |
| [企画室] | 経営審議会 議案書 | 経審開催前日まで | |
| [企画室] | 経営審議会 議事録 | 会議開催後 | |
| [総務室] | 経営幹部会 議案書 | 経営幹部会開催前日まで | |
| [総務室] | 支店長会 議案書及び資料 | 支店長会開催前日まで | |
| [総務室] | 支店長会 議事録 | 会議開催後 | |
| [社長室] | 東京・大阪常務会 議事録 | 会議開催後速やかに | |
| [監理室] | 社長診断会資料 | 各本支店会議開催前 | |
| [監理室] | 社長診断会記録 | 各本支店会議開催後 | |

(2) 業務遂行関連事項

| 担当部署名 | 報告いただきたい事項 | 報告時期 | 報告書類名 |
|--|---|----------------------------|--|
| [企画室] | 組織変更事項 | その都度 | *会議議案書及び附属説明書 |
| [総務室] | 稟議 重大訴訟事件の概要 | 月次 その都度 | ○稟議書 |
| [人事室] | 懲戒委員会記録 | その都度 | ○懲戒委員会記録 |
| [財務室] | 会計方針変更事項 会計基準変更事項 | その都度 | |
| [関連事業室] | 関連会社調書(傍系・共同 出資・その他出資会社) 関連会社営業実績予想 | 年次 四半期 | ○会社要覧 (傍系会社、共同出資会社、 その他出資会社) *連結子会社損益予想 |
| [監理室] | 重要品質問題報告 業務監査報告 | 発生の都度 6月、12月 | ○品質報告書 ○業務監査報告書 |
| [営業本部] | 受注実績集計 受注時見積損益状況 | 月次 月次 | ○受注実績集計表 *見積損益予想表 |
| [生産本部] | 重大災害・事故報告 重大なクレーム 重大な補償工事 作業所の現況 | 即時 発生の都度 発生の都度 月次 | ○重大災害報告書 *品質報告書 ○作業所一覧表 |
| [国際支店] | 営業実績予想 | 半期 | *現地法人営業報告書 |
| [開発事業本部] | 営業実績予想 | 月次 | ○開発事業・営業速報 |
| [社長室] [設計本部] [技術ソ本部] [IMC] [地球環境室] | 部門からの重要報告事項 重大な事故・クレーム等の 報告(速報) | その都度 発生の都度 | |

(注) ①報告書類名欄の○印は、すでに報告をいただいております、引き続き報告いただくもの。*印は検討いただくもの。

②報告書類名欄は、担当部署の管理資料を報告書類とする。

以 上

第〇〇期△△△△株式会社

監査計画書

△△△△株式会社監査役会

2005/2/22

| | |
|--------|------|
| 常勤監査役 | 〇〇〇〇 |
| 常勤監査役 | 〇〇〇〇 |
| 非常勤監査役 | 〇〇〇〇 |

…… 目次 ……

第〇〇期△△△△株式会社監査役会監査方針

監査役の業務分担（*注：独任性の原則を保持）

監査役会の運営

当期の重点テーマ等

監査実施の方法

常勤監査役間の原則的監査分担

第〇〇期監査役会監査計画及び実施報告書

第〇〇期監査役会監査計画及び実施報告書（重要な会議・書類及び記録閲覧、外部関係）

第〇〇期 期末・中間期末監査計画書

第〇〇期監査役会日程と予定議題

第〇〇期△△△△株式会社監査役会監査方針

新監査役監査基準に基づき、
実効ある監査に努め、
株主の負託に応えることを基本とする。

1. 適法監査の実行

- (1) 取締役の不正行為、法令・定款違反の監査
- (2) 会計監査人との連携による会計監査相当性判断の充実
- (3) 連結を含む計算書類等の適法性、非会計事項の監査
- (4) その他の会社関係法規制の監査

2. 内部統制システムの機能確認

内部統制の5要素、特にリスク管理、コンプライアンス管理、適時開示に注力

- (1) 全社的內部統制システムの機能確認
- (2) 事業別、部門別の内部統制システムの現場における確認
- (3) 内部監査との連携を強め監査の実効をあげる

3. 予防監査の充実

- (1) 内部統制システムの実施状況を中心とした日常監査の更なる充実
- (2) 啓蒙活動の定期化とイントラネット監査役会ホームページの充実
- (3) 監査役（会）基本書式集及びチェックリストの見直し・体系化

監査役の業務分担（*注：独任性の原則を保持）

1. 常勤監査役の分担 <別紙常勤監査役間の原則的監査分担により分担>
 - (1) 取締役会等法定会議への出席。その監査と必要に応じた意見陳述
 - (2) 重要な会議への出席、聴取と重要な書類や記録の閲覧調査
 - (3) 業務報告の聴取（取締役及び管理職者等）
 - (4) 本社及び主要な事業所の調査・往査
 - (5) 重要な子会社、関連会社の調査
 - (6) 帳票・計算書類及び記録等の検討及び期末計算書類監査
 - (7) 棚卸し、金融資産等、会計監査人監査への立会
 - (8) 会計監査人との連携
 - (9) 内部監査人との連携
 - (10) 監査役会の運営<議長監査役>
 - (11) 代表取締役（又は取締役会、関係取締役）への説明
 - (12) その他必要な事項
2. 非常勤監査役の分担
 - (1) 取締役会、監査役会等重要な会議への出席・報告の聴取及び必要に応じた意見陳述
 - (2) 経営全般に関する客観的、公正な監査意見の陳述
 - (3) 社外で得られる重要な情報及び有用な資料等の提供
 - (4) 常勤監査役の監査報告の聴取と検討
 - (5) 適法監査の実行と期末計算書類の監査及び期末監査意見の提出

監査役会の運営

1. 議長：互選により選任（監査役会規則による）
（議長は、監査役会を招集し運営するほか、監査役会の委嘱を受けた職務を遂行する。）
2. 開催：定例年7回（1、4、4-2、6、6-2、7、10の月）
：臨時：必要に応じて
3. 法定事項の決議（協議含む）と日常監査結果の報告及び検討
4. 常勤監査役は、非常勤監査役に<常勤並の状況把握>をして頂くことに留意する
5. 検討を要する事項は、あらかじめ<メール>等で送付し、事前検討ができるよう努める
6. 原則として、全員一致とできる様に、議論を深めることに努める

【実例3】

当期の重点テーマ等

1. 監査環境の変化

- (1) 東証一部の上場会社となった。また、NYSE上場親会社との関連運営の必要が生じる。一流の経営品質や監査品質が必要条件（特に内部統制システムの改善）
- (2) コーポレートガバナンス原則・CSRに関して、ステークホルダーに関しての配慮の重要性認識
- (3) ワンストライク・アウトの時代＜違法行為、社会規範違反の生じ難い体質・仕組みの必要性＞（リスク管理・コンプライアンス管理・透明性ある適時開示等内部統制システムの整備と実行強化が必要）
- (4) シクリカルグロスの下点の年。踊場の下降を最小限に下期より上昇の計画。
- (5) 構造改革の成果をさらに発展・継続させる新たな中期3年計画の2年目
- (6) 海外子会社の運営が立ち上がってきた
- (7) 連結経営・連結会計・連結監査実施の時代へ（親会社に学び吸収し子会社のレベルアップが必要）
- (8) 減損会計の適用

2. ○○期の重点目標

- (1) 全社的内部統制システムの課題の機能状況確認と改善提案
- (2) 現場における内部統制システムの実施状況確認と改善要請
- (3) 構造改革の成果の実態とその継続的発展を各事業・機能ごとに確認
- (4) 生産部門特に生産管理の仕組み改善、品質改善に着目確認
- (5) スタッフ部門の内部統制システム整備に着目確認
- (6) 予防監査のための啓蒙活動の強化
イントラネット監査役会HPの活用（監査役通信・NEWS等）による啓蒙活動の継続と充実

3. 当期の監査各事項の方向性と改善

- (1) 基本的スタンスを継続して実行
 - ・ 監査を通じて、企業の健全で持続的な発展に資することこそ＜監査役の本分＞
 - ・ 予防監査＝不祥事が起きにくい会社の仕組みづくりへの要請
 - ・ リスク管理、コンプライアンス体制等全社的内部統制システム整備の監査を強化
 - ・ 日常監査の3現確認主義（現場、現物・現実）を貫く
 - ・ 知らなくて起きる＜軽微な違反＞を起ささない様、知らしめる啓蒙を強化
 - ・ 取締役との報・連・相の強化を意識すると共に取締役よりの報告項目を整備する。
- (2) 監査項目の現状と当期
 - 1) 商法監査・会社関係法令監査
 - ・ <監査役監査チェックリスト>による監査実施で具体項目での網羅性のある監査と啓蒙が出来るようになった。
 - さらに最新法令準拠及びより充実化・体系化に取り組む

- ・ 妥当性監査は当然必要な事項であり遠慮なく意見を述べて参考に供する
- 2) 内部統制システムの確認と要請
 - ・ 全社的に内部統制システムの認識が進んだ。規程類の見直し等実務的に動き出した。
 - ・ 内部統制システムの整備状況・実施状況の確認と提案を実施する
- 3) 会計監査の適正性判断（基本スタンスは監査役レビュー説レベルとする）
 - ・ 監査計画書への意見を事前に提出し、改善要求をする
 - ・ 往査立会を増やすよう努力 また往査の結果を報告してもらう
- 4) 内部監査との連携
 - ・ 内部監査部門の人員が2004/10より増員と一新され、より監査の連携効果を発揮できる組織構造となった。
 - ・ 内部統制の基礎監査項目は内部監査が主体となり、その結果を監査役会に報告いただき、監査役会はそれを活用していく方向で養成する
 - ・ 監査役会から内部監査部門へ＜調査依頼＞ができる仕組み構築の要請をする
 - ・ 監査役会の部門監査の1／2位を内部監査と同日監査とする
- 5) 日常監査
 - ・ 日常監査が監査役監査活動の基本であることを認識し、更に充実化させる
 - ・ 全社的横断管理が必要な内部統制システムの監査に注力する
 - ・ イン트라ネットの監査役会HPによる、定期的な＜監査役通信等＞の月次発行によって啓蒙活動をするとともに、保存資料化する。
 - ・ 監査役監査のツールである監査役監査チェックリストの体系的整備を行い、当社監査役業務の標準化により、適法性・網羅性監査を担保する。

【実例3】

監査実施の方法

1. 重要な会議への出席と聴取（必要な場合は意見を述べる）

<会議出席の目的>：適法監査、内部統制システムの機能確認監査のための状況把握

(1) 取締役会

（手続き、報告、審議及び決議状態、適法性、妥当性等法定監査）毎回<取締役会運営のチェックリスト月次版>により実施する

(2) 経営戦略会議

取締役会提案議題の事前検討（適法性・妥当性等の検討がなされるか確認）

(3) 事業戦略会議

（会社の基本的戦略・戦術・改善等の方向性確認）重要事項の審議・報告機関であるが、事実上の戦略決定機関としての見方も必要。経営の現状と将来方向の把握を含めて出席する

(4) 収益改善検討会

（月次及び3ヶ月の売上・経費・利益の実績と予測及び対策）計算書類との整合性や異常の発見。経営状況把握・業績修正のインサイダー情報の可能性確認

(5) 事業部会議

（売上・生産・在庫の実績と3ヶ月予測と計画決定）販売・市場動向と生産、在庫の状況及び異常確認→議事録確認（必要に応じて出席）

(6) 社長方針発表会

年度・半期毎の会社の基本方針確認

(7) 経営計画会議・四半期F U会議

議事録により各部長方針並びに達成状況と対策確認

(8) 品質検討会議

品質状況と改善、品質向上の仕組み、品質に関する内部統制システムの確認

(9) 環境安全衛生委員会その他の会議

安全衛生及び環境管理についての、状況の把握

上記以外は、必要な都度出席

（環境、安全衛生、事業部会議、営業企画関係等の会議議事録を受領検討する）

なお、非常勤監査役は、法定の会議及び取締役会日の開催会議に出席。

2. 取締役・管理職者からの報告の聴取

取締役会及び前記の重要な会議及び往査時及び随時に報告を求める

3. 重要な書類の閲覧（下記は毎月。その他は随時）

- ・ 稟議書（契約書）、経費支出一覧、月次回収予定と違算報告書、諸会議資料
（なお、総勘定元帳、株主異動報告書は必要の都度確認とする）

4. 本社及び主要な事業所における業務及び財産の調査

- ・ 原則として全部門、全営業所、（適法監査・内部統制の状況・異常の発見・経営課題の達成状況等を中心に実査含む詳細監査し、報告書作成。毎月社長報告及び監査役会での報告）

5. 子会社・関連会社の調査

- ・ 重要な子会社については、当社社内に準じて実施する。
- ・ 重要な関連会社はヒアリングする。
- ・ 重要性のない子会社・関連会社は計算書類等の報告を受け書類を調査。

6. 会計監査人との連携

- ・ 監査役会に出席を求め、監査計画書の受領と説明を受け意見を述べる。又監査役会の監査計画書については配布し、説明する。
- ・ 期末及び中間期の金融資産・在庫棚卸しの立会をする
- ・ 監査役会に出席を求め、期末及び中間期の監査の報告と説明を受け質疑応答をする。
- ・ 必要に応じて随時意見を述べ質問をし、意見交換する。
- ・ 同行監査<往査>は時間的に困難があるが、必要に応じて行う。また監査役独自の会計監査も行うので期初には計画しない。

7. 決算関係の監査

- ・ 会計監査人監査 流動資産（原材料・仕掛品・商品・製品）の監査に立会する。
- ・ 監査役の往査時には、流動資産・固定資産状況の監査を行う。（日常監査）
- ・ 計算書類等については、チェックリストによる営業報告書と附属明細書の記載事項及び附属明細書と他の計算書類の整合性及び利益処分適法性と妥当性を監査する。
- ・ 計算書類等の総合監査は、業務監査や監査役会独自監査の結果を含めて会計監査人の独立性並びに監査の方法と結果を判断する。（監査役がなすべき法的事項は確実に確保する様努め、さらに法令改正、会計方針の変更、当期特有の着眼点、監査役独自監査との相違を重点的に確認）
- ・ 決算短信<連結含む>、決算公告及びHP掲載の監査を実行。
- ・ 有報は作成終了と監査時間の関係で可能な限り実施する。

8. 競業取引等（商施規133①）の監査

<競業・利益相反取引>

- ・ 総会後の取締役会での包括承認に基づき、四半期毎の結果報告を確認し会社の損害発生の有無を監査する
- ・ 随時発生する競業・利益相反取引を注視し事前の承認を求める。
- ・ 役員の家賃、単身寮の妥当性（従業員規程の延長線とはいえない豪華さ・家賃・使用料）を確認
- ・ 取締役の従業員部分の給与・賞与を確認する
- ・ 稟議書、経費一覧表等々で自己取引はないかを注視する

<株主・子会社との 無償の利益供与及び非通例的取引>

- ・ 稟議書（含む契約書）、経費一覧表（必要に応じて会計伝票）、元帳の記載を中心に把握するよう努める
- ・ 親会社、子会社及びグループ会社との取引高の増減、単価の急激な変動を注視する

【実例3】

常勤監査役間の原則的監査分担

| 分類 | 項目 | 常勤監査役名 | | 備考 |
|---------------------------------------|--|--------|------|---------|
| | | 〇〇〇〇 | 〇〇〇〇 | |
| 1. 重要な会議 の聴取 | 1. 取締役会 | ◎ | ◎ | 必須 |
| | 2. 事業戦略会議 | ○ | ○ | |
| | 3. 事業計画会議 | △ | △ | 必要に応じて |
| | 4. 経営検討会 | ○ | ○ | |
| | 5. 経営方針発表会 | ○ | ○ | |
| | 6. 監査役会 | ◎ | ◎ | 必須 |
| | 7. 品質検討会 | ○ | | |
| | 8. 環境内部監査 | ○ | | |
| | 9. AAA事業部会議 | △ | △ | 必要に応じて |
| | 10. BBB事業部会議 | △ | △ | 必要に応じて |
| | 11. CCC事業部会議 | △ | △ | 必要に応じて |
| | 12. 海外営業事業会議 | △ | △ | 必要に応じて |
| | 13. 環境安全衛生委員会 | ○ | | |
| | 14. その他 | △ | △ | 必要に応じて |
| 2. 重要な 書類調査 | 1. 稟議書(含む契約書) | 奇数月 | 偶数月 | |
| | 2. 元帳 | 奇数月 | 偶数月 | |
| | 3. 経費支出一覧表 | 奇数月 | 偶数月 | NET |
| | 4. 会議議事録 | ○ | ○ | |
| | 5. 伝票確認 | ○ | ○ | 必要な都度 |
| 3. 全社的 内部統制 システムの 機能状況 確認 | 規定管理の確認 | ▲ | ○ | |
| | 稟議書管理状況の確認 | ▲ | ○ | |
| | リスク管理状況の確認 | ▲ | ○ | |
| | 遵法経営・法務体制の確認 | ▲ | ○ | |
| | 企業情報管理状況の確認 | ▲ | ○ | |
| | 出資案件に関する確認 | ▲ | ○ | |
| | 重要な契約管理の確認 | ▲ | ○ | |
| | 印章管理状況の確認 | ▲ | ○ | |
| | 債権管理状況の確認 | ▲ | ○ | |
| | 為替管理状況 | ▲ | ○ | |
| | 在庫状況・在庫の適正性監査 | ○ | ▲ | |
| | 固定資産管理状況の確認 | ○ | ▲ | |
| | 関係会社管理状況の確認 | ▲ | ○ | |
| | 財務指標の確認 | ▲ | ○ | |
| | 環境管理状況 | ▲ | ○ | |
| | 品質管理状況 | ○ | ▲ | |
| 安全及び衛生管理状況 | ○ | ▲ | | |
| 情報システム | ○ | ▲ | | |
| 4. 部門別 内部統制 システムの 状況確認 | 生産担当役部門 | ○ | | |
| | 技術担当役部門 | ○ | | |
| | 事業企画担当役部門 | | ○ | |
| | 管理担当役部門 | | ○ | |
| | 経理担当役部門 | | ○ | |
| | 人事担当役部門 | | ○ | |
| | AAA事業部 | ○ | | |
| | CCC事業部 | | ○ | |
| | BBB事業部 | | ○ | |
| | 海外営業部門 | ○ | | |
| | 子会社(——・——・——・——) | ○ | ▲ | |
| | 関係会社(——) | ▲ | ○ | |
| 5. 期末監査 | 取締役の義務違反・競業取引等 | ◎ | ◎ | |
| | 会計監査人の相当性判断 | ◎ | ◎ | |
| | 計算書類の監査 | ◎ | ◎ | |
| | 会計監査人の立会 | 期末 | 中間 | 金融・棚卸資産 |
| 記号の意味 | ◎:法定必須監査事項 ○:主担当 ▲:補助担当 △:必要に応じて 注:主担当者は、監査を実施し、報告書を作成し監査役会において説明する。 | | | |

第〇〇期監査役会日程と予定議題

| 回 | 開催日程 | 予定議題 | 備考 | 欠席者 |
|---------|----------------------------------|---|------------|-----|
| △△期期末監査 | | | | |
| 5 | 2005年4月19日 PM3～ | ①監査役選任に関する同意の件 | 決算案決議取締役会 | |
| | | ②〇〇期監査年度監査方針、分担 監査計画と監査方法の決定の件 | | |
| | | ③日常監査報告の件 | | |
| | | ④その他必要な事項及び報告 | | |
| 6 | 2005年4月25日 AM10:30～ 取締役会の前 | ①会計監査人期末監査報告の件 | 期末決算発表日 | |
| | | ②各監査役より期末監査報告の件 | | |
| | | ③監査意見の集約と監査報告書作成の件 | | |
| | | ④決算短信監査結果報告 | | |
| | | ⑤その他必要な事項及び報告 | | |
| 7 | 2005年6月20日 (総会前日) AM11～ | ①招集通知書・参考書類・添付書類・ 行使書等招集関係の監査結果報告 | | |
| | | ②総会提出議案等の監査結果報告 | | |
| | | ③定時総会報告者の確認と 質問回答の分担及び内容検討の件 | | |
| | | ④日常監査報告の件 | | |
| | | ⑤その他必要な事項及び報告 | | |
| 〇〇期監査年度 | | | | |
| 1 | 2005年6月21日 総会終了後 AM11:30～ | ①監査役会の議長選任の件 | 議長への委嘱事項含む | |
| | | ②常勤監査役互選の件 | | |
| | | ③監査役会としての会社から計算書類等 及び監査法人からの監査報告書等 受領者の決定の件 | | |
| | | ④監査役報酬・賞与協議の件 | | |
| | | ⑤△△期監査年度監査方針、分担 監査計画と監査方法の決定の件 | | |
| | | ⑥監査役会予算決定の件 | | |
| | | ⑦その他必要な事項及び報告 | | |
| 2 | 2005年7月27日 PM3～ 取締役会后 | ①会計監査人より監査計画概要書説明 | 四半期決算発表日 | |
| | | ②日常監査報告の件 | | |
| | | ③総会委任事項及び総会後の 法定実施事項監査の報告 | | |
| | | ④日常監査報告の件 | | |
| | | ⑤その他必要な事項及び報告 | | |
| 3 | 2005年10月26日 PM3～ 取締役会后 | ①会計監査人中間決算監査報告の件 | 中間決算発表日 | |
| | | ②中間決算結果の検討の件 | | |
| | | ③中間決算短信監査結果報告 | | |
| | | ④日常監査報告の件 | | |
| | | ⑤その他必要な事項及び報告 | | |
| 4 | 2006年1月27日 PM3～ | ①日常監査報告の件 | 四半期決算発表日 | |
| | | ②その他必要な事項及び報告 | | |

【実例3】

〇〇期期末監査

| | | | | |
|---|-------------------------------------|--------------------------------------|-----------|-------|
| 5 | 2006年4月10日 14時～ (取締役会終了後) | ①監査役選任に関する同意の件 | 決算案決議取締役会 | □□期末定 |
| | | ②〇〇期監査年度監査方針、分担 監査計画と監査方法の決定の件 | | |
| | | ③日常監査報告の件 | | |
| | | ④その他必要な事項及び報告 | | |
| | | | | |
| 6 | 2006年4月25日 AM10時半～ 取締役会の前 | ①会計監査人期末監査報告の件 | 期末決算発表日 | |
| | | ②各監査役より期末監査報告の件 | | |
| | | ③監査意見の集約と監査報告書作成の件 | | |
| | | ④決算短信監査結果報告 | | |
| | | ⑤その他必要な事項及び報告 | | |
| 7 | 2006年6月22日 (総会前日) AM11時～ | ①招集通知書・参考書類・添付書類・ 行使書等招集関係の監査結果報告 | | |
| | | ②総会提出議案等の監査結果報告 | | |
| | | ③定時総会報告者の確認と 質問回答の分担及び内容検討の件 | | |
| | | ④日常監査報告の件 | | |
| | | ⑤その他必要な事項及び報告 | | |
| 8 | 臨時監査役会 | 必要な事項(都度開催) | | |

| | | | |
|-----------------|--|----------------------|--|
| <開催場所と開催時間及び議題> | | <2004年6月22日監査役会決定事項> | |
| 開催場所 | 本社監査役会会議室(総会前後は、総会開催場所) | | |
| 開催時間 | 原則:取締役会、発表会終了後(但し、期末決算発表日は取締役会前) | | |
| 開催連絡 | 原則として、1週間前までに連絡(定款3日前) <開催が変更になった場合にはご連絡致します。 また、原則として、毎月所定日前迄に内容を通知致しますが、 連絡無き場合も、上記日程と場所・時間・議題によって開催致します> | | |

第〇〇期監査役会監査計画及び実施報告書

| 被監査部門 又は監査テーマ | | △△期末監査(○〇期中監査) | | | 期中(日常)監査 | | | | | | | | | 〇〇期末監査(□〇期中監査) | | | 備考 | | |
|----------------------------|-----------------|----------------|---|---|----------|---|----|----|----|----|----|---|---|----------------|---|----|----|----------|-------|
| | | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | | | |
| 全社的 内部統制 システム の確認 | 全社内統制システム確認 | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | 管理部 | |
| | 規定管理の確認 | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | 事業企画部 | |
| | 稟議書管理状況の確認 | | ○ | | | | | | | | | | | | | | ○ | 管理部 | |
| | リスク管理状況の確認 | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | 管理部他 | |
| | 遵法経営・法務体制の確認 | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | 管理部 | |
| | 企業情報管理状況の確認 | | | | | | | | | | | | ○ | | | | | 管理部 | |
| | 出資案件に関する確認 | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | 経理部 | |
| | 重要な契約管理の確認 | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | 管理部 | |
| | 印章管理状況の確認 | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | 管理部 | |
| | 債権管理状況の確認 | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | 経理部 | |
| | 為替管理状況 | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | 経理部 | |
| | 在庫状況・在庫の適正性監査 | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | 経理部・生管 | |
| | 固定資産管理状況の確認 | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | 経理部他 | |
| | 関係会社管理状況の確認 | | | | | | | | | | | | | ○ | | | | 事業企画部 | |
| | 財務指標の確認 | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | 経理部 | |
| 環境管理状況 | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | ○ | 委員会 | |
| 品質管理状況 | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | 品保 | |
| 安全及び衛生管理状況 | | | | | | | | | | | | | ○ | | | | | 委員会・管理部 | |
| 情報システム | | | | | | | | | | | | | ☆ | ○ | | | | 管理部情シス | |
| 部門別 内部統制 システム の確認 | AAA事業部 | | | | | ○ | 営企 | ☆ | | | | ☆ | ○ | | | | | 事業部長 | |
| | CCC事業部 | | | | | | | | | | | ○ | | | | ☆ | | 事業部長 | |
| | BBB事業部 | | | | | | | | | ☆ | | ○ | | | | | | 事業部長 | |
| | 海外営業部 | | | | | | | | | | | | ☆ | ○ | | | | 事業部長 | |
| | 事業企画部 | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | |
| | 管理部 | | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | |
| | 経理部 | | ◎ | | | | | | | ◎ | | ○ | | ☆ | | | ◎ | ◎金融資産 | |
| | 人事部 | | | | | | | ● | | | | | | | ☆ | ○ | | ●総会決議事項 | |
| | 生産管理部(生管、外注、配送) | | ☆ | | | | | | | | ○◎ | | | | | | ◎ | ○ | ◎棚卸立会 |
| | 製造部 | | | | | | | | | ◎ | | | | ☆ | ○ | | ◎ | ◎ | ◎棚卸立会 |
| | 品質保証部 | | | | ☆ | | | | | ○ | | | | | | | | | |
| | 研究部 | | | | | | | | | | | | | ☆ | ○ | | | | |
| | 技術管理部 | | | | | | | ○ | | | | ☆ | | | | | | | |
| | 東北営業所 | | | | | | | | | | ☆ | ○ | | | | | | | |
| | さいたま営業所 | | | | | | | ☆ | ○ | | | | | | | | | | |
| | 東京営業所 | | | | | | | ☆ | ○ | | | | | | | | | | |
| | 横浜営業所 | | | | | | | ☆ | ○ | | | | | | | | | | |
| | 名古屋営業所 | | | | | | | | | | | ☆ | ○ | | | | | | |
| | 静岡営業所 | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | |
| 大阪営業所 | | | | | | | | | | | | | | | | | ☆ | ○ | |
| 岡山営業所 | | | | | | | | | | | | | | | | | ☆ | ○ | |
| 九州営業所 | | | | ☆ | | | | | | | | | | | | ○ | | | |
| 子会社 | ---(子会社) | | ○ | | | | | | | | ○ | | | | | | ○ | 重要子会社 | |
| (海外) | ---(子会社) | | ○ | | | | | | | | ○ | | | | | | ○ | 重要子会社 | |
| (海外) | ---(子会社) | | | | | | | | | ○ | | | | | | | ○ | 重要性判断により | |
| (海外) | ---(子会社) | | | | | | | | | | | | | | | ○? | | 重要性判断により | |
| 関連会社 | --- | | | | | | | | | | | | | | | ○ | | 重要関連会社 | |
| 合計 | 監査回数 | 3 | 2 | 3 | 6 | 6 | 6 | 7 | 4 | 5 | 5 | 5 | 5 | 4 | 3 | 2 | 4 | 56 | |

*注1:○印は監査役監査 :☆印は監査室監査 :◎印は会計監査人立会及び監査役同日実施(調整後決定)

*注:全往査対象部門数:26 全社内統制システム状況監査:19、内部監査と同日実施:10

監査期中(4-3)

第〇〇期監査役会監査計画及び実施報告書 (重要な会議・書類及び記録閲覧、外部関係)

| 項目等 | | 監査計画(H17年) | | | | | | | | | 監査計画(H18年) | | | | | | 備考 |
|---------------------------|---------------------|------------|----|-------|----|----|----|-------|----|----|------------|----|----|---|---|---|------------|
| | | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | |
| 会議 | 取締役会(年間13回+) | 19,25 | 27 | 20,21 | 27 | 26 | 22 | 19,26 | 24 | 22 | 27 | 22 | 23 | ○ | ○ | ○ | |
| | 監査役会(年間7回+) | 19,25 | | 20,21 | 27 | | | 26 | | | 27 | | | ○ | ○ | ○ | |
| | 事業戦略会議 | 15 | 16 | 15 | 14 | 11 | 16 | 17 | 16 | 13 | 17 | 13 | 13 | ○ | ○ | ○ | |
| | 収益改善検討会(月次予算) | 15 | 16 | 15 | 14 | 11 | 16 | 17 | 16 | 13 | 17 | 13 | 13 | ○ | ○ | ○ | 全回出席 |
| | 経営戦略会議 | 20 | 20 | 16 | 19 | 24 | 20 | 18 | 21 | 19 | 23 | 17 | 17 | ○ | ○ | ○ | |
| | 事業部会議(戦略・収益・生・販・在庫) | | | | | | | | | | | | | | | | 随時参加・議事録確認 |
| | 品質検討会議 | 26 | 26 | 27 | 26 | 25 | 29 | 25 | 25 | 26 | 24 | 27 | 29 | ○ | ○ | ○ | 原則全回出席 |
| | 社長方針発表会(上・下期) | | | | | 26 | | | | | | 22 | | | | | |
| 重要な書類閲覧 | 稟議書(含む契約書)確認 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 毎月 |
| | 経費一覧表 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 毎月 |
| | その他の会議議事録(毎月) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 毎月 |
| 商施規 133① 監査 <定期> | 自己株式 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 常時監査 |
| | 利益相反・競業取引 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 常時監査 |
| | 非通例的取引 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 常時監査 |
| | 無償の利益供与 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 常時監査 |
| グループ | ×××グループ監査役連絡会(3/年) | | | | ○ | | | | | ○ | | | ○ | | | | |
| 協会関係 自己研鑽 | 協会全国大会(全)・支部大会(支) | 全国 | | | | | | | | 全国 | | | 支部 | | | | |
| | 監査実務△部会(〇〇第3木曜) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 監査実務□部会(〇〇) | 21 | 19 | 16 | | | | | | | | | | | | | |
| | 監査業務研究会(〇〇 原則1回/月) | 7 | 12 | 2 | | | | | | | | | | | | | |
| | 監査役実務基礎講座() | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 新任監査役懇談会() | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 時宜的テーマ研修会(都度) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他有益な講演会(都度) | | | | | | | | | | | | | | | | | |

: 便宜上会社決算期を網羅するよう記載(責任は就任期間)

薄緑色: 予定日

黄色: 終了

第〇〇期 期末・中間期末監査計画書

| 月度 | 予定月日 | 項 目 | 監査資料等 | 監査日 | 結果 |
|-----------------|--|-----------------------------------|-----------------|-----------|----|
| 第△△期期末監査 | | | | | |
| 2月 | | 1. 期末棚卸し立会(原材料・仕掛品関係) | 期末棚卸し要項等 | 2005/2/28 | ○ |
| 3月 | | 1. 期末棚卸し立会(商・製品) | 同上 | 2005/3/1 | ○ |
| | 取締役会日 | 2. 定時株主総会日程確定 | 定時総会日程案 | 2005/3/24 | |
| | 取締役会日 | 3. 定時総会関連日程案監査 | 定時総会日程案監査のC/L | | |
| | 最終稼働日 | 4. 期末棚卸し立会(副資材・貯蔵品関係) | 期末棚卸し要項等 | 2005/3/31 | |
| 営業年度 期初 | 4月 期・初稼働日 | 1. | | 2005/4/1 | |
| | | 2. 棚卸し差異内容の確認(必要に応じて調査) | 経理部資料 | 2005/4/15 | |
| | 取締役会日 | 3. 決算案承認取締役会(決算案・競業及び利益相反取引年度報告) | 取締役会資料 | 2005/4/19 | |
| | 4月中 | 4. 競業取引等監査(競業・利益相反・自己株式・無償の利益供与) | 取締役会・経理部・管理部資料等 | 2005/4/19 | |
| | | 5. 株主名簿と実質株主名簿の名寄せ確認(株主権利行使株数確定) | 保振機構資料等 | 2005/4/21 | |
| | 監査役会日 前に終了 | 1. 計算書類等の受領と監査(4月取締役会後、即日受領・監査開始) | | 2005/4/19 | |
| | | 1) 営業報告書(記載事項) | 営業報告書記載事項のC/L | 2005/4/11 | |
| | | 2) 附属明細書(記載事項) | 附属明細書記載事項のC/L | 2005/4/11 | |
| | | 3) 附属明細書と他の計算書類との整合性 | 附属明細書整合性のC/L | 2005/4/11 | |
| | | 4) 利益処分案(適法性と妥当性) | 利益処分の適法性・妥当性C/L | 2005/4/11 | |
| | | 5) 計算書類等全般監査 | | 2005/4/14 | |
| | | 2. 総会提出議案の予備確認(適法性・含む妥当性) | 決算発表取締役会の総会提出議案 | 2005/4/21 | |
| | | 3. 株主提案権の行使有無確認(総会日より8週間前) | 株式課確認 | 2005/4/26 | |
| | | 4. 会計監査人監査の相当性判断資料案作成 | 会計監査人相当性判断のC/L | 2005/4/22 | |
| | | 5. 商施規133条①競業取引等の監査結果資料案作成 | 競業取引等監査報告書 | 2005/4/22 | |
| | | 6. 監査報告書意見形成用個別監査役監査結果表作成 | 個別監査役監査報告書 | 2005/4/22 | |
| | | 7. 監査計画実績表最終整理 | 監査計画兼実績報告書 | 2005/4/22 | |
| | | 8. 監査報告書原案及び監査役監査年報作成 | それぞれの原紙 | 2005/4/22 | |
| | | 9. 計算書類修正の有無内容の確認と決算短信案の監査 | 提出書類の確認 | 2005/4/22 | |
| | | 10. 連結決算の確認 | 各対象会社の計算書類等 | 2005/4/22 | |
| 監査役会日 | 11. 会計監査人から監査報告書の受領及び説明、質疑応答 | 会計監査報告書及び付帯意見書 | 2005/4/25 | | |
| 監査役会日 | 12. 監査役会にて、個別監査報告及び監査意見形成 | | 2005/4/25 | | |
| 監査役会日 | 13. 監査報告書作成及び署名・捺印並びに送付 | 正式監査報告書 | 2005/4/25 | | |
| 取締役会日 | 14. 決算案確定及び定時総会招集の取締役会決議(確認)決算発表 株主提案に対する取締役会の意見を決定(提案ある場合) | 取締役会資料 | 2005/4/25 | | |

| | | | | | |
|----|---------------|--|-----------------|-----------|--|
| | 発表翌日 | 15. 決算短信のHP開示確認 | 当社HP<IR>項 | 2005/4/26 | |
| | 発表翌週中 | 16. 総会議案等適法性正式監査 | 取締役会資料及び法令集 | 2005/4/26 | |
| 5月 | 発表翌週中 | 17. 招集通知案、添付書類、議決権行使書事前監査 | 招集通知書及び添付書類各C/L | 2005/5/9 | |
| | 5月中に | 18. 翌期の監査方針・分担・計画・方法・予算等案作成 | 当社標準原紙にて | | |
| 6月 | 発送前に | 1. 招集通知等最終確認 | 校正済み招集通知書等 | | |
| | | 2. 総会対応 質疑応答整理・作成 | 監査役用想定問答集検討改正 | | |
| | | 3. Q&A検討会／総会冒頭報告シナリオ確定 | 想定問答集案 | | |
| | 招集通知 発送日まで | 4. 計算書類・附属明細書・監査役会及び会計監査人の 監査報告書を本店に、謄本を支店に備置 退職慰労金規程を本店に備置(総会終了迄でよい) 上記書類の備置確認 | 法定備置書類のC/L | | |
| | | 5. 質問書、書類送付要求の確認 | | | |
| | 総会前日 | 6. 定時総会リハーサル | 問答集、必要資料 | 2005/6/20 | |
| | | 7. 有価証券報告書の確認 | 有価証券報告書 | | |
| | 総会日 | 8. 定時株主総会にて、報告・質疑へ応答 | シナリオ、問答集、資料 | 2005/6/21 | |

第〇〇期監査年度期初

| | | | | | |
|------------|-------|---|------------|-----------|--|
| 監査年度 期初 | 総会終了日 | 9. 監査役会にて方針、常勤監査役、役割分担、監査計画と方法、 監査役会としての法定書類受領者、報酬配分等の決定 | | 2005/6/21 | |
| | 総会終了日 | 10. 取締役会：代表取締役、役付取締役、取締役担当業務委嘱、 代表取締役の事故ある時の法定会議の招集・議長の代行順位、 競業・利益相反取引の承認、総会委任事項等の決定を確認 | 取締役会資料 | 2005/6/21 | |
| | 総会終了日 | 11. 貸借対照表・損益計算書の公告 1) 電磁的方法の場合は、その旨登記を確認 2) HP掲載を確認(詳細が必要。5年間) | 登記書コピー受領確認 | 2005/6/21 | |
| | | | HP | | |
| | 総会終了日 | 12. 総会後の備置確認 議決権行使書及び委任状の備置(総会終結の日より本店に三月間) 定時株主総会の議事録備置(原本10年間本店、謄本5年間支店) 取締役会議事録、監査役会の議事録備置 上記を確認監査 | 法定備置書類のC/L | 2005/6/21 | |
| | 速やかに | 会計監査人と次期監査方針打合せ及び監査計画書受領 | | 2005/6/22 | |
| | 速やかに | 内部監査部門と次期監査方針・重点・計画を打合せ | | 2005/6/22 | |
| | 速やかに | 社長へ監査方針等を説明。協議結果を報告。 上記資料を必要な関係担当役へ送付。電子掲示板へ監査方針等を掲示 | | 2005/6/22 | |
| 7月 | 法定日迄 | 本店での変更登記(総会日より2週間以内)確認 | 登記書コピー受領確認 | 2005/7/4 | |

| | | | | | |
|--|------|---------------------|------------|-----------|--|
| | 法定日迄 | 支店での変更登記(期限:同3週間以内) | 登記書コピー受領確認 | NA | |
| | 監査役会 | 会計監査人より監査概要書を受領し、確認 | | 2005/7/27 | |

第〇〇期中間期末監査

| | | | | | |
|-----|---------------|------------------------------|-----------|------------|--|
| 9月 | 上半期末 稼働最終日 | 1. 原材料・仕掛品棚卸し立会 | 中間棚卸し実施要項 | 2005/9/30 | |
| 10月 | 下半期末 初稼働日 | 2. 製品・商品棚卸し立会 | 中間棚卸し実施要項 | 2005/10/1 | |
| | | 3. 棚卸し差異調査 | 経理部資料 | 2005/10/15 | |
| | | 4. 金融資産監査立会 | 経理部資料 | 2005/10 中旬 | |
| | 取締役会 | 5. 中間決算案監査(配当ある場合は監査) | 中間決算書 | 2005/10/19 | |
| | | 6. 競業取引等監査 | 管理部資料 | 2005/10/25 | |
| | | 7. 子会社決算案調査 | | 2005/10/25 | |
| | | 8. 決算短信案監査(単独) | | 2005/10/25 | |
| | | 9. 決算短信案監査(連結) | | 2005/10/25 | |
| | | 10. 中間報告書記載事項の監査 | | 2005/10/25 | |
| | 監査役会 | 11. 会計監査人から<中間監査報告>の説明と報告書受領 | | 2005/10/26 | |
| | | 12. 中間報告書記載事項の確認 | | 2005/10/26 | |
| | | 13. 決算報告HPの確認 | | 2005/10/26 | |
| | | 14. 中間監査概要書の受領 | | 2005/10/26 | |

第〇〇期期末監査

| | | | | | |
|-------------------|-----------------------------------|----------------------------------|-----------------|-----------|--|
| 2月 | | 1. 期末棚卸し立会(原材料・仕掛品関係) | | 2006/2/28 | |
| 3月 | | 1. 期末棚卸し立会(商・製品) | | 2006/3/1 | |
| | 取締役会日 | 2. 定時株主総会日程確定 | 定時総会日程案 | 2006/3/23 | |
| | 取締役会日 | 3. 定時総会関連日程案監査 | 定時総会日程案監査のC/L | | |
| | 最終稼働日 | 4. 期末棚卸し立会(原材料・仕掛品関係) | 期末棚卸し要項等 | 2006/3/31 | |
| 営業年度 期初 □□期 | 期・初稼働日 | 1. 期末棚卸し立会(商・製品) | 同上 | 2006/4/1 | |
| | | 2. 棚卸し差異内容の確認(必要に応じて調査) | 経理部資料 | 2006/4/15 | |
| | 取締役会日 | 3. 決算案承認取締役会(決算案・競業及び利益相反取引年度報告) | 取締役会資料 | 2006/4/10 | |
| | 4月中 | 4. 競業取引等監査(競業・利益相反・自己株式・無償の利益供与) | 取締役会・経理部・管理部資料等 | 2006/4/9 | |
| | | 5. 株主名簿と実質株主名簿の名寄せ確認(株主権利行使株数確定) | 保振機構資料等 | 2006/4/21 | |
| 監査役会日 | 1. 計算書類等の受領と監査(4月取締役会後、即日受領・監査開始) | | 2006/4/10 | | |
| 前に終了 | 1) 営業報告書(記載事項) | 営業報告書記載事項のC/L | 2006/4/11 | | |
| | 2) 附属明細書(記載事項) | 附属明細書記載事項のC/L | 2006/4/11 | | |

| | | | | | |
|----|---------------|--|-----------------|-----------|--|
| | | 3) 附属明細書と他の計算書類との整合性 | 附属明細書整合性のC/L | 2006/4/11 | |
| | | 4) 利益処分案(適法性と妥当性) | 利益処分の適法性・妥当性C/L | 2006/4/11 | |
| | | 5) 計算書類等全般監査 | | 2006/4/14 | |
| | | 2. 総会提出議案の予備確認(適法性・含む妥当性) | 決算発表取締役会の総会提出議案 | 2006/4/21 | |
| | | 3. 株主提案権の行使有無確認(総会日より8週間前) | 株式課確認 | | |
| | | 4. 会計監査人監査の相当性判断資料案作成 | 会計監査人相当性判断のC/L | 2006/4/22 | |
| | | 5. 商施規133条①競業取引等の監査結果資料案作成 | 競業取引等監査報告書 | 2006/4/22 | |
| | | 6. 監査報告書意見形成用個別監査役監査結果表作成 | 個別監査役監査報告書 | 2006/4/22 | |
| | | 7. 監査計画実績表最終整理 | 監査計画兼実績報告書 | 2006/4/22 | |
| | | 8. 監査報告書原案及び監査役監査年報作成 | それぞれの原紙 | 2006/4/22 | |
| | | 9. 計算書類修正の有無内容の確認と決算短信案の監査 | 提出書類の確認 | 2006/4/22 | |
| | | 10. 連結決算の確認 | 各対象会社の計算書類等 | 2006/4/22 | |
| | 監査役会日 | 11. 会計監査人から監査報告書の受領及び説明、質疑応答 | 会計監査報告書及び付帯意見書 | 2006/4/26 | |
| | 監査役会日 | 12. 監査役会にて、個別監査報告及び監査意見形成 | | 2006/4/26 | |
| | 監査役会日 | 13. 監査報告書作成及び署名・捺印並びに送付 | 正式監査報告書 | 2006/4/26 | |
| | 取締役会日 | 14. 決算案確定及び定時総会招集の取締役会決議(確認)決算発表株主提案に対する取締役会の意見を決定(提案ある場合) | 取締役会資料 | 2006/4/26 | |
| | 発表翌日 | 15. 決算短信のHP開示確認 | 当社HP<IR>項 | 2006/4/26 | |
| | 発表翌週中 | 16. 総会議案等適法性正式監査 | 取締役会資料及び法令集 | 2006/4/25 | |
| 5月 | 発表翌週中 | 17. 招集通知案、添付書類、議決権行使書事前監査 | 招集通知書及び添付書類各C/L | 2006/5/9 | |
| | 5月中旬に | 18. 翌期の監査方針・分担・計画・方法・予算等案作成 | 当社標準原紙にて | | |
| | | | | | |
| 6月 | 発送前に | 1. 招集通知等最終確認 | 校正スミ招集通知書等 | | |
| | | 2. 総会対応 質疑応答案整理・作成 | 監査役用想定問答集検討改正 | | |
| | | 3. Q&A検討会/総会冒頭報告シナリオ確定 | 想定問答集案 | | |
| | 招集通知 発送日まで | 4. 計算書類・附属明細書・監査役会及び会計監査人の 監査報告書を本店に、謄本を支店に備置 退職慰労金規程を本店に備置(総会終了迄でよい) 上記書類の備置確認 | 法定備置書類のC/L | | |
| | | 5. 質問書、書類送付要求の確認 | | | |
| | 総会前日 | 6. 定時総会リハーサル | 問答集、必要資料 | | |
| | | 7. 有価証券報告書の確認 | 有価証券報告書 | | |
| | 総会日 | 8. 定時株主総会にて、報告・質疑へ応答 | シナリオ、問答集、資料 | 未定 | |

平成17年7月1日

05年度(営業年度〇〇期) 監査計画書

〇〇〇(株)
監査役会

「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第 18 条の 2 及び新監査役監査基準第22条(平成16年4月1日改定)に則り、監査計画書を策定する。

1. 基本方針

- 1.1 監査役は、株主からの委託を受けて、取締役とはその職責を異にする独立した機関であり、公正不偏の立場で、会社の健全で持続的な成長と社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する一翼を担う職責を負う。
- 1.2 〇〇グループの企業価値最大化に向け、予防的観点から監査活動と経営提言を行い、当期の経営方針・中期経営計画の目標達成に向け、会社の健全で活力ある発展に貢献する。
- 1.3 監査役としてその責任を自覚し、法整備等内外の経営環境が大きく変化するなかで、職務に関する専門的知識の修得・研鑽に努めると共に、監査役相互間で適時に情報伝達と意見交換を行い、監査役会の適正な運営を通じて、組織的効率的な監査を実施する。
- 1.4 当社「監査役監査基準」に従い、適法性・法的要請への対応はもとより、会社活動の健全性・効率性の確保及び内部統制システムの整備・運営及び法令遵守について、取締役の職務執行を監査する。

2. 05年度監査計画

2.1 本年度監査重点項目

当社の企業環境は、V字型回復を果たした後、海外子会社を含めた連結での収益力・競争力の確保が喫緊の課題である。一方M&Aの積極的な展開により、企業活動の基盤である売上げ規模維持拡大及び利益構造変革を目指している。このような中で、株主・投資家・債権者等のステークホルダーに対し、公開企業の社会的責任として、会社情報の適時開示や財務諸表の適正性に加え、適切且つ有効な内部管理体制・内部統制システムを構築・整備することについて、法令等で要求される時代になってきている。

1) 業務監査として以下を重点とする

- ① 企業統治「取締役会等の意思決定」、
経営の重要な判断・意思決定に関し株主及び投資家等ステークホルダーの視点を踏まえチェックする。
 - ・取締役会で議論が所謂「経営判断の原則」にそった意思決定プロセスを経ているか
 - ・取締役の善管注意義務が果たされているか
- ② 「内部統制システムの整備状況」
 - ・法令遵守(コンプライアンス)に関する社会からの見方が厳しくなっている環境下、商法(新会社法)・証取法・労働法・環境関連法規、業務関連法規が遵守されているか
 - ・各部門の業務遂行に関して、事業リスク要因に対するリスク管理状況、及びQS9001・ISO14001・TS16949等に対する全社活動の取り組み運営と社内内部監査人の育成・力量向上状況

【実例4】

- ・業務監査を通じて、諸業務運営システムの効率性・有効性
- ・四半期決算を含め、外部公表財務情報の適正性
- ③ 「競業取引等商法施行規則第 133 条項目」
 - ・日常経営活動での非通例取引に注意
- ④ グループ経営運営の人材不足が顕著になりつつある状況に鑑み、各部門の教育システムや後継者育成等人的投資をチェックする。

2) 会計監査として以下を重点とする

- ① 商法上「連結財務諸表の監査報告」の義務付け・減損会計の適用、「有価証券報告書の適正性に関する確認書」が導入される。監査役と会計監査法人とは両者の期待に相違が生じないよう、更に相互連携を強化する。
- ② 会計監査人の独立性の確保がされているか、会計方針・会計処理の妥当性等について、会計監査人と意見交換を行う、又「監査法人としての内部統制システム評価」の聴取も行う。
- ③ 連結に占める海外子会社の影響増大に伴い、各担当海外監査法人の連携を進め、海外子会社監査を強化する。

以上を重点項目とし、透明性・見える監査という視点から、取締役会等での監査結果報告等の情報発信に努める。

2.2 業務監査方法

- 1) 当社の監査上のリスク・問題点についての監査役会での議論を通じて、重点監査項目を策定し、原則として、年1回各部門・関係会社の業務監査を実施する。前年より引き続き社内にリスクアプローチ的手法の啓蒙・浸透に努め、担当役員より内部管理システム構築及びリスク管理について意見交換し、異常損失の未然防止に繋げる。
- 2) 監査役体制等の監査資源の状況を踏まえ、対象部署の業務の性格を加味して重点監査を行う
 - ① 今年度は、昨年度発足した「コンプライアンス」基準の整備運用状況チェックに重心を置き、ライン部署を中心とする。
 - ② 各事業統括部門及び企画担当関係部署(経営企画室・品質保証部)については、監査年度(7月～)の始めに、担当役員から実情及び年度計画等の説明を受け、各部門業務監査に資するものとする。
 - ③ 生産委託会社については、規定類の整備成されている状況を踏まえ、全体包括的な業務監査は行わず、其の運営状況について各社取締役会における兼任監査役のチェック・指導を主体とする。
- 3) 前回監査時の各是正処置の実施・改善状況の評価を行う
従来から行ってきた伝票監査は、「ものと伝票の一致」及び「内部牽制の実行性」に関する検証のため必要であり、問題がある場合は内部統制・業務システムの改善等要請する。
- 4) 自部門「リスク管理チェックリスト」「自主的内部統制チェックリスト」等を活用して、監査の効率性及び受監査部門の監査行為に対する意識浸透を図る。

3. 監査分担及び監査調書

【省略】

- 1) 監査役会の事前協議により、これまでの経験・知見等を考慮し主監査担当を決め、分担して組織的効率的な業務監査を目指す。必要がある場合には、副監査役を設ける。
- 2) 会計士と共同で行う監査は、原則として子会社の兼任監査役が担当する。
- 3) 子会社業務監査は、監査の偏りを無くす観点から当該会社の監査役を兼任していない監査役が担当する。
- 4) 執行役員会等主要会議への出席は、原則として常勤監査役が出席する。常勤監査役が出席出来ない場合は、非常勤監査役が代理出席する。主要会議等での経営情報について、適宜開催する監査役連絡会・監査役会にて、各監査役間の共有化を図る。
- 5) 定期的にグループ監査役連絡会を開催し、グループ経営の企業統治、各監査役の監査環境の把握、問題意識・重点監査項目等について意見交換を行う。
- 6) 事前監査実施計画書について、各監査役の異なる角度での意見交換による監査役会での論議を通して、問題意識を共有・明確にしておくことに心がけ、監査結果についても、課題・論点の掘り下げ等を行い、有用な監査調書を目指す。

4. 監査予定表

4.1 年間監査活動

【資料1】

4.2 部署別業務監査日程

【省略】

以上

(参考) 04年度 監査活動の振り返り

04年度は、各事業統括部門及び企画関係部門を除き各部署及び子会社の業務監査をおこなった。〇〇の生産混乱の影響で一部監査が計画に対し遅れ又は次年度に延期等影響があった。全体として監査役指摘に対する取り組み・監査対応姿勢は略良好だが、担当役員を含め全般的に法令遵守(=コンプライアンス)体制及びリスク評価に対する理解と支持向上が期待される。

1. 業務監査面

- ① 〇〇に対する融資案件は現地資金ショートに対応する為、緊急融資として数回実行せざるを得ない状況であった。商法で要求されている各取締役・監査役の取締役会監督機能を果たす為には、原因分析結果及びその対応策等基礎的資料の提示があつて論議し判断できるとされている。現地生産混乱の事情も理解できるが、監査の視点からは、適切な判断資料が欠けた取締役会決議は、手続き面不備の恐れ無しとはしない。提案資料の充実・質向上が望まれる。
- ② これまでの摘発型監査方式から、執行側の内部統制に関する意識向上を目指し、04年度は業務監査時「事前自主監査リスト」を作成し、予め自ら記載した情報を元に議論を行った。啓蒙活動して意味はあつたが、項目を実務手続きの整備運用を中心としたため、役員層の参加・関心が少なく、内部統制の基本的事項のチェックに留まった。
- ③ 「リスク管理」については、本来は各部門による「リスク管理台帳」整備と対応策の検討が望ましいが、まだ「リスク評価」そのものに対する役員部長層の認識と理解が深まっていない状態と考えられる。試行的に、業務監査時一部子会社社長に簡略化した「企業リスク管理」について事前自主評価をしてもらったが、方法内容等啓蒙を含めて今後更に研究する必要がある。
- ④ 連結経営面では、機能別管理の展開により、設備投資のグローバル化やソーシング会議での子会社取込等各機能別の統制・管理の基準化・統一化がなされ始めたが、グローバル技術標準の整備や〇〇のグループ各社拡大等、グローバル経営の為のコントロール機能強化が望まれる。
- ⑤ 担当役員を含めた全社的な法令遵守(=コンプライアンス)体制が05年1月に発足したが、有効に機能しているかチェックする評価・運営基準の制定が遅れている。近時労働基準監督署等の厳格適用の動きが顕著になっているが、子会社等其の都度の対症療法的な対応となっており、環境管理を含めグループとして基本方針の策定が望まれる。法令等会社倫理に関して周知徹底が継続して必要。
- ⑥ M&A として、〇〇及び〇〇を買収したが、現在のところ大きな問題もなく順調に運営されており、夫々連結売上げ・連結利益増大に安定的な寄与が見込まれる。

2. 監査遂行面

- ① 04年度は常勤1名非常勤3名(内1名は他社常勤兼務)体制のなかで、監査役会は「監査に関する意見形成の唯一の協議機関かつ決議機関である」と位置づけ、議論の活性化並びに監査調書の分析・問題点・論点の抽出に努めた。課題としては、「誰も言えないことを言う立場からの提言等」適時適切に監査役から執行側への情報発信回数を増やす工夫が必要である。

- ② 当社は独立した内部監査部門を持たない為、内部統制システムの整備・運用状況のチェック等監査役業務監査でその機能の一部を補っている。監査業務は必要知識・スキル等が要求される専門的業務であり、監査品質の向上を目指し、業務監査時、各部署の内部統制に関し簡便な事前チェックリストを基に論議を始めたが、独任制の監査役は監査役によって監査の方法、視点・ポイントの違いがあり課題は残った。
- ③ 子会社の監査は、此まで上申規定・決済基準等規定類の整備状況等企業運営の形を作ることを優先し、規定類はほぼ整備されてきたと理解してきたが、子会社に労働基準監督署の指導が行われ、監査役として運営・遵守状況の実態監査までには至っていない。
- ④ 監査役がいる国内子会社については、グループ監査役連絡会の定期的開催により、各監査役間の重点監査項目の論議等を通じて、意思疎通ができつつある。
- ⑤ 海外子会社については、〇〇及び公開準備等で体制変更となった〇〇の監査が年度内に実行できず課題を残した。〇〇については、本社を含めたマネジメントサイクル・内部統制が回っていないと見る事が出来る。時間をかけても、〇〇内の内部統制システムの徹底した再構築と従業員の意識改革が必要と思われる。又、〇〇については、公開準備の為に増員強化された独立監査人との連携が検討課題。
- ⑥ データベースを活用した経費伝票のサンプル試査では昨年より指摘件数は減少した。基本的ルール of 徹底が浸透してきたが、未だ上司の事前承認・事後のチェック等手続きが守られていない部署が散見される。05/1 以後のコンプライアンス規定での「接待・贈答申請書」についても、一部未提出があり、運用上課題がある。

以上

【実例4】

【資料1】

2005年 7月1日

〇〇〇 監査役会

2005年度 監査役監査活動計画(05/4~06/3)

| 監査項目 | | 実施方法 | 日程 | 分担 | |
|---------------------------|-------------------|--|-----------------|---------|--------|
| | | | | 常勤 | 非常勤 |
| 1 重要会議出席 | ①取締役会 | 決議・報告事項、運営手続きチェック、必要に応じ報告、意見陳述 議事録の適法性確認 | 毎月 臨時 | ○ ○ | ○ ○ |
| | ②事業計画策定・進捗 | 業務執行方針の確認、進捗状況 | 3月 9月 | ○ | |
| | ③執行役員会(経営戦略会議) | 意思決定・業務執行状況の聴取 | 毎週 | ○ | |
| | ④子会社計画策定進捗 | 子会社の業務執行方針・経営状況の聴取 | 国内3・9月 海外12月 | ○ | ○ |
| | ⑤子会社取締役会 | 月次決算、法定決議等 | 毎月 | 兼務監査役 | |
| | ⑥その他重要会議 | ソーシング会議・(〇〇会議) 重要事項に関し、必要に応じ説明聴取・状況調査 | 随時 | ○ | |
| 2 トップとの意見交換会 | ①社長 | 長期経営戦略、重点施策 監査役監査結果等意見交換 | 1回/2~3 ヶ月 | ○ | ○ |
| 3 報告聴取 | ① 総務部門 | コンプライアンス、株主総会関係状況把握 | 随時 | ○ | ○ |
| | ②経理部門 | 単独・連結決算方針把握、有報聴取 | 決算月 | ○ | ○ |
| | ③その他の取締役 | 業務活動の把握とチェック | 随時 | ○ | ○ |
| 4 重要書類閲覧 | ①稟議書 | 業務状況の把握とチェック | 其の都度 | ○ | |
| | ②処理申請書 | ↑ | 随時 | ○ | |
| | ③月次決算書類 | 取締役役に上程書類チェック | 毎月 | ○ | ○ |
| | ④重要な契約書 | ↑ | 其の都度 | ○ | ○ |
| | ⑤その他重要書類 | 必要に応じ説明聴取、調査実施 | 其の都度 | ○ | |
| 5 競業取引等 (商規第133条関係) | ①競業取引・自己取引・利益相反取引 | 取締役会承認・報告チェック | 其の都度 | ○ | ○ |
| | ②無償利益供与 | 書類の閲覧、経理決算営業費等説明資料 | | | |
| | ③非通例的取引 | ↑ | | | |
| | ④自己株式取得処分 | ↑ | | | |
| 6 部門業務監査 | ①本社 | 業務執行状況の説明聴取、法令・社内規定・協定等の遵守運用状況確認、業務システムの効率性・効果性、リスク管理状況等 | 随時 | 分担計画に依る | |
| | ②生産委託会社 | ↑ | 取締役会 | | |
| | ③資産管理 | 棚卸資産立会い、固定資産棚卸立会い | 其の都度 | | |
| | ④環境管理 | ISO14001運用状況 | 随時 | | |

| 監査項目 | | 実施方法 | 日程 | 分担 | |
|----------------|---|---|-------|---------|-----|
| | | | | 常勤 | 非常勤 |
| 7 子会社等業務監査 | ①業務状況 | 業務執行状況の説明聴取、法令・社内規定・協定等の遵守運用状況確認、業務システムの効率性・効果性、リスク管理状況等 | 随時 | 分担計画に依る | |
| | ②決算書類 | 計算書類の閲覧・説明聴取・意見陳述 | | | |
| | ③月次決算 | 子会社取締役会出席 | | | |
| | ④取引・債権債務 | 報告聴取・必要に応じて調査 | | | |
| | ⑤特別事項 | 会計処理基準等のチェック | | | |
| 8 会計監査人との連携 | ①会計監査計画 | 説明聴取・意見交換 | 8月 | ○ | ○ |
| | ②会計監査、実査 | 棚卸等財産実査に立会い | 随時 | | |
| | ③監査報告書 | 中間、本決算報告聴取(単独、連結) | 11月5月 | | |
| | ④監査覚書 | 会計監査人との役割分担表、確認表 | 3月 | | |
| 9 決算監査と株主総会 | ①決算書類 | 決算方針・損益の状況等説明聴取 個別計算書類等に関する説明・報告聴取 連結計算書類に関する説明・報告聴取 財務諸表の監査 | 10月4月 | ○ | ○ |
| | | | ○ | ○ | |
| | | | ○ | ○ | |
| | | | ○ | ○ | |
| ②監査報告書 監査概要 | 監査報告書(法定)作成(個別・連結) 監査活動結果報告書の作成 後発事象の確認 | 5月 | ○ | ○ | |
| | | 5月11月 | ○ | | |
| | | 6月 | ○ | | |
| | | | | | |
| ③株主総会 | 株主総会提出議案の適法性確認 株主総会招集手続き、運営等の説明聴取 議事録の適法性確認 | 5月 | ○ | ○ | |
| | | 6月 | ○ | ○ | |
| | | 7月 | ○ | | |
| ④証取法関係 | 四半期概況、半期報告書、有証報告書その他の証取法関係届出書 | 8・12・2・6月 | ○ | ○ | |
| 10 コンプライアンス | ①諸法令・規定 | 法令・規定の遵守状況確認、コンプライアンス委員会出席 | 随時 | ○ | ○ |
| 11 その他 | ①訴訟、和解 | 必要に応じて報告聴取 | 随時 | ○ | ○ |

監査役会

| 項目 | 内容 | 日程 | 分担 | |
|---------------|--|--------------------|----|-----|
| | | | 常勤 | 非常勤 |
| 1監査役会・連絡会 | 法令決議事項 業務執行状況把握共有化 業務監査等役割分担 | 原則 一回 / 二 週間 | ○ | ○ |
| 2〇〇グループ監査役連絡会 | 子会社関連会社監査役との意見交換 連結状況 監査重点課題の共有化 | 原則 一回 / 四 半期 | ○ | ○ |

常勤・非常勤監査役の監査業務分担について

1. 常勤・非常勤監査役の監査業務の項目別分担は、一応の区分を示したものであり、各監査役の権限の行使を制限するものではない。
2. 常勤監査役は、日常知れた事業を出来る限り監査役連絡会等で監査役全員の共通の情報とするよう努める。
3. 非常勤監査役は、年度監査計画に沿って具体的な監査業務を分担する。
4. 全監査役は、「監査役連絡会」にて情報交換、監査業務に関する打ち合わせを行い、情報の共有化と監査業務の効率化有効化に努める。

【実例4】

参考

企業のリスク管理と監査の視点

(05 年度監査用)

| リスク項目 | 分類 | 項目 | 監査の主要視点 | 具体的監査 | |
|-------------|-----------------|---------------|--|---|---|
| 危機管理 | クライシスコミュニケーション | 情報伝達 IR委員会 | ・重要問題が発生した場合の情報伝達ルート及び外部対応規定の制定要 | ・報告要請 ・危機管理マニュアル | |
| 違法行為 | 忠実義務違反 | | ・特別背任 ・取締役会付議事項無視 | ・現場往査 ・取締役会質疑・フォロー | |
| | 善管注意義務違反 | 経営判断の原則 | ① 意思決定内容に違法性が無いこと ② 意思決定のプロセスが合理的であること ③ 事実認識に不注意の誤りが無いこと ④ 内容が同じ企業人から見て明らかに不合理でないこと ⑤ 会社の利益第一に考えていること | ・主要会議体への出席 ・融資債務保証案件 | |
| | 会社の財産を危なくする罪 | | ・定款外での営業により、会社財産を処分、簿外取引 ・会計基準変更、費用先送り | ・主要会議体への出席 ・経理部からの事前報告 ・経費伝票監査 | |
| | 商規133条違反 | 競業取引 | | ・取締役会事前承認 | 兼務状況 |
| | | 利益相反取引 | | | |
| | | 無償の利益供与 | | ・内部牽制システムの構築と適正運用が不可欠 ・承認手続き、承認権限、無償供与の内容、管理者の設定を明確にしておくこと | ・処理申・稟議書チェック、 ・附属明細書の販売費一般管理費明細調査、 ・業務監査時伝票チェック ・新規案件予算超過要注意 |
| | | 非通例的取引 | | ・子会社等との取引で決算時での巨額取引・資産売買 ・商品仕切り値段の恣意的変更等 | ・期末押込み価格改定等要注意 |
| | 証取法違反 | インサイダー取引 | | ・コンプライアンス規程遵守 | ・コンプライアンス委員会 |
| 有価証券報告書虚偽記載 | | | ・財務情報正確性 | ・経理部門よりヒヤリング | |
| 労働法関係 | ・時間外労働 ・構内請負 | | ・就業管理 ・コンプライアンス規定遵守 | ・問題部門業務監査時調査 | |
| 企業存続 | 収益統制 | ・連結収益 | ・各社中期経営計画・事業計画整合性・実現可能性 ・月次損益分析 | ・子会社事業計画ヒヤリング参加 | |
| | | 〇〇損益 | ・〇〇新製品目標利益進捗状況 | ・委託会社取締役会 | |
| | | 経費管理 | ・過月度処理の撲滅、承認システムの有効性チェック | ・経費伝票 | |
| | | 売掛金管理 | ・決算の正確性担保、営業売掛金アンマッチ調査表 | ・修正インプット状況 | |

| リスク項目 | 分類 | 項目 | 監査の主要視点 | 具体的監査 |
|-------|-------------|---------|--|---|
| | | 市況値上げ | <ul style="list-style-type: none"> 資材・部品値上げ要請と必要供給量確保 客先からの回収 | <ul style="list-style-type: none"> ソーシング会議 月次分析資料 |
| 財務管理 | 国際会計 基準化 | 減損会計 | <ul style="list-style-type: none"> 将来(償却期間の間)利益創出額と、資産価額が大幅に乖離する土地・工場・設備を減額する | <ul style="list-style-type: none"> 減損会計の評価方法及び減損必要額 |
| | 債務保証 融資 | 救済 | <ul style="list-style-type: none"> 融資回収可能性 適正な融資理由 | <ul style="list-style-type: none"> 取締役会提案資料の審査 |
| 商品管理 | 製造物責任 | | <ul style="list-style-type: none"> 特に〇〇部品、訴訟に必要ななら企業のもっている全ての文書が文書提出命令の対象となる | <ul style="list-style-type: none"> 現場往査 |
| | 環境管理 | 有害化学物資 | <ul style="list-style-type: none"> 〇〇〇〇・〇〇〇〇等〇〇〇〇 | <ul style="list-style-type: none"> ISO14001サーベランス同席 |
| | | 廃棄物処理管理 | <ul style="list-style-type: none"> 将来は環境会計が必要 | |
| 情報管理 | 個人情報 | 従業員情報等 | <ul style="list-style-type: none"> コンプライアンス体制構築、啓発、委託先監督 | <ul style="list-style-type: none"> 機密情報の識別管理 |
| | システムダウン | 災害発生時 | <ul style="list-style-type: none"> セキュリテイ対策 | |
| | | ウイルス対策 | <ul style="list-style-type: none"> グループ利用体制 | |

平成16年度監査役監査計画（H16/7～H17/6）

〇〇〇株式会社 監査役会

I 監査の基本方針

1. 会社の健全で持続的な成長の確保と社会的信頼の向上に資するため、今回改定の「監査役監査基準」に則り、監査役に求められる今日的責務を充分認識し、独立性の保持に努めるとともに、絶えず自己研鑽に励み、常に公正の立場に立って会社役員及び従業員との情報交換等に努める中で、従来からの適法性監査に加え、必要に応じて妥当性監査の観点からも監査を行うこととする。
2. 代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、監査役監査の環境整備、監査上の重要課題等について代表取締役の認識を深めるよう努める。
3. 監査体制の確立と充実のため、会計監査人、内部監査室との連携を一層密にし、いわゆる三様監査の効率的実施を図る。
4. (株)〇〇〇との経営統合の展開・進捗を注視し、〇〇〇〇〇〇(株)をはじめ、グループ内企業の役員並びに監査役等との連携・協調により実効のあるグループ監査体制を構築する。

II 監査の重点項目

1. 「内部統制システム」の総点検
 - ・コンプライアンス（法令遵守体制）、リスク管理体制をはじめとする経営管理体制、各種情報の適正かつ適時開示体制など
2. 経営統合の進捗と連携のチェック
 - ・〇〇〇設立と組織体制・経営管理体制
 - ・連結決算体制と情報開示体制
 - ・統合後の短中期事業計画の進捗状況
3. グループ会社への監査役監査（関係会社調査）
 - ・〇〇〇グループ全体に共通の経営理念・経営方針の確認
 - ・関係会社の業務運営の適法性、適正性の確認
 - ・関係会社監査役との連携・協調
4. 役員および従業員等との定期的な情報交換
 - ・面談スケジュールの策定

III 監査役業務の業務分担

各監査役は商法に規定する独任制の主旨を認識した上で、会社のすべての業務に意見の具申を行うことを原則とする中で、「常勤監査役」は別記「平成16年度監査役監査計画表」の監査を特に中心となってい、
「非常勤監査役」は経営全般につき大所・高所からの意見具申を行うとともに、監査役監査の調整・審査の役割を分担する。

以上

平成16年度監査役監査計画（H16年7月～H17年6月）

〇〇〇(株)監査役会

| 監査項目 / 内容 | | 担当監査役 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 |
|----------------------------|---------------------------------------|-------|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|
| ◎ | 会長・社長懇談(四半期監査報告) | A・B・C | | | | ○ | | | ○ | | | ○ | | |
| 重点 監 査 項 目 | 1 内部統制システムの点検 | A・B・C | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | (1)コンプライアンス体制の状況 (取締役の業務執行の適法性の検証) | A・B・C | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | (2)リスク管理体制整備の状況 (取締役のリスクコントロールの検証) | A・B・C | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | (3)企業情報の適正・適時開示の状況 | A・B・C | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 2 〇〇〇・〇〇〇社経営統合の進捗と連携の点検 | A・B・C | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | (1)〇〇〇設立に伴う組織体制と経営管理体制 | A・B・C | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | (2)連結決算体制と情報開示体制 | A・B・C | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | (3)統合後の短中期事業計画の進捗状況 | A・B・C | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 3 グループ会社への監査役監査(関係会社調査) | A・B・C | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | (1)〇〇〇グループの経営理念・経営方針の確認 | A・B・C | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | (2)関係会社業務運営の適法性・適正性の確認 | A・B・C | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | (3)関係会社監査役との連携・協調 | A・B・C | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 4 会計監査人・内部監査室との連携(三様監査の推進) | A・B・C | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 経 常 監 査 項 目 | 1 監査役会の開催・出席 | A・B・C | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 2 取締役会への出席 | A・B・C | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 3 取締役連絡会・執行役員連絡会への出席 | A | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 4 監査連絡会(会計監査人・担当部・監査役)への出席 | A | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 5 グループ監査委員会への出席(H16/10月以降) | A・C | | | | | | ○ | | | ○ | | | ○ |
| | 6 会社固定資産の点検 | A | | ○ | | | | | | ○ | | | | |
| | 7 取締役(執行役員)の職務執行の重点聴取 | A・B・C | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 8 会計監査人監査の妥当性・適正性の確認 | A・B・C | | | ○ | ○ | | | | | | ○ | ○ | |
| | 9 重要書類の閲覧(稟議書・契約書・議事録等) | A・B・C | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 10 訴訟・紛争の有無と状況及び対応の確認 | A・B・C | | | ○ | ○ | | | | | | ○ | ○ | |
| | 11 監査関係情報の収集(セミナー・講演会等への出席) | A | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

第〇〇期 監査役監査計画

1. はじめに

A社の〇〇事故隠しやB社の〇〇事件をはじめ個人情報の流出、談合問題など、企業の不祥事が後を絶たない状況にある。これらに対する社会的制裁・要請もますます厳しくなるとともに、関連法規制も逐次強化され、企業の社会的責任はますます重くなっている。

当社も〇〇〇グループの一員として相互の連携を強めるとともに、独立会社としての社会的責任を果たさなければならず、コンプライアンスの徹底など、健全な企業体質・継続的な収益基盤を確立し、事業を維持・発展していかなければならない。

このような経営環境のなか、特に、取締役・執行役員は、株主からの経営受託責任者として、

- (1) **善管注意義務**（民法 644 条：善良なる管理者の注意をもって委任事務を処理する）
- (2) **忠実義務**（商法 254 条の 3：会社のために職務を忠実に遂行する）
- (3) **説明義務**（民法 645 条：委任事務処理が適切であることを説明する。アカウンタビリティ）
- (4) **誠実義務**（他人や仕事に対してまじめで真心がこもっていること。すべての基本になる姿勢）が求められている。

一方、監査役は、「株主の負託を受けた独立の機関として、取締役の職務執行を監査することにより、企業の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する責務」を負っている。

また、昨年改訂した、「監査役監査基準」の内容を考慮し、

- ① 取締役・執行役員の意思決定に関する善管注意義務等の履行状況
 - ② 内部統制システムの構築と運用
- についても監査の充実を図っていきたい。

このような認識のもと、私たち監査役は、取締役・執行役員と密接な連携を図り、相互信頼のもと、経営上の課題や問題点について、積極的に意見交換を行い実効性のある監査に努める。

2. 監査方針

今年度社長方針は「スリムで強靱な企業体質の構築」「現場第一主義の徹底」であり、その実現に向け、全社一丸の努力が求められている。

これを受け、今年度の監査方針を以下のとおりとする。

- (1) 全社年度方針を達成する為に各部門が策定した目標（経営数値、課題解決等）の進捗・達成状況。
- (2) コンプライアンス並びに内部統制システムの構築・運用状況。
- (3) 〇〇〇プロジェクトの取り組み状況。

【実例6】

3. 監査項目

(1) 業務執行の適法性・妥当性・効率性

- ①「商法施行規則」第133条に基づく調査
 - ・取締役の競業取引、又は利益相反取引
 - ・無償の財産上の利益供与
 - ・子会社又は株主との通例的でない取引
- ②社内諸規程・手続き制度の遵守状況と内部統制の遂行状況
- ③コンプライアンス（法令・企業倫理の遵守）の遂行状況
- ④会社財産の保全・活用状況
- ⑤債権の保全・回収ならびに重要な投資、債務保証等の管理状況
- ⑥安全衛生に関する企画・管理・実施状況（特に法令遵守状況）
- ⑦研究開発ならびに開発成果の活用状況
- ⑧品質・環境管理に関する取組み状況
- ⑨子会社の経営管理状況
- ⑩カンパニー制の動向

(2) 会計事項の正確性・信頼性・公正性

4. 監査の方法

(1) 重要な会議への出席

- | | |
|--------------|----------|
| ①取締役会 | (各月・随時) |
| ②経営会議 | (各月・随時) |
| ③幹部会 | (4回/年) |
| ④本部運営会議 | (4回/年) |
| ⑤本支店運営会議 | (2回/年) |
| ⑥中央安全衛生委員会 | (2回/年) |
| ⑦コンプライアンス委員会 | (随時) |
| ⑧取引検討委員会 | (随時) |
| ⑨技術戦略会議 | (2月) |
| ⑩全社品質・環境委員会 | (2月) |
| ⑪関係会社社長報告会 | (2～3回/年) |
| ⑫その他 | |

(2) 重要な決裁書類等の閲覧・調査（随時）

社長決裁書（伺書、その他）、重要な契約書、内規、会議議事録等

(3) 営業状況の聴取

取締役等ならびに子会社取締役等からの営業に関する事項を聴取する。

※1. 原則として(1)の諸会議体への出席による。その他必要に応じ聴取する。

※2. 特に社内諸規程・手続き制度の遵守と内部統制の遂行状況、財産の保全・活用状況ならびに工事現場状況等については、各本部・本支店ならびに工事現場への往査による。

※3. 「商法施行規則」第133条関連、訴訟の状況等については、定例的に取締役等から聴取する。

(4) 重要事項の報告聴取

取締役より下記の重要事項について、発生の都度速やかに報告を受ける。

① 重大な損失が見込まれる受注工事・保証工事等

＜受注工事＞ 1件の粗利額が**1,000万円以上の赤字**が見込まれる受注工事
(損益見直し時点で、上記に該当する工事も含む。)

＜保証工事＞ 1件(工事)当たりの保証で工事額が、**500万円超**と見込まれるもの。

② 重大な損失が見込まれる与信事故 (1件当たり 500万円超の損失)**③ 重大な損失が見込まれる投融資 (1件当たり 500万円超の損失)****④ 労働災害、環境汚染事故その他の事故**

＜労働災害＞ 死亡事故および休業災害

＜防 災＞ 火災、爆発事故および生産に影響を及ぼす天災

＜環 境＞ 法令または公害防止協定の違反に問われる虞れのある汚染事故

⑤ その他

重要な訴訟または不祥事の発生およびその後の進展状況、設備投資の計画と実績の大幅乖離、税務調査など

(5) 年度計画・中期経営計画・重点課題についての聴取

年度計画・目標管理、中期経営計画の策定方針、重点課題の計画内容ならびに進捗状況等について取締役等から聴取する。

※1. 原則として(1)の諸会議体への出席による。その他必要に応じ取締役等から聴取する。

(6) 会計(決算)状況の聴取等**① 会計監査人との連携**

会計監査人より、会計監査人監査について聴取するとともに連携を密にし、会計監査人の本部本支店・子会社往査への立会、ならびに会計帳簿のチェック、財産状況の調査、資産棚卸の立会等会計監査人の実査に必要な応じ立会う。

- ・ 第〇〇期 監査計画 (7月)
- ・ 第〇〇期 監査実施報告(11月、5月)
- ・ 本部本支店・子会社往査立会(スケジュール別途設定)
- ・ 工事現場往査立会(特に、進行基準適用現場)
- ・ 棚卸資産実査立会(3月)
- ・ 有価証券・資金実査立会(10月、4月)

② 取締役等より決算(中間・年度、決算見通し、決算方針、計算書類および附属明細書、税務申告書)について聴取する(株主総会招集手続き・提出議案・営業報告書・参考書類等の適法性等を含む)。

(7) 監査室との連携

監査室との連携を密にし、課題等を共有し相互に効率的な監査を行う。

(8) 監査役会の開催(隔月・随時)

① 監査役会を開催し、監査役間の情報交換ならびに連携を一層密にする。

② 〇〇〇グループ監査役、日本監査役協会等との連携を図り、自己啓発を進め、監査役監査の品質向上に努める。

以 上

2005年度（第〇〇期）監査役監査方針

3月30日監査役会決議

4月07日取締役会報告

05年 3月30日
(株) 〇〇〇監査役会

I. 監査役のミッション

株主の負託を受けた独立の機関として
取締役の職務執行を監査することにより、
株式会社〇〇〇の健全で持続的な成長を確保し、
社会的信頼に応える良質な企業統治体制を構築する

(平成16年10月14日改訂 監査役監査基準 NB=1110 第2条 監査役の責務 参照)

II. 監査役の心構え

- 1) 監査役は、独立性の保持に努めるとともに、常に公正不偏の立場を保持し、自らの信念に基づき行動しなければならない。
- 2) 監査役は、監査品質向上のため常に自己研鑽に努めなければならない。
- 3) 監査役は、適正な監査視点の形成のため、経営全般の見地から経営課題についての認識を深め、経営状況の推移と企業をめぐる環境の変化を把握するよう努めなければならない。
- 4) 監査役は、平素より取締役及び使用人との意思疎通を図り、情報の収集と監査環境の整備に努めなければならない。
- 5) 監査役は、監査意見を形成するにあたり、よく事実を確かめ、必要に応じて外部専門家の意見を徴し、判断の合理的根拠を求め、その適正化に努めなければならない。
- 6) 監査役は、その職務の遂行上知り得た情報の秘密保持に十分注意しなければならない。

Ⅲ. 監査方針

平成13年、14年の商法改正により監査役の機能強化が図られ、監査体制を含めた企業統治（コーポレート・ガバナンス）の質が問われる時代が始まった。

また、金融・資本市場のグローバル化に伴う関連法令・会計基準の改正、連結経営への動き、度重なる企業の不祥事に対応した取締役の責任に関する司法判断の集積なども急速に進みつつある。

こうした内外の環境変化に対応して、日本監査役協会では30年ぶりに「監査役監査基準」を全面的に見直し、抜本的な改定を行った。（平成16年2月12日）

当監査役会では、監査役協会の監査役基準の改定を受けて、平成16年10月14日に、監査役監査基準（NB-1110）の改訂を行った。

当監査役会では、このような環境の変化と当社のコーポレートガバナンスの成熟度合を勘案し、第〇〇期の監査方針を次の様に定める。

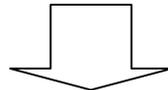
- 1) 「〇〇〇〇計画」の「お客様や社会に信頼される企業グループ」になるという企業目的を達成するために、会社の健全な経営と社会的信頼の向上に留意し、重大な損失の発生や不祥事の発生を未然に抑止する効率的で実効性の高い監査を実行する。
（予防監査）
- 2) めまぐるしく変化する経営環境と当社の事業構造や組織形態の変革及び海外進出などにもともなう経営リスクを把握するとともに、前期までの監査の経過及び結果を勘案して重点監査テーマを選定する。
- 3) 良質な企業統治体制（コーポレートガバナンス）の確立と運用を目指し、監査役として責任の取れる監査活動の質的向上を図る。

IV. 重点監査テーマ

1 取締役会等の意思決定の監査 《業務監査》

- 1) 取締役会決議その他において行われる取締役の意思決定に関して、善管注意義務忠実義務等の法的義務の履行状況を、以下の観点から監視し検証する。

| 経 営 判 断 の 原 則 |
|---------------------------------|
| ① 事実認識に重要かつ不注意な誤りがないこと |
| ② 意思決定過程が合理的であること |
| ③ 意思決定内容が法令又は定款に違反していないこと |
| ④ 意思決定内容が通常の経営者として明らかに不合理ではないこと |
| ⑤ 意思決定が会社の利益を第一に考えてなされること |



| 監 査 の ポ イ ン ト |
|--|
| ① 決議を要する経営課題が抜けなく付議上程されているか |
| ② 十分な審議をつくして決議されているか |
| ③ 『経営判断の原則』を満足させるドキュメントが提供されているか (情報やフィージビリティスタディーが十分か) |
| ④ 付議事項の目的、目標が明確か |
| ⑤ 会社の損益にどのような影響があるか |
| ⑥ 弁護士やコンサルなど、専門家の意見や違法性チェックがあるか |
| ⑦ 議事録の内容及び添付資料がドキュメントとして残されているか |

- 2) 前項に関して必要あると認めたときは、監査役は、取締役に対し助言もしくは勧告をし、または差止めの請求を行う。

2 内部統制システムの整備状況の監査 《業務監査》

1) 取締役が次の諸事項を含む内部統制システムを当社の規模及び事業内容等に照らして適切に構築し運用しているかを監視し検証する。

- ① 取締役及び使用人の職務執行が法令又は定款等に違反しないための法令遵守体制（コンプライアンス）
- ② 会社の重大な損失の発生を未然に防止するためのリスク管理体制
（リスク分析、リスク認識状況、リスク対応、リスク管理規定）
◇与信管理 ◇品質保証 ◇契約書 ◇安全衛生管理
◇労働問題 ◇環境対策 ◇海外関連 ◇防災対策
◇個人情報管理 ◇紛争、訴訟 ◇為替変動
- ③ 財務情報その他企業情報を適正かつ適時に開示するための体制

2) 内部統制部門等（コンプライアンスG、財務本部、経営企画室など）との関係および会計監査人からの報告を通じて、内部統制システムの状況を監視し検証する。

3 競業取引等の監査（133条監査） 《業務監査》

1) 次の取引等について、取締役の義務に違反する事実がないかを監視し検証する。

- ① 競業取引及び利益相反取引
- ② 会社がする無償の財産上の利益供与
（反対給付が著しく少ない財産上の利益の供与を含む）
- ③ 子会社もしくは株主との通例的でない取引
- ④ 自己株式の取得及び処分又は株式失効の手續

2) 前項各号に定める取引について、社内各部門からの報告又は監査役の監査の結果、取締役の義務に違反し、又はするおそれがある事実を認めたときは、監査役は必要な措置を講ずる。

無 償 の 財 産 上 の 利 益 供 与

- ① 絶対に行ってはならないのは、総会屋への無償の利益供与です。
雑誌の購入、〇〇会費、寄付、異常価格での購入・販売 e t c
- ② 行っても良い無償の利益供与は、お祭りの寄付や政治献金あるいは文化育成後援費、スポーツ支援などですが、これらは全て職務権限に基づいた『正しい手續』（決裁書）が必要です。

《構築すべき内部統制制度》

- ① 決裁権限、手續などの整備・運用（決裁書の保管）
- ② 無償の利益供与の管理者の設定や監査役への報告制度の確立

4 会計監査人の独立性の監視等 《会計監査》

- 1) 会計監査の適正性及び信頼性を確保するため、会計監査人が独立の立場を保持し、職業的専門家として適切な監査を実施しているかを監視し検証する。
- 2) 会計監査人の再任の適否について、会計監査人の職務遂行の状況などを考慮し、毎期検討する。
- 3) 会社が会計監査人と監査契約を締結する場合には、会計監査人に対する監査報酬及び非監査報酬の額、監査担当者その他監査契約の内容が適切であるかについて、契約毎に検証する。

5 子会社の調査等（平成14年商法特例法の改正 連結計算書類の作成）

※ 当社は平成16年12月期決算（第〇〇期）から適用

- 1) 連結子会社及び重要な関連会社の監査は、連結経営の視点を踏まえ、必要ある時は、子会社に対し営業の報告を求め、又はその業務及び財産の状況を調査する。
- 2) 連結経営の基盤である内部統制システムが企業集団内においても適切に整備され、違法行為、不正行為、その他の経営リスクなどをコントロールする様運用されているかに留意して監査業務を行う。

6 海外子会社の監査

- 1) 海外子会社の国内における日常監査を強化する。

- ◇ 重要会議出席
- ◇ 重要書類閲覧
- ◇ 関係者ヒヤリング

①対象者 担当役員、国際事業部長、コンプライアンスGメンバー
 財務本部、IT推進部、知的財産センター 各部門長
 物流部、資材購買室、生産技術室、事業企画室 各部門長
 NET役員、現地子法人役員

②内容

- ・ 予算、決算、その他業務の異常事態やトラブルの有無
- ・ 本社と現地法人との間の取引内容の適法性
- ・ 諸規定の整備状況と管理体制の確認
- ・ 前回監査指摘事項、課題への対応確認
- ・ 現地の法制度、税制、社会環境、カントリーリスク等の情報収集
- ・ コンプライアンス方針・体制の確認

【実例7】

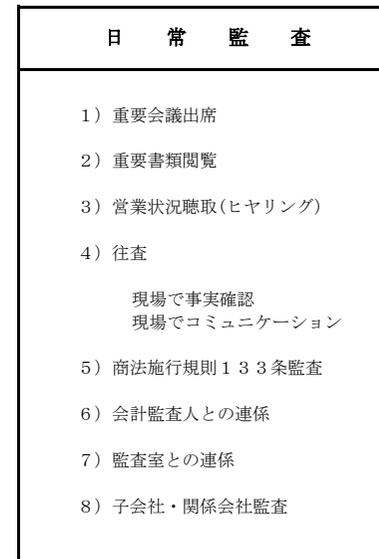
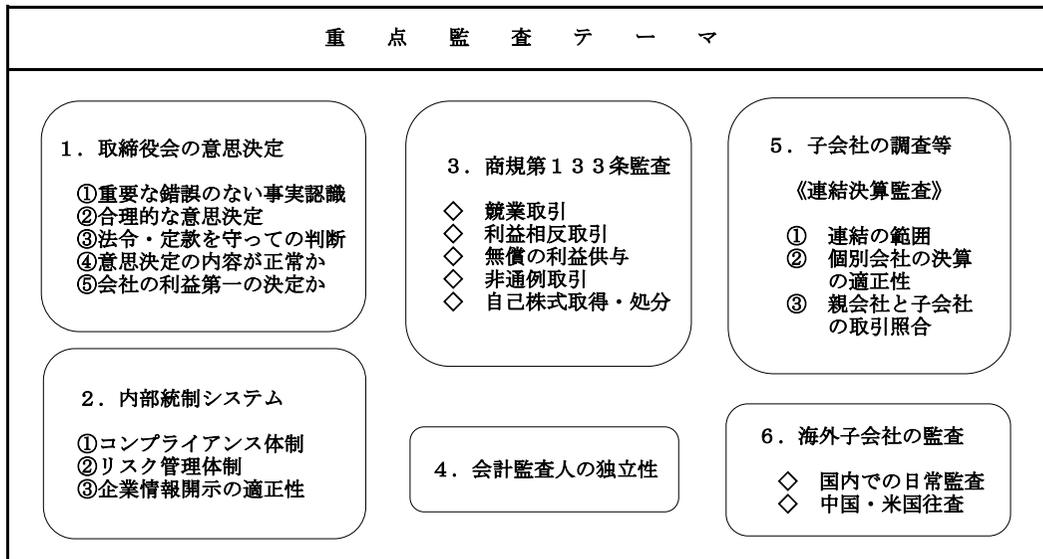
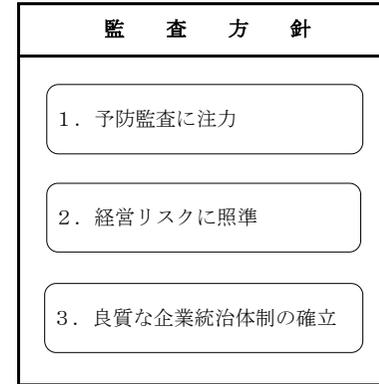
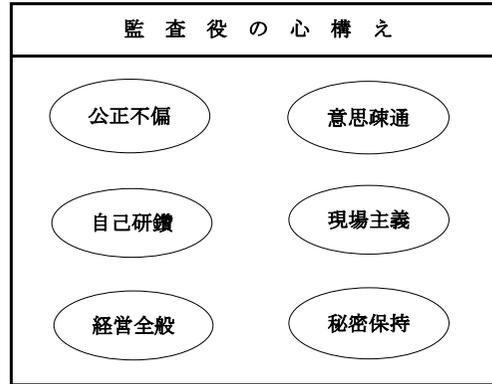
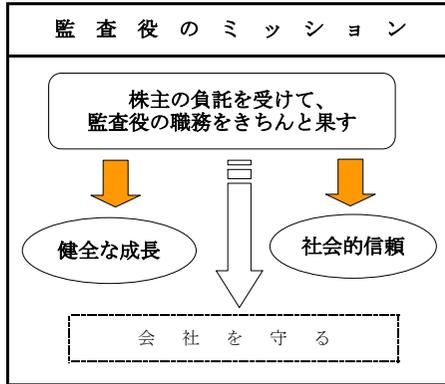
2) 海外往査を実施する・・・中国および米国の子法人

◇ 往査の必要性

- ① 連結経営重視の時代、連結決算書類作成時期到来
- ② 海外投資額の増大
- ③ 海外販売、海外生産の増加
- ④ 海外リスクの本体経営に与える影響が増加
- ⑤ 監査の現場主義・・・現地でしかわからないリスクの確認

◇ 往査の視点

- ① 国内でのヒヤリング、書類閲覧などの日常監査による理解の確認
- ② 重大な未報告情報の有無調査
- ③ 会計監査人の指摘事項の調査、確認
- ④ 海外赴任者の安全対策の確認
- ⑤ 現地幹部の要望意見確認
- ⑥ 海外赴任者の要望意見確認
- ⑦ 現地専門家の意見聴取（金融関係者・弁護士・会計監査人など）



〇〇〇をいい会社にした

定常的監査業務計画表

| 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|----------|----|-----------|----|----|----|------------------|----|-------|-----|-----|-----|
| ← 期末決算監査 | | 株主総会 → | 往査 | 往査 | 往査 | ← 中間決算監査 → 往査 | 往査 | 往査 | 往査 | 往査 | 往査 |
| | | 経営懇談会 | | | | | | 経営懇談会 | | | |

| | 項 目 | 内 容 | 実施時期 | 担 当 | 備 考 |
|-----|----------------------------|--|---|---|---|
| I | 情報発信 1. 代表取締役との 定例会合 | ①監査役レポート&面談 ②経営懇談会(半期振り返り結果) | 月1回 3、9月 | 常 勤 全 員 | |
| | 2. 取締役会での 監査報告 | ①監査計画表(含前年振り返り結果) ②重要監査内容報告 | 4月 随 時 | 全 員 全 員 | |
| II | 情報分析・意見集約 1. 監査役会 | ①監査役レポート&監査調書 監査記録、重要会議議事録 付議申請書、決裁書 | 月1回 | 全 員 | <構成メンバー> 監査役3名 監査室長、総務部長 コンプラG1名 |
| III | 情報収集 1. 重要会議出席 | ①取締役会 ②経営会議 ③グループ経営会議 ④その他重要会議 CS経営会議、環境会議、全社品質会議 予算委員会、生販委員会、 国際事業政策会議他 | 月1回 月1回 1、7月 定 時 | 全 員 常勤1名 常 勤 任 意 | |
| | 2. 重要書類閲覧 | ①株主総会議事録 ②取締役会議事録 ③経営会議議事録 ④付議申請書 ⑤代表者印・社印押印申請書 ⑥各部門の決裁書(A)(B)(C) ⑦その他重要会議議事録 ⑧月次決算書、予算管理書 ⑨子会社月次決算書 ⑩重要契約書 ⑪有価証券報告書 ⑫半期報告書 ⑬決算短信 ⑭第1、第3四半期レビュー ⑮その他対外公表資料 | 4月 随 時 随 時 随 時 随 時 往査時 随 時 随 時 随 時 随 時 3月 8月 2、8月 4、10月 随 時 | 全 員 全 員 全 員 常 勤 常 勤 常 勤 常 勤 全 員 常 勤 常 勤 全 員 全 員 全 員 全 員 全 員 | |
| | 3. 取締役等からの 報告聴取 | ①取締役 ②取締役以外の部門責任者 | 随 時 随 時 | 常 勤 常 勤 | 別紙監査計画表 別紙監査計画表 |
| | 4. 拠点往査 | ①本社及び国内営業拠点 ②国内工場・倉庫 | 随 時 随 時 | 常 勤 常 勤 | 別紙監査計画表 別紙監査計画表 |

| 項 目 | 内 容 | 実施時期 | 担 当 | 備 考 |
|---------------------|--|--|--|--|
| 5. 子会社等の往査 | ①国内子会社往査 ②海外子会社往査 ③関係会社等往査 | 随 時 随 時 随 時 | 常 勤 常 勤 常 勤 | 別紙監査計画表 別紙監査計画表 別紙監査計画表 |
| 6. 会計監査人との 連 係 | ①監査計画の報告聴取 ②会計士実査の立会 本 社 拠 点 子 会 社 ③中間監査実施報告聴取 ④監査実施状況の確認 ⑤監査報告書受領、説明会 | 4 月 1、7 月 随 時 随 時 8 月 随 時 2 月 | 全 員 常 勤 常 勤 常 勤 全 員 常 勤 全 員 | 年 5～6 ヲ所予定 年 5～6 子会社予定 |
| 7. 内部監査部門 との連 係 | ①監査計画の受領 ②監査への立会い ③監査実施結果の報告聴取 | 3 月 随 時 月 1 回 | 常 勤 常 勤 全 員 | 監査室長 |
| 8. 133条監査 | ①取締役の競業取引 ②取締役と会社間の利益相反取引 ③会社の無償の利益供与、 寄付金、交際費等確認 ④子会社又は株主との非通例取引 ⑤自己株式の取得及び処分 ⑥内部者取引の制限(インサイダー等) | 随 時 随 時 随 時 随 時 該 当 時 随 時 | 全 員 全 員 全 員 全 員 全 員 全 員 | 取締役会付議確認 取締役会付議確認 総務部・財務本部報告 経営企画室から報告 取締役会付議、報告書 決裁書確認 |
| 9. 弁護士との 意 見 交 換 | ①意見交換、勉強会 | 5、12月 | 全 員 | 〇〇顧問弁護士 |
| 10. 重点監査項目 | ①取締役会等の意思決定の監査 ②内部統制システムの整備状況の監査 ・法令遵守体制 ・品質保証の対応状況 ・個人情報保護法対応状況 ・環境対策状況 ・財務・企業情報の適正・適時開示体制 ・その他リスク管理体制 ③競業取引等の監査(133条監査) ④会計監査人の独立性の監視等 ⑤子会社の調査等 ⑥海外子会社の監査 | 随 時 随 時 随 時 随 時 随 時 随 時 | 全 員 全 員 全 員 全 員 常 勤 常 勤 | |

【実例7】

| 項目 | 内容 | 実施時期 | 担当 | 備考 |
|------------|---|---|--|-------------------------------------|
| 11. 期末監査 | <p><法定要件の充足></p> <p>①株主総会関係日程の確認</p> <p>②商法計算書類（連結財務諸表を含む） 他の確認 B/S、P/L、利益処分案、 剰余金計算書、C/F 決算短信、営業報告書</p> <p>③会計監査人からの報告および説明 ・監査実施報告の説明聴取 ・監査報告書受領</p> <p>④監査役会の監査報告書作成</p> <p>⑤株主提案権行使に対する対応確認</p> <p>⑥株主総会提出議案及び書類の事前確認</p> <p>⑦株主総会準備の適法性の確認 ・想定問答検討 ・口頭監査報告、答弁監査役の決定 ・リハーサル</p> <p>⑧株主総会運営の適法性の確認</p> | <p>12、1月</p> <p>1～2月</p> <p>1～2月</p> <p>2月</p> <p>2月</p> <p>2月</p> <p>2～3月</p> <p>2～3月</p> <p>3月</p> <p>総会当日</p> | <p>全 員</p> | <p>コンプラG、財務本部</p> <p>コンプラG、財務本部</p> |
| IV 監査役会の運営 | <p>①開催 ・監査役会</p> <p>②決議事項 ・監査役監査基準、監査役会規則の改定 ・監査方針、監査計画承認 ・監査役の職務分担 ・監査意見形成および監査報告書作成 ・会計監査人の選任, 不再任、解任 ・監査役候補者の同意 ・監査役会招集者及び議長選任の件 ・常勤監査役の互選 ・翌期監査費用予算計画等 ・当期監査費用予算計画等追認</p> <p>③協議事項 ・個別監査役報酬 ・監査役賞与の配分 ・監査役退職慰労金</p> <p>④報告事項 ・監査役の月次活動報告 ・監査役間の各種情報共有</p> <p>⑤監査役会議事録</p> | <p>月1回</p> <p>必要時</p> <p>3月</p> <p>3月</p> <p>2月</p> <p>必要時</p> <p>必要時</p> <p>総会后</p> <p>総会后</p> <p>12月</p> <p>3月</p> <p>総会后</p> <p>総会后</p> <p>総会后</p> <p>月1回</p> <p>月1回</p> <p>会終了後</p> | <p>全 員</p> | <p>コンプラGで保管</p> |

・担当の欄にて常勤とあるものは常勤監査役が担当するが他の監査役の関与を排除するものではない。

第〇〇期 年 間 監 査 計 画 表

【実例7】

平成17年3月30日

株式会社〇〇〇

監 査 役 会

| 年月 | 監査役会 月1回 | 会計監査人 (〇〇) | 取締役会等 | その他 重要会議 | 重要書類 閲覧 | 報告・ヒアリング・往査 | | | その他 |
|-----------|-------------------------|----------------|------------------------------|---------------------------------------|------------------------|-----------------------|--|---------------------------------|------------------|
| | | | | | | 担当役員 | 本社・拠点 | 子会社等 | |
| 17年 4月 | 監査役会 監査計画書 の説明・配布 | 監査計画書 の受入 | 取締役会 第1四半期 決算案 社長面談 | 経営会議 CS会議 品質会議 他各種会議 | 付議申請書 決裁書等 各種議事録 | 〇〇会長 〇〇常務 | 横浜支店* 総務部、CRM 品質保証推進室 | 各取締役会 アメリカ現法 | 内部監査報告 財務本部報告 |
| 5月 | 監査役会 | | 取締役会 社長面談 | 経営会議 CS会議 品質会議 他各種会議 | 付議申請書 決裁書等 各種議事録 | 〇〇専務 〇〇常務 〇〇取締役 | 広島支店* 京都支店 住設S事業部* お客相C* | 各取締役会 〇〇金属 | 内部監査報告 |
| 6月 | 監査役会 | | 取締役会 社長面談 | 経営会議 CS会議 品質会議 環境会議 他各種会議 | 付議申請書 決裁書等 各種議事録 | 〇〇副社長 〇〇取締役 | 東京支店* 営推部(東京)* 名古屋支店* 静岡支店 環境推進室 | 各取締役会 〇〇テック* | 内部監査報告 |
| 7月 | 監査役会 | 中間実査 立会い | 取締役会 社長面談 | 経営会議 CS会議 品質会議 他各種会議 | 付議申請書 決裁書等 各種議事録 | 〇〇常務 〇〇総経理 | 西東京支店* 札幌支店* 北陸支店* | 各取締役会 〇〇電子 中国現法 〇〇関連会社 | 内部監査報告 |
| 8月 | 監査役会 | 監査実施 報告(中間) | 取締役会 中間決算案 社長面談 | 経営会議 CS会議 品質会議 他各種会議 | 付議申請書 決裁書等 各種議事録 | 〇〇取締役 〇〇取締役 | 東北支店 資材購買室* 安全衛生委員会 (〇〇〇・〇〇)* | 各取締役会 〇〇SM | 内部監査報告 財務本部報告 |
| 9月 | 監査役会 | | 取締役会 社長面談 経営懇談会 | 経営会議 CS会議 品質会議 環境会議 他各種会議 | 付議申請書 決裁書等 各種議事録 | 〇常務 〇〇取締役 | 四国支店* 信越支店* 研究開発本部 | 各取締役会 〇〇関連会社 | 内部監査報告 |
| 10月 | 監査役会 | | 取締役会 第3四半期 決算案 社長面談 | 経営会議 CS会議 品質会議 他各種会議 | 付議申請書 決裁書等 各種議事録 | 〇〇取締役 | 東関東支店* 北関東支店 IT推進部 w品質保証室* | 各取締役会 | 内部監査報告 財務本部報告 |
| 11月 | 監査役会 | 実地棚卸 立会い | 取締役会 社長面談 | 経営会議 CS会議 品質会議 他各種会議 | 付議申請書 決裁書等 各種議事録 | 〇〇取締役 | 大阪支店* 営推部(大阪)* 神戸支店* 物流S部 | 各取締役会 〇〇K* 〇〇* | 内部監査報告 |

【実例7】

| 年月 | 監査役会 月1回 | 会計監査人 (〇〇) | 取締役会等 | その他 重要会議 | 重要書類 閲覧 | 報告・ヒアリング・往査 | | 往 査 子会社等 | その他 |
|-----------|--|-------------------------------|--------------------------------|---|------------------------|---------------|--------------------------------|---------------------------------|-------------------|
| | | | | | | 担当役員 | 本社・拠点 | | |
| 12月 | 監査役会 | | 取締役会 方針発表会 社長面談 | 経営会議 品質会議 環境会議 他各種会議 | 付議申請書 決裁書等 各種議事録 | 〇〇取締役 | 生産技術室* 福岡支店 営業企画部 総務部 | 各取締役会 〇〇 〇〇 | 内部監査報告 財務本部報告 |
| 18年 1月 | 監査役会 決算時監査 | 期末実査に 立会い | 取締役会 計算書類及 び附属明細 社長面談 | 経営会議 品質会議 他各種会議 | 付議申請書 決裁書等 各種議事録 | 〇〇常務 〇〇取締役 | 財務本部 工場(〇〇〇) 経理 | 各取締役会 連結子会社 期末監査 (16社) | 内部監査報告 |
| 2月 | 監査役会 決算時監査 監査報告書作成 提出議案書類 の監査 | 監査実施 報告(期末) 監査報告書 受領 | 取締役会 決算短信 定時株主総 会招集議案 | 経営会議 CS会議 品質会議 他各種会議 | 付議申請書 決裁書等 各種議事録 | | | 各取締役会 | 内部監査報告 |
| 3月 | 監査役会 株主総会想定 問答確認 有価証券報告 書の確認 監査方針、計画 職務分担 会計監査人 選任等審議 常勤監査役互選 監査報酬等審議 監査費用予算 等審議 | | 取締役会 社長面談 経営懇談会 | 経営会議 CS会議 品質会議 環境会議 他各種会議 株主総会 | 付議申請書 決裁書等 各種議事録 | | | 各取締役会 | 内部監査報告 コンプラG報告 |

・〇〇〇監査役が監査役を兼務する連結子会社の往査は上記から除く（取締役会出席時に随時監査）

・往査の*印は内部監査に立会いを含む

第〇〇期 監査役の職務の分担

平成17年3月30日

株式会社〇〇〇

監査役会

| 職務の分類 | | 常勤監査役 | | 監査役 |
|------------|---------------|-------|--------|--------|
| | | A | B (社外) | C (社外) |
| 日常監査 | 事業所往査 | ○ | ○ | △ |
| | 子会社・関連会社往査 | ○ | ○ | △ |
| | 重要な決裁書類閲覧 | ○ | ○ | ○ |
| | 規定類等の整備運営 | ○ | ○ | ○ |
| | 監査室情報交換 | ○ | ○ | ○ |
| 重要な会議への出席 | 取締役会 | ○ | ○ | ○ |
| | 経営会議 | ○ | ○ | ○ |
| | グループ経営会議 | ○ | ○ | ○ |
| | その他重要会議 | ○ | ○ | ○ |
| 取締役からの報告聴取 | 社長・監査役懇談会 | ○ | ○ | ○ |
| | 取締役・監査役面談 | ○ | ○ | △ |
| 商法133条監査 | 競業取引 | ○ | ○ | ○ |
| | 利益相反取引 | ○ | ○ | ○ |
| | 無償の利益供与 | ○ | ○ | ○ |
| | 非通例的取引 | ○ | ○ | ○ |
| | 自己株式の取得・処分 | ○ | ○ | ○ |
| 会計監査人との関係 | 監査計画の報告聴取 | ○ | ○ | ○ |
| | 会計監査人実査立会い | ○ | ○ | ○ |
| | 中間監査実施報告聴取 | ○ | ○ | ○ |
| | 監査実施状況の確認 | ○ | ○ | ○ |
| | 監査報告書受領、説明会 | ○ | ○ | ○ |
| | 会計監査人監査の相当性判断 | ○ | ○ | ○ |
| 会計監査 | 計算書類・附属明細書 | ○ | ○ | ○ |
| | 配当限度計算 | ○ | ○ | ○ |
| | 利益処分の妥当性の根拠 | ○ | ○ | ○ |
| | 税務申告書 | ○ | ○ | ○ |
| | 有価証券報告書等 | ○ | ○ | ○ |
| 後発事象 | ○ | ○ | ○ | |
| 株主総会関連 | 監査報告書口頭報告 | ◎ | △ | △ |
| | 答弁準備書 | ○ | ○ | ○ |
| 総括業務 | 監査報告書の作成・提出 | ◎ | ○ | ○ |
| | 監査役会規則・監査基準改定 | ◎ | ○ | ○ |
| | 監査方針・重点監査項目 | ◎ | ○ | ○ |
| | 監査計画・監査概要 | ○ | ◎ | ○ |
| | 監査役会招集 | ◎ | ○ | ○ |
| | 監査役会議事録作成 | ○ | ◎ | ○ |
| | 職務の分担 | ○ | ○ | ○ |
| | 監査予算作成・提出 | ◎ | ○ | ○ |
| | 経営懇談会開催 | ◎ | ○ | ○ |
| | 常勤監査役互選 | ◎ | ○ | ○ |
| | 報酬・賞与決定 | ◎ | ○ | ○ |

◎：主担当、○：担当、△：副担当

平成 17 年 7 月 26 日

〇〇〇株式会社 監査役会

第〇期 監査役 監査計画書

(平成 17 年 5 月 1 日～平成 18 年 4 月 30 日)

I. 監査方針

当監査役会は、監査役監査基準に準拠し、第〇期営業年度の監査役監査計画書の作成にあたり、会社の経営方針及び経営計画に基づく職務執行が、経営判断の原則を基準として行われているかを監査し、「法」の遵守をもって経営の健全性及び持続的な成長の確保に繋げることを監査方針として、以下の監査を実施する。

1. 株主総会に関する事項

- 1-1. 定時株主総会議案及び書類の監査
- 1-2. 定時株主総会の監査
- 1-3. 定時株主総会終了後の法定事項監査
- 1-4. 臨時株主総会の監査

2. 取締役・取締役会に関する事項

- 2-1. 取締役職務執行の監査
- 2-2. 取締役会等の意思決定の監査
- 2-3. 取締役会運営の監査

3. 内部統制に関する事項

- 3-1. 経営管理の監査
- 3-2. 内部統制システムの整備状況の監査
- 3-3. 内部監査部門の監査
- 3-4. 内部牽制制度の監査
- 3-5. 情報システム・セキュリティーの監査

4. 商法施行規則第 133 条に関する事項

- 4-1. 取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引の監査
- 4-2. 会社が無償でした財産上の利益供与の監査
- 4-3. 会社がした子会社又は株主との通例的でない取引の監査
- 4-4. 自己株式の取得及び処分又は株式失効の手続の監査

5. 部門別業務に関する事項

- 5-1. 事業開発本部の監査
- 5-2. 営業本部の監査

【実例8】

- 5-3. 技術運用部の監査
- 5-4. 管理部の監査
 - (1) 総務人事グループの監査
 - (2) 財務経理グループの監査
 - (3) 重要書類の監査
 - (4) 株式に関する諸手続の監査
- 5-5. CEO 室の監査

- 6. 会計監査に関する事項
 - 6-1. 財務報告体制の監査
 - 6-2. 会計監査人の独立性の監査
 - 6-3. 会計監査人からの報告の監査
 - 6-4. 会計方針・会計処理等の監査
 - 6-5. 計算書類等の監査
 - (1) 貸借対照表の監査
 - (2) 損益計算書の監査
 - (3) 営業報告書の監査
 - (4) 利益処分案（損失処理案）の監査
 - (5) 附属明細書の監査
 - (6) 決算短信、税務申告書等の監査
 - 6-6. 中間決算の監査

Ⅱ. 実施計画

| 監査項目 | 監査実施要領 | 関連部門 | 実施時期 |
|----------------------|---|-------------------------|---------|
| 1-1 定時株主総会議案及び書類の監査 | ①報告事項の調査 ②決議事項の調査 ③参考書類の調査 ④その他 | 取締役会 管理部 総務人事グループ | 18/7 開催 |
| 1-2 定時株主総会の監査 | ①招集手続の調査 ②議事運営及び決議方法の調査 ③議事録の作成及び内容の調査 | 取締役会 管理部 総務人事グループ | 18/7 開催 |
| 1-3 定時株主総会終了後の法定事項監査 | ①計算書類、附属明細書及び監査報告書（監査役会、会計監査人）備置の調査 ②議事録（株主総会、取締役会、監査役会）、定款、株式取扱規則、株主名簿、委任状の備置の調査 ③商業登記が適法に実施されたかの調査 ④決算公告が適法に実施されたかの調査 | 管理部 総務人事グループ | 18/7 |
| 1-4 臨時株主総会の監査 | ①招集手続の調査 ②提出議案及び書類の調査 ③議事運営及び決議方法の調査 ④議事録の作成及び内容の調査 | 取締役会 管理部 総務人事グループ | 適時 |
| 2-1 取締役職務執行の監査 | ①取締役の善管注意義務及び忠実義務の調査 ②取締役が内部統制システムを適切に構築し運用しているかの調査 ③取締役及び使用人からの報告受領の調査 ④取締役の違法行為に対する監査役の差止請求の調査 ⑤不正の行為についての調査 ⑥取締役欠格事由不存在の調査 | 取締役 管理部 | 適時 |
| 2-2 取締役会等の意思決定の監査 | ①取締役会決議における取締役の意思決定及び取締役会の監督義務履行の調査 ②取締役の意思決定に関して以下の経営判断に係る善管注意義務、忠実義務等の法的義務及び職務執行確認の調査 1) 事実認識に重要かつ不注意な誤りがないこと 2) 意思決定過程が合理的であること 3) 意思決定内容が法令又は定款に違反していないこと | 取締役 管理部 | 適時 |

【実例8】

| 監査項目 | 監査実施要領 | 関連部門 | 実施時期 |
|--------------------------------|--|------------------------|------|
| | <p>4)意思決定内容が通常の企業経営者として明らかに不合理ではないこと</p> <p>5)意思決定が会社の利益を第一に考えてなされていること</p> | | |
| 2-3 取締役会運営の監査 | <p>①招集手続の調査</p> <p>②提出議案・書類の内容の調査</p> <p>③議事運営及び決議・報告事項の調査</p> <p>④議事録の作成状況及び内容の調査</p> | 取締役 管理部 総務人事グループ | 適時 |
| 3-1 経営管理の監査 | <p>①経営理念及び経営方針の調査</p> <p>②年度経営計画及び年度予算の調査</p> <p>③制度、組織及び人事の調査</p> <p>④重要な契約の締結、変更、解約の調査</p> <p>⑤重要な会社財産の取得、保有及び処分 の調査</p> | 取締役 管理部 | 適時 |
| 3-2 内部統制システムの整備状況の監査 | <p>①取締役及び使用人に対する職務執行の法令遵守体制の調査</p> <p>②顧客からの苦情処理、サービスの障害事故等会社の重大な損失の発生を未然に防止するためのリスク管理体制の調査</p> | 取締役 管理部 | 適時 |
| 3-3 内部監査部門の監査 | <p>①内部監査部門概要の調査</p> <p>②内部監査計画書の調査</p> <p>③内部監査の立会い調査</p> | 管理部 | 適時 |
| 3-4 内部牽制制度の調査 | <p>①内部牽制制度・システム化の調査</p> <p>②現金預金、有価証券等の取扱業務及び人事の調査</p> | 管理部 | 適時 |
| 3-5 情報システム・セキュリティの監査 | <p>①顧客情報の流出防止及び通信の秘密の保護の調査</p> <p>②ネットワークシステムにおけるリスク管理の調査</p> <p>③社内システムの構築、管理、保守、運用の調査</p> <p>④社内情報セキュリティのポリシー策定、管理、運用の調査</p> | 取締役 管理部 | 適時 |
| 4-1 取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引の監査 | <p>①競業取引・利益相反取引の調査</p> <p>②取締役会付議事項の調査</p> <p>③取締役会への事後報告の調査</p> <p>④附属明細書の記載の調査</p> | 取締役 | 適時 |

| 監査項目 | 監査実施要領 | 関連部門 | 実施時期 |
|-------------------------------|---|---|------|
| 4-2 会社が無償でした財産上の利益供与の監査 | ①無償の利益供与に関する法規制の趣旨が社内の関係部門に理解され、かつ、徹底されているかの調査 ②無償の利益供与に関する支出の調査 ③附属明細書記載の調査 | 取締役 | 適時 |
| 4-3 会社がした子会社又は株主との通例的でない取引の監査 | ①社内稟議等により通例的でない取引がチェックできる体制になっているかの調査 ②個別取引の調査 | 取締役 | 適時 |
| 4-4 自己株式の取得及び処分又は株式失効の手続の監査 | ①自己株式の取得及び処分等の調査 ②自己株式取得にかかる関連調査 ③自己株式取得状況等にかかる開示の調査 | 取締役 | 適時 |
| 5-1 事業開発本部の監査 | ①事業開発本部における組織の運用及び人材配置の調査 ②事業開発本部における業務内容の調査 ③社内諸規程の運用の調査 | 事業開発本部 技術開発グループ 事業開発グループ | 適時 |
| 5-2 営業本部の監査 | ①営業本部における組織の運用及び人材配置の調査 ②営業本部における業務内容の調査 ③社内諸規程の運用の調査 | 営業本部 NW 営業グループ IPBP 推進グループ マーケット開発グループ | 適時 |
| 5-3 技術運用部の監査 | ①技術運用部における組織の運用及び人材配置の調査 ②技術運用部における業務内容の調査 ③設備・機器等財産の取得、維持・管理及び整備改修等運用の調査 ④リース財産の導入、運用の調査 | 技術運用部 情報システムグループ 運用グループ | 適時 |
| 5-4 管理部の監査 (1) 総務人事グループの監査 | ①総務人事グループにおける組織の運用及び人材配置の調査 ②資材管理に関する業務の調査 ③規程・登記・契約、特許・商標出願、訴訟行為等適法性の調査 ④従業員の雇用、配置、異動、教育等の調査 ⑤雇用条件、福利厚生、労使関係等適法性の調査 ⑥安全・衛生等労働環境の整備、運用等適法性の調査 ⑦株主及び株式の状況の調査 ⑧機密保持及び文書管理の調査 | 管理部 総務人事グループ | 適時 |

【実例 8】

| 監査項目 | 監査実施要領 | 関連部門 | 実施期日 |
|-------------------|---|-------------------------------|-----------|
| (2) 財務経理グループの監査 | ①財務経理グループにおける組織の運用及び人材配置の調査 ②請求業務の調査 ③経費予算管理及び月次決算作成の調査 ④資金調達及び運用の調査 ⑤取引先に対する与信管理の調査 ⑥売掛金・債権管理の整備及び運用の調査 ⑦現預金の出納、支出、保管の調査 ⑧固定資産管理の調査 | 管理部 財務経理グループ | 適時 |
| (3) 重要書類の監査 | ①重要文書、印鑑等の保管状況の調査 ②稟議書等取締役が決裁する重要書類の閲覧及び調査 ③重要な契約書及び代表取締役印を押印する書類の閲覧及び調査 | 管理部 総務人事グループ | 適時 |
| (4) 株式に関する諸手続の監査 | 増資、株式分割、新株予約権、自己株取得従業員持株会等の適法性の調査 | 管理部 総務人事グループ | 適時 |
| 5-5 CEO 室の監査 | ①CEO 室の組織の運用及び人材配置の調査 ②業務内容の調査 | CEO 室 事業企画グループ R&D グループ | 適時 |
| 6-1 財務報告体制の監査 | ①計算書類等の適正な作成及び報告のために、必要かつ適切な財務報告体制を構築しているかの調査 ②財務情報の開示にあたり、開示される情報に重要な誤りがないかの調査 | 管理部 財務経理グループ | 18/5～18/7 |
| 6-2 会計監査人の独立性の監査 | ①会計監査人が独立の立場を保持し、職業専門家として適切な監査を実施しているかの調査 ②会計監査人の再任の適否の調査 ③会計監査人との監査契約に際し監査報酬及び非監査報酬の額、監査担当者等監査契約の内容が適切であるかの調査 | 管理部 財務経理グループ 会計監査人 | 適時 |
| 6-3 会計監査人からの報告の監査 | ①監査報告書及び監査に対する資料の受領、 ②会計監査上の重要事項についての報告聴取及び監査報告書の調査 | 会計監査人 | 適時 |

【実例8】

| 監査項目 | 監査実施要領 | 関連部門 | 実施期日 |
|--------------------|---|--------------------------|-----------|
| 6-4 会計方針・会計処理等の監査 | 会計方針、会計処理の方法等が会社財産の状況、計算書類等に及ぼす影響、適用すべき会計基準及び公正な会計慣行等に照らして適正であるかについて会計監査人の意見を徴しての調査 | 会計監査人 管理部 財務経理グループ | 18/5～18/7 |
| 6-5 計算書類等（期末決算）の監査 | ①貸借対照表の監査 ②損益計算書の監査 ③営業報告書の監査 ④利益処分案（損失処理案）の監査 ⑤附属明細書の監査 ⑥決算短信、税務申告書等の監査 | 取締役会 管理部 財務経理グループ | 18/5～18/7 |
| 6-6 中間決算の監査 | ①中間決算の監査 ②中間事業報告書、半期報告書、中間決算短信等の監査 | 管理部 財務経理グループ | 17/12 |

以上

株式会社〇〇〇監査役監査
2004年度計画

文書管理情報

文書番号： KSYB-PLN-04-001 版数： 1.29 (2005/08/02監査役協会提供版)

発行日： 2004年08月11日

発行元： 株式会社〇〇〇監査役会議

作成者： 常勤監査役

確認者： 監査役会議議長

配付先： 監査役会議、役員会

配付番号：

再配付番号：

【実例9】

<目次>

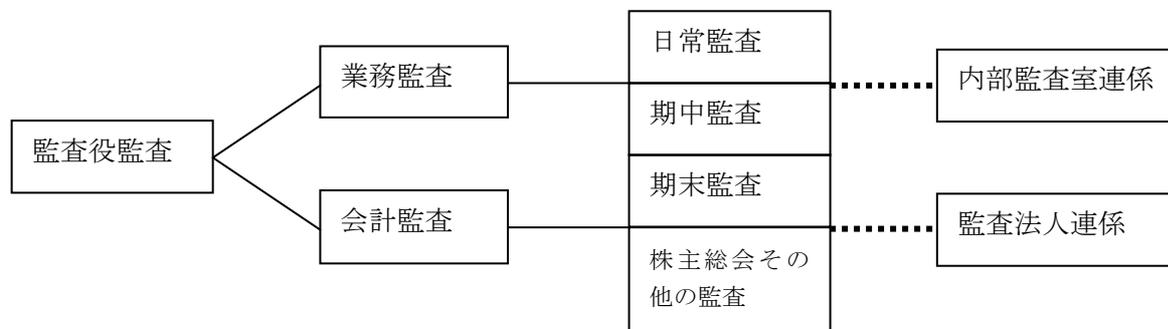
1. 監査役監査の体系
2. 監査役監査の範囲
3. 監査の方針と概要
 3. 1 監査方針
 3. 2 監査概要
 3. 3 重点監査ポイント（内部統制）
4. 業務監査の実施要領
 4. 1 概要
 4. 2 内部統制リスクの調査
 4. 3 役員面談
 4. 4 取締役業務執行確認書
5. 会計監査の実施要領
 5. 1 概要
 5. 2 中間決算監査
 5. 3 期末決算監査
6. その他の実施要領
7. 実施スケジュール

改訂履歴

| 版数 | 改訂日 | 改訂内容 | ページ |
|------|------------|-----------------|-----|
| 1.29 | 2005.08.02 | 監査役協会への提供の為一部除外 | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

1. 監査役監査の体系

監査役の監査は、取締役の職務執行を監査する機能であり、当社は商法で規定されている中会社のため業務監査と会計監査があります。当社監査役監査の体系を以下に示します。



2. 監査役監査の範囲

以下に、当社の監査役監査の全体の活動範囲を示します。

| 分類 | 業務監査 | 内部 監査 関係 | 会計監査 | 監査 法人 関係 | 備考（役員会報告等） |
|-------------|---|---|--|---|---|
| 日常監査 | <ul style="list-style-type: none"> 役員会（取締役会）/月1回 幹部会議 /月1回 経営会議 /年2回 社内監査会 /月1回 重要書類閲覧 /随時 社長との会合 /随時 監査役会議レビュ/月1回 | <ul style="list-style-type: none"> — — — 有り 有り — — | <ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・同左 ----- ----- ・月次会計情報の閲覧 ----- ・同左 | <ul style="list-style-type: none"> — — — — — — — | <ul style="list-style-type: none"> ●役員会（取締役会）で必要時に意見を述べる※（その他臨時報告を行うことがある） |
| 期中監査 | <ul style="list-style-type: none"> 内部統制リスク調査/8月 臨時調査 /必要時 事業所子会社調査/必要時 監査役会議レビュ | <ul style="list-style-type: none"> 有り 有り 有り — | <ul style="list-style-type: none"> ・四半期開示情報ck ・監査法人監査報告受 ・監査役中間決算監査 ・同左 | <ul style="list-style-type: none"> 有り 有り — — | <ul style="list-style-type: none"> ●期中）役員会報告/12月（その他臨時報告を行うことがある） |
| 期末監査 | <ul style="list-style-type: none"> 役員面談 /2月 事業所子会社調査/必要時 取締役確認書 /4月 監査役会議レビュ | <ul style="list-style-type: none"> — 有り — — | <ul style="list-style-type: none"> ・監査法人実査等同行 ・監査法人監査報告受 ・監査役期末決算監査 ・同左 | <ul style="list-style-type: none"> 有り 有り — — | <ul style="list-style-type: none"> ●期末）役員会報告/5月（その他臨時報告を行うことがある） |
| 株主総会 その他 | <ul style="list-style-type: none"> 後発事象の監査 株主総会関連資料の点検 決議事項及び議事録確認 公示、公告、登記等確認 監査役会議レビュ | <ul style="list-style-type: none"> — — — — — | <ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・会計数値は監査法人ck ----- ----- ・同左 | <ul style="list-style-type: none"> 有り 有り — — — | <ul style="list-style-type: none"> ◎監査役監査報告書/5月 ◎同意書等/5月 ○点検確認結果はその都度担当取締役へ通知/5月 ●総括と次年度計画/7月 |

※監査役は、取締役（会）の経営判断について、適法性の見地からは勿論のこと、グレーゾーンに關しても予防的な見地からプロセスを注視し、経営判断原則に照らして意見を述べます。

【実例9】

3. 監査の方針と概要

3.1 監査方針

本年度は、公開企業としての責務を満たすことは勿論のこと、次の上場基準を十分クリアできるような社内管理体制の整備に向けた活動に注視する監査とします。

3.2 監査概要

(1) 業務監査

| NO | 監査事項 | 被監査部門等 | 監査の方法等 | 時期 |
|----|----------------------|----------------------------|---|----|
| 1 | 取締役会その他重要な意思決定機関の運営 | 取締役会、経営会議、幹部会議、社内監査会 | 全監査役が取締役会に出席し必要な意見述べる。常勤監査役が経営会議・幹部会議・社内監査会にオブザーバーで参加する。 | 毎月 |
| 2 | 取締役の職務執行状況 | 取締役会資料、重要文書記録、株主送付資料、開示情報等 | 取締役会資料は全監査役が確認。常勤監査役がその他重要文書記録を閲覧、社長と随時面談、必要時に往査ヒヤリングを行い、株主送付資料や重要開示情報の事前点検に協力する。 | 随時 |
| 3 | 内部監査実施状況 | 内部監査室 | 常勤監査役が内部監査室長と随時面談し、内部監査の計画・実施・フォローアップ状況を確認・評価し、必要な意見交換を行う。 | 随時 |
| 4 | 内部統制リスクの調査 | 管理部門・製造部門各部、内部監査室 | 全社の法令遵守・リスク管理・内部統制の状況を把握するため、監査役会議が取締役を通してアンケート調査を実施し、取締役会に報告する。 | 期中 |
| 5 | 取締役の内部統制リスクの把握と評価の状況 | 取締役、執行役員 | 監査役会議が取締役・執行役員に対し予め質問事項を記入させ、役員個別面談を行い、まとめ資料をもとに意見交換し、取締役会に報告する | 期末 |
| 6 | 取締役および監査役の法令遵守状況 | 取締役、監査役 | 年1回、取締役には業務執行確認書、監査役には職務執行確認書を記入させ、監査役会議がこれを確認・評価し、取締役会に報告する。 | 期末 |

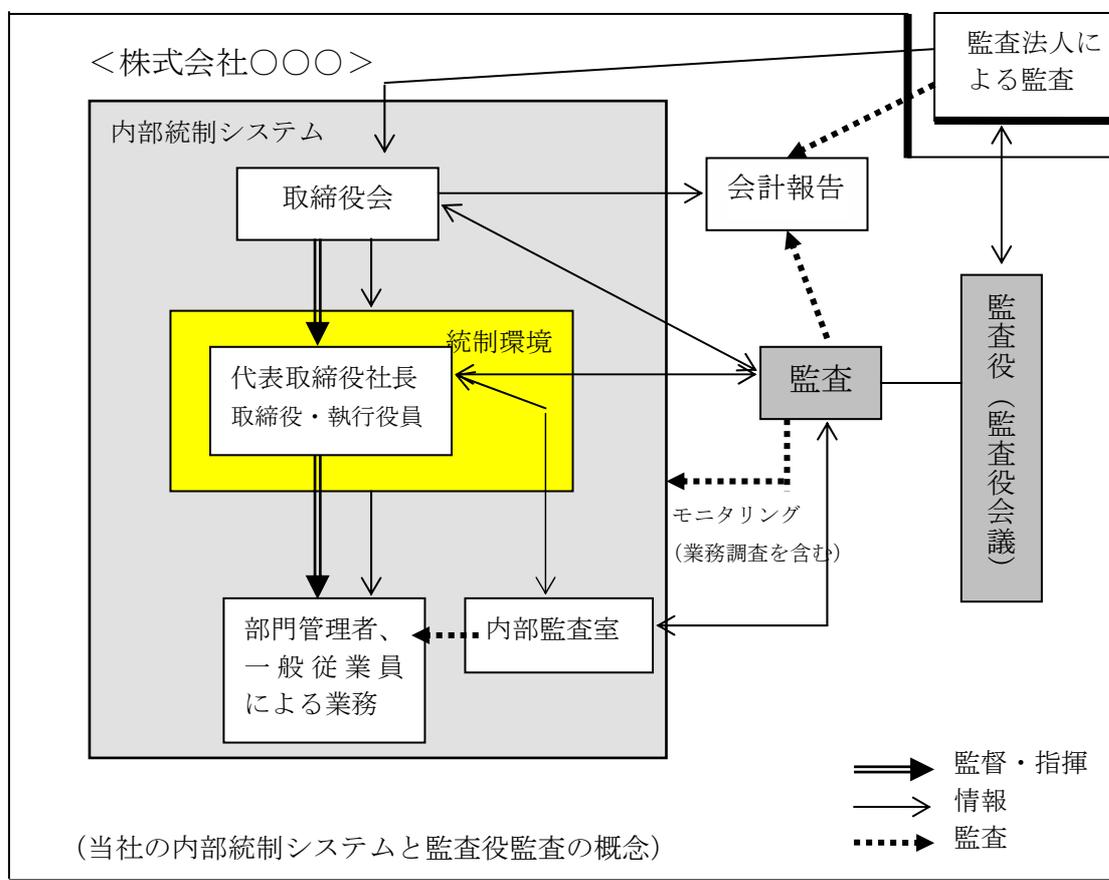
(2) 会計監査

| NO | 監査事項 | 被監査部門等 | 監査の方法等 | 時期 |
|----|-------|-------------------|---|----------|
| 1 | 月次会計 | 取締役会、経理部 | 各監査役が事前配布される月次会計資料を点検し、取締役会で月次会計報告を聞き、必要な意見を述べる。 | 月次 |
| 2 | 四半期会計 | 取締役会、経理部 | 各監査役が事前配布される四半期会計資料を点検し、取締役会で四半期会計報告を聞き、必要な意見を述べる。 | 7月 1月 |
| 3 | 中間決算 | 取締役会、経理部 監査法人 | 監査役会議が取締役会で中間決算書類受領し、説明を受け、監査役点検、監査法人報告を聞き、監査役会議レビュー、取締役会にて報告する。 | 10-12月 |
| 4 | 期末決算 | 取締役会、経理部、 監査法人 | 監査役会議が取締役会で期末決算書類受領し、説明を受け、監査役点検、監査法人報告を聞き、監査役会議レビュー、取締役会にて報告後、監査役監査報告書を取締役に提出する。 | 4-5月 |

3.3 重点監査ポイント（内部統制）

[重要性]

- 内部統制は、企業が構築・整備すべき要諦であり、監査役はこれをモニタリングする立場にあります。
 - 内部統制とは、会社の経営を適正かつ効率的に行うための仕組みであり、かつ、それを遂行するための体制およびプロセスです。
 - 取締役は内部統制システムを構築・整備する責務があり、監査役はこれを取締役の職務の執行として監査する責務があります。
- 当社は公開企業としての責務を果たすことは勿論のこと、外部環境変化への対応が重要なテーマとなっています。経営の健全性と効率性を維持しながら、ダイナミックな安定を維持し成長し続けるためには、当社の内部統制システムを継続的に評価・改善していくプロセスが欠かせません。



[補足説明]

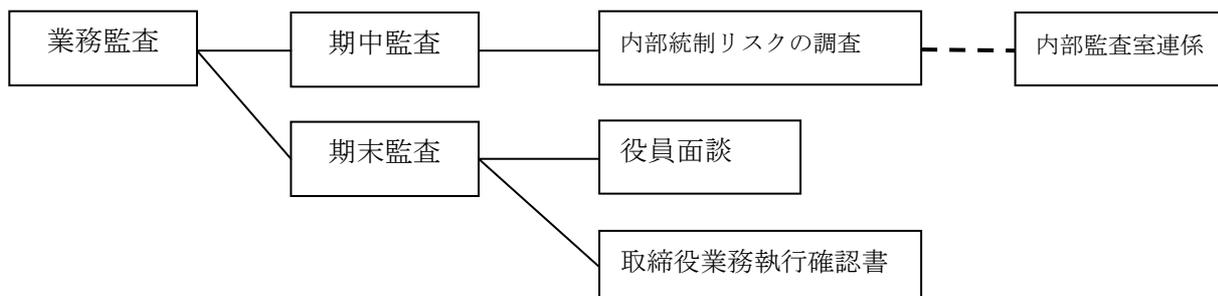
- 内部統制の目的は、1) 経営戦略の策定と目標達成、2) 事業経営の有効性及び効率性、3) 財務報告の信頼性確保、4) 法令遵守であり、これらが相互に関連しています。
- 内部統制システムは、法令・定款及び会社規程類の遵守を含むいわゆるコンプライアンスとリスクマネジメントを伴っており、品質/環境システムやI SMSなど個別コンプライアンスシステムを包含した会社全体の仕組みと捉えることができます。
- 内部統制システムの範囲は、取締役会を含む経営執行側すべてを含んでおり、監査役はその枠外にあります。したがって、監査役からみたマクロな監査対象は内部統制システムであるといえます。

【実例9】

4. 業務監査の実施要領

4.1 概要

本年度は、次の上場を念頭に置き、社内管理体制の一層の向上に向けた活動に注視する監査とするため、取締役からみた縦のラインに対する内部統制リスクの評価について一歩踏み込んだ業務監査を行います。



4.2 内部統制リスクの調査

- (1) 目的 社内の法令遵守状況・リスク管理状況・内部統制の実施状況を把握して、役員会で意見交換を行い、全社的リスクの把握と評価について見直し更新することを目的とします。
- (2) 範囲 各取締役が指定する管理部門各部及び製造部門各部の責任者クラスを調査の対象とします。
- (3) 方法 監査役会議が提供するアンケート調査用紙を用いて、取締役の指示で関係各部のアンケート調査を実施していただき、これを常勤監査役と内部監査室の協同で結果を集計します。
- (4) 時期 8月～9月に実施します。（各取締役は9月6日に調査結果を常勤監査役へ提出願います。）
- (5) 報告 集計結果のまとめを10月役員会にて報告します。

4.3 役員面談

- (1) 目的 内部統制リスクの調査をフォローアップすることを含めて役員面談を行い、取締役や執行役員が行っているところの「内部統制リスクの把握と評価」の状況を監査します。
- (2) 範囲 社長を含む取締役と執行役員を対象とします。（なお、常勤監査役が役員会報告の事前打合せや相互認識などのため、必要に応じて社長と面談することは、随時行います。）
- (3) 方法 役員面談は予め質問項目を設けて回答を得たうえで行います。面談は各役員個別に監査役全員が対応します。面談結果は資料にまとめ監査役会議にてレビュー後、社長速報し、役員会メンバーに配布します。
- (4) 時期 2月に役員面談を予定します。（2月役員会の翌週月曜日）
- (5) 報告 3月に報告会を予定し、役員面談まとめ資料をもとに意見交換を行います。さらに、重要な事項について、期末の監査役会議監査報告のなかに反映します。

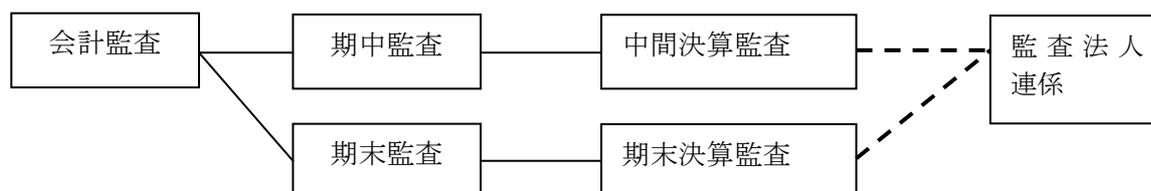
4.4 取締役業務執行確認書

- (1) 目的 取締役の職務執行監査の一環であり、取締役の法令遵守状況の確認です。
- (2) 範囲 全取締役を対象者とします。（監査役も同様に行う。）
- (3) 方法 取締役は業務執行確認書を監査役は職務執行確認書を記入し、監査役会議が確認します。
- (4) 時期 年1回用紙配布、3月末日付で記入ご署名下さり、4月初めに常勤監査役へ提出します。
- (5) 報告 期末監査役会議監査報告で役員会に報告します。（記録は監査役監査調書として保管）

5. 会計監査の実施要領

5.1 概要

今年度は公開企業としての責務を強く自覚し、監査役の監査法人との関係に漏れが出ないように注意しながら監査役監査の質を高めることで、監査の実効を得るような取り組みを指向します。



5.2 中間決算監査

- | | |
|---------------|-------------------------------------|
| (1) 中間決算書類受領 | 10～11月役員会にて中間決算書類一式を受領、取締役の説明を受けます。 |
| (2) 監査法人監査報告 | 監査法人より実施結果報告を聞きます。(事前に監査計画の説明を受ける) |
| (3) 監査役の独自点検 | 期中監査および中間決算監査チェックリストをもとに点検調査を行います。 |
| (4) 監査役会議レビュー | 監査役の点検結果(監査調書)をもとに監査役会議にてレビューします。 |
| (5) フォローアップ | 経理部と監査法人に対して必要なフォローアップを行います。(12月中) |
| (6) 期中役員会報告 | 12月役員会にて04期中監査役会議監査報告を行います。 |

5.3 期末決算監査

- | | |
|---------------|-----------------------------------|
| (1) 期末決算書類受領 | 4～5月役員会にて期末決算書類一式を受領、取締役の説明を受けます。 |
| (2) 監査法人監査報告 | 監査法人より監査の実施結果報告を聞きます。 |
| (3) 監査役の独自点検 | 期末決算監査チェックリストをもとに点検調査を行います。 |
| (4) 監査役会議レビュー | 監査役の点検結果(監査調書)をもとに監査役会議にてレビューします。 |
| (5) 期末役員会報告 | 期末決算役員会にて04期末監査役会議監査報告を行います。 |
| (6) 監査報告書提出 | 期末決算役員会にて「監査役監査報告書」を提出します。 |

6. その他の実施要領

- | | |
|--------------|-------------------------------------|
| (1) 監査役会議の運営 | 月一回、別紙「2004年度 監査役会議の予定議題」に沿って実施します。 |
| (2) 監査役監査調書 | 監査記録は1件毎に監査調書に記録し、監査役会議レビューを行います。 |
| (3) 文書及び記録管理 | 監査役の文書記録は当社品質システム文書及び記録の管理に準拠します。 |

【実例9】

7. 実施スケジュール

下記は、2004年度の監査役監査スケジュールであり、業務監査と会計監査を含んでいます。
 なお、詳細日程は、役員会にてその都度ご相談しながら進めていきます。

(前半)

| | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|-----------|--------------------|-----------|---------|----------------|-----|-------------|
| 株主総会 | | | | | | |
| 役員会(取締役会) | △役員会説明 ※1 | △同左 調整 | | ▲報告※2 ▽決算書類 | ▽同左 | ▲期中報告 ※3 |
| 監査役(会議) | 04計画 | | アンケート集計 | 期中監査 | 結果 | |
| 内部監査室連係 | 03フォローアップ▽ 監査報告 | | | 内部監査への 依頼▽ | | 内部監査実施 |
| 監査法人連係 | | | 監査計画概要 | 計算書類監査 | | フォローアップ→ |

※1 (2004年度 監査役監査計画の説明、監査役監査基準等改訂主旨説明)

※2 (内部統制リスクの調査報告)

※3 (04期中 監査役会議監査報告)

(後半)

| | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 |
|-----------|--------------|-------------|------------------|--------|-----------------|-----------------|
| 株主総会 | | | | | 株主送付資料 チェック▲ | 株主総会 ◎ |
| 役員会(取締役会) | △役員会調整 ※4 | | 執行確認書▽ ▲報告会※5 | ▽決算書類 | ▲期末報告 ▽※6 | |
| 監査役(会議) | 面談予定 | 役員面談 | フォローアップ | 期末監査 | | 04総括ほか 05計画→ |
| 内部監査室連係 | | 監査報告会他 ▽ | フォローアップ | | | |
| 監査法人連係 | | | 実査等同行 | 計算書類監査 | | |

※4 (役員面談計画)

※5 (役員面談結果報告と意見交換)

※6 (04期末 監査役会議監査報告と監査役監査報告書を提出)

<役員会報告テーマ予定>

- 07月役員会 監査役監査2003年度総括と2004年度計画、監査役関係規程類改訂案
- 10月役員会 内部統制リスクの調査報告
- 12月役員会 期中監査役会議監査報告
- 01月役員会 監査役役員面談予定
- 03月役員会 取締役業務執行確認書、役員面談結果報告(役員意見交換会)
- 05月役員会 期末監査役会議監査報告、第35期監査役監査報告書

以上